「知的財産推進計画2007」の見直しに関する意見募集に寄せられた意見

(団体)

(四1本	<u> </u>	
No.	団体名	意見
1	社団法人日本	別紙
	経済団体連合 ^	
_	会	
2	デジタル・コンテ	別紙
	ンツ法有識者フ	
	オーラム	
3	日本弁理士会	別紙
4–1	株式会社サラダ	知的所有権が海外で侵害された場合国家が費用をもって訴訟、交渉、和議
	メロン	を図るようにしなければならない個人では体力に限界がある。
		法律があるのに行政の運用方針で間接的に知的所有権が侵害された場合、
		│ たとえば植物防疫法で禁止されていたキノコが、ある政治家の意見で法律を
		変えないで国に輸入を認めた場合、国産における大量増殖方法のせっかくと
		った特許が骨抜きに近い状態になる。これは知財を進め振興するとする内閣
		の方針にも反する行為が起きている。丁度よい研究案件であるからその辺の
		見解を出してほしい。そもそも法律を変えないで胸先で今まで禁止していたも
		のを 180 度、権利保持者に尋ねるまでもなくまた、行政を変化させてよいもの
		か?つまり国民の財産権は自国からルールを整備する必要がある案件であ
		り、国会議決がないのに立法権を官僚が動かす裁量はないはずだ。その辺
		の見識を整備する必要がある。つまりは国の都合でかってに知財権が脅かさ
		れないようにしなければならないはずである。その辺の確たる法律を整備す
		ることから未来に、今に対応する知財戦略を立ててほしい。
		また、世界にはばたかせる発明ができた場合、発明者や国の報酬も決めて
		世界に代理店等売り出すことも手伝うことも知財立国として不可欠である。
		ともすると大学発のベンチャーにてだすけすると戦略要綱に書いているが特
		許を持つ一人として感じることは一人の個人の発明でも光をそそぐべきであ
		る。この辺が戦略の思想に欠除している。NHK などの TV にも広報する枠を
		与えるべきであり、NHK 放送法の改正も視野に知財は動いてほしい。発明は
		個人である。そこをしっかりおさえた支援策をとり、ジェトロや日本が派遣した
		大使館もお大いに稼働させるとよいのでないか
		米国に個人で出すと特許料が紛失する。筆者も何十万円もなくなった。日本
		の為替をサインナシに誰かが銀行から引き出している。郵政も米国もだれも
		責任をとらない、旧の郵政の規定をみると2-3万円円がふん失の弁償限界だ
		という。かくなるは米国の大統領に直訴しかないとおおいに怒ること山であ
		│ る。韓国は当方の本をほぼまる写しで出版していると韓国の北大に来ていた
		 研究者がいう。裁判かけれと・・。個人では無理だ。金、言葉、弁護士費用、
		翻訳、韓国の特許法律など課題が多い。少なくても特許を日本国が与えた案
		件については国策として調査させ守らせることも必要だ。意匠ばかりの警察
		捜査ばかりでなくレベル UP する内閣情報調査室も活用したらどうか、構造を
		組立、国家も個人も利をあげることを考えなくてはならない。今は刀や砲弾で
		なくて経済戦争なのだから内閣情報調査室程度のレベルが必要な国際環境
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

であることを戦略としたい。これぐらいの発想を言える人が知財人選にいるのだろうか?人選も戦略も知恵のある人、特許を保持している苦労した人も、情報室も加えるべきでないだろうか、それから北海道のサミットをどう考えているのだろうか、筆者も素晴らしい発明があるのでチヤンスをみて発表したいのだが支援してくれないだろうか?日本の見せ場を太陽光パネルだとすればなさけない。すこしは世界の注目を浴びるものも(最近では京大幹細胞の研究があるが)打ち出さないと知財チームとしても面白くないのでないかと意見をのべる。当方のウエイブ治療の発明も完成した。指定するウエイブから扉を入手して送られる CD 情報を重ねると気のエネルギーが出るように作られている。パソコン障害からの電磁波に干渉し、目がよくなる方に働き、体にも気の情報エネルギーを既存の世界のパソコンから発生させることができるものであり革新的である。注目してください。サミットで世界に情報を公開したいと活動中。ぜひ一度体験してください。そのほか面白い発明があります。

4-2 株式会社サラダ

2008年度以降の知的戦略についての提案

H20.3.27 日

(株)サラダメロン 代表取締役 佐久間和夫 北海道名寄市日進105番地

はじめに

北海道のはずれの雪原にモアイ像がたっている。模造であるが迫力がある。 モアイ像の発祥の地はイースター島で子孫的住民はいない、誰が立てたか わからない、どのようにして巨大な像が建てられたかもわからないという。モ アイ像だけ地球の荒野に残って民族は滅亡したのである。

知的戦略の話はそのことを踏まえたうえで論議になるのである。つまり仮説 だが環境問題を早々に解決しないと80%の地球民族は死亡するのであると いう説がある。残りの20%の民族がどう生きるかという問題かも知れないの である。

北海道のサミットも地球人類の赤信号集会で大変注視せねばならない。今後の歴史において、環境が悪化し地獄絵図が引き起こされるかは本当のところはサミットに集まる首脳といえ誰もしらない。しかし、ニューオリンズの大洪水、米国を襲った竜巻などを通して大気の変動の凄さ、人類の無力さをまざまざと見せつけられている。水の都などは海中に没するのである。南極の氷も地球の海流を乱すほど溶け出したのである。

こうした宇宙空間や地上で起こるという地獄絵図を人類は少しでも減ずる何かを考え出さねばならない。

CO2 における悪知恵に長けた国は CO2 の削減が目標より実現できない時、 達成できた国から排出権を購入すると言う弁法をあみ出した。これは外交で あり、環境論議に化粧しているに過ぎない。

また、5年後の12月には宇宙からフオトンベルト(電磁波の集団のようなもの)が地球にぶつかるといわれ、心ある学者は心配している。国策としてわが国はこれらの対応する戦略を鋭意検討研究しているのだろうか?太陽の情報を含む光線はプラス 2000 からマイナス 400 と日々強く悪化しているのである(松果体(脳)簡易測定値)。この数値は癌の数値より一回り悪い値であるから例えば皮膚がん発生が多発することも考えられるのである。オゾンホールの開口とともに白人に多い皮膚がんが多発されていく可能性がある。

地球大変動の昨今、地震も次は、関東にきてもおかしくないと言われている。

どうするのか?大型地震で阪神のようになるのでないか?それ以上になるの かもしれない。

穀物の高騰は米国のエタノール作りが横取りして高騰させたのではない。大 干ばつが襲い、水不足が続き不作で穀物相場を高騰させたのである。異常 な大干ばつが広大な農場を持つとうもろこしなどの穀物作付け地帯を襲った のが認識として正しいのである。米国のエタノール作りでないことを日本国首 脳は認識しているだろうか?

日本が50度台の猛暑になったらどうするのか?

反対に赤道直下に雪が降る時代である。氷の大きな塊が地上の建物を直撃 したらどうするのか?人は家に閉じこもり屋根も穴が開くだろう。

両極端が起こりうる異常事態が昨今の変動である天変地異なのである。

こうした身憎悪の状況が推論され、実際化されている中で日本のこれからを推論し、対策を立てることが急務であり、その中で知的戦略はどうあるべきか提案する。よい知的ビジネスが立案されればそして、国づくりに必要ならば国家も発明者らからライセンスしてでも政策に取り入れることになろうし、なければならない。

本当は給与のいただいてる責務ある方が、本案を寝ないでも作り上げなければならないものなのであるが、現場からの提案もこの時期不可欠だと判断した。しかし、この程度の企画レベルを考察提案する方が大勢いなければ、重要な最も肝心な国家財政と地球を守り世界を守る事にならないのである。

つまり、世界も我国も、自国益の優先思想が抜けきれていないまま、ある日 突然として、宇宙環境汚染が飛び込んだ。地球人類の同時滅亡時代をまっ たなしに告げられてきたからである。

侍時代に今までの敵方と思い戦っていたが今度は同盟を結んで第三の敵に立ち向かおうとする構図である。はたで見ていても心配な構図である。戦国時代ならば同盟者に寝返りがないか心配なところでもあろうが、今の相手はガスであり天界を相手にしているのだ。だからたちが悪い。

しかし、見方を変えると、真の真から見ると敵はガス削減行動ができない自身である。己が地上の敵であり、ガス発生を止めきれない自国が敵なのである。こう考えると人間の業がつくった問題といえ、天界も人間の心を試しているといえるだろう。

本文は知財と関係がないようなことも述べるがリンクして本題を提案へ導き 出す時代背景などを述べたものであるから必要だということで理解願いた い。未来の国の形を推定してそこにおける開発分野やビジネスモデルがどの ようにおきるかの概要を提案する。未来の国づくりに知財が効果的に働く方 向が見えてくるのである。

つまり、少なくてもここで掲げた分野の開発は国づくりから見て大切なのでガス削減技術、水確保技術と共に重点的に開発を誘導すべき知財政策案件として重視しようということである。体系的に以下の分野の知財開発を国民に問うことも、強力に各省庁に推し進めることも知財の重要な役割にしなければならないという意見である。国も重点的に予算をつけねばならない。

A)未来の国づくりから見た知的戦略の分野の提案と骨子

① 計画設定プログラムとして

時間軸と面位置範囲を設定し、100年の長短期にわたる知財の戦略体制をつくること

何年までに何をして(研究を完成させ)どの地域又は国まで知財の戦略の影響を広げるか?

②生活密度を改善する国づくり分野

新宿の過密、電車の過密、息苦しく異常である。過疎も文明の提供されるサービス手段がない。東大のコオロギ虫の研究発表を聞いたことがあるが過密だと相手の足をもぎ取る凶暴行動に出るのだそうだ。適正密度が必要である。

過密、過疎地の解消をはかり一人あたりの居住空間社会の面積を確保すること。・・経済交流と生命を活性化させるため集中都市の分割で各地ブロックに30万人都市つくりを進める。日本で15箇所内外だろう。

③ 国内交通移動を迅速化する国づくり分野

国内移動の為の小型へリに準じた空間移動船を開発し取り入れる。降りるところは駅、バス亭、港、陸上の池、ビルの屋上、グランド、大型未来バスの後ろに磁石などで吸引させ乗り降りできる。その他、

- ④ 大型ヘリコプター数機を一単位とし、網に人をのせ空中移動させる大量 移動システム。緊急避難時の地震逃避方法の開発分野
- ⑤ 落ちない飛行機の開発分野
- ⑥ 衝突しない船及び潜水艦の開発分野
- ⑦電話線、電気線などの地中埋没を進める町づくり。又、空中送電方法も進める開発分野

(埋没する線はかじるねずみに注意)

⑦ 室内外の電磁波対策分野

電磁波は赤血球をクラスター状にするから血液の流動性を悪くし人体に障害を与える。これを電磁波にたいする干渉作用等で防止する分野

(脳神経にも影響与えるかもしれない。)これらの障害から人体を守る発明分野

- ⑩ パソコン使用による漢字や字体の物忘れ防止に関する分野 パソコンを長く使うと文字が忘れる現象がおきる。民族として由々しき問題で ある。文字も下手になる。解決する方法を発明する分野がある。
- ① 食肉獲得する為の屠殺方法分野

食の重要性が論じられている。農薬を混入しないことも大事だが恐怖を与えた殺し方が肉に恐怖の情報がのる。恐怖を与えない屠殺方法の開発画必要。米国は眠らせて殺すとか?

① 近年の気候変動、加熱と豪雨と冷夏、暖冬や気候温暖化対策に伴う農業技術の開発分野

国内の北は暖かくなっている。作物の暖地むけ栽培体制を北に移動しなければならない。なぜならば作物は適地適作適温でないと栽培が成り立たないからだ。加熱される地帯は白菜、レタス、など冷涼野菜は今までより著しく病気の発生で取れなくなる。

人体無害な健康エキスなどの虫や菌予防の開発分野

③ 未来の日本国の経済の基礎をどうするのか?

土地本位制に切り替えるときが必ずくる。

徐々に日本の国の大地の値段を正当に決めるときがきている。国民の国土内の資産価値を上げる必要がある。未来経済体制に基づいた土地価格の決め方の研究と開発分野。

4 仮想通貨の有効活用と仮想通貨からの脱却

今の世界経済のなかで連動する貨幣は不安定である。ドル95円では巨大輸出企業でも1年の儲けがフットブこのようなあり方は相手国にも同様な被害をだす。つまりこれは仮想通貨から脱却しなければならない。一方、

仮想通貨の有効活用では疲弊する一次産業を救済し本来の形、所得を社会が保証する姿と国民の生命の食料を安心して生産してもらう事と、農業後継者も栽培技術を磨き、経営が豊かになる状態になる方法として、大地券(仮称)を発行して農業生産物に3倍の価値をもたせる。少なくても農業生産で生み出した産物が現行の1000円であれば大地券をもらうと3000円で引き換えることのできる大地券を与える。

つまり、言い方を変えると、生産活動でもらった仮想通貨の大地券 1000 円では今までの3倍の物(3000円)が購入できるようにする。

大地券は普通通貨と銀行で交換できるようにする。

このようにして終戦後の一度しか良い目をみなかった農村を育成し他産業間の所得の格差を是正していく。

これらにともなうビジネスモデルの発明分野も出る。又、疲弊する他産業にも応用できる。この辺のどのあたりの格差で仮想通貨の恩恵を与えるかのビジネスモデルの開発が政策上不可避になるだろう。この辺の時間当たり所得の算出方法を理論化すると興味ある生きた経済学ともなる分野である。

⑤ 道州制などの政策による地産地消を促進する為の地域内通貨、つまり仮想通貨導入のビジネスモデルの開発分野

国づくりの一環として道州制がとられることとなり第一号は北海道である。

一定の金額で県内の、又は道州制内の経済の活性化を図るとき仮想通貨が有効である。この場合の仮想通貨は県内でないと換金しないとか、換金させず目的の働きの為の仮想通貨として、役割を演じさせることになるだろう。

⑥ 仮想通貨からの脱却分野

外資のファンドが日本の都市の一等地のビルを高く購入して証券化して世界へ販売している。この証券を購入するのが例えば現場を知らない中東のオイルダラーである。あるファンド又はその出先が高く購入している場合、そのビルでは現時点において、高価なビル代をはらって利益を上げることは不可能なのである。

ビルは減価償却がおきるから資産価値は落ちる、土地価格が上昇しない限り、誰かが証券を購入しても利益を得られない。つまりばばを引く構造である。仲介者は手数料を手にする。こんな仮想構造が世界をまたに駆けて飛び交う現在の経済社会である。虚像が虚像をうむのに証券化といういわば仮想通貨が役割を演じているのである。

どこかで虚像の保障を引き受けた保険会社も地球規模で連鎖し倒産の悲劇を生む。すると世界は連動して株価安を引き起こし悪連動社会の波動をうむのである。だからこうした虚像は長くは通じない、

このような仮想通貨からの脱却を図ることが不可欠になる。そこで対案は づばり、物々交換の経済である。これならば誰かが世界の富を独り占めでき なくなるのであるし地球経済に優しい。

数パーセントの人が世界の富の 60 パーセントを握るなんて事はできなくなるのである。貨幣は補助として使用することとするのである。米国の国債も日本が多量に保存している。これも仮想通貨の部類である。元金の返却はおぼつ

かないといわれている。対案は米軍の基地移転などの日本持ち費用が取り ざたされているがそれには日本が購入して

塩漬けになっている米国の国債で支払うという手段がある。このように未案件の処理として、仮想通貨で支払いそれらからの脱却を図る粘り強い戦略も必要である。

- ① もしも合成医薬剤が無いときの健康管理はどうするか? 赤字が財政を圧迫したら医療は救急性や伝染性もの、手術を必要とするものしか治療できないかもしれない。租の時の為のビジネスモデルや発明が必要と思われる分野である。
- (B) もしも燃料がなくなったときは、日本国民はどこで過ごすのか? 水や山菜がとれる谷川の山の傾斜に穴をほって暮らすのだろう。山芝を燃料 にするか亜炭を掘り燃料にするのだろう。 鹿やヤマベ、ザルガニ、川えび等 の繁殖、増殖を誘導しなければならない。 捕獲技術も必要だ。
- (19) もしも電気が取れなかったら

オール電化住宅は地震のとき何も煮炊きできなかったという。近代文明の落とし穴である。トイレも出来ない。水洗トイレはないに等しく不便だ。

②のもしも医者がいなくなった時どうするか?

昔の村には産婆さんがいた。赤ひげ先生が親身に見てくれた。昔のように至急人材と気運を作り出すビジネスモデルが必要である。ここにおいて赤ひげ先生や民衆が簡単に使える治療ロボットの開発も非常に重要だ。当社で開発しつつあるパソコン型ロボットがそれである。又、インターネット回線を利用してウエーブ治療もできる世界を確立している。ビジネスモデルの検討中であるが知的所有からみたアドバイサーがほしいものである。

(21)海外との取引は物々交換経済を主体にするようになる。ないものを輸入するが自国内であるものは輸入しない原則を導入した世界省エネ輸入路線の開発分野

(22)知的戦略を外交に使う開発

例えばロシアに対する日本の 4 島返還交渉が遅れている。ロシアは現在、産油がでて、資源外交を進めているが日本は技術外交を強く推し進める。例えば4島は日本の知的方法を具現化する工場とし、システムのキーワードは日本が保持する。仕事は例えばガソリンの精製とか・・はロシアから日本が委託される。(ロシアは品質のよい精製工場特にガソリンを求めていると釧路の情報元から聞いた。)

島を返還するならば工場をたててロシアの精製を引き受ける工場を作るという外交を重ねる。

理解が取れれば日本提案の工場やプラントが稼動する。工程稼動は複数の暗号でロックされ1分間で暗証番号が変わる、いわばトークンシステム(商品名)手法を取れいれ、更に、もし、ロシアが裏切った場合は各工場の機能が止まるなどの指示する衛星サーバがあり、トークンを破壊することで工場のシステムを無能にするなどの処置がとられるとする契約にするのである。

ここにおいてビジネスモデルや工場システムを無能化する発明が特に望まれる分野である。爆薬はつかわない。

中国、インドにもこの手法は使えるだろう。

技術供与は必要だが高度な技術はライセンス供与とするべきである。当然約束違反があった場合は宇宙サーバからの指示で肝心なシステムは機能不全

に破壊されるようにする必要がある。

つまり日本の外交は技術で権威をもち知的技術憲章にもとづき行動すると世界に宣言する戦略である。この場合次章でのべるような効果が期待される。 管理は第三機関に委託したほうが良いかもしれない。永遠に任すということ である。外交上独立できていてきれいで得かもしれない。この辺も研究する 必要がある。国連に任すなどはナンセンスである。

つまり、各国に日本から提供される技術が→日本にとっての国防→地球防となる戦略である。宇宙ステーションはそうした意味をもたせサーバーの様なものを乗せる意味で開発されたらよいのでないか、しかし、巨大な電磁波群、巨大な降氷などで破壊されることがある。安全性を考えてカプセルにのせ分散を図る仕組みが必要である。宇宙ステーションがサーバーの役割をする性能が無線で起こるか否かも提案者には現時点では不明である。

比ゆとして捕らえていただいても結構であるが、つまり破壊する鍵を2重3重につけて、又はそれ以上につけて、プラント貸出先に目を光らすということである。いわば破壊する鍵をつけて貸し出す国家的リース事業を行うという知的外交戦略である。

23)知的技術憲章について

過去にロボット憲章があった。それはロボットのあるべき姿を規定したアイザック・アシモフのロボット工学三原則は、次の通りである。

第一条 ロボットは人間に危害を加えてはならない。また、その危険を看過することによって、人間に危害を及ぼしてはならない。

第二条 ロボットは人間から与えられた命令に服従しなければならない。ただし、与えられた命令が、第一条に反する場合は、この限りではない。

第三条 ロボットは、前掲第一条および第二条に反するおそれのない限り、 自己を守らなければならない。

日本の知的技術供与戦略もこのようなロボット憲章を参考に知的技術憲章をつくりあげ世界に発表することから始まるのである。ここに新たなビジネスモデルが誕生するのである。関連して述べると話が少し間違っているかも知れないが CIA が偽札を印刷しているという話が報道されたことがある。CIA がドルの偽札を中東に渡し、中東は安い兵器を北朝鮮から購入する。→偽札は北朝鮮に溜まる。→偽札は換金される。北朝鮮からもちこまれて交換した国際銀行(何処かは覚えていないが)は迷惑である。米国は北が偽札を印刷していると宣伝しているという、印刷機は前近代的で米ドル印刷されているスイス製印刷機は導入されていないという。ここが根拠になり CIA 偽造ドル札提供説が流れているのである。このような時、日本は特許 G メンを持ち知的技術憲章を宣言していれば世界の印刷機に追跡信号をつけるように世界に提案し協定する案を提案することも出来る。一歩米国の上をいく外交的戦略となる。日本は心差しを高くして世界をリドーしなければならない使命があるのである。

今までODAなどの鰹節外交か、猫なで声外交から一転する。国の品格をもって外交できる強いシンボルになるだろう。知財を大いに活用して戦略を構築せねばならない。

知的戦略は優秀な技術力と技術に対する秘密暗号力、工程を無能にする衛星技術により実現できるのである。この分野の開発は兵器の開発より重要視して、日本の国家的戦略としなければならない。

知的技術憲章の友とするこの場合のよきパートナー国は、例えばドイツでないだろうか、国民性は日本に好感を持ってくれている唯一の国かもしれないと友は言う。

前文で言う暗号は遠隔で誘導できて他に侵入されないということであれば方法を問わないのである。この辺に知的戦力の凄さを見せ付けるだろう。故に開発には機密費を出してもらおうというわけだ。予算がない知的戦略事務本部では何も出来ないのだ。文部省の研究費も少し削減して投入することだ。ベクトルをここに全て集中すべしというわけだ。又、以下の G メン育成に大学や職安で講座を開き序々に国家資格とすべきであろうし資金の投資が必要である。

B) 未来の環境、教育、国づくり、農村作りの人体投影社会学の導入 先ほどまでに未来のあるべき国の形を連想しながら意見を述べてきた。しか し、詳細を判断する哲学を持たないといけない。何を尺度で物申すのかと問 われたとき答える基準が必要である。それを可能にしたのが人体投影社会 学である。これは人体の合理的だが穏やかな機能、のんきだが俊敏な機能 をモデルにした教育、社会、国づくりを描いたものである。何よりも、なぜ高い 国内農産物が必要か?の回答がこの人体投影社会学で答えがようやく出来 たのである。又、人体と環境をモデルにして物を考えると深く洞察しやすいし 人の心に染みわたる。教育現場に持ち込みたい人体社会学の教育思想でも あり社会作り原理でもある。昭和44年ごろを境として教育思想が劣化したよ うに思う。劣化した思想の中で育った子が今の母親である。子のしつけを学 校に押し付ける。もちろん良い母親もいるが本末転倒である。別紙で人体社 会投影学を添付するがこれは考え方のエンジンにすぎない。沢山の情報をこ のエンジンにかけて処理決定することが必要となる生きた判断基準になる哲 学手法である。

C)特許 G メンの創設

国の未来の形と知財戦略が大まかに提案できたのでそろそろ知財戦略の近日版にはいろう。

国民が特許を獲得しても真似されると何もならない。個人の力では限界がある。そこで

特許 G メン制度を創設し G メンを国は稼動させる。 G メンは警察、自衛隊、内閣情報調査室、特許庁、発明協会、ジェトロ、弁護士(知財)、弁理士、各国にいる日本の大使館員が加わり、あるいは兼任させ事にあたる。海外ではそのほかに、海外留学生、日本の商社からも情報収集をもらう仕組みと制度をつくる。 大使館の活動がスパイと間違われぬように世界にむかって知財の保護もやると宣言して調査させると同じ人件費で目的を達成させるからよい案でないか。 彼らの遊びも外交上必要だが今は日本国存亡のときと銘うって勉学させ行動させる。 つまり外交的には技術展開で優位性を獲得する手法を望んでも

特許が他国侵害されて骨抜きになると何もならない。だから著作権も活用して明細書中記載された表現を特許出願人に帰属させる戦術をとるのである。 今後は大使の任命も知財法に強い方と外交力のある方を重点に任命することにする。 国家公務員上級合格者は語学力と知財にたけた人とならねばならない。 護身体力も必要だ。

ただいまは経済戦争である。警官には犯人探しと同じなのだから海外も語学

力をつけて調査して帰って来ると知的財産の世界が見える目利きの警官や 自衛官となる。こうして人材を養い、知財国日本を作るのである。第二明治維 新期であるとする気概が必要だ。

特許 G メンの創設は、G メンは海外訴訟も行う任務も持つこととする。

D) 特許の有効期間延長と審査官評価制度の新設

特許取得後、権利は正味20年とすることである。現状ではあまりに短い、場合によ

り30年の正味期間が望ましいのである。

特許取得後、賞味30年ぐらいの期間がほしい。ベンチャーは販路をもつていないからもたついている間に期間がドンドン過ぎていく。

審査が長い。私の特許で振り返るとほとんどが、5年待って一次審査で拒絶決定され、審判をかけて決定した特許が4件中に3件もあった。審判を請求すると待つのに5年で、審判をかけると再審査の順番がくるまで更に5年もかかるのである。更に、認定されて特許証を入手するのに1年かかる。すると11~12 年目にして晴れて特許所有者になる。このような情けないことで知財戦略といえるのか?又、審査官の資質である。大きな理由もないのにはねられたケースを私は知っているからである。審判にかけると1発でOKである。なんだったのかあの審査官は、目は節穴だった?としか言いようがない審査官の方がいた。5年の年月が無駄だったということになる。こうした審査官には C をつける評価制度をつける。初期の審査官と、審判かけた合議審査官の判定が同じならば B とする。

5年目の1回で通過した案件の審査官はAをつける。点数はA,B,Cの順でAが多く、順次低下する方がよい。このような評価制度も大切なことだ。

E)権力の持つ期間の新設

出願公開した段階で、特許または意匠出願人には不正競争防止法の適用を 受けるようにする権利が与えられる。又、明細書における著作権の権利が付 与されることとしたい。

不正競争防止法の適用とは先駆者利益を得られる商法上の特典であるが真似た相手から知らなかったと開き直られやすいのが一応の権利で侵害の抑制がある。これらを行使できるように制度の改正を要望する。

著作権の権利とは表現上の文字の使用禁止権である。著作権法は期間が 5 0年といわれる。これらを適応したらうれしいのである。米国のプロパテント政策とはこのようなこともいうのだろう。

国内においては、特に自分が研究していない第三者がパンフ、説明書であたかも自分が開発した本人を装いうる行為がある。私などは新聞記事をコピーされ第三者に使用されている。この場合は新聞社が著作権を持つのか、当方の人格権?が優先するのか定かでない、判定してほしい。これらの情報を使い、インターネット広告者も非常に多く当方の情報を使用して消費者に錯誤をあたえて購買に誘導している、これを取り締まることを要望する。素材は話題のカバノアナタケである。

F)審査請求の期限の弾力運用希望する

審査請求の期限がきれたから審査できないという禁止でなく米国のように費用で OK する制度に改正してほしい。また、特許がとられていない限りにおいては、今までの審査請求の冬眠物も再生審査もできるという法の改正を願いたい。

G) 審査内容の適正化

A と言う食品に薬理機能があった。同じ素材でものち B という機能が判明した。Aを食品に入れた組成を出している。Bも食品組成物に入れるとする請求項をかいたら A があり容易だからだめだという。このような判定はおかしい。実用新案のいわゆる小発明が特許となっているときに全然違う機能が発見され食品加工物にいれるのであるから拒否できないはず。そのようなことで特許が何ヶ月も何年も遅れるのである。審査官の教育が不足していると感じているがアウトラインを定めて出願する側と審査側の無駄がないようにしなければならない案件である。改善をのぞみたい。

E) 知的所有権に対する国側の違反たいする適正処理について

当方代表者である佐久間和夫が特許を所得したのに、カバノアナタケ(きのこ)がある。『カバノアナタケの製造方法、特許 3008292』、『エイズウイルス増殖抑制剤、特許第 3650940』がある。今まで日本国が輸入禁止にしたものを当方仲間らの発表論文、及び日本の特許等をみたら有用だから輸入を認めることにしたといい、輸入禁止物を180度変更させ輸入を認めた国の行為がある。法律も変えていないのである。風の便りでは平沼代議士が動いたとされる。

特許を骨抜きにする行為であり、知的戦略を妨害する行為と思われるがいかがか?知財の有るべき姿として明瞭にしてほしい。又、そうした胸先三寸で権利侵害を誘導を先導する行為を改めさせることを調査と共に要望する。国側に落ち度がある案件である。

別件でロシア産の輸入物カバノアナタケに放射能が基準値より多いものがあったと HP で公表しているが輸入方針は若干厳しくなったかもしれないが何の変更もないままそのまま来ている。困ったものである。農水省の管轄である。

F) 特許銀行の創出

これは国民の特許熱を上げるものである。特許公開されると一定の金額が銀行から特許を担保に受け取ることが出来るという制度である。これにより再特許に挑戦できるし弾みが出来る。将来は特許交流からスポンサーができる。評価は最低費用とその上の判断で金額を上乗せする。いわば特許の質屋機能である。

G) NHK 特許ニュースの新設

知らせないと役立たないしスポンサーも現れない。特許を取得した時と公開 したとき選抜されて載せることにサービスの枠をつくる。必要であれば放送法 を改正する。

主に弱小企業又は個人が対象とするべきだと思うがこれらのビジネスモデル を開発する。

H) まとめ

以上のようなことを提案してみた。未来の国のあり方、地球が生き残るためのサミット直前の今の3月末の時期である。

官の職域の壁を解消して総合力で知的生産を生かして外交に、国内に活用するのである。将来的には国や地域社会に知財で得た利益を個人が献金できる沢山の方が誕生することを希望するものである。国も個人の発明も営業をかけるという方向に姿勢を転換することが必要だ。今は個人の助成は冷たいようだ。大学からという助成プログラムばかり目立つ。大学だからよいものが生まれるばかりでない。助成思想の変更を促したい。

ともども良い状態を作りあげるべきだろう。知財はいろいろな美学を生み出し、夢を生み出すものである。

良い施策とは未来像に重ねて投資されるものである。省の壁を乗り越えるところに未知への力を感じるのである。知財事務局に十分な予算がつけられているだろうか。今一度、モアイ像を見る暇と旅費ぐらい財務省は拠出してはどうか、そこから環境新時代が始まり、知財担当者の勇気と知恵に炎を燃やすことにもつながるのである。

4-3 株式会社サラダ

将来、日本の医療費を下げて国益を上げる発明として治療ロボット開発の知財戦略について

日本の有るべきスタイルとして別紙で先に文章で総論を提案したが、特に医療費についてのべる。日本は医療費は高齢化社会に伴い知的戦略を推し進める必要がある。医師不足も問題である。

そこで、産婦人科や救急医療、精神科、感染科、腎臓透析、難病および手術必要場面は医師の関与は不可欠である。それ以外は治療ロボット(悪い情報吸い取り、体に良いエネルギーを自動的に投入する)を中心に医療チームを整える。

医療チームは医師不足であるから医師も含めた民がこれらの使用する講習会を受け健康化を推し進める新時代が目前に来ていると思われる。これにおける開発の知的戦略を推し進めることである。

例として、当方が開発したパソコン型治療ロボット A と B がある。また電脳の中で一定のエネルギーを送信するソフトウエアーを開発した、国際的に販売できると思うのであり、内閣としても注目して検討してほしい。国として、国策として世界販売を担当できないのだろうか、国としても知財事務局としても予算を獲得する手段になれば一石3兆である。国際色彩研究会東京大会(H20.3.23 日)で発表した発表資料を添付する。思考哲学は異論もあろうが使用結果は良好である。(関係する DVD 画像は別送する、最新の測定方法(人体科学学会発表論文投稿、松岡医学博士)でエネルギー発現を測定してコメントしている、治療ロボット A タイプを別名である『タイムマシーン付パソコン』として DVD ではコメントしている。最前線使用の医師らは北海道にいる。

4-4 株式会社サラダ

高齢化時代に突入した国の医療費を削減する知的戦略について

先に知的戦略の総論を提案した。ここでは追加として高齢化が進むとますます国の負担が増加する医療費対策についてのべる。これに対する方策として、緊急処置や急性疾患、産婦人科、新生児科、歯科、眼科、感染症及び手術必要場面などは医師や病院が関与する必要があるが、それ以外は知的戦略として原則として、治療ロボットで対応する。

治療ロボットを開発し採用する知的戦略政策の実行である。医師及び民が講習会で使用のやり方を学び活用する段階的移行政策とする。休止した学校や民家や商店街、メルパルクの遺産構築物などを活用する。

治療形ロボッツトとして例えば、当方で開発したパソコン型治療ロボット A 及び B タイプがある。A は良いエネルギーを放出する。B は悪い患部の情報を減少させて、身体を活性化するものである。これに関して国際色彩研究会における発表資料(東京)を添付する。治療ロボット A タイプを最新の測定方法(人体科学学会、松岡医学博士発表論文)で測定した。この DDV は別に送付する。(※DVD 内では治療ロボット A タイプはタイムマシーン付 PC として呼んでいる。)

B タイプは本日に送るメールで東京研究会の発表資料を送るので見てほしい。

そろそろ国が個人や企業の優秀な発明を世界にも販売することを企画しては どうか?

国又は知財事務局にも利益があたるようにしてはどうか、一石3鳥となるので ないか

制度を創出してほしいものである。

5 日本製薬団体連合会

著作権の権利制限の見直しについて(薬事行政関係)

1. 要望の趣旨

著作権関連の課題として、07年度推進計画にて「07年度中に結論を得る」とされ、著作権分科会の中間まとめでは権利制限の方針が示されたにもかかわらず、最終的に結論を得られなかった薬事行政との関係における著作権の権利制限規定について、早急に検討が継続され、然るべき法改正がなされることを要望する。

2. 要望理由

薬事行政との関係における著作権の権利制限については、05年度の文化 審議会著作権分科会において審議検討された。

その結果、検討課題のうち、国等に対する申請・報告等に伴う文献等の複製については、権利制限することが適当であるとの結論となり法改正実現の運びとなった。

その一方で、医療関係者に対する医薬品等の適正使用のための情報提供に伴う文献等の複製については、「適切な措置について引き続き検討を行うことが適当である。」とされ、06年度の文化審議会では検討の俎上にも上らず、積み残しのままとなっていた。

このため、07年度の推進計画では、「第4章-I-1.-(1)-⑦権利者の利益と公共の利益に留意した権利制限規定を整備する」のなかで、「iii)関係者間での権利委託と許諾システムの整備状況に応じて、医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医薬関係者へ提供するために行う文献等の複製や頒布・提供行為について、著作権者等への影響も勘案した上で、権利制限規定を整備することに関し検討を行い、2007年度中に結論を得る。(文部科学省、厚生労働省)」として早期対応が促された。

これに基づき07年度の法制問題小委員会で検討が再開された結果、著作権分科会の中間まとめとして、いくつかの前提条件のもと、権利制限が必要との判断が示された。

しかしながら、その後のパブコメにおける国内外権利者側の(主として大きな理解不足に基づく)反対意見や、他の案件における検討進捗の遅れ等から、本年1月に予定されていた著作権分科会最終報告書としてのまとめには至らず、08年度にさらなる検討を行うこととされた。

そこで、当連合会としては、当該案件に関して、適切な権利制限規定の改正が速やかになされることを再度要望するものである。

製薬企業は、薬事法により医療関係者(医師、薬剤師等)に対して医薬品の 適正使用に関する情報の提供に努めることを義務付けられており(薬事法77 条の3)、正確な情報を迅速に提供するために複写文献等による情報提供を 行っている。一方、現行の著作権法においては、事前に著作権者の許諾を得 ることが必要となるため、これが薬事法上の義務遂行の障害となる。

そもそも医薬品は、適正な情報と共に使用されて初めて効能・効果を発揮できるものであり、のみならず、このような情報を欠けば、却って国民の生命・

健康が脅かされることともなり得る。したがって、医薬品に関する情報の提供は、「国民の生存権」にも係わるともいうべき極めて公益性の高い行為であり、著作権法と薬事法との立法的な調整が図られるべき問題であり、当連合会としては、製薬企業等の行う情報提供行為の公益性と権利者利益とのバランスの取れた、適切な権利制限の早期実現を望むものである。

3. 要望する権利制限の内容

薬事法の規定により求められている医薬品の適正使用にかかる情報を収集、保管、提供するうえで、合理的に必要な範囲においては、文献等を複製、譲渡および公衆送信するにあたり、権利者の許諾を必要としない。権利者への経済的補償については、権利者の利益保護と当該利用の公益性等を考慮した妥当な範囲での補償制度について、立法的な手当を講ずることが適当である(たとえば、補償金、裁定制度など)。

大阪医薬品協会 知的財産研究会 特許情報部会

重点編

- 2. 知的財産の保護
 - I. 知的財産の保護を強化する
- (5)特許電子図書館等を通じた産業財産権情報の利用環境を整備するに関して、ここであげられた項目以外に、以下の点を重点施策としてご考慮いただけましたら幸甚です。

A. 『特許権の存続期間の延長登録の出願』および『特許権の存続期間の延 長登録』の検索利便性向上について

製薬各社にとっては、特許権の存続期間の延長登録情報(および出願情報)は非常に重要な情報で、かつ、いち早く知りたい情報です。しかし現在の(独)工業所有権情報・研修館 特許電子図書館(IPDL)では、経過情報(範囲指定検索)において期間を指定した検索しか行うことができず、指定できる期間にも最長で 31 日分との制約があります。例えば、興味のある特定の医薬品に関する延長出願又は延長登録案件を特定しようとすれば、何十回も検索しなければなりません。他の観点での網羅的な検索も実質不可能です。従って、特許庁公報公示号に掲載される以下の項目で直接検索できるシステムを構築していただくか、または、期間の制限がなく、過去から最新のデータまで一度に検索できるようなシステムを構築していただきますようお願い致します。

〔検索可能となることを希望する項目〕

- ・ 処分の対象となった物(一般名)
- 延長登録出願番号
- 特許番号
- · 特許権者(出願人名)
- 処分を特定する番号
- 処分の対象となった物についての用途(出願時及び登録時)

これら項目を検索対象にしていただけますなら、『特許権の存続期間の延長登録』および『特許権の存続期間の延長登録の出願』の検索は非常に利便性が上がり、IPDLの有用性がますます高まります。

B. 国際出願の「国内移行データ」について

2007 年 3 月より利用可能となった、国際出願からの移行に関する「国内移行 データの提供」((独)工業所有権情報・研修館; http://www.inpit.go.jp/info/coop/index.html#pct;以下、「INPIT 移行データ」) では、例えば「※上記データの対象範囲は2007年1月~2007年8月です。」 とされているデータ([更新日 2007.9.13]のデータ)であっても、『2007 年 8 月 に国内書面が提出された PCT 移行案件』の全件が収録されている訳ではな く、ある程度の遅れを伴ってデータ収載がされているようです[*]。他社 PCT 出願が日本に移行するか否かは、特許権成立可能性の見通し、先後願関係 にある他社出願への影響(29 条の 2 関連)などの観点より、しばしば極めて 関心の高い事項であり、研究開発プロジェクトの継続可否を左右する情報と なる場合さえあります。そのため、上記のデータ収載タイムラグについては、 可能な限りの短縮をお願い致します。

また、例えば、国内書面の提出が完了した時点で(他の関連書類一式が 揃うのを待たずに) 当該情報の収載を行っていただければ、国内移行情報を 早期に調査できる抜本的な改善になると期待されますので、このような改善 についてもご検討いただければ幸甚です。

注[*]:特許情報部会において、毎月更新される「INPIT 移行データ」を、 受理官庁別、国内書面提出月別に解析したところ、外国特許庁等を受理官 庁とする PCT 出願においては、国内書面提出月と移行情報が「INPIT 移行デ 一タ」に掲載される時期との間隔が、3-4 か月またはそれ以上であることが認 められました。

以上

コルベール委員 別紙 会 牧野総合法律 別紙 事務所弁護士 法人 IBMコーポレー 別紙 ション / 日本 アイ・ビー・エム (株) 10 有限責任中間 別紙 法人ユニオン・ デ・ファブリカン 東京

11 間の延長問題 を考えるフォー ラム (略称: think C)

著作権保護期 | わが国の著作権の保護期間を現在より 20 年延長すべきか否かの問題につ いては、延長によるさまざまな悪影響を危惧する声も少なくない。保護期間は 一度延ばせば短縮は現実に難しく、そのため将来の世代にまで影響が永続 する可能性がある。

> 当フォーラムではかねてより、多様なセクターの関係者から意見を聞き、か つ、延長がされた場合の影響について実証的検討を尽くすべきである旨、提 言して来た。昨年度文化審議会内に設置された「過去の著作物等の保護と 利用に関する小委員会」での議論は、こうした要望にも沿う形で各界の関係 者 32 名からヒアリングをおこなうなど検討を重ねて来たが、同ヒアリングでも 延長に対する危惧や懸念は延長を求める意見を大きく上回った。また、最近 になって保護期間延長のデメリットを示す経済分析も複数報告されている。こ の間、各種メディアでも延長問題をとり上げる報道は数多くされているが、延

長を積極的に推進する論調のものはほとんど見られない。

参考:

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gjjiroku/021/07050102.htm

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/021/07051627.htm

http://www.21coe-win-cls.org/rclip/newsletter/200712.pdf

http://thinkcopyright.org/resume_talk05.html

上記の事実や(欧米で保護期間が延長された 1990 年代以降の)世界の変化を踏まえ、豊かな文化と社会にとって最善の結論を得て、速やかに世界に向けて日本の意見を発信すべきである。

当フォーラム発起人・事務局一覧:

http://thinkcopyright.org/list.html

http://thinkcopyright.org/about.html

12 北海道

「知的財産推進計画2007」の見直しに向けた意見

①知的所有権センターの強化(継続)

中小企業、ベンチャー企業には知的財産戦略を推進する人材が不足しており、知的所有権センターは、それら中小企業等に対する特許に関する情報の提供や特許情報検索の指導・相談、特許流通の支援などに一定の成果を上げている。産業の活性化に向け、今後、中小企業等に対する支援を一層強化する必要があることから、知的所有権センターの管理運営に対する助成措置と特許流通アドバイザーや特許流通アソシエートの配置など人的体制の強化が必要である。

②知的財産権関係民事事件の第一審の選択制等(継続)

東京地裁と大阪地裁に専属化されている特許権、実用新案権等に関する 訴訟の第一審の管轄について、地域における裁判へのアクセス権を確保す る観点から、従前どおり地元の地方裁判所でも裁判が受けられるように競合 的管轄に戻すことが必要である。

また、現在、知的財産高等裁判所に専属化されている控訴審については、司法判断の統一性を図る観点から措置されたものとその必要性は理解するが、上記と同様の観点から、米国の連邦巡回控訴裁判所(CAFC)のように地域の利便性の向上を図るため、巡回方式の採用についての検討が必要である。

③商標に関する先使用権の保護強化(継続)

商標を使用する意思のない者が、特定の飲食店名について商標権を取得し、当該飲食店に商標権の買い取りを強要する、いわゆるブローカー行為が 散見される。

商標法第32条において、先使用による商標を使用する権利が認められているものの、「需要者の間に広く認識されている」ことが必要であり、結局、地域の飲食店の経営者は、高額な金額で商標権を買い取ったり、店名を変更したり苦慮している。

このため、地域で営業する飲食店等の保護のため、商標の使用義務の強化や先使用権の保護強化についての検討が必要である。

13 社団法人日本 映像ソフト協会

「知的財産推進計画 2007」の見直しに関し、以下の3点を提案いたします。 1. 複製防止又は抑止目的の暗号化技術を著作権法上の技術的保護手段と 位置づけること

DVDビデオをはじめ、デジタル放送や Blu-ray ディスクの複製防止又は抑

止技術には、いずれも暗号化技術が用いられています。そして、コンピュータ での複製を防止又は抑止するためには、これからも暗号化技術を活用してい く必要があります。

ところが、文化審議会著作権分科会の報告書によれば、暗号化技術は、それが複製防止又は抑止目的のものであっても、視聴制限技術であって著作権法上の技術的保護手段ではないとされています。

映画等のコンテンツの無断アップロードや P2P ファイル交換は、DVD ビデオ等のパッケージをソースとする場合、リッピングツールと呼ばれる暗号を解除して複製するソフトウェアを用いて複製されます。暗号化技術は視聴制限技術だとしてこれを著作権法が許してしまうならば、無断アップロードや無許諾ファイル交換を防止する実効ある対策を採ることは非常に困難です。著作権法が暗号を無効化して複製するリッピングを明確に禁止することが、このような著作権侵害行為を防止又は抑止する最も有効な方法です。

しかも、CSS を開発した技術の専門家も CSS 等の暗号化技術は複製防止 又は抑止技術であるとしており、また、著作権法の専門家の中にも CSS 等の 暗号化技術を複製抑止技術とする見解があります。

このような専門家の見解に耳を傾けていただき、複製防止又は抑止目的の暗号化技術を著作権法上の技術的保護手段である旨明記することを提案いたします。

2. CJマーク事業の支援と継続について

日本のコンテンツの著作権者等は、2005 年 3 月、コンテンツ海外流通促進機構にCJマーク委員会を設置し、同委員会が中心となり、中国、香港、台湾において、日本コンテンツの侵害(海賊版など)に対し、CJマークも活用して、具体的な権利行使を実施してきました(CJマーク事業)。

このCJマーク事業は 2007 年度、上記地域等において、取締 2192 件、逮捕者 659 名、押収海賊版 DVD など 522,403 枚という成果を挙げています。

しかしながら、日本コンテンツの海賊版を一掃するには未だ途半ばであり、 CJマーク事業を継続し体制を強化し、アジア地域における海賊版対策を一層と推進していく必要があります。

そのため、日本政府からの支援の継続を提案いたします。

3. 違法複製物のダウンロード行為が著作権法 30 条1項柱書に該当しない 旨の明記

「知的財産推進計画 2007」では、模倣品・海賊版は「社会悪」としています (65 頁)。 違法複製物のダウンロードは海賊版を生み出す行為ですから、わざわざ著作権法 30 条1項柱書がこれを適法だとするべきではありません。

したがって、違法複製物のダウンロード行為が著作権法 30 条1項柱書に該当しない旨を明記するよう提案いたします。

以上

14	社団法人日本	別紙
	音楽著作権協	
	会	
15	社団法人日本	別紙
	レコード協会	
16	日本行政書士	別紙

	会連合会	
17	日本知的財産	別紙
	協会	
18	日本製薬工業	別紙
	協会 財団法人	
	バイオインダス	
	トリー協会 知	
	的財産合同検	
	討委員会	
19	社団法人音楽	別紙
	出版社協会	
20	社団法人電子	別紙
	情報技術産業	
	協会	
21	著作権教育フォ	第3章 知的財産の活用
	ーラム	「IV. 知的財産を活用して地域を振興する」における
		「1. 地域の知的財産戦略を推進する」の
		(2)地方公共団体の知的財産戦略を推進する
		(3)地域資源の活用を支援する
		及び、
		「2. 地域の知的財産人材を育成する」についての提言。
		後述する「第5章 人材の育成と国民意識の向上」における提言にも関係す
		るが、経済活動、企業支援を中心とする「知的財産推進計画」であるが、知財
		の根幹はそれを創造する人材にあるのでり、その人材の育成、そのための
		初等中等教育における教育の充実、そして、利用者だけでなく創造者として
		も重要な位置を占めるようになった一般市民への啓蒙が、最も大切であるこ
		とを最初に述べる。その上で、個々の提言をする。
		「1. 地域の知的財産戦略を推進する」
		1. (2)について。
		同項目の「②意欲的な取組を進める地方公共団体に対する支援を強化す
		る」において、地方行政型CATV局(以下「地方CATV」という。)を支援対象と
		し、別途映像コンテンツのアーカイブス化や、映像素材の販売等映像の二次
		的利用についての政策を検討すること、並びにそのような行為が可能である
		ことの啓蒙をはかること、さらに、地方CATV職員を地域の知財戦略支援人
		材として位置づけ、研修等を積極的に行うことを提言する。
		2. (3)について。
		地域における知的財産について、現状では、特許等産学連携に関わる人
		材、ベンチャー企業等経済活動等に主力をおいた政策が提言されているが、
		地域にはそれ以外にも様々な発展の可能性があることを指摘したい。例え
		ば、伝統文化や伝承、日々の暮らしの様子など、どれもが特色ある「知的財
		産」の一つであることを認識し、それらの持つ価値の有効な利用を考える必 亜がちストキュス
		要があると考える。
		その際、その中心として有効に機能すると思われるのが、地方CATVであ
		ると考える。

地方CATVには、NHKや民放各局の放送番組を提供するだけでなく、その地域に根ざした番組(以下「地域番組」という。)を多く製作し、放映している。地域番組は、決してプロの製作した商業番組と同様のクオリティではないが、中央のTV番組にはない特色ある番組であり、日々の小さな出来事が丁寧に綴られている。それらは、その土地その土地に特化した特色ある映像素材の宝庫として、評価することができる。

このような文化財についても地域の知的財産戦略の一端に加える必要を提言する。

地方CATVに眠る映像資料は、もちろんNHKのそれに比べるべくもないが、しかし地域の特色ある伝統文化の貴重な保存者であることを忘れてはならない。そして、限られた財源と人材でこつこつと蓄積されてきた貴重な資源が霧散しないよう、早急な支援を提言する。

第5章 人材の育成と国民意識の向上

「5.国民の知的財産意識を向上させる」における、

- (1)学校における知的財産教育を推進する
- (2)地域における知的財産教育を推進する
- (7)知的財産に関する国民への啓発活動を強化する についての提言。

引き続き平成20年度においても、著作権教育に限定して、人材の育成と国民意識の向上についての提言を行う。

知的財産権は、大きく特許権などの産業財産権と著作権に分類できる。そして、著作権はその本質として、産業発展を目的とはしていない。それにもかかわらず、現在、著作権制度については、産業的側面からばかり議論されているように思われる。ここでは「リスペクト」という文化的尊敬心すら、産業的枠組みの中で議論されていまっているのである。

今一度、著作権法が何を保護すべき法律であったか、現代社会が何故、経済至上主義的に著作権法を検討しているのかについて、改めて考えるべきである。著作権は文化の一翼であり、それはすなわち、万人にかかわることであって、産業財産権のように、産業経済に直接結びつくものだけではない。そのことを再度認識し、経済活動として著作権を扱う者にも、改めて著作権とは何であるか、それは単に金の卵を産む鶏だけではなく、人類の文化活動に綿々と受け継がれてきたものである事を、学ぶ機会を提供すべきであると考える。著作物を創造する者にも、著作物で利益を生む者にも、著作物を利用する者にも、正しい著作権の啓蒙が必要であると考える。

国民の知的財産意識の向上については、学校における知的財産教育をきちんと行うことを第一義とし、社会全体の知識の底上げが重要であることを提言するものである。

1.(1) 学校における知的財産教育を推進するについて

教育は一朝一夕に成されるものではない。従って、初等教育からの正しい 知識の提供は、その後の知識形成に重要な位置を占める。

「知財教育」は、無体物の利用を扱う。また著作権にあっては、社会活動と密接に結びついており、社会活動の枠組みの中で学ぶ必要がある。そこで、昨年度同様の提言ではあるが、就学年に応じて、各学年各教科の中に潜む知財問題や、著作権については、道徳、社会規範等一般社会常識と絡めて、知的財産権の基礎的部分を体得させるような学習指導要領を検討すべきであると考える。著作権を含む「知財教育」として単元化するのは、一定の理解

力が付く高校生程度になって初めて法条文を含む具体的制度についての教育を行う等、学習者の程度に応じた柔軟なカリキュラムの策定が必要であると考える。

2. (2)地域における知的財産教育を推進するについて

地域の工作教室、発明教室等の課外活動は、確かに「自分の創造性」の発露として有益である。しかし、オリジナリティを尊重する意識を自己や他人の権利を尊重する意識は、著作権教育にこそ必要なものである。工作や発明等、鉱業財産権に関わることは、登録等要件があるため、容易に自他を区別できるが、著作物は創作した瞬間から権利が発生するため、他人のものを利用するという意識のないまま、利用されている場合が多い。非常に秀逸なパロディであっても、原著作物の二次的利用なのであり、パロディの創作者に原著作物の二次的利用という意識があるかということが重要となるのである。

その意味において工作・発明教室だけでなく、著作物を作成する課外活動 (例えば、映像作品を作成し、市販CDから楽曲を利用させ、著作物利用申請 をさせ、許諾を得る等)の活動をもっと普及させるべきであると提言する。同 時に、権利者団体への教育活動への積極的な支援等を期待する。

3.(5) 学校と地域産業界の連携による知的財産人材育成を推進するについて

現在、著作物の利用については、経済的側面からの著作物流通の整備は行われつつあるが、商業ベースの利用者へ利便性が図られるばかりで、一般市民、教育関係者に対する配慮が少ない。知的財産といっても、著作権と産業財産権は明確に区別されるべきであり、文化的意義を軽視してはならない。国民全体の意識の向上のためには、産業面だけでなく、最終的に著作物を手にし、楽しむ市民、生徒、児童等が、著作権を障害と感じることなく、著作物を自由に利用し、また自らも著作者として発信できるような環境の整備が必要である。市民の積極的な著作物利用の推進を図ることは、著作権意識についてより身近に考える大きな契機となると考える。

4. (7) 知的財産に関する国民への啓発活動を強化するについて

前述した、学校教育における工作教室等の課外活動的なものを、広く一般市民へも行うべきであると考える。特に地方CATVには、「ビデオレター」等一般市民から広く映像作品を応募させ、それを地域番組として活用している。その際に著作権の問題は大きく関わってくるのである。このような現在広く行われている個々人の活動について、具体的な事例に則した知的財産に関する啓蒙活動を幅広く行うことを提言する。

また、昨年に引き続き、著作権法の原則である「著作権者の許諾を得る」ことについて、より簡単で早い申請・契約スキームの開発の必要性について提言する。このスキームの開発はシステムの構築ということではなく、既存のシステムを利用しながら、利用者-権利者間での交渉の一環として検討されるべきものであると考える。現在進められている、民間の契約による問題解決スキームは、業として著作物を利用する者を対象としている場合が多く、一般的な利用者(個人)が、そのスキームを応用するのは、かなり難しい。それは、「契約」ということについての教育がこれまであまり成されていないと言うことにも起因すると考える。この点は、学校教育等における対応も考慮されるべきであろう。

このように、個々人-団体(あるいは権利者本人)間の契約交渉の限界を解消するために、両者の仲介役となり、あるいは広く著作権についての相談できる機関の早急な設立を提言したい。国民全体の知的財産意識の向上が図れれば、この様な機関は特に必要ないことは、昨年も述べたが、やはり現状において、権利処理について網羅的に指導し、相談を受ける機関は存在しておらず、それがために利用者はいざ権利処理をしようにも、どうしたらよいか判らない手探りの状態が続いている。直接的な教育も大切であるが、その教育を支える仕組みも考慮する必要がある。

以上

22 社団法人東京 医薬品工業協 会 知的財産研 究会 特許情報

部会

重点編

- 2. 知的財産の保護
 - I. 知的財産の保護を強化する
- (5)特許電子図書館等を通じた産業財産権情報の利用環境を整備する におきまして、以下の各項目についても推進を御検討頂きたく宜しくお願い 申し上げます。

【要望事項】

- (1)特許電子図書館で提供される情報のリアルタイム化
- (2)特許電子図書館において閲覧可能な書類の範囲の拡充
- (3)特許電子図書館における「特許権存続期間延長の出願・登録」に関する検索機能の拡充
- (4)PCT出願の日本への国内移行・非移行情報の提供とリアルタイム化 【理由】
- (1)現在、特許電子図書館の(a)「経過情報検索」から参照可能な審査記録、または(b)「特許・実用新案検索」の「審査書類情報照会」などから、出願、登録、審判等の経過情報を入手することが可能であり、有効に活用させて頂いております。前記(b)につきましては、リアルタイム化が実現されていると感じますが、公報データベースの画面からボタン一つで参照可能な前記(a)につきましては、タイムラグが存在します。実際のアクションと参照可能日とのタイムラグをできる限り短く(できればEPO並みに、庁内でアクションを取られると即日参照可能となるように)したシステムの構築を、早期に実現していただきますよう、お願い申し上げます。
- (2)現在、「特許・実用新案検索」の「審査書類情報照会」から、「一部を除く特許庁受付書類・発送書類」および「特許庁内書類の一部」の閲覧が可能であり、有効に活用させて頂いております。しかしながら、郵送により特許庁に提出された特許庁受付書類、延長登録出願関係の書類および第三者より提出された「刊行物提出書」等の書類などにつきましては閲覧が許可されておりません。これらの書類についても閲覧できるよう、提供範囲の拡充をお願い申し上げます。
- (3)「特許権の存続期間の延長の出願・登録」につきましては、現在、特許電子図書館の経過情報(範囲指定検索)におきまして、限られた範囲の検索のみ可能となっております。例えば、処分の対象となったもの、特許番号、特許権者等でも検索ができるようシステムの機能の拡充をお願い致します。
- (4)他社のPCT出願が日本に移行したかしなかったかについての情報は、 企業にとって関連プロジェクトの継続可否に関わる重要な情報です。「移行し なかった事実」の積極的な開示および情報開示までのタイムラグの短縮につ

いて御検討頂きたくお願い申し上げます。以上

23 社団法人日本 印刷産業連合 会

2008 年4月3日

内閣官房 知的財産戦略推進事務局 御中

社団法人 日本印刷産業連合会 会長 山口 政廣

「知的財産推進計画2007」の見直しに関する意見

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴事務局にて意見募集なさっております標記の件に関しまして、以下 の通り当連合会の意見を申し述べます。ご検討の程、よろしくお願いいたしま す。

敬具

記

1. 意見要旨

地方公共団体が発注する印刷物の製作・印刷を請け負う場合、往々にして、 印刷物に含まれるコンテンツに関する一切の権利を発注者側に引き渡すとい う条件が課される。この、いわゆる「権利の吸い上げ」の問題を改善し、さらに は地方におけるコンテンツ創造を促進するための政策検討を進めてほしい。 例えば、地方公共団体が発注したコンテンツ等に対しても、コンテンツ促進法 第25条に規定する「コンテンツ版バイ・ドール法」に類する制度を適用させる などの施策推進をご検討いただきたい。

2. 趣旨説明

地方公共団体が発注する印刷物の製作・販売を請け負う場合、入札条件書や契約書に「この印刷物に関する一切の権利は県に帰属する」等の文言が含まれていることが多い。そして、印刷会社は、上記のようないわゆる「権利の吸い上げ」条件を含んだ契約内容を受け入れなければ受注することができないため、条件を変更することは実質的に不可能である。結果として、印刷物に含まれる様々な知的財産権の一切が発注者に帰属することになる。

印刷物に含まれるコンテンツには、発注者が提供したもの以外にも、印刷会社が第三者に作成を依頼し、権利許諾を得て使用しているものや、印刷会社自らが作成したものも含まれている。権利許諾を得て使用しているものは、そもそも印刷会社が権利を保有しないため、これらを発注者に引渡す条件は、印刷会社が責任を持てる限界を超えるものといわざるを得ない。また、印刷会社自らが作成したものの権利は、原則として印刷会社に帰属するべきであり、発注者側が無条件に一切の権利を吸い上げることは、印刷会社の権利を損なうのみならず、コンテンツ創造の意欲を減退させ、将来のコンテンツビジネス発展を阻害することにもつながりかねない。

知的財産推進計画2007本編「—第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり—6. コンテンツ促進法を的確に運用する」では、以下の計画が示されている。

6. コンテンツ促進法を的確に運用する

コンテンツ促進法を的確に運用するとともに、同法の施行状況を評価し、必要に応じ見直しを行う。また、同法第25条に規定する「コンテンツ版バイ・ドール制度」の関係府省における取組状況の定期的な調査等を通じ、2007年度も引き続き、同制度の積極的な利用を推進する。

「コンテンツ版バイ・ドール制度」は、国が発注したコンテンツに対して適用さ

れる制度であるが、上記のような問題の解決策の一例として、2008年度以降は、地方公共団体が発注したコンテンツに対しても、同様の制度が適用されるような政策推進の方向性もご検討いただきたい。

以上、印刷会社を取り巻く現状及び知的財産権に関する問題点をご理解の上、2008年度には、これらを解消するような施策を進めていただけるよう、お願いいたします。

以上

24 ロージナ茶会

ロージナ茶会として、「知的財産推進計画 2007」の見直しにおいて盛り込むべき政策事項として、以下のものを提案する。

0. 目標

知的財産戦略の目標として、「国民全体の創作能力、創作活力、批評能力の 抜本的な底上げを通じての、優れた創作者の現れやすい環境整備と奨励」を 掲げる。この目標は、議会制民主主義と自由市場経済を是とする日本国を支 える国民の資質として望ましいものであり、公益を本旨とする政府の政策目 標として適切なものである。その趣旨は、『ほんとうの知的財産戦略につい て』http://thinkcopyright.org/shirata1208.html において、詳述してあるので 参照されたい。

- I. 創作物流通効率を最大とするために
- 1. 上記目標と、日本国憲法の掲げる言論表現の自由の掲げる価値に鑑み、文化政策、知的財産制度、物流政策、通信・放送政策全域において、現在の情報流通に関係するとみられる全ての規制(法的根拠の有無を問わず)・障害(物理的なものと制度的なものを問わず)を洗い出し、それら規制・障害について、その存在理由と存在による損失を、法学的・経済学的に評価検討し、下記の基準において合理的な立証が存在しない規制・障害については、撤廃・除去するべきである。
- 1-1. 上記の法学的・経済学的評価検討においては、米国において言論表現の自由を担保するための法理として用いられる審査基準と類似した基準において行うべきである。

すなわち、その規制・障害が正当化されるためには、(1) 規制が存在することによって、流通が促進される種類の規制については、規制立法の目的が重要な目的(利益)であるか、手段(規制方法)に目的との実質的関連性があるかを政府が立証すること(2) 規制が縮小されることによって、流通が促進される種類の規制については、当該規制立法の目的が真にやむを得ない目的(利益)であるか、手段(規制方法)が目的を達成するために必要最小限(必要不可欠)なものであることを立証することを義務付けるべきである。

2. 上記施策を遂行するために、その施策遂行を存在目的として掲げ、統一的に推進するための組織を根拠法のある政府機関として設置し、必要な権限を与えるべきである。

現在の内閣官房知的財産本部等は、各省の調整機関に過ぎず、統一的な推進ができているとはとうてい言えない。元々総務省、経産省、文科省等に関連する権限が分散している上、最近では外務省等にも知的財産関連部門ができるなど、むしろ分散する傾向にあり、ほとんど重複した政策が行われていることも多い。また、その政府機関の行う政策・規制内容・説明責任については、それが情報流通を真に促進するものであるか否かという評価基準において、広く国民による評価の下に置くよう審査制度を設けるべきである。

- 3. 上記政策評価の基礎資料とするため、国内の知的財産関連商品の生産・ 流通に関する公的な統計資料を整備し公表するべきである。あるいは、国内 の知的財産関連商品の流通・生産に関連する事業者に統計資料の整備と提 出を義務付けるべきである。
- 4. 上記のように情報流通を促進することを目的とする我が国の政策とは異なり、強い知的財産権保護や規制を求める諸外国の主体およびその創作物について、国内の保護・規制に追加してより強い保護・規制を与えうる制度を導入するべきである。

(たとえば、その政策において強い著作権保護を求めている米国作品については、以下のような追加的保護を日本国内で与えられるようにすることが考えられる。(1) 米国が要求する保護期間への自動延長(2) 非親告罪化した上で違法所持、複製、販売等に対する特別捜査制度および懲役刑を原則とする厳罰化(3) 民事賠償については三倍額以上の特別賠償額を認める等。)

- II. 創作物活用効率を最大とするために
- この部分に関する提案については、『著作権管理データベースと窓口業務に関する提案』http://grigori.jp/pdf/20070214-DB.pdf も参考にされたい。
- 1. ベルヌ条約に基づいた現行著作権法を存続させる一方で、それに並行する制度として、商用目的創作物の登録制度を創設すべきである。商業利用を想定していない作品について基礎的な法的保護を与えつつ、商業利用を目的としていると自ら表明(すなわち登録)する作品について、現在の市場機構や流通機構に適合的である柔軟な保護政策を適用するためである。
- 1-1. 登録にあたっては、その作品から得られた経済的利益の一定割合を登録料を徴収し、さらに一定年限ごとに登録を更新するようすべきである。すなわち、商業利用しているのであれば経済的利益が発生しているのであり、経済的利益があるならば、登録料を支払うことが可能であるはずである。こうすることで商業利用がなされなくなった作品を自動的に登録データベースから除外することができることになる。
- 1-2. 近年、商用作品の創作活動において制作委員会方式、投資組合方式など多数の出資者の資金に基づいて行われることがある。これらの投資による創作活動は当然に利益を目的としているのであるから、登録を義務付けるべきである。また登録をすることで、それら投資に対して責任を負うべき主体や、投資の対象となる作品の内容が明確になるだろう。この点からも現代の創作様態において登録制度が必要であるといえる。
- 2. 上記登録制度の登録データベースを国立国会図書館データベースと統合し管理させ、登録料等を国立国会図書館の財源の一つとし、国立国会図書館による、図書等に限定されない幅広い商用創作物のよりいっそうの収蔵と利用を促進すべきである。
- 2-1. 米国では連邦議会図書館がこの役割を行っている。米国では著作権は著作物の制作と同時に発生するが、連邦議会図書館著作権局に登録を行わないと、著作権侵害の際に訴訟を起こすことができないという仕組みになっている(登録が訴訟要件)。そして、議会図書館への献納と登録制度が一致しているために、図書館への収蔵も進んでいる。海外の事例に則るというのであれば、この米国の登録システムを導入することを検討するべきである。
- 3. 登録によって公示されるので、商業目的(制度利用者の市場における収益

回収可能性に否定的影響を与える)での無断複製のうち、デッドコピー(そのまま丸ごとの複製)については、非親告罪として捜査機関が摘発を行うものとする。

- 3-1. 登録によって公示されるので、商業目的での無断複製その他の侵害行為についての民事訴訟において、被告(侵害者)が原告(制度利用者)のコンテンツを参照したこと、その存在を知っていたことを擬制しうる。それゆえ、訴訟において、原告は、被告コンテンツが原告コンテンツに客観的に類似していることを立証するのみで侵害が認められることにする。すなわち、侵害がないことの立証責任が被告に移転する。
- 4. 著作権等管理事業法が施行されているが、支配的事業者の影響力が強く 競争の導入が不十分であるため、制度改正にもかかわらず創作者の利益が 増大していない。そこで、事業者の競争を促進するために、通信事業におい て採用された「ドミナント規制」類似の制度を導入すべきである。
- 4-1. それぞれの事業者の保有するデータベースを上記登録制度データベースに統合し、その登録制度データベースを一般公開する。すなわち、登録制度データベースは国民一般の負担において整備維持されているのであるから、万人に対して同一の条件で公開すべきである。
- 4-2. 管理事業においては、著作権管理についての徴収・支払の窓口業務に限定する。
- 4-3. 管理業務における徴収・支払の明細の整備と公開を義務付ける。その 事業者の事業効率を評価するためである。また、それら徴収・支払い明細と 上記知的財産関連商品の流通に関する統計資料の突合せを行い、信頼性 の維持に努めるべきである。
- III. 創作者の利益を増大し、作品創造力を最大化するため

最近文化庁にも提出された「著作権法にもとづく保護期間をさらに延長すべし」という要望からも判るように、創作者の権利や利益の保護がいまだ十分でないと考えられる。

そこで次の施策について採用するべきである。また、その趣旨は、『ほんとうの創作者利益について』http://thinkcopyright.org/shirata0115.html において、詳述してあるので参照されたい。

ただし、以下のうち 3、4 の提案は、II.で提案した登録制度とは両立し得ない 規定である。そこで 3、4 の提案は、登録制度が我が国の政策として採用不能 である場合の代替的な提案として理解されたい。

- 1. 著作権法第 15 条の職務著作規定、さらに著作権法第 16 条と 29 条の映画の著作物に関する規定、さらに著作権法 116 条 3 項の人格権の移転に関する規定を改正し、実際に作品を創作した本人が権利主体となるべき原則を徹底すべきである。そうでなければ、創作者のインセンティヴが低下するだろから、我が国の知的財産戦略の大きな障害になることは明らかである。共同著作物等について効率的に運用を図りたいという場合には、II であげている登録制度を利用するものとする。
- 2. 一方、著作権法の保護を必要としない創作者のために、著作財産権および著作人格権を放棄あるいは一般の人々の自由利用に供するための具体的な制度を設けるべきである。その際には、既存の国内外の自由利用許諾の仕組み等に十分配慮し、それらと矛盾しない制度とすべきである。
- 3. 作品の譲渡契約あるいは使用許諾契約について、創作者本人と出版等

事業者との間の契約期間を特定年限に限定し、その年限を越える部分の譲渡契約・使用許諾契約を無効とする強行規定を設けるべきである。すなわち、特定年限毎に、創作者本人にある作品に関する全ての権利が完全な状態で復帰する制度を導入するべきである。この制度によって、創作者の利益を保護する一方、権利の帰属先が不明確になる弊害を一掃することができる。アメリカで採用されている「終了権」は選択制であるが、本提案では創作者本人が継続の意志を明確に示さない限り、権利が復帰するものとする。

- 4. 保護期間延長の理由として挙げられていた創作者の家族・遺族の保護を確実なものとするため、創作者本人が死亡した場合には、上記の特定年限に関わらず、創作者本人と出版等事業者との間の譲渡契約・使用許諾契約が失効し、ある作品に関する全ての権利が完全な状態で、被相続人に復帰する規定を導入するべきである。
- 5. 創作者が創作活動の過程において、不意に著作権侵害として訴追の対象となるといった懸念をなくすために、いわゆる「フェアユースの法理」を我が国著作権法にも導入すべきである。「他者の著作権侵害をしているかもしれない」という懸念のもと、創作者が萎縮することは、我が国の知的財産戦略上損失となるからである。

IV. 海外展開支援について

商用作品については、経済的利益が追求されることは当然である。そこで、 日本の創作物がより効果的に国外市場で受け入れられ、我が国の経済的利益に貢献することを期待すべきである。そこで、そのための支援を行うことも また知的財産戦略の重要部分である。

しかし、現在のところ海外に日本のコンテンツを国外市場で受け入れさせる ための効果的な施策がとられているとは言い難い。

ロージナ茶会としては、コンテンツ政策として、日本コンテンツの海外展開方策について提案する。なお、PPT ファイルでも公開しているため、そちらもあわせてごらんいただければ幸いである。(『日本コンテンツの海外展開に関する私案』http://grigori.jp/pdf/20061005-kaigai.pdf)

- 1. 国内のクリエイタやコンテンツプロバイダが、海外に対してコンテンツを輸出する、もしくは海外用のコンテンツの制作を行うという際に、そのバックアップをする組織の設立を提案する。
- この組織は、各国のコンテンツ市場について常に情報を集め、ユーザのニーズやその土地のトレンド、文化背景について調査を行い、その国で何が売れるかを調査する機関とする。同時に、国内のコンテンツプロバイダが展開する際に、情報の支援と共に人の支援や流通路への仲立ちも行うこととする。大使館・領事館等に併設し、海外の生の情報を収集すると同時に、現地のコンテンツ流通路を確保する、総合的な海外展開機関である。その俸給は成功報酬制とすることで、常にコンテンツを海外に売ることを考える機関とする。この際に、国内コンテンツ業界が海外展開に対して消極的であるというので
- この際に、国内コンテンツ業界が海外展開に対して消極的であるというのであれば、国内コンテンツを自ら買い上げて売ることをも含めてミッションとする。
- 2. 国外でのコンテンツ展開に対して大きな障害になる一つが、流通ルートの確保である。そこで、流通ルートそのものについても支援を行うことを提案したい。物理的な場所としては費用対効果が見込みにくいかもしれないが、インターネット上であれば、費用としても大きくはかからない。

現在フランスの INA が全世界に向けて映像アーカイブの公開を行っているが、日本のコンテンツについてもインターネットを通じた公開が可能な場所の構築と、それを支援する制度を作ることを提案したい。INA よりもさらに徹底し、ウェブサイトは各国語に対応、また、たとえば5分以上をみる際やクオリティの高い画質でみる際には少額の課金を行うようなシステムを載せることで、コンテンツを公開する著作者に利益が出るようにする。

また、アーカイブは数年以上前の作品のみとし、アーカイブの作品を見ると、その作者の最新作が提示される、というようなビジネスモデルを予め取り込むことも考える。日本のコンテンツを無料で知ることができる場を国家として提供する、それをもって、日本コンテンツの海外での知名度を上げるという方策を提案したい。

なお、もちろんのことながら、この場所へのコンテンツの提供は国民であれば 誰でも利用可能とし、コンテンツの種類についても特に制限は設けないものと する。

- 2-1. 現在行われているコ・フェスタのような日本コンテンツの海外への紹介・販売についての取り組みも重要である。ただし、現状ではこのイベントは、複数のイベントをまとめておこなっているように見せている、だけにすぎない。 MIPCOM や NATPE のような海外のイベントと連動させることなども含めて、検討する必要があるだろう。
- 3. 日本をコンテンツ制作・流通を行いやすい場所にする方策も必要である。 日本ではコンテンツを制作しやすい、日本から発信すれば世界中に対して簡単に流通できるという環境を用意することで、日本はコンテンツ制作大国と同時にコンテンツ・ハブとしての地位を得ることも可能になるはずである。よって、そのために下記の方策を提案する。

3-1.クリエイタの支援として、様々なタイプ・ジャンルのクリエイタ、プロデューサーが活躍する場所を複数の都市につくることを提案する。これは特区のような制度をもちいておこなうものである。内容は、たとえばコンテンツ産業振興の拠点として使われた場所については、地方税減免や、クリエイタやプロデューサーが安く借りることができるとするようなことである。

規模は小さく、メジャーな売れ方はしないが、コアなファンを生み出すようなシーンを国内の各所に作り出すことで、それぞれのコラボレートや、それを取り入れることによってメジャーが活発化するなど、多くの効果が見込むとができると考えられる。

3-2.また、クリエイタ支援を兼ねたものとして、クリエイタがコンテンツの制作に集中できる工房のようなものに対する支援を提案したい。できあがったコンテンツの編集・販売・権利管理・税金管理等を行うための機関を用意し、それを安価にクリエイタが利用可能にする。クリエイタが制作に集中し、その他のことは任せられる環境にすると同時に、コンテンツ販売機関は、前項であげた海外展開機関と協力して、国外への展開をも考えるものとする。

3-3. コンテンツハブとしての日本を目指すこともあわせて提案したい。たとえば日本で最初に作品を公開することに対して特典を与えることや、より効率的なインターネット配信システムを日本に作り出す、ということによって、世界の全てのコンテンツは日本を通じて配信される、という状況を作り出すことを目指すべきである。

コンテンツハブとしての地位を占めることで、自国の作品の配信にとっても有

利であり、また、他国のコンテンツからも多くの利益を上げられよう。 以上をロージナ茶会からの提案としたい。

25 社団法人情報 科学技術協会

知財推進計画 2007」の(コンテンツをいかした文化創造国家づくり)において著作権制度の見直しや法改正の提案がされており、その一部は実現しつつありますが多くの課題が未解決であります。知財立国を推進するにあたり、知財の創造・保護・活用の調和が取れた制度化が必要であると考えます。「知財推進計画 2007」を見直すにあたり、知財の創造・保護・活用が円滑に調和の取れた制度となるべく、下記の事項を「知財推進計画 2008」に是非とも盛り込んでいただきたく意見を提出いたします。

1. ホームページ印刷利用の権利制限(知財推進計画 2007 第 4 章 I.1. (3)関連)

ネット情報の利用については、検討がされてきたが結論が出るまでに至っていない。インターネット情報の利用はすでに日常生活において必要不可欠な状況である。ホームページの印刷利用も家庭内のみならず、学校や企業でも閲覧行為の延長線上の行為として不可欠な行為となっている。

したがって、学校・図書館・企業等の機関内でのホームページの印刷を権利制限事項として問題の無い利用ができるよう法改正を要望する。

2. 薬事法にかかわる権利制限の推進(知財推進計画 2007 第 4 章 I . 1. (1) まる 7、 3関連)

「知財推進計画 2007 第 4 章 I . 1. (1)まる7、3」には、「関係者間での権利委託と許諾システムの整備状況に応じて、医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医薬関係者へ提供するために行なう文献等の複製や頒布・提供行為について、著作権等への影響も勘案した上で、権利制限規定を整備することに関し検討を行い、2007 年度中に結論を得る。」となっている。文化審議会著作権分科会法制問題小委員会で検討された結果、平成 19 年度文化審議会著作権分科会中間まとめとして「医薬品等の製造販売業者が医療関係者に対して行なう文献提供については、製薬企業及び著作権管理団体間の契約の状況や運用の適正化のための取組み状況等、実効的な制度運用に向けた必要な環境が整うこと、及び必要に応じて制度の存続の要否について検討を行うことを前提として、一定の要件の下、権利制限を行なう方向で検討することが適当であると考えられる。」とのまとめに至った。しかしながら、「権利制限を行なう方向で検討」としながらも法改正に向けた対応が取られていない。国民の生命・健康にかかわる公益性の非常に高いものであり、早急に法改正することを要望する。

3. 著作権等管理事業法の見直し(知財推進計画 2007 第 4 章 I. 1. (2)関連)

現在、学術情報にかかわる管理事業者は数者あるが、それぞれの管理物は競合することなく、いわば独占的に扱われていて高値誘導の方向に向かっている。学術情報は、芸術的分野の著作物と異なり、先達の知識・知見・技術を基に新しい知識・知見・技術を創造して行くものであり、他者の情報の利用は不可避な分野である。高値誘導および煩雑な権利処理を強いられると、わが国の学術情報の衰退をも招き知財立国とは、正反対の方向へ向かうことになる。学術情報の真の著作者は、著作権による財産権を主張するものではなく、自己の学術情報を広く知らしめたいとするものである。このようなことから学術情報分野においては権利者の保護の強化ばかりでなく、利用およ

び流通の強化が必要である。そのためにも、適正な使用料および適正な方法による処理ができる体制が必要である。現状では、著作権等管理事業法による管理事業者でなくても、著作権事業が行なえる状況にある。また、著作権等管理事業法による管理事業者にあっても、権利者が中心となって価格や処理が決められていて利用者は意見を出すところがない。また、一つの管理事業者の役員が他の管理事業者の役員になっていたり、著作物を委託している出版社の役員が管理事業者の役員となっている管理事業者への出資割合が、その出版社に偏っていたりして、利用する上で大きな問題を呈している。

したがって、適正な価格による適切な処理に基づいて、権利者の保護も考えつつわが国に相応しい情報の流通が行なわれるように著作権等管理事業 法を見直すことを要望する。

26 インターネット先 進ユーザーの 会(MIAU)

以下、「知的財産推進計画 2007」について、その議論経過もふまえてコメントします。(ページ数は当該文書を参照)

■著作権法における非親告罪化について (P.63)

著作権侵害は、有体物に対する財産権の侵害と比べて簡単に生じやすいものであり、またその財の非競合性から、無断で利用されることを被害と考えない著作権者が、数多く存在しています。著作権侵害を非親告罪化すると、著作権者が黙認するような事例について、著作権者の意思を無視して刑事告訴するという不条理が生じてしまいます。これはあってはならないことです。また、刑事実務上、親告罪が非親告罪化されたところで、大してプラスの影響はないということは、昨年度の文化審議会の報告からも記されています。著作権侵害を効率よく規制する手段としては作用しないと考えられます。

■私的使用複製の違法化について(P.91)

いわゆる「ダウンロード違法化」の問題について、いわゆる「違法サイト」からのダウンロード、いわゆる「適法サイト」からのダウンロードの両方について、文化庁が昨年の審議会の最終報告書でまとめたような違法化は適切ではないと考えます。既に文化庁のパブリックコメントにて指摘しましたが、以下のように数多くの問題点が懸念されます。

- (1) 複製にあたるダウンロードと、複製にあたらないブラウジングやストリーミング視聴を、技術的には区別が曖昧であるにもかかわらず、法律的に適法性の区別がつけられてしまう筋の悪さと将来的な技術開発への無用な制約があること。
- (2) 海外でその地の準拠法では違法な公開にあたらないサイトを利用した場合の扱いなど、国際的な法制度の不整合があること。
- (3) 一部の国家を除いて、著作権制度はほぼ全世界的に無方式主義であり、ネットユーザーにとって、あるコンテンツが適法公開なのか違法公開なのかを、合理的な理由に基づいて判断する術が無く、違法公開「かもしれない」と考えてもそれを容認してダウンロードすれば、情を知っているので違法とされうること。また、裁判官の判断にも大きく依存し、また文化庁の持論も裁判によって否定されることがあり高度の信頼性に欠ける現状では、国民の法的地位が甚だ不安定になること。
- (4) 国民が常に自分が違法行為を犯しているのではないかという不安感に晒され、それが架空請求の踏み台として大いに利用されうること。
- (5)「適法な」ダウンロードについて、実効性を担保したり国民の安心を得たり

するために、適法ダウンロード情報をトラッキングするということになれば、通 信の秘密が侵害されることになるおそれがあること。

- (6) 学問・研究・報道等で違法ダウンロードについて調査する行為なども、従来は私的使用複製の概念で柔軟に対応していたとも考えられるが、ダウンロードが違法化されると、これらも違法行為とされてしまうということ。
- (7) そもそも、法改正が必要であるという主張の根拠が乏しいということ。 (「ダウンロードによる被害」が本当に存在するのか、印象操作の疑いの無い、信頼できる統計情報は存在しない。またダウンロード違法化議論で議論されている「問題」は、法律上は送信可能化権で既にカバーされているはずであり、まず著作権者が送信可能化権をしかるべく行使するよう啓発すべきである。)

なお、適法性の判断の問題に関連して、「適法マーク」のようなドメスティックな民間対応を見せる著作権団体もありますが、その有無は何ら適法性も違法性も担保しませんし、これを入札条件とする官製談合の類が認められるようなことがあってはならないと考えます。公正取引委員会ではコンテンツ事業の発注につき、厳格な姿勢で審査していただきたいと考えます。

■ネット上のビジネスマーケット構築について (P.91)

最近、ネットでコンテンツを配信するための簡便な権利処理が必要であるという問題意識から、ネット配信に限定してそのために必要な権利を映画会社等に集中的に権利を帰属させる「ネット権」を創設すべきであるという提案がなされています。そこに問題意識を向ける姿勢は私たちも賛同するところですが、具体的な案としてのネット権については否定的にならざるを得ません。

ネット権の提案では、権利が映画会社や TV 局に帰属することになりますが、 これらは実際にコンテンツを制作している著作者ではありません。ネット権者 に権利を専有させるということは、著作者から権利を剥奪することでもあり、こ こではそれがマイナスに作用し、番組制作会社のインセンティブを不当に損 なうことになります。

ネット権提案者たちが問題視しているのは、番組の配信等が行えないことにあるのですから、ネット配信に必要な権利について、事前徴収・事後分配方式で必ず許諾されるものとし、使用料に相当する対価を文化庁あるいは第三者機関に信託できれば足ります。個別の映画配給会社や放送事業者が権利を専有する必要は無いと考えます。使用料の分配は純粋に著作者間でなされるため、創作の担い手にさらなるインセンティブがもたらされることにもなることを考えると、この方が望ましい方式です。

そもそも、権利処理を簡便化するために新しい権利を創設するというのは、 筋が悪いと言わざるを得ません。ネット配信に限定した専有権という考え方 は、あまり明確なものではありません(インターネットプロトコルを利用したイン トラネットにおける流通や、住基ネットを経由しての複製等の問題が考えられ ます)。

私たちは、権利処理の構想として、著作権制度とある程度パラレルでありつつ、既存の制度と矛盾しない「二階建て」のような制度が、ネット権よりも具体的に妥当すると考えています。それは、本来的に文化的な創作の保護を主眼におき、無方式主義であらゆる創作者に権利が自然発生する著作権制度は従来型のままにして、積極的に営利活動を行いたいという者にのみ、著作権を放棄することを条件に、新制度で与えられる法的保護を受けることを届

出させる、というもので、以下のようなメリットがあります。

- (1) 登録されている情報を探すのみであるため、権利者の探索に無用なコストがかからなくなる。
- (2) コンテンツビジネスのために制作されたものであり、明確な権利行使の意思があると推定できることによるメリットがある。
- (2-1) 非親告罪化に類似する(ただし著作者の同意による違法阻却があり得る) 規定を設けることができる
- (2-2) 禁止権として構成するのではなく、報酬請求権として構成することで、 許諾を得るためにワンストップをかける必要がなくなる。
- (3) 権利処理を自動化する機構を法的に整備しやすくする。
- この制度によって、著作権法がその本来的な趣旨を維持しつつ、コンテンツ産業やネット配信など現代的な課題を解決することが可能になります。

「二階建て」の制度案については、同じ名前でいくつか(誤解を含む)解説が 見られますが、私たちが支持する案は以下で詳しく説明されています。

http://grigori.sblo.jp/article/3837797.html

http://d.hatena.ne.jp/inflorescencia/20070811

■私的録音録画補償金と DRM について (P.91)

文化庁では、審議会にて発表した「将来的には DRM を前提に補償金を廃止」という方向性を示していますが、これについては私たちはむしろ否定的な立場をとります。 EMI やユニバーサルミュージック、Sony BMG やワーナーミュージックなどが iTunes Plus や Amazon MP3 など DRM フリーの音楽配信サービスを活用するようになり、大物ロックアーティストが自ら DRM フリーの音楽配信を行うようになった現在、DRM は世界的な音楽配信の潮流としてはむしろ廃止されつつあります。 DRM が何らかの補償制度の要件として機能することを求められるような制度設計は、現実的ではありません。

また、現在のような補償金制度を維持するとした場合でも、DRM が施されていて複製できないようなコンテンツについては、補償すべき損害は間違いなく存在しないのですから、補償金分配の対象から除外するなどして、公平な制度に改正する必要があると考えます。

補償金は何より著作権者に分配されるべきものであり、その徴収・分配が適切に行われるよう、透明性を高める努力が求められています。そのような努力を放棄して、共通目的事業を拡大したり、既に業界向けに周知されているはずである補償金制度の広告に補償金をつぎ込んだりしようというのは、不適切であると考えます。

■著作権保護期間延長論について (P.94)

著作権保護期間延長論には数多くの問題があります。

- (1) 著作権の保護期間を延長することは、遺族など一部の著作権者(著作者でない)を利することしかなく、新たな創作へのインセンティブが存在しないということは、経済学上ほぼ争いがありません。著作権者の遺族のみが不労所得を得られるべきであると考える合理的な理由は何ら存在しません。
- (2) 長すぎる保護期間は、米国で"Orphan Works"と呼ばれる問題を生み出しています。すなわち、保護期間が長いため、著作権が切れていないが、著作権者の存否や所在が不明であったり、著作権者の遺族と連絡がとれないため、自由に利用することが出来なくなってしまうのです。
- (3) 著作権によって自由利用が制限されていれば、特に創作から何年も経っ

た著作物はほとんど利用されないことになり、大多数の古い作品は死蔵されることになります。著作権保護期間が延長されれば、その死蔵期間が無駄に長くなります。

- (4) 世の中のあらゆる創作は、それ以前の創作の上に成り立っていますが、 著作権が存続している間は、それらの創作の上に新たな創作を作り出すこと が困難になります。古典作品を現代風に加工した名作は数多く存在します。 古典作品を埋もれさせない、著作者やその創作に対して思いやりのある制度 が望まれます。
- (5) いまだに保護期間延長が世界的潮流であると主張する向きもありますが、西欧でも保護期間延長法案が却下されているのが事実であり、世界的潮流はむしろ保護期間を延長しない方向になっています。そもそも、世界的潮流がどうであるかは、国内法制度のあるべき姿を論じる際には、ほぼ無関係な問題であり、特に著作権制度のように各種条約が既に存在するのであれば、その範囲で議論すれば足ります。
- (6) 保護期間を延長しないことで日本の経済的利益が損なわれるという主張する向きもありますが、日本は古典作品については輸入超過であり、かえって日本の経済的利益を損ないます。
- ■コピーワンスルールの見直しについて (P.105)

コピーワンスの運用を見直し、もう少し柔軟な運用ルールを模索した結果、現在では「ダビング 10」と呼ばれる方式に結着したとされていますが、このダビング 10 方式は、コピーワンスと同様、1 世代コピー(COG)のみを許容する、柔軟性に欠けるものであり、私たちはこれを支持できません。

ダビング 10 が実際に 9 回コピー + 1 回ムーブを許容するのは、HDD プレイヤーを前提とした場合に限られ、単体のデジタルチューナーや外付レコーダー、ケーブルテレビの STB を利用している場合は、従来通りコピーワンスの運用となってしまいます。すなわち、相当数の人にとっては、従来通りのコピーワンス状態になってしまい、柔軟な運用ルールは実現できていないことになります。

当団体でネットユーザーにアンケートをとったところ、7割の回答者はダビング回数について無制限が望ましいと回答し、同様に7割の回答者はコンテンツをPCまたはDVDにアーカイブしておきたいと回答しています。今後は、Apple社のApple TVのような、自社のハードウェア(TV)を活用したオンデマンド番組配信が、TV視聴に取って代わることになると考えられます。COGルールに固執することによって、PCのHDDやDVDへの自由なコピーが行えないのであれば、その流れはいっそう加速していくことでしょう。

27 社団法人日本図書館協会

以上。

知財立国の実現に向けた知的財産戦略本部の活動については、当協会と しましても注目しているところであります。

この度「知的財産推進計画 2007」の見直しにあたり、当協会からは下記の 事項を新たな政策として盛り込んでいただきたく思いますので、よろしくお取り 計らい願います。

1. 非商用著作物に関する複製権の制限の検討

これまでの著作権法に関する議論は、商用の著作物を中心とした議論であることが多かったように思われますが、誰もがインターネットを利用して簡単に著作物を公表できる現状においては、種々不都合が生じていると考えま

す。

「知的財産推進計画 2007」の「インターネット上でのコンテンツの新たな創作・発信を促す」(95~96ページ)などは、このような状況において著作物を有効に活用できるように「意思表示するシステムの構築」が目標として掲げられているものと思いますが、文化庁の「自由利用マーク」の普及度などから考えても、意思表示システムの普及は容易ではありません。また、インターネット上のコンテンツには著作(権)者の連絡先が明示されていないことも多く、許諾に基づく利用も想像以上に困難という現実もあります。

ついては、有用な知的財産を有効に活用し、新たなコンテンツの創作につなげるため、例えばインターネット上に存在する非商用の著作物のようなものに関して、著作権者に経済的損失が生じず、複製者に不当な利益も生じない範囲においては、現行著作権法の各種権利制限規定よりも広い範囲で複製権を制限することなどを検討すべきと考えます。

2. 著作権の間接侵害の検討

この問題については「知的財産推進計画 2007」の中でも、「利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う国内制度を整備する」(94 ページ)の中の小項目として上げられ、さらに文化審議会著作権分科会法制問題小委員会司法救済ワーキングチームで審議されたところですが、「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会平成 19 年度・中間まとめ」においては、根本的な解決に至るような結論は示されていません。

他方,「知的財産推進計画 2007」に「違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する」(90 ページ)の問題が上げられていますが,いくつかの著作権侵害に関する裁判において,著作物の直接の利用者ではなく複製機器や演奏機器の設置者が侵害者と認定されています。

このような判決をもとにすれば、インターネットに接続された情報検索端末 を利用者に提供する図書館やネットカフェ等において、利用者が違法複製さ れたコンテンツを複製した場合、侵害者は図書館やネットカフェ等ということに なってしまい、大きな混乱に発展しかねません。

違法複製が権利者にとって大きな問題であることは理解できますが、違法 複製されたコンテンツの複製の問題の検討と同時に、間接侵害や、いわゆる カラオケ法理についての整理を行う必要があると考えます。

3. アーカイブ化を促進し、その活用を図る

このことについては「知的財産推進計画 2007」(95 ページ)にも盛り込まれており、さらに 2008 年3月4日付けで公表された「オープン・イノベーションに対応した知財戦略の在り方について」(知的財産戦略本部知的財産による競争力強化専門調査会)においても述べられているところですが、人類の文化遺産を後世に伝えるためには政策としてアーカイブを行うべく、必要な法改正等が行われることが必要と考えます。

4. 権利者の利益と公共の利益に留意した権利制限規定を整備する

このことについても「知的財産推進計画 2007」に盛り込まれているところですが、その中の特に「障害者による著作物の利用の促進」(91 ページ)については、当協会は長年にわたり関係各所に要望している事項であり、この事項に関しては文化審議会著作権分科会法制問題小委員会で審議され、「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会平成 19 年度・中間まとめ」において、諸外国の水準並みに障害者の利便を図るという方向性が示されていま

す。

当協会としては、この結果に基づく早期の法改正が行われるよう、改めて要望します。

(以上)

28 障害者放送協議会著作権委員会

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり

- 議会著作権委 1. 世界最先端のコンテンツ大国を実現する
 - 1. デジタルコンテンツの流通を促進する法制度や契約ルールを整備する
 - (1)ビジネススキームを支える著作権制度を作る
 - ○7 権利者の利益と公共の利益に留意した権利制限規定を整備する
 - i)公表された著作物に聴覚障害者向けに手話や字幕による複製を実施できるようにするなど、障害者による著作物の利用の促進という観点から著作権法上の権利制限規定を整備することについて関係団体による具体的な提案に応じて、検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

上記部分について、意見を述べたい。このことについては、文化審議会著作権分科会の小委員会で検討が行われ、私ども障害者放送協議会著作権委員会としても、二度にわたり意見発表を行ってきた。そして、10月には中間まとめが公表され、障害者への情報保障確保の観点から著作権法改正に向けての基本的な考え方が示された。

ただ、残念ながら他の案件に関して最終的にまとまりきらず、最終まとめには 至らなかった。しかし、障害者の情報保障関係については小委員会での大筋 の合意は得られているものと理解される。知的財産推進計画2007にも「20 07年度中に結論を得る」と明確に示されているのであるし、そして日本政府 が2007年9月28日に署名した、国連障害者権利条約一日も早く批准でき るようにするためにも、具体的な著作権法改正のための作業に直ちに着手す べきである。

参考までに、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会中間まとめ「障害者福祉関係」部分に関する意見を以下に示す。

障害者放送協議会著作権委員会提出パブリックコメント【総論部分】

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会中間まとめ「障害者福祉関係」 部分に関する意見

- 〇1 今回の中間まとめには障害者の情報格差是正を巡る国際情勢の動向 を、部分的にではあるが反映されているように見受けられた。
- O2 しかしながら、日本政府が 2007 年 9 月 28 日に署名した、国連障害者権利条約(以下権利条約と略記)に関する直接的言及がまったくない。このことは署名が時期的に中間まとめ公表の直前であったという事情を差し引くとしても、まことに残念なことといわざるを得ない。最終まとめでは、是非とも権利条約に言及されるべきである。
- ○3 権利条約第三十条第三項には、「締約国は、国際法に従い、知的財産を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当な又は差別的な障壁とならないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。(外務省・仮訳文より)」とあり、批准に向けての国内法の整備、調整の作業が行われていると聞いている。
- ○4 現行著作権法が「障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当

な又は差別的な障壁」となっている現状については、当委員会からの要望書、意見書、意見発表等をつうじ、具体的な場面や事例等をあげて指摘してきたところである。最終まとめの検討において、再度検討されることを強く希望する。

○5 現在政府部内で進んでいるであろう権利条約批准のための国内法整備、調整等の作業の経過や成果が公表され、これに対する意見が集約され その結果等をふまえた検討結果が、最終まとめに反映されることも必要なことと考える。

○6 諸外国の立法例が参考としてあげられ、また「諸外国との例等を参考に それと同程度の立法措置を講ずべきとの意見があった(中間まとめ 35 ページ)」とのことだが、最終まとめにおいては、単に「立法例」のみにとどまらず に、具体的な法の運用例や運用実態、法令の実効性を担保する諸制度、諸 施策等についても踏み込んで調査検討すべきである。

○7 今まで著作権法で配慮されていなかった、上肢障害、学習障害、発達障害等について検討がなされ、一定の方向性が示されたことは歓迎すべきことと考える。 最終まとめの検討に当たっては、いわゆる限定列挙的な障害観ではなく、障害者の個別的、具体的ニーズに応えるという観点からなされるべきである。

O8 したがって、各々の障害の定義や範囲については、旧来の障害概念にとらわれることなく、最新の国際的動向や知見を取り入れたものとすべきである。

○9 また、最新の通信・放送技術、情報コミュニケーション技術、支援技術等の進展が、障害者の情報格差解消に生かせるよう、調査や検討を深めていくべきである。

〇10 著作権者側からは権利の一部制限ではあるが、このことは障害者の情報格差解消のための合理的配慮 (reasonable accommodation) であり、このことで対等に文化や情報を享受することが可能となる。このような基本的観点から最終まとめの検討がされるべきである。

29 社団法人日本書籍出版協会

2008.4.3

知的財産推進計画 2007 の見直しに関する意見書

社団法人 日本書籍出版協会

当協会では、知的財産推進計画 2007 の見直しにあたり、意見を申し上げます。2008 年の計画策定に際しては、以下の各項目が盛り込まれますよう是非ご検討いただきたく、お願い申し上げます。

活字コンテンツの普及

子どもの読書活動推進法および文字・活字文化振興法の具現化を行うため、2007年10月に国民各界各層からなる「財団法人 文字・活字文化推進機構」が設立されました。この機構はその事業として、学校における「読育」の充実、企業・職場における言語力の向上等を掲げています。我が国が海外に通用する優れたコンテンツを今後も生み出し続けていくためには、国民の言語力が高い水準を維持していくことが不可欠であり、言語力の向上は文字・活字に親しむことで育まれます。「創造的な国」づくりを目指す同機構の活動は極めて重要なものであると考えます。

翻って、知的財産推進計画 2007 をみると、世界最先端のコンテンツ大国を実現するための施策として、デジタルコンテンツの流通促進のための制度や契

約ルールの整備が提言されています。この内容については強く賛意を表するものですが、創造され活用されるべきコンテンツは、デジタル形式のものには限られず、また日本を代表するコンテンツはアニメ、ゲームソフトに限られません。従来の印刷媒体で発行される出版物もコンテンツ産業の中では、非常に重要な役割を果たし続けています。

世界から高い評価を得ている我が国のコンテンツとして、アニメ等に注目が集まっていますが、書籍・雑誌・新聞等の出版物によって流通する活字コンテンツも同様に非常に高い評価を受け、ビジネスとしても成功を納めています。また、映画をはじめアニメやゲームソフトの原作となっている出版物も少なくなく、活字コンテンツはあらゆるコンテンツの源泉となっているともいえます。知的財産推進計画 2008 では、文芸・コミック作品をはじめとする活字コンテンツの振興への配慮をお願いいたします。

ブックフェアの役割

村上春樹の全世界的な人気は多くの人の知るところですが、それ以外でも多数の日本の作家の作品が世界各国で翻訳出版され好評を博しています。しかし、コミックに比べると海外での発行部数は未だ発展の余地が大きく、さらに裾野を広げるためにも国際ブックフェア等での PR 活動が重要な意味を持ってきます。

世界最大のブックフェアである、フランクフルト・ブックフェアでは、日本の出版 社のブースが、国の助成を得て出展している韓国、中国、さらにはインド等の 共同ブースの拡大によって、従来の場所から不利な移動を余儀なくされる恐 れが出ています。アジア各国のコンテンツとの競争に打ち勝つためには、海 外市場へのアプローチとして最適な各国のブックフェアへの出展に対する国 の援助は極めて有効です。

ドイツ第二のブックフェアであるライプチヒ・ブックフェアでは、このフランクフルトを上回る規模で日本を中心としたコミックのブースが設けられており、全ドイツからコミックファンの若者が参加しています。このような日本のコンテンツへの関心をそれだけに終わらせず、この動きと連動して、文芸作品をはじめとする日本の活字コンテンツひいては日本文化全般への理解を広げていくことが重要であると考えます。

本年のソウル・ブックフェアでは、国の全面的なバックアップを受けた「中国年」が盛大に催される予定であり、来年6月の同フェアでは「日本年」の開催が決定しています。日本の出版文化のすばらしさを世界に伝え、コンテンツ輸出大国としての地位を獲得する一つの契機とするためにも、国による「日本年」に対する支援を是非ともお願いいたします。

学術専門書出版への支援

学術専門書の出版振興については、日本学術振興会の科学研究費補助金 (科研費)によって、市場では多くの売り上げは見込めないものの、非常に重要性の高い学術専門書の出版が可能になっています。しかし、平成 19 年度の研究成果公開促進費は 18 億円で前年度の 30 億 2560 万円に比べて、約40%の大幅な減少になっています。我が国の学術研究の水準を維持していくためには、学術研究成果が確実に公表されていくことが必要で、それが日本の基礎的な国力の増進につながるといえます。国内での充実なくして海外への展開は困難です。

知的財産推進計画 2008 では、学術専門書出版の支援・増強についての項

目を加えていただくようお願いいたします。

デジタル時代における出版者の法的保護

放送と通信の融合等、デジタル化・ネットワーク化時代ではメディア間の相乗 効果を高めていくことがさらに重要になります。このようなメディアの多様化に ついては、出版業界も避けては通れない情勢の渦中にあります。

しかし、出版者は著作権法上、何ら固有の権利を持たず、また著作権法に規定された出版権は、紙媒体による出版物にその範囲が限定されているため、 出版物のデジタル化に際しては、専ら著作者の持つ著作権のみが働くことになります。

出版者としては、自らの発意と責任によって発行し販売のリスクを負っている 出版物の二次的利用の高まりの中で、自らの権利主張ができない状況にあ り、これが出版物のデジタル化事業を展開する上での懸念材料となり、ビジ ネス展開が遅れている一因にもなっています。

活字コンテンツの保護と利用をデジタル化して促進するという観点から、「出版者の権利」創設に関する項目が再び知的財産推進計画の中に盛り込まれ、議論が改めて行われることを要望いたします。

国立国会図書館のデジタルアーカイブ

国立国会図書館に納本された図書を保存のためにデジタル化してアーカイブに蓄積することについては、現在、〈文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会アーカイブワーキングチーム〉で検討されています。そこでは、図書の「保存」(デジタル化)、「検索」、「提供」のそれぞれの段階において、著作権者、出版者の経済的利益を不当に侵害しないように見直しが行われなければならないと考えます。市場で入手できる図書が、国立国会図書館から公共図書館に配信されることで容易に読むことができるようになるとすれば、それは、ベルヌ条約における「スリーステップテスト」でいう「通常の利用を妨げる」ことにつながり条約違反となりかねません。出版社としても、一度発行した出版物が長い期間にわたり国民の目に触れていることは大きな喜びでありますが、近年では、1冊からでも印刷・発行できる「オン・デマンド出版」や、自らネットで配信するという出版社も現れており、国会図書館のデジタルアーカイブによって出版社のビジネスにどのような影響があるのかは簡単には予測がつきがたいところがあります。

以 上

30 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

当協会は、コンピュータソフトウェアをはじめとしたデジタル著作物の著作権 者の権利を保護すると共に、著作権の普及活動を行い、コンピュータ社会に おける文化の発展に寄与することを目的として活動しております。

知的財産推進計画 2007 の見直しにあたりましては、当協会における活動を 踏まえまして以下の点につきましても盛り込んでいただければと考えておりま す。

1日本企業の海外子会社(日系子会社)に対するコンピュータソフトウェアの 違法コピー防止対策としてのソフトウェア管理の普及

(第2章Ⅱ関連)

当協会では 2001 年より、企業・団体等の組織内におけるコンピュータソフトウェアの違法コピー防止対策として、ソフトウェア管理(組織内で使用するコンピュータソフトウェアにつき、インストール可能数(=ライセンス数)と実際のインストール数を把握・比較し、適法な状態を保ちつづける活動)の普及・啓発活動を行ってまいりました。

海外、特に日本を除くアジア地域におけるコンピュータソフトウェアの違法コピー率は非常に高率であり、海外に拠点を置く日本企業の子会社においては違法コピーが発生するリスクは非常に高い状況にあります。

加えて、現地における違法コピーに対する法的責任の追及にあたっては、「言うことを聞きやすく、損害賠償能力がある」日系子会社が格好の対象となっています。(なお、東南アジア諸国では、米国の団体 BSA による「通報キャンペーン」が推進されており、情報提供者には「報奨金」が支払われています。このため、日系子会社に関する摘発もタイなどで頻発しています。)

日本は「知的財産立国」宣言以降、中国をはじめとしたアジア諸国などに対して、日本の知的財産を保護するよう具体的な要請を実施しているところですが、日系子会社によるビジネスソフトウェアの違法コピーが発覚し摘発される事態が頻発すると、当該企業のみならず、日本の知財戦略のイメージや信頼が現地で低下するおそれがあります。

知的財産立国たる日本の遵法意識の高さをアジア地域に示し、各国の追随、自助努力を促すことという観点においても、日系子会社におけるソフトウェアの違法コピー対策が緊急に求められるところであります。

当協会では、2005 年 4 月に開設した ACCS 上海事務所において、日系子会社を対象としたソフトウェア管理セミナーを開催してきたほか、2007 年 11 月に中国の著作権保護団体「中国軟件連盟」(CSA: China Software Alliance)、韓国の著作権保護団体「韓国ソフトウェア著作権協会」(SPC: Korea Software Property-right Council)の3団体間で、ソフトウェア管理に関する相互協力についての覚書(MOU)を締結しました。また、2007 年 1 月以降、中国・大連市版権保護協会(DCPA)との交流を開始し、現地での講演や、DCPAと共同して日系子会社に対する「ソフトウェア正規版利用推進企業表彰」を実施しています。また、JETRO バンコク事務所からの要請に基づき、2007 年 11 月、タイのバンコク、ナワナコン工業団地、ベトナムのハノイ、ホーチミンにおいて、日系子会社を対象としたソフトウェア管理普及セミナーで講演を実施いたしました。

バンコクでのセミナーの反響は非常に高く、参加者のアンケートでは、従業 員教育をどのようにおこなえば良いかや、現地言語での資料が欲しいといっ た切実な状況をかいま見る意見が寄せられました。

そこで、日系子会社における違法コピー対策としてのソフトウェア管理の普及につき、現地の著作権法制度に照らした教育・啓発を含め、推進計画に盛り込んでいただきたくお願い申し上げます。

2ファイル共有ソフトによる著作権侵害対策の強化(第2章Ⅱ3. 関連)

Winny をはじめとするファイル共有ソフトによる著作権侵害は非常に深刻な状況となっています。当協会および(社)日本レコード協会、日本国際映画著作権協会が 2007 年 9 月に実施したファイル交換ソフト利用実態調査によると、ファイル共有ソフトを利用している者の割合は、インターネット利用者の

9.6%との結果となり 2006 年 6 月の調査時(3.5%)に比べて急増しています。また、同調査では、Winny のネットワークで流通しているファイルのうち、著作物と推定されるもののうち 92.5%が著作権者の許諾なくアップロードされたものと推定されております。ファイル共有ソフトによる著作権侵害対策については、警察庁の「総合セキュリティ対策会議」が先月発表した報告書においても、その必要性につき触れられているところです。

そこで、ファイル共有ソフトによる著作権侵害対策の強化を推進計画に盛り 込んでいただきたくお願い申し上げます。

3海外における著作権侵害対策に関する情報共有の促進(第 2 章 II 1. 関連)

日本のコンテンツは海外において人気が高く、それ故に世界中において著作権侵害の被害を受けています。被害の態様については海賊版販売のみならず、インターネットによる無許諾配信も増加ししています。

適法なビジネス展開のため、またボーダレスであるインターネット環境下におけるコンテンツの適正な流通のためにも海外における著作権侵害対策を進めることが重要となりますが、その際に大きな障壁となるのが、各国の著作権法制度、および権利執行実務の情報が不足している点です。

アジア地域においてはコンテンツ海外流通促進機構(CODA)が著作権法制度等の情報収集や権利侵害対策を実施していますが、その他の地域についてはいまだ十分とはいえません。

当協会では、会員会社と協力し、イタリアにおけるアニメ DVD の海賊版販売に対し、2005年10月に現地財務警察に告訴状を提出し、2006年3月にローマおよびボローニャのアニメショップが摘発されました。告訴状の提出までには、距離、言語の壁に加え、イタリアにおける法制度、実務手続きを学びながらの対応となり、大変なエネルギーを要しました。

その際のノウハウをとりまとめ、本年3月に「イタリアにおける著作権侵害ハンドブック(イタリア共和国編)」(文化庁長官官房国際課 発行)を制作いたしました。

現在検討が進められている「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」が締結されることで、海外における著作権侵害対策は進むことになることが予想されますが、実際の対策をより容易に行えるよう、欧米諸国の著作権法制度、および権利執行実務の情報を収集し共有できる取り組みが重要と考え、本件につき推進計画に盛り込んでいただきたくお願い申し上げます。

4DRM の普及について(第4章 I 4. 関連)

コンテンツの流通促進のためには、著作権法制度の整備、関係者間の契約スキームの整備と並んで、DRM(デジタル著作権管理)技術の普及促進も重要であると考えます。ここでいうDRM技術は、コンテンツの不正流通および不正使用を防止・覚知する技術だけのことではありません。例えば映像コンテンツのネットワーク配信の場合に、再生期間・再生回数の設定、ダウンロードした PC から携帯プレイヤーへの「持ち出し」を認めるか等、権利者の柔軟な許諾を実現するための技術も含まれます。つまり、DRM 技術はコンテンツ流通・配信を促進するための技術でもあるともいえます。

そこで、コンテンツの普及促進に資する DRM の研究および普及につきまし

		ても、推進計画に盛り込んでいただきたくお願い申し上げます。	
		以上	
31	知的財産人材	別紙	
	育成協議会事		
	務局		

「知的財産推進計画 2008」の策定に向けて

2008 年 3 月 18 日 (社)日本経済団体連合会

1	総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
,	
1	オープン・イノベーションの推進と知的財産立国の実現による成長·····2
(1)	知的財産の創造力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
1	職務発明(特許法第 35 条)のあり方の検討
2	大学の知的財産活動について
	a)大学の海外出願等への支援
	b)産学連携における柔軟な対応
	c)産学連携にあたっての税制的支援の実施
3	ライフサイエンス分野における円滑な試験研究の促進と基本発明の
	保護
4	コミュニティ・パテント・レビューへの対応
(2)	企業の投資の促進と阻害要因の除去・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	中長期的な研究開発投資に対応する権利化のあり方の検討
2	パテントトロールへの対応をはじめとする権利行使のあり方の検討
3	学術論文を含めた知的財産に関する情報インフラの整備
_	先端医療に関する権利の強化
(5)	仮想空間から生じる知的財産権に関する問題への対応
	デジタル化・ネットワーク化の下での複数システムによる
	著作権法制のあり方の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
_	著作物を互いに自由に利用しあって新たな著作物をつくる環境における
	著作権のあり方の検討
(2)	インターネット上の権利保護の実効性の確保の検討
	a) 私的複製の適用範囲の見直し
	b) 法定賠償制度等の検討
	c) インターネット上の著作権侵害への対応
	d)モバイル向け違法コンテンツ配信の根絶に向けた取り組みの強化
(4)	+45 11 12 0 0 5 1 0 0 to 1 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1
	技術・サービスの海外への普及促進と国際連携の強化・・・・・・・・・7
	オープン・イノベーション等による協業や連携の促進 国際煙準化への取り組みの強化
171	TSUF=700 1 E47 / N/ / 1 BU / 1 20 みしけ 15日4 /

a)国際標準化の情報収集と戦略立案機能の強化
b)企業の国際標準化活動の促進
c)知的財産権と国際標準化の連携の強化
d)国際標準化人材の育成
③ 環境問題の解決に向けたわが国の果たすべき役割
④ 模倣品・海賊版対策の強化
⑤ 世界特許の実現に向けた取り組みのさらなる強化
(5) その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
① 知的財産分野における国際的に信頼される紛争処理機能の充実
② 知的財産法と独占禁止法との関係についての比較研究
③ ライセンス契約の保護のあり方の検討
④ 地方自治体の知的財産の活用の検討
⑤ IP マルチキャスト放送による同時再送信の権利処理のあり方の見直し
⑥ もっぱら音楽の提供を目的とする放送・有線放送の取り扱い
⑦ ゲームソフトの中古品流通のあり方の見直し
⑧ 薬事行政に関する著作権の権利制限の見直し
⑨ ライフサイエンス分野における知的財産の南北問題への対応
<u> </u>
4>>>>>>>
1. コンテンツの創造力の強化15(1) 人材育成
(1) 人材育成15 ① プロデューサーの育成
① クリエイターの育成
③ マルチコンテンツ・プロデューサー人材の育成④ マルチメディア・ビジネス人材の育成
⑤ 法務人材の育成
⑥ 子役の出演可能時間の延長
◎ 1 及 少四項引能时間の建攻
(2) 教育基盤の整備17
① 映像教育体系確立のための検討
② ライブ・エンターテインメント人材育成のためのパフォーマンス技術
プログラム支援
③ コンテンツ系教育機関におけるアーカイブ整備
④ コンテンツ系教育機関の卒業牛のさらなる職業訓練の推進

	コンテンツ統計の整備
_	インターンシップの推進 海外映像教育機関等での研修・講師招聘支援
1	科学技術との連携
1	資金調達・税制
① ② ③	産業集積・地域振興 20 映像産業集積クラスターの整備 ライブ・エンターテインメント集積の推進 地域映像制作環境の整備 時代劇ロケーションパークの設置
(1) ① ② ③ ④ ⑤	コンテンツの新たな市場の創出と流通の促進 22 国際展開の推進 22 JAPAN 国際コンテンツフェスティバルの推進 マーケット機能の強化 日本コンテンツの海外展開への支援 国際共同制作協定の締結 JETRO、在外公館等におけるコンテンツの情報収集・提供および 発信機能の強化
① ② ③ ④ ⑤	マルチユースの促進
_	有料放送市場の拡大

.

į

;

,		•
	(3) 新市場の開拓	
	① 教育との連携	

I 総論

2002年にスタートした知的財産立国への取り組みも、本年で7年目を迎える。日本経団連では、『「知的財産推進計画 2007」の策定に向けて』などにおいて、これまでの取り組みを顧みて、新たな政策につなげていくことが必要と述べてきた。

こうした観点から求められるのは、知的財産立国の実現という原点に改めて立ちかえり、総合的な産業・文化戦略を考えるということである。知的財産は、それを創造し、製品やサービスに具体的に適用し、それらを国内外の市場に展開することによって、初めてその成果がグローバルに享受できるものであり、企業の成長を通じて知的財産の利益が国に還元されていく。コンテンツに関しても、海外に大きく展開することによってこそ、国全体の利益に貢献することができる。映像をはじめとするコンテンツに関する国の文化産業戦略を構築し、国は、継続的かつ府省横断的な体制を整備し対策を講じていくべきである。

同時に、時代の流れを的確に捉えていくことも重要である。イノベーションの実現に向け、さまざまな壁を超えた連携を可能とする政策を推進すべきである。技術がより高度化・複雑化している現代においては、自前の技術だけで製品やサービスを提供するには限界があり、それを打開するため、開発におけるオープン・イノベーション、あるいは知的財産におけるパテント・プールやパテント・コモンズといったオープン化の動きが生まれている。このような動きは企業を越えて、また、国を越えて起こっており、それらの連携が加速されるような政策を推進すべきである。

上記の方向性を踏まえ、「知的財産推進計画 2008」の策定に向けて、以下、提 言を行うものである。

Ⅱ オープン・イノベーションの推進と知的財産立国の実現による成長

日本経団連では、『「知的財産推進計画 2007」の策定に向けて』などにおいて、これまでの改革の成果を検証することが必要と述べてきたところであるが、今般、知的財産委員会および同・企画部会を対象として、これまでの知的財産政策の成果を評価するためのアンケート調査を実施した(調査結果は、知的財産政策の評価に関するアンケート調査結果(2008 年 3 月 18 日)を参照)。調査結果によると、程度の差はあるが、知的財産の創造、保護、活用について、関係者の努力により、知的財産政策が一定の成果を挙げてきたことが判明した。

今後は、知的財産の創造、保護、活用のため、引き続き、リターンを意識した着実な政策展開をすべきである。特にアンケートでは、政府投資等の成果の社会への還元が不十分との結果が出ている。知的財産の創造力の強化という第一の視点と、知的財産による新たな市場の創出と活用の促進という第二の視点に立って、不十分であった原因を分析し、次の政策に活かしていくべきである。

(1) 知的財産の創造力の強化

① 職務発明(特許法第35条)のあり方の検討

職務発明規定(特許法第35条)の改正により、職務発明にかかる「相当の対価」については、使用者と従業者間の自主的な取り決めに委ねられることとなった。今後、企業というさまざまな人々が集まる組織の一員として、研究者が十分に力を発揮することができる環境をつくり上げていくことが期待される。

その一方で、企業がグローバルに事業を展開していくにあたり、欧米をはじめとする外国企業とさまざまな形で協業、連携する機会が増えている。国際的な協業、連携において、各国の職務発明の扱いの違いが企業の事業活動を阻害することがないよう、諸外国の職務発明に関する慣習やルールを調査するとともに、産業競争力の強化の観点から、職務発明制度の評価、見直しを行っていくべきである。

② 大学の知的財産活動について

a)大学の海外出願等への支援

大学知的財産本部や TLO の整備などにより、大学における知的財産活動は活発化してきている。ただ、大学が知的財産の活用の目的をロイヤリティ収益にのみ求めることは構造的に難しく本来の姿でもない。大学で生まれる知を産業に展開し、わが国の産業競争力を強化するためには、産学連携のさらなる促進

が不可欠であり、選択と集中を図りながら、大学の知的財産活動の充実に向けた予算措置などの支援を引き続き講じていくべきである。

特に、重要な成果については、十分な目利きを行い、海外出願することが期待される。その際、PCT 出願を積極的に活用することで検討の時間を確保するなどの方策も必要と思われる。

b) 産学連携における柔軟な対応

産学連携については、共有特許を企業が自己の事業に活用した場合のいわゆる不実施補償の是非をめぐって、産学で立場の違いが見られるところである。しかし、産学連携は、技術の内容、連携の形等により、さまざまなバリエーションが存在し、一律に契約の内容を決めるのは望ましいことではない。連携の実態に応じて、産学双方にとって柔軟な契約の実現を目指す必要があり、そのため、産学双方によるさらなるコミュニケーションの推進が必要である。

c) 産学連携にあたっての税制的支援の実施

産学連携にあたって、税制が円滑な活用を阻害している側面がある。例えば、 企業からの研究費で大学が購入した研究設備等について、大学が固定資産化し て他の研究に活用した場合、企業は試験研究費として費用処理できないといっ たリスクがある。こうしたケースについては、税制面での柔軟な対応が求めら れる。

また、研究開発をベースとした起業を促進するための支援(エンジェル税制) を検討すべきである。

③ ライフサイエンス分野における円滑な試験研究の促進と基本発明の保護

ライフサイエンス分野では、それ自体は製品とはならないが、製品候補を選択するためのリサーチツール特許や研究成果物の活用が不可欠となっている。 産学連携においては、権利者に配慮しつつ、それらをいかに効果的に活用できるかが重要である。

リサーチツール特許の活用については、総合科学技術会議において、「リサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」(2007年3月)がとりまとめられたところであるが、今後は、指針の円滑な使用を促す仕組みを構築するとともに、権利者、利用者の双方に納得感のある利用条件の醸成、合理的な契約条件モデルの提示等に取り組むべきである。

また、試験研究の例外の明確化についての検討も必要である。一方、試験研究の成果から生まれた基本発明については、サポート要件の緩和などにより、 適切な範囲の保護が認められるようにすべきである。 さらには、研究材料の円滑な産業への移転・活用を促すため、研究材料に関する技術移転の円滑化に関するガイドラインを策定すべきである。

④ コミュニティ・パテント・レビューへの対応

特許の質を高める取り組みとして、米国においては、コミュニティ・パテント・レビューが行われている。大学等の知恵を特許審査に活用することは有意義であると考えるが、コミュニティ・パテント・レビューの検討にあたっては、情報提供制度との関係や日米の審査状況の違いなどを十分に考慮すべきである。

(2) 企業の投資の促進と阻害要因の除去

① 中長期的な研究開発投資に対応する権利化のあり方の検討

特許権の審査期間の短縮に向けてさまざまな取り組みが行われていることを評価しており、こうした取り組みをさらに加速していくことが必要と考える。

一方、出願される多くの特許の中には、中長期的な観点からの研究開発投資によって生まれたものも存在している。これらの中には、中長期的な技術動向を見極めた上で権利化していくことが望ましいものもある。早期に権利化することが利益に結びつかず、中長期的な観点からの研究開発投資に悪影響を及ぼすとすれば問題である。

審査の加速はさらに行いつつ、中長期的な観点からの研究開発投資に悪影響 を及ぼさないようにするにはどうすれば良いか、検討を行うべきである。

② パテントトロールへの対応をはじめとする権利行使のあり方の検討

イノベーションは、知の創造の成果を活用した製品・サービスが社会に提供されてはじめて現実のものとなる。わが国においては、パテントトロールの問題は必ずしも顕在化しているわけではないが、製品を作るためにたくさんの技術が必要になればなるほど、その恐れは高まっていく。

例えば、自らは研究開発投資を行わず、他人の特許権を買い、その特許権を 濫用して利益を得るような者に対して、イノベーション促進の観点から、米国 の裁判例などを参考に、差し止め請求権や損害賠償の範囲等について、何らか の制限を行うべきと考える。

③ 学術論文を含めた知的財産に関する情報インフラの整備

技術の高度化、複雑化に伴い、非特許文献を含めて、参照すべき関連文献の 数が増加している。わが国におけるイノベーションを促進する観点から、特許 庁は、文献に容易にアクセスできる環境の整備に取り組むべきである。特に、 民間自身の取り組みでは限界がある中国や韓国等の文献について、機械翻訳を 含めて、容易にアクセスできる情報インフラの整備が求められる。

④ 先端医療に関する権利の強化

医療関連行為の特許保護については、医薬の製造・販売のために医薬の新しい効能・効果を発現させる方法について、物質の特許として保護することとされた。しかし、わが国の先端医療(遺伝子治療、再生医療等)に関する権利の保護は、欧米と比べて依然として弱い傾向にある。先端医療の国際競争力の観点から、"方法"を含めて広く権利を認めていくべきである。

⑤ 仮想空間から生じる知的財産権に関する問題への対応

近年、仮想空間(「セカンドライフ」など)における知的財産の創造、保護、活用に関する問題が懸念されている。仮想空間において、現実世界のデザインが使われるなど、今後、仮想空間内の出来事が、現実世界に影響を与える可能性も想定される。しかし、現在は明確なルール、法制度がない状況にある。

海外の動向を踏まえつつ、仮想空間における準拠法について国際私法の観点から検討を行うべきである。また、事業者がオンラインで提供するサービスについては、当該サービスに関する利用規約が適用されることになるが、事業者、利用者の予測可能性を確保するため、オンライン・サービスに関する規約について、ミニマム・スタンダードの国際的なハーモナイゼーションを促進すべきである。

(3) デジタル化・ネットワーク化の下での複数システムによる著作権法制のあり方の検討

日本経団連では、「デジタル化・ネットワーク化時代における著作権法制の中長期的なあり方について(中間とりまとめ)」(2007年2月)を公表し、デジタル化・ネットワーク化の下での著作権法制のあり方について提言した。

デジタル化・ネットワーク化の進展という新たな環境の変化に対応するためには、従来のシステムに加えて新たなシステムを整備し、複数のシステムによって権利保護と利活用促進の新たなバランスを構築することで、産業の活性化や文化の発展を図ることが必要と考える。

複数システムとしては、従来の著作権法による仕組みとあわせて、例えば、 著作物を互いに自由に利活用しあう環境の担保や、多額の投資の回収が不可欠 な著作物等を対象にした円滑な利活用の促進と実効的な保護等が考えられる。 また、インターネット上のコンテンツの創造・活用・保護について、新たなシ ステムを検討することも考えられる。どのシステムを活用するかは、権利者の 意思に委ねられるべきである。

① 著作物を互いに自由に利用しあって新たな著作物をつくる環境における著作権のあり方の検討

著作物を互いに自由に利用しあって新たな著作物をつくる環境での著作権については、例えば、著作権(財産権)について、本人の意思に基づく権利の放棄を法制度上位置づけたり、著作者人格権について、一定の条件のもとで本人の意思に基づく不行使や放棄などを認めたり、その効力を担保したりすることが可能かについて検討すべきである。

また、多くの人の知を結集することにより、新たな創作物が生まれる場合などにおいては、利活用促進の観点から、権利者のより一層の明確化を図るための諸制度・インフラ整備が求められる。

権利者明確化の方策としては、現行の裁定制度の利用促進や、権利者明確化のための新たな登録制度の導入などが考えられる。その際、登録の効果や、実効性の確保策との組み合わせも検討の対象とすべきである。

なお、米国では、オーファンワーク(権利者不明著作物)に対して、利用者が誠実、合理的に権利者を探しても見つからなかった場合、利用後に権利者が現れても一定の条件のもとに、損害賠償や差し止めを制限できるとする法案も検討されているが、こうした方式も検討の対象となろう。

② インターネット上の権利保護の実効性の確保の検討

インターネット上の権利保護の実効性の確保については、権利者に多大の侵害を与えている恐れがあるような場合について、私的複製のあり方をどう考えるか検討が必要である。また、デジタル化・ネットワーク化社会における複数システムを考えた場合、技術的保護手段に対する法的な担保のあり方の検討も不可欠である。

さらには、間接侵害、ネット上の匿名性、プロバイダーとの協力のあり方も 検討する必要がある。また、侵害の救済としての ADR の活用なども論点として あげられる。なお、実効性の確保にあたっては、許諾権と報酬請求権、刑事罰 の有無を使い分けることも考えられる。

a) 私的複製の適用範囲の見直し

インターネット上では、違法音楽配信サイト等の急増とその利用の蔓延によって、おびただしい数の違法なコンテンツが流通し、正規の市場の成長が大きく阻害され、新たなビジネスモデルの発展が困難な状況に陥っている。特に、

デジタル化・ネットワーク化のもとで、違法複製物であることを知りながら行う私的使用のための複製について、違法複製物であるかどうかが分かる仕組みの整備や、社会的啓発・教育をあわせ講じながら、私的複製の許容範囲から除外し、権利者が権利主張できるような著作権法上の措置を講ずる必要がある。

私的録音録画補償金制度についても、「知的財産推進計画 2007」や文化審議会著作権分科会における検討をふまえ、私的録音録画に関する法的枠組みを抜本的に見直し、具体的結論を得るべきである。

b) 法定賠償制度等の検討

インターネットを利用した著作権等の侵害事例においては、損害額の算定費や 必要な侵害回数を立証することが困難な場合が多く、権利者の救済が必ずしも 適切に図られていない状況にある。法定賠償制度の創設等を含め、著作権侵害 に関する損害賠償請求や不当利得返還請求等について総合的に検討を行い、結 論を得るべきである。

c)インターネット上の著作権侵害への対応

近年、動画投稿サイト等、インターネット上での著作権侵害行為が急激に増加している。これらの侵害行為により、権利者の収益機会が大きく損なわれているにもかかわらず、実効的な取り締まりが行われていないのが実態である。インターネット上の侵害行為について、国際的な調査、研究を行うとともに、その対策を検討すべきである。

d) モバイル向け違法コンテンツ配信の根絶に向けた取り組みの強化

モバイル向け音楽配信は、コンテンツ業界、ハード業界、通信業界の連携によるわが国発のビジネスモデルであり、その市場規模は年々拡大している。しかしながら、近時、権利者の許諾なく音源を提供する違法サイトが急増し、相当量の権利侵害が行われることで、ビジネスにも影響を与えつつある。

今後、映像についてもモバイル向け配信が期待される中、モバイル向け配信 ビジネスの健全な発達に向け、政府は、権利者団体、通信キャリア事業者等の 関係者間の協議を促進すべきである。

(4) 技術・サービスの海外への普及促進と国際連携の強化

① オープン・イノベーション等による協業や連携の促進

イノベーションを推進し、経済や社会の課題を解決していくには、さまざまな 関係者が連携するオープン・イノベーションも重要な選択肢である。一方、知 的財産権の個々の権利主張を強めた場合には、イノベーションが効果的に機能 しない恐れもある。最近では、パテント・コモンズのような動きも生まれてき ている中、ライセンスを行う意志をもっている者が広くライセンスを行うこと などにより、オープン・イノベーションを促進するための仕組みづくりに向け た検討を行うことが必要である。

例えば、欧州における"ライセンス・オブ・ライト"を参考として、自ら知的財産を積極的にライセンスする意思をなんらかの形で登録する制度を設けることを検討すべきである。さらには、この仕組みを、参加者が互いにライセンスしあったり、協業や連携から生じた成果を参加者間でライセンスし合ったりする意思を表明した場合にも拡大することを検討すべきである。

そのことによって、第三者は、安心して協業や連携に参加できるようになる と思われる。また、これらのライセンスを国際標準や ODA による支援などに活 用していくことも可能と思われる。

② 国際標準化への取り組みの強化

日本経団連では、昨年の提言に従い、2007年5月、「技術の国際標準化に関するアクションプラン」を策定し、経営層への理解促進、内外の国際標準化の取り組み状況の調査、国際機関で活躍する企業人の活躍の紹介などを行ってきた。

国際標準分野におけるわが国の取り組みを強化していくため、政府は、「国際標準総合戦略」を着実に実施するとともに、産業界もさらなる努力を行っていく必要がある。

a) 国際標準化の情報収集と戦略立案機能の強化

官民が連携して、国際標準化への取り組みを一段と強化していくには、まず、欧米アジア各国の標準化動向・標準化活動の情報を的確に把握することが重要である。特に、国際標準化活動は国の数から見ても欧州がその中心であり、また、欧州の旧宗主国の影響を受けているアジア諸国が多い現状を踏まえても、欧州における関係組織を十分に活用することを含め、国際標準化に関する情報を、体系的かつ継続的に収集する体制を整備すべきである。さらには、中国に関する情報を取得・閲覧できるような情報収集・提供機能の強化が求められる。

こうして収集された情報をもとに、現地の活動も束ねて、標準化戦略を策定・ 推進していく方策について、官民が協力して検討していくべきである。

b)企業の国際標準化活動の促進

国際標準化活動においては、個々の産業分野のビジネスの実態を踏まえた戦略が必要である。個別企業および産業界として、海外現地法人の活動を含めて、

より国際的に標準化を進めやすい環境の整備が求められる。

例えば、国際会議に参加する際の費用助成やミッションの支援は、大変有効であり、引き続き強化が期待される。また、参加費助成にあたっては、国際会議以外への参加は認められていないが、外国の委員との意見交換や関連学会への参加も認め、仲間づくりを促進すべきである。さらに、企業の国際標準化活動に関する費用に関して、一定の範囲で税制優遇を行うことも検討すべきである。

技術分野によっては、既に国際的な枠組みでアライアンスが形成されている場合もあるが、そのような分野においては、国際標準化の場を維持するための活動を重点的に支援するなどの方策も有効と考えられる。

中堅・中小企業の中には、国際標準は与えられるものであり、策定に自ら参加できるとの認識が十分に浸透していない恐れがある。特に、国際競争力を有する中堅・中小企業への理解増進活動を強化するとともに、政府としてさらなる支援を行っていくべきである。

なお、国際標準化への取り組みをさらに強めていくには、国際標準は与えられるものではなく、自ら参加できるとの認識を一般に広めていくことが大切である。大学教育の段階でも、こうしたことを伝えていく機会の充実が必要である。

c)知的財産権と国際標準化の連携の強化

企業は、知的財産権について、独占権のもとで市場を確保する一方、ライセンスを行い、市場の拡大を図るという二つの選択肢を組み合わせながら、事業活動を展開しており、市場の拡大を図る上での手段の一つが国際標準化である。このように、知的財産権と国際標準化は密接に関連するものであり、企業として両者を連携させた取り組みの強化が期待される。

政府においては、知的財産権と国際標準化の双方が分かる人材の育成を支援するとともに、貿易の技術的障害に関する協定(WTO/TBT協定)で原則準拠が必要な国際標準に関連する知的財産について、標準化活動に参加しない第三者問題への対応や、RAND条件の明確化等の知的財産問題の解決方策について、WTOなどの場で国際的な議論を行うべきである。

このような問題の解決策として、一定条件下でのパテント・プールの設立や 特許調査・評価を促す方策を検討し、実行に移すべきである。

d) 国際標準化人材の育成

企業における標準化の重要性に関する理解は徐々に広がりつつあるが、その 活動を支える標準人材の確保は容易ではない。国際標準化は単に技術的な知識 だけでなく、特許に関する知識、語学力や交渉力、長年にわたる標準化活動による人的ネットワークなど、多様な能力と経験が必要とされる。

企業においては、そのような人材を育成・評価していく土壌やキャリア設計 が期待されるところである。また、国や標準化団体においても、人材を育成す るための仕組みを整備することが重要である。

③ 環境問題の解決に向けたわが国の果たすべき役割

地球的規模の環境問題の解決に向けて、わが国企業も、積極的な役割を果たす必要がある。

産業界としては、企業の競争力への影響や意図せざる技術流出に十分に注意を払いつつ、正当な対価を前提として、広くライセンスを行い、わが国の環境技術の普及を進めていくべきと考える。

さらには、わが国企業の優れた環境技術に関する知的財産を、海外の移転先 との間でウィン・ウィンの関係を構築しつつ、移転していくための仕組みづく りに、政府の ODA などとも連携して取り組むことも重要である。

' ④ 模倣品・海賊版対策の強化

模倣品・海賊版の問題については、これまでの官民一体となった取り組みが進んでおり、評価するところである。しかし、模倣品の高度化や流通経路の複雑化など新たな状況も発生しており、さらなる取り組みが求められるところである。

2007 年 10 月には、「模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)」の実現に向けて、 賛同国との間で具体的な検討が開始されることが発表された。早期成立に向けて、 で、積極的な取り組みが期待される。

また、各国の税関等で得られた模倣品・海賊版に関する情報について、他国 にすみやかに伝える国際的なネットワークを構築し、情報共有を進めることを 検討すべきである。

さらに「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」の世界週間を設定し、各国が同時期にキャンペーンを行い、教育・広報活動の効果を最大限に高めていくべきである。

⑤ 世界特許の実現に向けた取り組みのさらなる強化

世界特許の実現に向けて、特許審査ハイウェイや新ルートなどの各国特許庁間の審査協力が進んでいることを評価する。今後は、参加国の拡大、多国間での枠組みでのプログラムの展開を行うべきである。

また、日本特許庁の審査官と他国の特許庁の審査官の間で、将来、共同審査

を行ったり、役割分担を行うことも検討すべきである。こうした審査の積極的な協力を進めるに当たっては、審査官やサーチャーのクオリティ、サーチの範囲や手法など、"審査クオリティ"の統一も進めるべきである。

さらには、米国における先発明主義見直しの動きが加速されることを期待したい。わが国としても、米国における法案審議の状況を見定めつつ、特許制度の国際調和に向けたさまざまな選択肢について、その功罪を検討し、国際的動向に十分に対応できるようにしていくべきである。

こうした活動を積み重ねるとともに、WIPO における関連する条約の交渉を進展させ、将来的に世界特許制度の実現を目指すべきである。

(5) その他

① 知的財産分野における国際的に信頼される紛争処理機能の充実

企業活動が国際化する今日、知的財産訴訟分野において、世界をリードするような信頼性のあるルールの形成が期待される。裁判所において知的財産問題を扱う場合、法律的な判断だけでなく、技術的な判断が求められる場合が生じている。技術と法律の双方に知見のある人材の育成と活躍の場の拡充促進も含め、技術的な価値判断を伴う法律問題を適切に処理するための環境を整備することが求められている。

② 知的財産法と独占禁止法との関係についての比較研究

企業間で協業、連携し、知的財産の活用を行う場合には、知的財産法だけでなく、独占禁止法など関連する法律についても十分に考慮する必要がある。知的財産法と独占禁止法の関係について国際的な比較研究を行うべきである。

③ ライセンス契約の保護のあり方の検討

ライセンシーの保護について、産業界としては、特許権が移転した場合やライセンサーが倒産した場合、国際的な企業実務にあわせて、契約によって第三者に対抗できる米国型の「当然保護方式」とすることが望ましいとの意見を表明してきた。しかし、現行のわが国の法体系のもとでは、"契約で第三者に対抗できる"とする考え方を採用することは難しいとの意見が強く、産業界の意見に対する理解が進んでいるとは言い難い状況にある。

今後、法制度全体の見直しともあわせて、当然保護方式の導入に向けた検討 を行うべきである。

④ 地方自治体の知的財産の活用の検討

地方自治体やその関連組織が保有する知的財産を活用することにより、地域の活性化を図ることが期待されている。地方自治体やその関連組織が有する知的財産について、活用可能なものがどのくらいあるのか調査を行い、その上で、地方自治体による信託業務の可能性について検討を進めるべきである。

⑤ IP マルチキャスト放送による同時再送信の権利処理のあり方の見直し

IP マルチキャスト放送を利用した同時再送信に関する電気通信役務利用放送事業者の権利処理のあり方について、他の放送事業者の権利処理の状況や権利者との関係を踏まえた上で、検討を行うべきである。

⑥ もっぱら音楽の提供を目的とする放送・有線放送の取り扱い

商業用レコードを用いた「もっぱら音楽の提供を目的とする放送または有線放送」について、実態や課題について調査するとともに、その結果を踏まえて、必要に応じて法制度のあり方を検討する。但し、現在、適法に行われている事業についても配慮すべきである。

⑦ ゲームソフトの中古品流通のあり方の見直し

ゲームソフトは長期にわたる開発期間と多額の資金をかけて製作されている。 しかしながら、中古品業者により、中古ゲームソフトが広範に取り扱われてい ることから、発売後間もない新品の市場や、一定期間経過後に発売される廉価 版の市場に大きな影響を及ぼし、ゲームメーカーの経営を圧迫する状況にある。

中古品流通の問題の解決に向けて、消費者の利益に配慮しつつ、中古ソフトの販売によって得られた利益を開発者に還元する仕組みが必要である。政府は、 ゲームメーカーと流通業者による協議を支援し、有効な解決策を見出すよう支援すべきである。

⑧ 薬事行政に関する著作権の権利制限の見直し

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の「中間まとめ」(2007 年 10 月)では、薬事法と著作権法が交錯する場面において、著作権法上、権利制限の形で何らかの対応を図ることが適当であるとの見解が示され、薬事法と著作権法との間での調整の方向性が示された。調整に向けた手当てが必要である。

その一方、権利制限を行う際には、通常の使用料相当額の補償金の支払いを 義務づけることが適当とされているが、そうした場合、製薬企業は、薬事法上 の努力義務を負っていることから、立場が弱くなり、関係者間の話し合いにお いて対等の価格交渉が十分に行われない恐れも存在していると考える。また、 補償金の額については、当事者間の交渉のみに委ねるのではなく、裁定制度の 適用を含め、公的な観点から何らかの形でチェックする仕組みを検討すべきで ある。

⑨ ライフサイエンス分野における知的財産の南北問題への対応

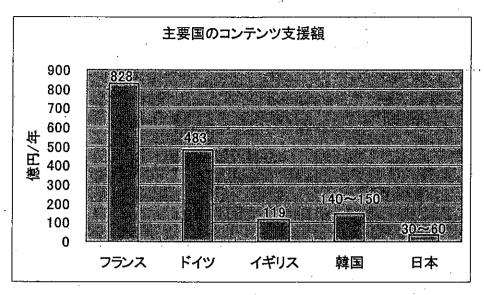
知的財産に関する南北問題への対応としては、権利制限はいかにあるべきか という問題設定ではなく、衛生環境などの背景となる問題の解決にどう貢献す べきかという視点で、支援政策を講じていくべきである。

Ⅲ コンテンツ産業の振興

わが国コンテンツが国内外間わず多くの人に楽しまれることは、わが国文化の発展のみならず、世界の文化多様性をより豊かにするとともに、わが国の対外イメージの向上等の面で、国益の増進にもつながるものである。こうした文化産業戦略の一面において、優れたコンテンツがわが国において継続的に多数創造されるためには、活力溢れたエンターテインメント・コンテンツ産業の存在が不可欠である。エンターテイメント・コンテンツは、そのわかりやすさから、収益性のみならず、他の日本ブランドの国際的な市場開拓にとっても重要な役割を担っているものである。

政府では、2002 年 11 月に「知的財産基本法」を成立させるとともに、2004 年 6 月の「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」等を受け、知的財産政策の重要な柱としてコンテンツの振興に取り組んでいる。しかしながら、わが国のコンテンツ産業への政府支援は、米国/ハリウッドを意識して、潤沢な資源と多様性を重んじた振興政策をとってきた欧州大国に比して十分なものとは言えないどころか、目覚しい進展を遂げた韓国の政府振興実績にも追いついていない現状がある。さらに欧州は国家間連携によって、各国の持つ資源の連合を図り、少しでも映画、放送番組、音楽などにおける米国の競争力や、アニメ、ゲームなどにおける日本の競争力に近づこうとする一方、わが国はますます置き去りにされ、追いつかれるような状況である。

政府は、これらコンテンツ産業の抱える諸問題を解決するとともに同産業の一層の振興を図るべく、以下の要望を踏まえつつ、文化と産業を包括的に捉える文化産業戦略という視点によって、継続的かつ府省横断的に対策を講じていくべきである。その際、「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」で規定された法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を総点検するとともに、コンテンツ産業振興を図るべく法制度の制定を検討・支援すべきである。日本経団連としても、映像産業振興機構(VIPO)などの関連団体と連携をとりながら、望ましい政策のあり方を提言していきたい。



(特定非営利活動法人 映像産業振興機構(VIPO) 調べ

注1

(映画、放送番組、アニメ、ゲームなどのエンターテインメント・コンテンツを対象 とした振興予算で比較)

フランス=CNC (国立映画センター) 2008年度予算 ドイツ=連邦機関及び各州の映像振興団体2007年実績 イギリス=UKFC (フィルム・カウンシル) 2006年度実績

韓国-2007年、映画を対象にした振興予算制度を整備し(2014年までの時限立法)、従来からの振興予算と合わせて4.3億ドル(7年合計)の振興財源を整備した。さらに放送番組(KBI、198億ウォン/2007年予算)や音楽やゲーム、デジタル・コンテンツ(KOCCA、512億ウォン/2007年予算)などに対する振興予算を考えると、わが国の同等分野に対する予算の数倍の財源を確保しているとみられる。

日本=政府2008年度エンターテインメント・コンテンツ専用予算

注 2

原データはそれぞれユーロ(フランス、ドイツ)、ポンド(イギリス)、ウォン又はドル (韓国)、円(日本)。2008年3月現在の為替レートで換算。

1. コンテンツの創造力の強化

(1) 人材育成

① プロデューサーの育成

マルチユースや国際展開の重要性がますます高まる中、わが国の優れたコンテンツが幅広くユーザーに楽しまれ、関係者に適正な収益をもたらすためには、国際的にも活躍できるプロデューサーの育成が喫緊の課題となっている。プロデューサーには、法務、財務会計、マーケティングといったビジネス関連スキルや、業界に関する幅広い知識をベースとして、人的資源管理能力やプロジェクト・マネジメント能力、英語による国際的なコミュニケーション能力が求め

られ、中期的な視点から業界を挙げて育成していく必要がある。

そのため、高等教育機関は産学連携の下、社会人再教育も含めたプロデューサー教育プログラムを質的に強化するとともに、映像産業振興機構は、海外との人的ネットワークの強化やノウハウの蓄積、キャリア形成に資する事業を推進すべきである。政府はそうした取り組みを中期的な観点から継続的に支援すべきである。

② クリエイターの育成

優れたコンテンツの創造の源泉は人材のクリエイティビティにある。世界的な競争が激化する中、官民連携の下、欧米におけるクリエイター育成の現状を調査するとともに、ゲームやアニメをはじめ必要なキャリアパスやスキル等について検討し、英語によるコミュニケーション能力など国際的に発信するためのスキルも念頭に置きながら、有効なクリエイター育成策を推進すべきである。また、デジタル・コンテンツのめまぐるしい技術の発展に対応すべく、最新の技術に精通したクリエイターや、量的にも不足しているエンジニアの育成について政府は支援すべきである。

こうした人材育成策を講じると同時に、クリエイターが生み出すコンテンツを発表できる場を整備することも重要である。JAPAN 国際コンテンツフェスティバルの活用や世界の視聴者に開かれたネット上でのクリエイターの登竜門の創設などを含め、優れたコンテンツの発表・発掘の場の整備について検討を進めるべきである。

③ マルチコンテンツ・プロデューサー人材の育成

コンテンツのマルチユース等が進む中、プロデューサーやクリエイター、技術者といった異なる職能や、映画、放送、アニメ、ゲーム、音楽といった異なるジャンル等、複数の領域に精通した人材は、コーディネーターとして複数の領域にまたがる課題や新たなビジネスモデル構築に向け重要な役割を果たし得る。

政府は、映像産業振興機構等が行うマルチコンテンツ・プロデューサーの育成に向けた異業種間の人材の交流や情報共有に向けた取り組みを奨励・支援すべきである。

④ マルチメディア・ビジネス人材の育成

コンテンツ・ビジネスの飛躍的拡大のためには、家電や通信、金融等のコンテンツに関連する知識をコンテンツ業界の人材に教育することも重要である。 政府は、こうした他業界の技術的進歩や変化に関するコンテンツ業界向けの セミナーの開催や技術教育を支援すべきである。

⑤ 法務人材の育成

今後、わが国コンテンツの国際展開や国際共同制作等を推進するためには、 諸外国におけるコンテンツ関連法制や業界の事情に精通し、外国企業等との契 約交渉をはじめとする各種渉外を行う法務人材の育成が不可欠である。

政府は、民間における法務人材育成を支援するとともに、エンターテインメント・ロイヤーのコンテンツ事業者との交流や専門能力の向上を促進すべきである。

⑥ 子役の出演可能時間の延長

従来、労働基準法により、演劇子役の就労時間が午後8時までとされていたところ、2005年1月より午後9時までに延長された。以来子どもの福祉に問題が生じることもなく、3年が経過している。意欲ある子どもの自己実現の機会の充実を図ると共に、社会人の演劇鑑賞を容易にする開演時間設定のためにも、子役の就労時間を午後10時まで延長すべきである。

(2) 教育基盤の整備

① 映像教育体系確立のための検討。

映像を学問として深化させるためには、諸外国における映像学等も参考としつつ、制作現場の知恵・知識・技術等を整理・体系化し、理論化・整合化することが必要であり、映像系専門職大学院やコンテンツ関連の学部・研究科を有する大学と産業界との連携の下、コンテンツ人材育成についてのカリキュラム体系の開発や、あるべき「教育の質保証指針」について引き続き検討を行うべきである。同時に、教育への投資に対する効果が具現化するには長期間を要することから、教育基金の設立も含め、前述の取り組みによって確立した映像教育体系を長期的な持続性を持って実行するための環境整備を併せて検討すべきである。

またこれらの教育機関からの卒業生の産業界での受け入れに関して、質的、 量的ともに、双方のすれ違いが大きい。政府はこうした需給関係を考慮した教 育機関の充実を行うべきであるとともに、産業界の雇用ニーズの発掘に関して、 従来から映像産業振興機構が行っているセミナーや調査などの拡充を支援すべ きである。

② ライブ・エンターテインメント人材育成のためのパフォーマンス技術プログラム支援

ライブ・エンターテインメント産業の成長を支えるのは、優れたパフォーマーやプロデューサー等の人材である。国際競争力のあるこうした人材を育成するために、パフォーマンス技術を学問的に研究、体系化するプログラムや、実技を習得するプログラムを設けた大学等の設置を、政府が支援すべきである。

③ コンテンツ系教育機関におけるアーカイブ整備

コンテンツ・アーカイブは、国内のコンテンツ系教育機関にとって、学生の 目利き能力や審美眼を育てるとともに、演習活動の素材となるものでもある。 また海外の有力な教育機関においては、将来の世界のコンテンツ産業を担う才 能に日本のコンテンツに関する認知を高めるものである。政府は国内と有力な 海外の教育機関における日本のコンテンツを中心としたアーカイブ整備を支援 すべきである。

④ コンテンツ系教育機関の卒業生のさらなる職業訓練の推進

従来の知的財産推進計画を受け、コンテンツを扱う多くの大学、大学院、専門学校等の専攻過程が設立されたが、これらの卒業生が大量に社会へ輩出されるのはこれからである。これらの教育課程を修了したとしても、真にワールドクラスのプロデューサー/クリエイターに上り詰めるには、多くの場合、さらなる職業訓練と経験が必要である。これを担っているものが、新入社員として彼らを採用する中堅・零細の企業群等である。これから大量に発生するコンテンツ系教育機関の卒業生のキャリアパスを整備し、同時に教育機関と職業現場をつなぐ持続的な才能育成の機会を確保するために、政府は、コンテンツ系教育機関と企業群の間の新卒雇用市場の需給バランスが適正になるよう配慮しつつ、中堅・零細のコンテンツ系企業群の新卒者雇用活動を支援し、産業の裾野の拡大に貢献すべきである。

⑤ コンテンツ統計の整備

エンターテインメント・コンテンツ産業の実態を示すデータの整備は、わが国コンテンツ産業の国際競争力強化に向けた戦略を立案する上で不可欠である。また、欧米では、業界が個々の作品の実データ(興行・販売実績等)等詳細なデータを公表しており、研究機関や事業者等による市場のメカニズムやコンテンツのヒット要因等の研究に活用されているほか、コンテンツの制作に要する資金調達の有用な情報として活用されている。

政府は、コンテンツ産業の振興の観点から必要となる統計指標の検討を行う

とともに、映像産業振興機構はじめ民間機関におけるこうしたデータ整備に関する取り組みを奨励・支援する等、コンテンツに係る統計を早急に整備し充実 させるべきである。

⑥ インターンシップの推進.

コンテンツの制作現場等で学生の実習を行うことは、受け入れ側、学生側双 方にとって貴重な体験を得る機会となる。

大学等の側がインターンシップによる体験を正規の学習課程の中に組み込む 努力をする一方で、政府は、大学の学生インターンシップ派遣を奨励するよう な制度の構築を図るべきである。

また、学生側・企業側のニーズをより効果的にマッチングすべく、政府はインターンに関するポータルサイトの運営等、映像産業振興機構等が行う事業を支援すべきである。

インターンシップのマッチングは、非常に多くの条件の照らし合わせが必要であり、そのタスクは膨大である。特に中小企業にあっては、大学・企業双方のニーズがあっても、資金的に受け入れが難しいケースもあり、政府による支援が求められる。

⑦ 海外映像教育機関等での研修・講師招聘支援

コンテンツ人材の育成を行うにあたっては、諸外国の映像教育機関あるいは 先進的な企業で実際に映像教育やビジネスを経験することや、映像教育に従事 している講師をわが国に招聘することがノウハウを蓄積する上での早道である。 政府は、研修先の拡充について検討するとともに、研修や海外からの講師招 聘にかかる費用についてより一層支援を強化すべきである。

(3) 科学技術との連携

① コンテンツに関する技術開発の推進

コンテンツ産業の近代化・国際競争力強化に向け、大学、研究機関、企業等におけるCGをはじめとする先端の映像技術やインタラクティブ技術等の研究開発を政府は支援すべきである。また、映像産業振興機構は、当該分野における産学連携を促進すべく、大学・研究機関と企業の橋渡し役となるべきであり、政府はそうした取り組みを継続的に支援すべきである。

② コンテンツ関連技術の発信

わが国には、優れたコンテンツ関連技術が多数存在するにもかかわらず、必ず

ずしも新たなコンテンツの創造、新しいビジネスモデルの構築、コンテンツの 保護に十分に活かされていない。

政府は、企業や研究機関が JAPAN 国際コンテンツフェスティバル等の場を活用してわが国コンテンツ関連技術を発信することを支援するとともに、ソフト、ハード等の情報共有を奨励すべきである。

(4) 資金調達・税制

① 資金調達の多様化に向けた環境整備

優れたコンテンツ作品の制作に要する資金調達を円滑化するため、政策金融機関によるコンテンツ制作者等への出融資を拡充すべきである。また、国際展開も視野に入れた大規模プロジェクトから、人材育成の側面をもつ個人クリエイター向けの小規模なものまで多様な手段による資金調達が可能となるよう、コンテンツ投信等の流通市場の構築、集団投資スキーム持分規制の明確化、大型コンテンツ作品の完成保証制度の導入、大型コンテンツ評価に長けたファンドマネージャーやアナリスト等の育成、コンテンツ事業者によるIRの強化や、コンテンツ関連統計の整備等の環境整備を推進すべきである。

② コンテンツ制作支援税制の創設

欧米諸国においては、さまざまな税制措置を通じて、外資誘致を含めたコンテンツ産業振興策を積極的に講じている。

デジタル化時代に適応したコンテンツの制作・流通を進めるためには、多額の設備投資が必要であり、また、コンテンツ業界の資金調達力の課題などから、 税額控除制度、特別償却制度、事業信託への課税方法の改善、ロケーション撮 影誘致のための優遇税制等も含め、税制上の支援措置が不可欠である。

(5) 産業集積·地域振興

① 映像産業集積クラスターの整備

映像産業振興を効率的に進めるためには、日本に米国ハリウッドのような映像産業の集積地を構築することが望まれる。教育機関、コンテンツ関連事業者、インキュベーター、法律・会計等の専門職種等が特定地域に密集することにより、産学連携をはじめとする相互協力関係が高まり、コンテンツ産業振興の一大推進力となり得る。また、こうした高密度な映像産業の集積は、高付加価値の都市型産業として良質な雇用と他産業への大きな波及効果を有し、地域経済を飛躍的に活性化させるものともなる。

政府および地方自治体は、映像産業クラスターの整備をコンテンツ産業振興 政策の重要な課題として位置付け、産学官一体となった具体的な検討を推進す べきであり、その一環として、産官学によるコンソーシアムの設立を支援すべ きである。

② ライブ・エンターテインメント集積の推進

本年1月より観光立国推進基本法が施行されたが、今後、国際競争力ある魅力ある観光地づくりを推進する上で、ライブ・エンターテインメントを産業として振興していくことが重要である。ライブ・エンターテインメント産業を活性化し、日本を世界に誇れる観光拠点とすべく、政府は地方自治体や民間企業との連携の下、既存施設を含めた一定規模以上のライブ・エンターテインメント施設に係る税制優遇措置や野外会場・道路使用許可等の規制緩和等を推進し、ライブ・エンターテインメントに係る施設や事業者等の集積を図るべきである。その一環として、政府は、ライブ・エンターテインメント産業振興法の制定やライブ・エンターテインメント集積特区の設定等の法的措置を含め、民間における具体的な構想の検討を奨励・支援すべきである。

③ 地域映像制作環境の整備

ロケーション撮影には規制が多く、撮影許可の申請も煩雑で、企画・撮影の障害になっている。政府、地方公共団体は、撮影許可のあり方を見直し、各地のフィルム・コミッションに撮影許可申請の窓口を一元化する等の措置を講じるべきである。また、フィルム・コミッションの機能充実を促すため、運営補助策を検討すべきである。

④ 時代劇ロケーションパークの設置

映画、テレビ等での時代劇映画・ドラマをオープンセットで撮影することが 非常に難しくなってきている。大小道具、結髪等の技術、セットの維持管理が 難しくなる中で、日本固有のコンテンツを制作していく基盤となるオープンセットスタジオまたはパークを、民間企業だけでなく、産業育成の視点から国・ 自治体の協力の下に設置することを検討すべきである。

2. コンテンツの新たな市場の創出と流通の促進

(1) 国際展開の推進

① JAPAN 国際コンテンツフェスティバルの推進

政府の経済成長戦略大綱等を受け、2007年秋に第1回 JAPAN 国際コンテンツフェスティバルが開催された。同フェスティバルは、映画、放送番組、ゲーム、アニメ、音楽、マンガ、キャラクター等のジャンルを横断する画期的なイベント・見本市であり、ジャパン・ブランドの発信等を通じて、日本文化の発展のみならず、コンテンツ・ビジネスの拡大、わが国コンテンツの国際展開の促進、ソフト・パワーの強化等に資するものである。

政府は、関係省庁の緊密な連携の下、長期的な継続を保証する財源を確保しつつ、国を挙げて国際コンテンツフェスティバルを推進すべきである。同時に、第2回以降の同フェスティバルがより有意義なものとなるよう、関係者の意見を踏まえつつ、既存のイベント・見本市との連携・融合についても考慮するとともに、開催期間・会場、広報のあり方等を含め、運営方法を改善していくことが望まれる。

② マーケット機能の強化

国際見本市は、コンテンツの海外展開の促進についての基本インフラのひとつである。2007 年秋に第1回が開催された JAPAN 国際コンテンツフェスティバルは、日本最大級のジャンル横断的なイベントであり、わが国コンテンツの国際展開を推進する格好の機会である。政府は、諸外国における各種見本市も参考にしつつ、同フェスティバル関連のマーケット機能の強化を支援すべきである。

③ 日本コンテンツの海外展開への支援

コンテンツの輸出を目的とした海外のマーケットへの出展や販売ツールのための字幕の作成、適切な通訳の確保は、とりわけ中小企業にとっては負担が大きく、ジャパン・コンテンツの国際展開の阻害要因の一つとなっている。また、国際共同制作を含め国際展開に係る知識・ノウハウは必ずしも体系化されておらず、新規に海外展開を検討している事業者が必要な知識・ノウハウを得ることは非常に困難になっている。

政府は、コンテンツの輸出を目的としたマーケット出展や字幕制作、通訳確保を支援するとともに、国際共同制作を含む国際展開に係る知識・ノウハウの体系化・共有についての民間の取り組みを奨励・支援すべきである。また、上

海万博等におけるわが国コンテンツの紹介等も、わが国コンテンツの海外展開を促進する有効な方策と考えられ、たとえば JAPAN 国際コンテンツフェスティバルの海外 PR や海外ラウンドなど、具体的な案について検討すべきである。

なお、レコード産業では、日本音楽コンテンツのライセンスアウト拡大に向け、国の支援も受けつつ、主にアジア諸国に向けた取り組みを行っている。しかしながら、特に、アジア最大の潜在的市場である中国におけるライセンス拡大に向けた課題は依然として存在しており、政府はこれまで官民一体となって取り組んでいる海賊版対策や音楽文化交流施策等に加え、たとえば歌詞検閲制度の改善等を中国政府に対して積極的に働きかけていくべきである。

④ 国際共同制作協定の締結

制作段階から海外の事業者と協働することは、コンテンツのスケールを上げるとともに、現地でも受け入れられやすいコンテンツを作るうえで有効である。国家間の国際共同制作協定はそのための重要な制度的基盤となる。例えばフランスは、約40カ国と協定を結んでおり、相手国の事業者に税制措置を含めさまざまな優遇制度を適用しているが、こうした協定が締結される背景には、締結国双方において、自国事業者向けに整備してある振興制度を、共同制作を行う相手国事業者にも互恵的に適用することで、国際共同制作を行うインセンティブを付与していることがある。わが国においては、他国と類似した振興制度や受給資格制度の整備等、国家間国際共同制作協定の基盤がなく、ビジネス上、国際共同制作を行いにくい状況が生じている。

政府は、国際共同制作に関する協定・覚書が諸外国との間で締結されるよう 奨励・支援するとともに、マッチング・ファンドなどの補助金や税制措置を含 め、諸外国の制度に遜色のない国際共同制作のインセンティブ付与につき早急 に検討し、必要な措置を講じるべきである。

⑤ JETRO、在外公館等におけるコンテンツの情報収集・提供および発信機能の 強化

コンテンツの国際展開を図るにあたり必要となる、諸外国における市場動向、 法制度、商慣習等の情報は、一企業だけで収集するには限界があり、また、業 界において共有されるべき性質のものである。そのため、JETRO、在外公館等は、 その情報収集機能を強化し、コンテンツの国際展開に資する各種情報の提供に 努めるべきである。

同時に、今後はわが国コンテンツのアジア地域を越えた海外展開、特に世界第一のマーケットである米国への展開を目指し、政府は「文化」と「ビジネス」を切り分けるのではなく、包括的な海外展開戦略を行うべきであり、主要諸外

国の例に見られるように、JETRO、在外公館等が民間企業と一体となって、わが 国コンテンツを売り込む商機を創出すべきである。

(2) マルチユースの促進

① コンテンツ・ポータルサイトの充実

「知的財産推進計画 2005」「知的財産推進計画 2006」に基づき、民間が中心となり、また政府の支援を得ながら、日本のコンテンツの情報を国内外に発信するための情報検索サイトであるコンテンツ・ポータルサイトを昨年6月から運用している。

同サイトは、国内外におけるジャパン・コンテンツの2次・3次利用を促進するための情報基盤として活用されるほか、個人のクリエイターや中小のコンテンツ制作事業者の作品情報を発信することによって新しい事業機会の創出を支援することにもつながっていく。また、ジャパン・コンテンツはいまや日本を代表する輸出商品の一つであり、広く諸外国に情報発信を図ることによってジャパン・ブランドのさらなる強化にも資するものである。

政府は、同サイトをわが国を代表するコンテンツ関連情報のポータルサイトとすべく、登録情報の充実、登録情報の多国籍言語化への対応、海外への情報発信などによる機能強化を図るとともに、JAPAN 国際コンテンツフェスティバルのオフィシャル・サイトとしての活用、および国内外で開催されるさまざまなコンテンツ関連事業・イベント等に関する情報発信の場としての活用を進めるなど、多面的に支援していくべきである。

② 権利者情報の整備

権利者情報の整備は、マルチユースに係る権利処理の円滑化のために不可欠な情報インフラである。現在、権利者団体や企業レベルで整備が進みつつあるが、資金的・人的なコストの大きさから、とりわけ中小規模の団体・企業において十分な対応が取れないことが多い。政府は、こうした権利者情報の整備に向けた取り組みを促進すべく、必要な支援を行うべきである。

③ 契約ルールづくりの推進

優れたコンテンツの創造、コンテンツのマルチユース、国際展開等を推進するためには、コンテンツに係る権利関係をより明確にし、権利処理をより円滑にすべく、関係者間で事前に書面で契約が締結されることが望ましい。しかし全ての関係者の間で詳細な書面契約を結ぶのは困難であるだけでなく、合理的とは言えないため、公平な契約関係を示す業界標準となる契約ルールを策定す

ることが有用である。政府は、こうした契約ルールづくりおよび契約ルールの 普及を奨励・支援すべきである。

④ デジタル・コンテンツの流通環境の整備

ユビキタス化やコンテンツのデジタル化の推進は、より効率的・効果的なビジネスモデルを可能にする一方で、コンテンツの流通・配信段階でのセキュリティ上の課題や著作権管理、課金のシステム等に関する課題、規格の標準化や著作権法に係る課題等を発生させる。

こうした課題を解決し日本発のビジネスモデルを構築するためには、高度なセキュリティシステムの開発、DRMや新たな課金システムの整備、自主ルールの策定、場合によっては法的な整備等も考えられるところであり、政府はこうしたソフト・ハードを含む幅広い関係者の連携の一層の強化を奨励するとともに、課題解決に向け必要な支援をすべきである。

⑤ 映画業界におけるデジタル環境の整備

米国での映画制作のデジタル化・3D 化を踏まえ、米国内では急速にデジタル配給・興行体制に移行しつつある。この世界的な流れの中で、日本の映画産業のデジタル化も不可避といえる。デジタルシネマは、映画の配給上映のみならず、ビデオ化、デジタル放送、インターネット配信等のワンソース・マルチュースに際しても有用である。また、映画のみならずコンサート、ミュージカル、演劇、ゲーム、スポーツ等のライブエンターテインメントコンテンツの上映による新しいビジネスモデルの検証・実験が行われている。この分野を振興することで、国内の多様なコンテンツを活用した、国際的競争力を持つビジネスモデルの構築が期待でき、文化の地域格差の是正の一助となると思われる。

日本のコンテンツの国際展開のためにも、デジタルシネマの普及、促進について、関連業界は製作、配給、興行の各段階における環境整備を推進し、新しいビジネスモデルの構築に取り組むべきであり、政府は特別償却制度等税制措置を含め、このような取り組みを支援すべきである。

⑥ 流通促進・文化保全のためのアーカイブの整備

映画、放送番組、アニメ、ゲーム、音楽、音声、映画スチール写真、マンガ・書籍等のコンテンツについては、文化的・経済的資産として価値のあるものが多いにもかかわらず、十分な保全が行われておらず、散逸するに任せている状態にあることも多い。

政府は、歴史的音盤アーカイブ推進協議会をはじめ、文化的・経済的資産として価値のあるコンテンツのデジタルアーカイブ化に向けた取り組みを積極的

に支援するとともに、とりわけ、保存すべきコンテンツの修復・リマスターについては、国の直接的支援のもとに早急にデジタルアーカイブ化を推進すべきである。また、国会図書館に所蔵される 880 万冊に及ぶ書籍・雑誌等のデジタルアーカイブ化を急ぎ、広く国民の検索等に活用できるようにすべきである。

コンテンツやソフトウェアにかかわらず、古いメディア(再生)機器のアー カイブも重要である。

⑦ 有料放送市場の拡大

世界的に見ると、有料放送事業の成長がコンテンツ産業の拡大に重要な役割を果たしている。日本においても、有料放送事業が成長することで放送市場全体を底上げし、その収益がコンテンツ制作に還元されることでコンテンツ産業が拡大していくことが期待できる。また、コンテンツ産業の国際化を進める上で、わが国コンテンツの海外展開のみならず、映画祭受賞作品等、海外の優秀なコンテンツのわが国における鑑賞機会を確保することが重要であり、公共放送の活用とともに、有料放送もその有力な手段となることが期待される。

有料放送市場の拡大を目指し、民間は有料放送における一層のサービス充実 を図り、政府は課題解決に向け必要な支援をすべきである。

(3) 新市場の開拓

① 教育との連携

映像、演劇、音楽等の豊かなコンテンツに接することやコンテンツの創造の 過程に携わることは、青少年の健全な成長にとっても有益である。同時に、創 造性豊かなクリエイターの育成にも資するものである。政府は、コンテンツが 教育に与える効果等の調査や、小学校・中学校・高校等における映像、演劇、 音楽の鑑賞や映像制作体験、体験ミュージカルといった体験型のプログラムの 設置、民間におけるゲーム等のコンテンツを活用した新たなエデュテインメン ト事業を奨励・支援すべきである。

以上

【はじめに】

民間研究団体、デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム(代表八田達夫・政策研究 大学院大学学長)は映像、音声等コンテンツのインターネット上の流通を促すため、特 別立法の整備が急務と考え、以下に記す特別法「ネット法」(仮称)の骨子をまとめ た。同法は、コンテンツのユーザー、クリエーター、ビジネスの関係者すべてが Win-Win の関係となり、世界最先端のコンテンツ大国を目指すとの政府方針(「知的財産推進計 画 2007」等)実現への起爆剤となるものと考える。コンテンツ大国実現に熱意を傾ける 立法、行政、業界関係者等の理解と支援を通じたネット法の早急な成立に向け、その骨 子を公表する。

2008年3月

I 現在の課題と特別法の必要性

- 1 デジタル・コンテンツ配信サービスが日本で普及しない要因
 - (1) 権利処理作業の負担 (最大の問題)
 - ① 現行法の下では、例えば過去に制作された映画やテレビ番組をインターネット等で配信しようとする場合には、そのコンテンツに関わる全ての著作権者・著作隣接権者から、複製権、公衆送信権ないし送信可能化権、更に著作者人格権・実演家人格権等の諸権利の全てについて許諾を得ることが原則として必要となる。この権利処理作業は非常に煩雑で、費用もかさむばかりでなく、相続等により権利者が不明となっている場合や権利者が合理的な理由なく拒否する場合等も考えられ、権利者全員から許諾が得られるという保証は全くない。
 - ② 公道でドラマやドキュメンタリーの撮影をした際等に、歩行者等の一般人が、風景の一部として画面の背景に写り込んでしまった場合の肖像権等の取扱いが現行法上不明瞭である(いわゆる写り込み問題)。同様の問題は、他人が商標権や意匠権、キャラクター権を有するものについても該当し得る。
 - (2) 違法コピー等不正使用行為への対策が不十分であること

デジタル・コンテンツの海賊版の制作や技術的保護手段の回避行為といった不正使用の取り締まりが徹底していないため、不正使用行為へのおそれが、権利者の許諾自粛やデジタル・コンテンツの流通ビジネスに対する企業の積極的な参入を阻んでいる。

2 特別法の必要性

なぜ、著作権法の改正ではなく、ネット法という特別法による解決が必要なのか?

理由①: 現行著作権法の対象には、専らインターネット上を流通するデジタル・コンテンツのみならず、出版物や CD のような伝統的な流通形態によって流通する (文化的) 著作物も含まれている。

- ・同じ著作権法の中で、伝統的な著作物とデジタル・コンテンツとを 別々のカテゴリーとすることは、法技術的には可能であっても、実務的 には大きな困難が伴うし、分かりにくい法律になってしまう。
- ・長年にわたり現行著作権法の体系の下で構築されてきた権利関係や実 務に混乱を招いてしまう懸念がある。

理由②: 写り込み問題で問題となる権利には、肖像権、商標権、意匠権、パブリシティ権等が含まれることから、著作権法の改正だけでは対応が困難である。

そこで、インターネット上のデジタル・コンテンツの流通の面のみに関する包括的かつ横断的な、つまり著作権法に関する問題処理のみには限られない法制度として、従前認められてきた権利との合理的な調和を図りつつも、デジタル・コンテンツの経済財としての特質を十分に考慮した法整備が喫緊に求められる。

Ⅱ ネット法の骨子

1 ネット法の適用範囲・概要

(1)ネット法の適用範囲

同法の適用範囲はインターネット上でのデジタル・コンテンツの流通に限定する。また、ネット法の適用範囲において、同法は、(著作権法だけでなく)関係するその他の法律の特別法として立法することにより、その他の法律関係(インターネットによらない著作物等の流通のような既存の伝統的な著作物の取扱い等)には何ら影響が及ばないものとする。これに対して、ネット法が適用される場合、すなわち同法の適用されるデジタル・コンテンツのネットワーク上の流通には、著作権法その他の法律の適用は排除されることになる。

(2) ネット法の3本柱

ネット法の立法化にあたっては、以下の3項目をその中核とする。

- ① 「ネット権」の創設
- ② 収益の公正な配分の義務化
- ③ フェア・ユースの規定化

ネット法は①特定の者にインターネット上での一定のデジタル・コンテンツの流通に関する権利(以下「ネット権」という。)を付与し、② その代わりに、当該権利を与えられた一定の者にデジタル・コンテンツの流通による収益の公正な配分を法律上、義務づけること、及び、③権利の濫用的な主張の恐れにより、コンテンツ流通が阻害されないようフェア・ユースの規定を明記する。

2 「ネット権」の創設

(1) ネット権の付与者の限定

デジタル・コンテンツの使用につき、権利者を含む関係者間において 収益の公正な配分を行うにあたっては、収益を配分すべき者の特定、収 益の配分比率の策定、決済システムの整備等、使用するデジタル・コン テンツに応じて行う必要のある準備行為が多く存在する。

このような準備行為を含む収益の公正な配分は、如何なる者でも容易に実現できるものではないと考えられる。そのため、もし全ての者にインターネット上でのデジタル・コンテンツの流通に関する権利を付与するならば、収益の公正な配分によりコンテンツ創造者の経済的利益を保護するというネット法の立法趣旨が実現できないおそれが強い。

そこで、ネット法においては、上記のような収益の公正な配分を行う 能力を有すると考えられる者のみに、インターネット上のデジタル・コ ンテンツの流通に関する権利を付与するものとする。これにより、ネッ ト権者は、ビジネス上必要な範囲内で利用許諾を経ていれば、前述の重 い権利処理作業の負担なくして、インターネット上でさえあれば、自ら 権利を有するデジタル・コンテンツを使用することができることとす る。

(2) ネット権の対象コンテンツについて

インターネット上で使用されるデジタル・コンテンツとしては、映画、テレビ番組、音楽、写真、ゲームソフト、プログラム、データベース等、多様なものが考えられる。もっとも、このような分類が困難なデジタル・コンテンツも存在し、また、今後更に新しい類型が多く登場することも予想される。そこで、さしあたり、既存のコンテンツのインターネット上での二次利用を促進する観点から、ネット法の対象となるデジタル・コンテンツは、現行の著作権法制度の仕組みから余りに乖離しないように、映像、音声等とする。

これらのデジタル・コンテンツについては、収益の公正な配分を行う 能力という観点から、①映画については映画製作者、②放送については 放送事業者、③音楽についてはレコード製作者(これらの概念の定義に ついては、更に要検討)を「ネット権者」と定めるものとする。

※ 上記では、特にインターネット上での流通の促進の要請が大きいと 考えられる映画、テレビ番組、音楽につき取り上げたものである が、他のデジタル・コンテンツについて同様のネット権を定めるこ とを妨げるものではない。他のデジタル・コンテンツについても更 に検討を要する。

(3) ネット権の具体的内容

ネット権の権利の具体的内容として、ネット権者は、映画の製作、レコードの録音、放送についての同意を得ている場合には、①インターネット上(のみ)でのデジタル・コンテンツの流通のため、当該デジタル・コンテンツを流通させるため複製、譲渡その他の使用を行う権利、②前掲①の使用を他の者に行わせることを許諾する権利を専有する。(義務面については、次項を参照。)

※ 映画の製作過程等において同意を得ていたとしても、知れざる権利 者が存在する場合(例えば、使用した著作物が他の著作権等を侵害 していた場合)があり得るものと考えられるが、この場合につき如 何なる手当を行うかの詳細については、例えば、ネット権者の知り えない著作権者からの権利行使等による(ネット上での使用につい ての)差止請求権等の行使を制限すること等が考えられるが、なお 検討を要する。

3 収益の公正な配分の義務化

(1) ネット権者の義務

ネット権の付与により、権利の行使が制限されるコンテンツ創作者等 の権利者に対して、ネット権者は、本法上の法的義務として、インター ネット上でのデジタル・コンテンツの使用により得た収益を、公正に配 分しなければならないものとする。これにより、コンテンツ創作者に対 して適正な経済的利益が実際にもたらされることが期待される。

(2) 適正対価の確保の手段

適切な対価については、原則として当事者間の協議により決定するものとするが、実務的・具体的なルールとしては、著作権等管理事業者としての JASRAC のような団体を(1 つでなく、2 つか 3 つ)複数設け、それらの団体に(かつての JASRAC のように)ガイドラインやルールを作成・提案させることを通じて、各当事者間の意見を調整、集約させるものとすることが考えられる。(なお、対価については、コンテンツ毎ないし流通手段等に従い関係者により十分な議論がなされた上で、実務上何らかの現実的な基準が速やかに立案されることが期待されている。)

4 フェア・ユースの規定化

(1) 合理的な権利制限

インターネット上でのデジタル・コンテンツの利用については、条文上に具体的に状況を定める規定がなくとも、合理的な範囲内で、権利者の権利行使を制限する規定を設ける。すなわち、(現行著作権法 30 条以下のように)個別に規定された条項に該当しない場合でも、使用目的やコンテンツの性格等に鑑み、その使用が公正であるといえる場合(いわゆる「フェア・ユース」=「公正な使用」の場合)には、適法に使用が可能であることを明記する。これにより、例えば、著作者人格権、実演家人格権を盾にとった不合理な権利侵害主張等に対して、適切に対応することが可能となる。このようなフェア・ユース規定の下においても、肖像権に代表される人格的利益の保護は、合理的な範囲で十分に維持できるものと考えられる。

社会的な必要性に基づく権利行使の制限については、現行著作権法のように限定列挙の形を採るのではなく、必要であれば個別列挙の形式にした上で、それらの具体的な列挙事由に該当しなくとも、「公正な使用」の場合には使用を許容する例外規定を設けることが考えられる。また、インターネットの技術の進歩により、限定列挙の形式では次世代の利用に適さない可能性も存在すると考えられる。

(2) 歴史の教訓

但し、上記のような形でフェア・ユース規定を設けることは、決して権利者の権利を制限することを目的とするものではない点が十分に留意されるべきである。フェア・ユース規定により制限されるのは、あくまで、元来、公益性・社会的必要性により、著作権者等の権利行使が制限される分野であり、フェア・ユース規定は、個別列挙による制度的な欠点を補うために、個別列挙事由に該当しないが公益性等から権利行使の制限をするのが妥当な事由について、法改正をいちいち待たずに、権利行使が制限できることを定めたものに過ぎない。

権利者の権利を適度に制限し、使用者・一般消費者の権利とのバランスを適切に採ることは、ある産業が発展し、それによる利益を権利者、使用者、消費者という当該産業にそれぞれの局面において関与する者皆が享受するためには必要である場合もある。米国のソニー・ベータマックス事件において、最高裁判所がフェア・ユースの理論に基づき著作権侵害を否定した結果、家庭用録画再生機が普及したことにより、原告を含む映画会社は、映画等のビデオ販売という莫大な利益を上げる新規市場を開拓することができ、消費者もその利益を享受できるという「Win-Win-Win」の結果がもたらされたことがその好例である。もし、米国にお

いて当時、フェア・ユース理論がなく、家庭用録画再生機による著作権 侵害の主張が認められていたなら、現在、我々の生活がどのようなもの であったかを想定するならば、同理論の有効性は容易に理解できるだろ う。また、Google の全文キャッシング検索(Google がサーバー上に web ページをキャッシュとして保管し、これにリンクを貼ることにより、本 来のサイトのサーバーが一時的にダウンしたときにも使用することがで きる検索システム)や、インターネット・アーカイブのように、著作権 侵害の可能性が指摘されつつも、現に使用者・一般消費者に多大な便益 を与えると認められている仕組み・サービスが続々と誕生していること も参考となるものと考えられる。

皿 ネット法のメリット・

デジタル・コンテンツの円滑な流通の要請

民間研究団体、デジタル・コンテンツ法有識者フォーラムが提唱するネット法はコン テンツの創造・保護・活用をインターネット上で実現することを目的とする。

創造分野:パーソナルコンピュータが国内に急速に普及し、2008 年には 1 億台に達する中、利用者は、同時にコンテンツ創造者となる時代に入った。それにもかかわらず、現行著作権法は、基本的には伝統的な著作物を前提とする「プロのための」法律であり、新しく出現した著作権者の創造、特にインターネット上の創造活動に向けたインセンティブとなっていない。

保護分野:我が国は、現状では著作権者の保護が充分でないという大きな問題を抱えている。真面目な利用者が多額のコンテンツ使用料を負担する反面、匿名性の壁で支払わない利用者が多く存在し、権利者が本来、受領すべき対価が支払われていない。少なくともインターネット上におけるコンテンツの使用料を、公正に、安く、あまねく徴収するシステムを早急に構築する必要がある。

活用分野:我が国には残念ながら世界的な IT 事業者が存在しない。このリスクに加え、有力事業者が米国に偏在する(マイクロソフト、ヤフー、グーグル等)という二つのリスクを抱える。日本発の世界的な IT 事業者を育成する環境整備が国家として迫られている。

このような状況を打開するため、政府の「知的財産推進計画 2007」においても「最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を 2 年以内に整備する」との方針を打ち出したものと思料する。デジタル・コンテンツ法有識者フォーラムはこの方針に全面的に賛同するものであり、早期実現のために本「ネット法」をとりまとめ公表するものである。

ネット法の実現により、

① 権利者が潤い、消費者が喜び、国富も増える:3者のWin-Win-Win

消費者は自分のパソコン等で、過去の映画やテレビ番組及び新たに制作される音楽や動画のコンテンツ等を、インターネットを通じて検索・購入し、いつでもどこでも楽しむことができる。

ビジネス界は、配信サービスにより利益を上げることができる。配信サービスを 行うに当たり、配信により利益を得る業者に対して、そのコンテンツに関与する権 利者に公正な対価・使用料の支払いを法律上、義務づけることにより、創作側の権 利者にとっても大きなメリットがあり、創造へのインセンティブが確保される。

消費者がデジタル・コンテンツを利用し、ビジネス界が利益を上げることができる環境を整備することにより、世界的な IT 事業者や関連する産業を育成する土台を形成する(活用分野)。また、公正な対価、使用料が確実に支払われる仕組みを整備することにより、著作権者等の保護を促進し(保護分野)、コンテンツ創造者の育成を促進することとなる(創造分野)。

② 日本文化・産業の発展

ネット法施行によるコンテンツ配信をきっかけに、例えば、あまり知られていなかった過去の名作等を若い世代が知るきっかけとなったり、放映時・配給時には人気がなかったが、配信によって再評価される映画やテレビ番組等も出てくるだろう。インターネットを介することにより、世界中に日本の優れたコンテンツを紹介・発信することにもつながる。

これにより、日本発のコンテンツが世界に広がり、日本文化の普及に貢献するだけでなく、デジタル・コンテンツ産業の更なる発展、関連する通信産業や機器産業の発展を通じ我が国経済の競争力を向上させることとなる。

以上、「権利者が潤い、消費者が喜び、国富も増える政策」として、ネット法整備を緊急提言するものである。

以上

IV デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム

メンバー (2008年3月現在)

一橋大学大学院教授相澤 英孝映画プロデューサー一瀬 隆重

西村あさひ法律事務所パートナー 岩倉 正和

角川グループホールディングス会長 角川 歴彦

GMO インターネット会長兼社長 熊谷 正寿

キヤノン専務取締役 田中 信義

ジャパン・デジタル・コンテンツ信託

代表取締役 土井 宏文 '

政策研究大学院大学学長

八田 達夫 (代表)

外1名

(2007年1月29日発足)

提言は下記よりダウンロードできます。

GMO インターネット株式会社 代表取締役会長兼社長

熊谷正寿氏が運営するブログ「クマガイコム」 (URL:http://www.kumagai.com/)

ご意見、お問い合わせ等は、フォーラム事務局 info@digitalcontent-forum.comまでお知らせください。

平成20年3月27日

内閣官房 知的財産戦略推進事務局 御中

日本弁理士会

「知的財産推進計画2007」の見直しに関する意見募集の提出

標記に関し意見を提出しますので、よろしくお取り計らい下さい。

【第一部 総 論】

1. 背景

昨年5月、日本に衝撃的なニュースが伝わった。スイスの国際経営開発研究所(IMD: International Institute for Management Development)が発表している国際競争カランキングの2007年度版で、日本は全55カ国中24位となり、16位にまで上げてきた順位を初めて落とす結果となったのである。また、昨年の18位から15位にランクを上げた中国にも抜かれる結果ともなった。更に、11月に発表された世界経済フォーラム(WEF)版の国際競争カランキングでも、日本は昨年の5位から8位に順位を落としている。

IMDとWEFでは、多少物差しが違うようであるが、日本の国際競争力低下の要因が、長引く財政赤字の問題や政府の非効率性にある点で共通している。特に注目すべきは、インフラ、特に科学インフラの整備状況では高ランクを保持しつつも、それが「競争力の強さ」や「持続的な生産性や成長力の向上」に繋がっていないとの指摘である。また、「法人税率」の高さや「企業家精神」の弱さ、「対内直接投資」の低さ(直近ではマイナス)等も指摘されている。知的財産による競争力強化を考えるには、まずこのような現状分析から始めなければならない。

もう一つ、日本の産業競争力を考える上で避けて通れない問題が、経済のグローバル化に伴う 産業の空洞化である。1990年代以降、多くの日本企業が賃金コストの安い海外に生産拠点を 移し、その結果、中小企業や地域において多くの雇用が失われた。国内に残った生産拠点におい ても国際競争力を確保するため低賃金化が進み、派遣労働等の勤務形態の多様化がそれに拍車を かけている。最近特に言われる、中央と地方の格差、所得格差(いわゆるワーキングプア)等の 問題も、急速な経済のグローバルに対して国内産業構造の調整が完全に立ち後れていることを示 すものと言えよう。

知的財産による競争力強化を考える際には、このような経済のグローバル化に対して、日本の 国際競争力を維持し向上させるにはどうしたら良いかの観点が欠かせない。

こうした現状認識から得られる方向性は何か。一つには、高付加価値の生産技術の海外流出を防止し、国際競争力を持った生産拠点を国内に保持していくことであろう。例えば、i PODは、部品製造や組み立ての多くが中国や台湾の企業によって行われているものの、ケースの鏡面研磨だけは日本の小林研業 (新潟県燕市)が行っている。このように、海外企業がマネできない高付加価値の生産技術・加工技術を国内に保持していくことで、強い国際競争力を保持し、産業の空洞化を押し止め、地域を活性化させることにつながるであろう。

もう一つの方向性は、日本全体を研究開発センター化させることである。基礎研究、製品開発は日本で行い、高付加価値製品の生産拠点として地位を確保していく。そして、技術が海外に拡散し陳腐化していった場合、生産を海外に移し、国際競争力を保持していく。こうしたことを実現するには、国内研究開発投資を促進する減税等の施策を展開すること、大学等の公的研究機関の成果の民間移転を促進して新産業や雇用の創出に繋げていくことが不可欠となる。

2. なぜ中小企業と地方が重要なのか

中小企業と地方を重要視しなければならない理由の一つは、上述したように、中小企業や地方が経済のグローバル化の波をもろに受けているからである。経済のグローバル化が進展する中、 国内に残った中小企業が生き残るには、外国企業がマネできない独自技術を持つか、研究開発型中小企業にシフトしていくしかない。大企業が生産拠点を海外に移すことで空洞化してしまった地域においては、その地域に残った要素技術や大学等の公的機関から移転された技術によりいかにして新産業を創出し、雇用を産み出していくかが鍵となる。こうした中小企業や地域における競争力の底上げ無くしては、国全体の競争力を持続的に高めていくことはできない。

国の知財政策立案に対して中小企業や地方の重要性を強調すべき別の理由は、これらのセクターの声が届きにくいという点にある。知財戦略本部を始めとする政府機関の委員には、大企業関係者や大学教授等が多く就任し、中小企業や地方の企業関係者はごく僅かである。大企業については、日本知的財産協会や経団連のような団体を通じて意見具申し、要望を実現させていくことが可能である。しかし、中小企業や地方企業の関係者などについては、これらの意見を吸い上げて政策に反映させるルートが少ないのが現状である。

我々弁理士は、日頃の業務を通じて多くの中小企業や地方企業と親交を深めており、Small Business や Local Business における技術開発の難しさを現場で体感している。であれば、これらのセクターの代弁者として、知財政策に対する要望を強く主張していくべきである。

こうした問題意識に立ち、当会は冒頭の結論を得た。具体的な政策提言及びその理由について は、以下に詳説する。

【第二部 各 論】

1. 中小企業の競争力強化策

(1) 中小企業の研究開発投資減税の拡充

上述した通り、中小企業の国際競争力強化のためには、研究開発型企業へのシフトをより強力に支援する必要があり、そのための制度的枠組みを今まで以上に充実させていく必要がある。中でも、中小企業が新たな製品開発をする際の投資減税は特に重要である。例えば、平成18年に恒久措置とされたいわゆる「中小企業の技術基盤強化税制」の下では、損金算入試験研究費総額の12%を法人税額から控除できる(上限20%)。しかしながら、この「試験研究費」は、特許出願等の知的財産の取得に要する費用は認められていない。研究開発型へのシフトを促進するためには、特許等の知財の取得費用についても「試験研究費」に含めるべきである。そして、研究開発型中小企業へのシフトを促進するには、この控除割合や上限額を更に拡充する必要があろう。

(2) 特許請求手数料半額措置の拡充と手続き簡素化

また、特許取得費用の面で言えば、特許庁手数料にも中小企業対策の面でかなりの問題がある。 周知のように、米国では small entity に該当するものについては、従業員500人未満の小規模 事業者の特許庁費用が半額免除されている。我が国ではどうかというと、特許料と審査請求料の 半額制度があるが、試験研究費等の比率が高いか又は法人税が課されていない等の要件を満たす 中小企業である必要があり、また、各種の証明書の提出が必要で、手続きが煩雑である。

このような不十分な優遇策は、中小企業の研究開発型へのシフトを促進する観点から、早急に改められるべきであろう。対象を全中小企業に拡大し、手続きも更に簡素化すべきである。経済のグローバル化による産業空洞化の波をもろに受けている中小企業において研究開発意欲を促進させ、知財を武器にした競争力強化のインセンティブを高めていくためには、優遇措置の充実化が是非とも必要である。

もう一つ、行政当局が認識しなければならないことは、先進国が展開している競争力強化のモデルは似通ってきており、制度間競争の色彩を強めているということである。研究開発投資減税

を行って民間の研究開発投資を促進するとともに、公的研究機関の成果の民間移転を進める。そして、研究開発成果については、資金供与等を通じて事業化を強力に支援する(SBIR等)。このように先進各国が類似した国家戦略のモデルで競争力強化の施策を展開する中、勝敗を決するのは、その施策の充実度、効率性及びスピードである。

日本のように多くの要件を課し、多くの証明書を要求する煩雑な制度よりは、米国のように一律半額として宣誓書提出のみの手続きとし、虚偽の申告については事後的に特許無効のペナルティを与える制度の方が、遙かに効率的である。多くの証明書や多種類の書類準備で行政コストを増大させる点については、IMDのランキングが、「政府の効率性」について34位という低ランクを与えたことをいま一度想起する必要がある。日本は、このような制度の枠組み一つ取ってみても、中小企業の研究開発促進策の点で米国に既に負けているとみるべきであろう。

(3) 弁理士手数料の与信についての検討

中小企業の特許取得費用については、弁理士手数料がかなりの部分を占めているので、この点でも検討も必要である。推進計画2007は、手数料の延べ払いや成功報酬型払いの提示など、中小企業固有の事情を考慮すべきことを求めている。これらは、特許事務所の経営の根幹に関わることであるので、難しい面も多いと思われる。多くの弁理士が、経営体力の弱い中小企業への業務提供において、倒産等のために弁理士手数料(売掛金)を回収できずに終わる経験をたびたびしていることにも注意が払われるべきであろう。

とはいえ、専門人材としての弁理士の業務提供の必要性は、大企業よりもむしろ中小企業において極めて大きい場合がある。したがって、上記のような問題を乗り越えて積極的な支援や業務提供が求められる。この方策の一つとして、弁理士手数料についての公的支援の枠組みが検討されるべきであろう。例えば、弁理士手数料の支払いについて中小企業に対して信用保証を行う公的機関を設け、延べ払いにおいて支払いが滞った際、この公的機関が代位弁済することが考えられよう。日本版SBIRでは、指定を受けた中小企業は信用保証枠が拡大する措置が取られている。このような信用保証枠拡大の一環として、弁理士手数料について別枠で信用保証することも考えられる。

また、経済のグローバル化に伴い、中小企業も海外での権利取得が積極的に求められる。一方、多くの弁理士が経験しているように、海外での権利取得には国内に比べて多大な費用が発生し、中小企業が依頼者である場合には、現地代理人費用等の多額の立替金のリスクが発生する。このため、かなりの分の費用を前金で受領することも多い。いずれにしても、多額の立替金リスクの存在は、中小企業の海外出願の受任を弁理士が躊躇する要因にもなっている。中小企業の海外出願には、補助金支給のような支援制度があるが、これに加え、現地代理人費用を弁理士が立て替えた場合の債務保証のような支援制度も検討されてしかるべきであろう。

さらに、国内出願の手数料も含め、中小企業に対する貸し倒れ対策として、ある種の保険制度 も検討されてよいであろう。弁理士、依頼者である中小企業、国などが資金を出し合い、万が一 倒産した場合に保険から売掛金を回収できるようにする制度である。

(4) 中小企業の研究開発投資を支援するための信託の活用

中小企業の研究開発投資の促進策や研究開発成果の事業化支援策の点では、特許信託の活用が 更に検討されて良いであろう。推進計画2007では、グループ内信託など、大企業における特 許信託の利用の可能性が指摘されているが、特許信託は、中小企業の技術開発促進策として大き な可能性を秘めている。

中小企業がある研究開発に成功した際、その研究成果の特許可能性や事業化可能性、事業化した際の市場規模等をいち早く算定し、その結果を基に受託者を募ることも考えられる。

(5) 中小企業が知財紛争対応をし易い環境づくり

また、中小企業の研究開発を促進するには、その成果を特許でプロテクトすることの有効性を中小企業に実感させる必要がある。また、資金を投じて特許を取得してみても、実際に侵害訴訟を提起して賠償を勝ち取るには多額の費用(弁護士費用等)を要し、大企業との紛争ではまず体力面で負けてしまうとの懸念がある。したがって、中小企業の研究開発を促進するには、中小企業が特許紛争対応をし易い環境づくりが必要である。

一つの解決策としては、日本知的財産仲裁センターの組織を拡充していくことが考えられる。 全国各地に仲裁センターの支部又は窓口等を設け、担当の弁護士や弁理士を配置しておき、紛争が生じたら素早く相談できる環境を整えておく。中小企業から仲裁や調停等の申請があった場合、担当する弁護士や弁理士には、ボランティア的な感覚を持ってもらい、ある程度低額の手数料で請け負ってもらう。必要であれば、手数料の一部を公的費用で補助する制度を創設する。推進計画2007には、知財駆け込み寺の構想が示されているが、このように仲裁センターを拡充し、機能を強化することで、知財駆け込み寺と同等以上の制度的枠組みが実現できよう。

とはいえ、仲裁にしろ、調停にしろ、相手方が同意しないと手続きは開始できない。したがって、上記仲裁センターの拡充構想も、中小企業対策としては万全ではない。これを考えると、将来的には、中小企業の知財訴訟について簡易裁判所の利用を視野に入れて検討すべきであろう。 賠償額が少なく、当事者の少なくとも一方が中小企業である場合、簡易裁判所において知財訴訟を扱えるようにするのである。技術的範囲などの問題で簡易裁判所の負担が大きいのであれば、特許庁又は仲裁センターでの判定を必須の事前手続きとすることが考えられるし、必要であれば付記弁理士を簡易裁判所において単独訴訟代理可能とすることも考えられる。

(6) 特許権の信頼性確保

最近の特許侵害訴訟では、裁判所で特許が無効であると判断され権利行使不能とされるケースが非常に多くなってきている。このため、特許は取ってみても現実には権利行使できず、有名無実の権利であるとのイメージが広がりつつある。これは、中小企業対策だけの問題に限らず、広く特許制度全般に関わる大問題である。特許庁の無効審判において進歩性ありとされたにもかかわらず裁判所で進歩性なしとされるケースや、特許庁の訂正審判で独立特許要件ありとされたにもかかわらず侵害訴訟で進歩性無しと判断されて権利行使不能となるケースが頻発したため、最近は特許庁における進歩性の判断が産業の発展段階を考慮しない極めて厳しい傾向を強めている。

しかし、このように我が国だけが厳しい特許性判断をすることは、現在進められている特許審査ハイウエイ構想において我が国出願人に極めて不利な状況となる。早期に原因を解明して、その結果を公表することが最優先の課題である。

特許庁に対しては、裁判所の判示事項を吟味して考え方のズレを解消していくことが求められるが、裁判所に対しても、技術分野や技術進歩のレベル等を十分に考慮して適切に判断することが一層求められる。これには、専門委員制度の更なる充実をしていくことも肝要である。いずれにしても、外国の審査基準と乖離しないように、今後とも行政サイドと司法サイド、さらには民間も含め、活発な議論を行い、意見交換をすることが必要である。そのような議論の結果、審査基準を超えた、あるまとまった統一的考え方が導き出されれば、進歩性についての予見性を高めることができ、特許権の安定性に資することになるのであろう。

(7)先行技術調査に要する負担軽減

中小企業の特許取得意欲が減退している別の理由は、出願前の先行技術調査の負担が大きいことである。中小企業にとっては、一件の特許出願費用であっても大きな投資であり、特許になるかどうかを十分に見定めてから出願する必要がある。この先行技術調査も外部委託した際には高い費用がかかるので、多くの中小企業は自前でやる必要に迫られる。

特許庁のIPDLは便利だが、詳細な面での使い勝手は改善の余地がある。例えば検索ターム等が限られていることが挙げられる。IPCやFタームといった専門的な検索キーではなく、自己の開発テーマに関するキーワードを単に入力するだけで精度の高い先行技術が行えるようにすべきである。これには少なくとも、電子化された全ての特許明細書に対するフルテキストサーチを行えるようにする必要があろう。

中小企業の先行技術調査については、特定の調査事業者に依頼した場合には調査費用が無料となる支援制度が特許庁によって創設され、かなりの実績があがっている。しかしながら、この制度の対象となるのは、既に出願したものについての先行技術調査(審査請求するかどうかの判断のための調査)であり、特許出願されていないものについては対象とならない。つまり、中小企業が特許出願するかどうか判断するための先行技術調査には利用できない。中小企業の技術開発を支援し、効果的な特許出願を行うことを促進する意味から、出願後であるかどうかを問わずすべての案件について先行技術調査を無料とする制度とすることが望ましい。

中小企業における先行技術調査については、(独)工業所有権情報・研修館が今まで以上の役割を担うことが期待されよう。中小企業の要請に応じて検索アドバイザーを派遣して企業内で先行技術調査の指導を行ったり、企業内で検索担当者を育成することをサポートしたり、さらには上記無料の先行技術調査を実施したりと、多くの役割を担うことが期待されよう。

2. 地域産業の競争力強化策

(1) 地方における技術経営のためのフォーラム

前述したように、経済のグローバル化による産業空洞化の影響が著しい地域産業の活性化のためには、地域に存在する要素技術や資源を活用した製品開発や新市場開拓の試みが欠かせない。このような試みのため、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」が2007年に成立し、「中小企業地域資源活用プログラム」が既にスタートしている。

また、地域再生本部が所管する「地域の知の拠点再生プログラム」でも、大学等の知の拠点と 連携した地域づくりの推進が重要であるとの認識の下、地域再生人材創出の拠点形成や地域新生 コンソーシアム研究開発等の施策が計画されている。

日本弁理士会も、知的財産支援センターや地域知財本部を中心にして積極的な地域支援活動を展開している。

しかしながら、これらの取組は、新製品開発や新市場開拓のための環境整備や側面支援にとどまるのみであり、地域振興の核となるビジネスプランそのもの生み出す取組にはなっていない。「中小企業地域資源活用プログラム」にしても、試作品開発等に対する補助金や設備投資減税、政府系金融機関による低利融資等にとどまっている。「地域の知の拠点再生プログラム」でも、地域新生コンソーシアム研究開発等、一部提案公募型の支援策が実施されているが、民間からの提案を待つ"待ち"の姿勢である。日本弁理士会の支援活動にしても、多くはセミナーへの講師派遣やイベントの共催等、一方的な情報提供にとどまる傾向が強い。

地域の要素技術や資源を活用した新製品開発や新市場開拓は、単なる助成金支給や情報提供の 段階をとうに過ぎ、地域自らが地域の実状に則した製品開発や市場開拓の方向性を指し示す段階 になってきている。地域にはどのような要素技術や資産が存在しており、将来のマーケットの展 望から考えてどのような商品企画やビジネス企画があり得るのか。その中でどのような方向性に 絞って開発を進めていくべきなのかを地域みずから主導的に検討すべき段階にきている。今後は、 地域における具体的な知的財産の創造や保護の分野に多くの公的資金が投じられるべきであろう。

(2) 観光立国と知財立国

経済のグローバル化については、産業空洞化のような負の部分のみをクローズアップすること は妥当ではない。中国等の周辺国への生産拠点移転は、技術拡散と産業空洞化をもたらしたが、 同時に、周辺国の所得水準の向上(賃金格差の縮小)をもたらしている。この結果、日本産のブランド米のブームに見られるように、日本製品の周辺国への輸出が増える傾向が顕著になってきている。最近では、米ドル以外の通貨については円安が続いており、この傾向はさらに続くと見込まれる。

このような周辺国の国民の所得水準の向上と円安という二つの要因によると思われる現象の一つが、周辺国からの日本への観光客の増加である。例えば、九州等の温泉地に韓国や中国から多くの観光客が訪れたり、北海道や長野県のスキー場へロシア人やオーストラリア人が多く訪れたりしている。

政府は、観光庁を立ち上げてこのような傾向を盛り上げようとしている。日本の観光資源を活かし、内需拡大(輸出拡大)につなげようという試みは重要であり、緊急性を要しよう。しかし、 知財の面で忘れてはならないことがある。

周辺国の人々が日本に来訪し、観光地を訪れた際、おみやげ品を買って持ち帰るであろう。周辺国の観光客は、日本の各地を訪れ、その地の銘品を食したりするであろう。したがって、日本各地の色々な産品が周辺国でブームとなることが多くあるであろう。そして、ブームとなれば、当然に模倣品も発生する。即ち、観光立国の国家戦略は、知財立国との観点で言えば、すべての地域ブランド(地域団体商標に限らない)の海外での権利取得を早期に進めなければならないことを意味する。只乗り的な商標登録が海外で先行して行われることの危険性を考えれば、極めて早急な対応が必要である。各地域の商工団体等への啓発や情報提供、資金援助など、能動的な支援策を早急に行う必要がある。

また、日本への観光客を媒介とした地域産品の海外でのブームを考慮した場合、地域産品の海外輸出の支援も更に拡充して行うべきであろう。現在、食品分野について農水省を中心に支援が行われているが、食品以外の伝統工芸品等についても輸出促進策を展開すべきである。

3. 競争的資金について

(1)競争的資金の事後評価

前述したように、日本の国際競争力低下の要因の一つは、「政府の効率性」のランクの低さにある。これに関連して言及されるべきことは、いわゆる競争的資金の問題である。競争的資金とは、科学技術基本計画において「競争的な研究開発環境の形成に貢献する競争的資金」と謳われている資金のことであり、文科省所管の「科学技術研究費補助金」(科研費)や科学技術振興機構(JST)所管の各種事業費、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)所管の各種事業費等がこれに当たる。前述した「地域新生コンソーシアム研究開発事業」の予算も経産省所管の競争的資金である。

「競争的資金」における「競争」とは、研究者間の競争を意味しているが、昨年6月に総合科学技術会議においてまとめられた「競争的資金の拡充と制度改革の推進について」では、「国際競争力を強化するため、トップ研究者のレベルを一層高めるとともに、裾野の多様性を維持しつつ、研究者層の厚みを増す」との基本的方向性を打ち出している。したがって、「競争的資金」とは、国の国際競争力を強化するための研究資金であるとも捉えるべきである。

国際競争に打ち勝つための重要且つ必須の武器が特許等の知的財産であることは、言うまでもない。であれば、どの程度の資金が投入され、どのような特許出願され、取得されたのか、事後的に評価する仕組みが必須と言えよう。知財推進計画2007も、「各機関の特性に留意しつつ」との条件をつけながら、知的財産活動の結果公表を求めている。

しかしながら、個々の競争的資金の成果発表においては、特許出願の件数が報告されているものは多く見られるが、特許取得件数や、取得した特許の内容に言及しているものは、非常に少ない。この点は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に沿って事後評価を行っていることが原因に挙げられよう。しかし、国の国際競争力を高めるための研究資金として供与されているので

あるから、少なくとも研究テーマから特許取得が期待されるものについては、特許の取得状況や ライセンス状況をきちんと公表すべきであろう。

また、国際競争力を高めるという観点では、応募があった段階で研究テーマの新規性や将来性 を評価し、特許が取得できる見込みが高いテーマについてはより多くの予算を配分するといった、 知財の面での戦略的配分が考慮されてしかるべきである。

(2) 効率が悪い原因は何か

上記のように、公的研究予算の成果評価において特許取得件数やライセンス収入の実績の公表が少ないため、詳細な評価は難しいが、特許出願件数等のデータを見る限り、競争資金による知財獲得活動は総じて低調である。IMDのランキングに基づく分析においても、「産学の知識移転が円滑に行われているか」のランクが低く、強い「科学インフラ」が「持続的な生産性や成長力の向上」に繋がっていないと指摘されている。

このように膨大が公的研究予算をつぎ込み、強固な科学インフラを構築しつつも、それが競争力強化に十分に結びついていない理由は何か。一つには、日本だけに限ったことではないと思うが、研究予算を取ること自体が目的化してしまっていることがあるだろう。研究者にとっては、研究は生きる糧であり、研究費を獲得し研究を続けることが至上命題であって、特許取得やライセンス料等の成果評価は副次的要素であるというのが本音ではなかろうか。これには、職務発明における発明報償の額が低いという問題もあるだろう。産総研では、ライセンス料の25%(100万円までは50%)を上限無しで発明者に支払うと改正したとのことであるが、他の公的研究機関においても、この程度の厚い発明報償を実施すべきであろう。

民間への技術移転が進まない別の理由は、研究開発の方向性が常に研究機関の側から出される ラボ主導型になっている点が挙げられよう。大学等の研究機関では、学術的価値に重きを置いて 研究テーマが選定されるのはやむを得ないと思われるが、そこから得られる成果 (シーズ)の中には、必ずしも市場ニーズにそぐわないものも多いであろう。学術的価値や研究者の興味関心といったラボ主導型のテーマ選定であると、どうしても市場ニーズから離れてしまい易い傾向がある。民間企業からの依託研究や民間企業との共同研究の場合にはこのような問題は少ないが、いずれにしても民間移転を進めるためにはラボ主導型ではなく市場主導型のテーマ選定が鍵となるであろう。例えば、研究委託や共同研究といった形では無しに、単に公的研究機関で研究して欲しい(市場ニーズが高い)テーマということで研究テーマを民間から公募することが考えられよう。

(3) 競争的資金の柔軟性

一部の競争的資金については、柔軟性が無いために知的財産の活用を阻害している面も見られる。例えば、科研費については、研究機関が使用する間接経費の分については特許出願費用等に支出することは認められているものの、研究者自身が使用する直接経費の分については特許出願費用等への支出は認められていない。このため、研究するうちに特許出願すべき発明内容が多く出てきてしまった場合、間接費用不足で出願できないことがあり得る。直接費用がどんなに余っていても流用は認められていない。

また、研究テーマには直接関連しないが、研究成果を利用した派生的な発明がされることがある。このような派生的な発明については、支給された研究費で特許出願費用を賄うことができない。かといって、研究者個人のポケットマネーで賄うには高額すぎる。このため、このような派生的発明は権利化されることなく埋もれてしまう場合が多い。派生的発明が実は市場ニーズに合致していて事業化の可能性も高い場合があるので、死蔵はもったいない。このような死蔵を防ぐには、公的研究費を使用した研究の派生的発明について審査する一元的な機関を設け、有用な発明であるならば、公的費用で特許出願すべきである。こうして取得された特許については、バイ・

ドール条項を適用して当該研究者(又は研究機関)の保有とすれば、大学発ベンチャーをより促進する枠組みとして有効であろう。

(4) 外国での特許取得費用

知財立国のかけ声の下、多くの大学やTLO等でさらに特許出願がされている。しかしながら、これらの出願の多くが国内出願にとどまり、外国出願の件数は非常に少ない。少ない予算の中では費用のかかる外国出願までは賄えず、特に重要なごく僅かの案件だけ外国出願しているのが現状であろう。大学やTLO等が行う外国出願については、JSTによる支援制度があるものの、JSTにも予算枠がある。多くの大学やTLOが外国出願支援の申請を行うが、予算枠のためにその多くが支援を受けられずに国内出願に終わっているのが実状である。

国際競争力は、文字通り"国際"であり、海外の企業との競争である。グローバル経済の下では、例えば中国等の周辺国で製造し米国で売るというようなことが日常的にあるから、日本のみで特許を取っていても無力である。したがって、国際競争力のための特許であるならば、当初から海外での特許取得が戦略に組み込まれていなければならない。知的財産による産業競争力強化を重点テーマとするならば、日本と同等以上に海外での特許取得を奨励する意気込みが必要である。

この点、知財推進計画2007は、JSTの外国出願支援について「申請する大学等による事前調査や出願費用の一部自己負担を求め、」としているが、それよりも、申請する大学やTLO等に対し、どのような世界戦略を持っているか(世界にどのようなライバルがいて、どのように市場があるか等)をヒアリングし、明確な世界戦略がある場合にはどんどん支援していくべきであるう。その意味で、JSTの外国出願支援予算も増額されてしかるべきであろう。

また、世界的に見て最先端の研究テーマについては、当初から海外での特許取得費用が予算に 組み込まれてしかるべきである。また、研究テーマ自体は最先端ではないが、その波及効果や市 場が全世界に及ぶようなものは、当初から海外での特許取得費用を予算に組み込んで支給すべき であろう。

(5) 最重要テーマの知財プロジェクトチーム

京都大学の山中教授らのグループによる人工多能性幹細胞(iPS細胞)の開発成功が非常に話題となっているが、このような世界の研究者グループがしのぎを削っている最先端技術について非常に重要な成果があった場合、国を挙げて知財取得を支援する最強の態勢が急務である。重要な発明の出願が一日遅れただけで他国の研究者に基本特許を押さえられるリスクを考えれば、発明完成後に短期間に出願完了できる態勢を整えておく必要がある。また、基本特許だけではなく周辺部分も網羅的に押さえるためには、短期間に多くの出願をする必要があり、そのためには弁理士等の専門家を短期間の間に多く投入する必要がある。それらの専門家は、プロジェクトチームを組み、取得できる特許内容の見極め、効果的な特許ポートフォリオの形成のためのクレームドラフティング、明細書作成等を、短期間のうちに組織的に行う必要があろう。

山中教授らのiPS細胞にしても、基本的部分について成功しただけであり、技術の実用化にはまだ多くの課題が残されている。逆に言えば、それらの課題を解決するものとして多くの重要な実用化技術が発明されることが期待されるのであり、それらの実用化技術や応用技術について、漏れなく特許を取っていくことが国家的使命であると言える。そのような使命を果たすため、オールジャパンの体制が求められているのであり、弁理士もその中核人材に位置づけられる。

i SP細胞のような優れた研究成果は、今後も数多く創出することが予想され、また期待される。国家的な極めて価値の高い研究成果について基本特許や応用特許を漏らさず確実に特許取得ができるよう、緊急支出する予備的な予算を日頃から確保しておくことや、緊急時に人的資源を投入する態勢等について検討しておくことが必要と思われる。

尚、iPS細胞は、医療行為の発明であるので、日本では特許出願しても特許にはならない。 しかし、米国では医療行為も特許対象となっており、iPS細胞の特許も米国人研究者が出願し ていて成立する可能性がある。このような保護対象の広狭が、結果的に取得される特許の数の多 寡につながり、技術開発のインセンティブの強弱につながることが大いにあり得る。したがって、 産業競争力を高める観点から、治療行為の特許性について今ー度議論をすべきである。この分野 の国際競争は熾烈を極めているが、今からでも遅くはないので、広範なコンセンサスが得られる ならば、早急に保護対象に含めるべきであろう。

4. 産業競争力を意識した特許審査及び保護対象

(1)サポート要件の問題

経済のグローバル化とそれに伴う生産拠点の海外移転の進展は、日本が先端技術分野の開発競争で勝ち残り、次世代の製品を産み出す拠点とならなければならないことを改めて示したものと言える。先端技術分野で基本特許を取り、製品への実用化を行って海外で生産や販売をする戦略である。推進計画も、初年度の計画から基本特許重視の姿勢で一貫している。

しかしながら、日本の特許審査の現状を見ると、ややもすれば基本特許を取りにくい状況にあると思われる点もある。例えば、いわゆるサポート要件(開示要件)については、平成15年の改正により厳格化され、実施形態に記載された内容を請求項の発明にまで一般化できることの説明が必要であるとされた。確かに、実施形態の記載に比してあまりにも広い内容を特許請求している結果、明細書において裏付けされていない発明が特許請求されている場合、そのような発明に特許を与えることは、実質的に公開されていない発明に特許を与えることになり、特許法の目的に反する。しかしながら、「一般化できる」ことの説明について高いハードルを設けると、結果的に基本特許を取ることが難しくなってしまう。この点は、特に先端技術分野において顕著である。つまり、発明者が発明であると認識した範囲と比して、実施形態の構成を含むごく狭い範囲でしか特許が認められなくなってしまう。

産業競争力強化を意識し、基本特許を重視する観点から、サポート要件の判断においては柔軟に対応できるように見直すべきである。実施可能要件についても同様であり、基本特許の取得を難しくしないように配慮した見直しを行うべきである。

(2) 産業別審査基準の再策定

上記サポート要件等の問題から解るとおり、発明を適切に保護するには、その発明が属する分野が技術開発のどの段階にあるのか、ひいてはその分野の産業なり業界なりがどのような段階にあるのかの視点が欠かせない。その分野がまだ萌芽の段階にあり、製品の可能性については予見されているものの具体的な製品はまだ出回っていない段階であるとか、開発に成功した会社が現れて製品が少しずつ出回ってきた段階であるとか、各社から製品が発売され普及した段階であるとかである。特許審査においては、このような製品や市場サイクルの段階を考慮する必要がある。この問題は、結局は、当業者のレベルを技術分野や産業・業界の発展段階に即して判断するということになるが、いずれにしても、発展段階は個々の技術分野や産業・業界によって異なるから、そのような違いを考慮して審査することが重要である。

現行の「特許・実用新案審査基準」がまとめられる前には、産業別審査基準が存在し、そのような技術分野や産業・業界ごとの相違や特殊性を考慮して審査が行われていた。現在でも、ソフトウェア関連発明や生物関連発明等については、個別に審査基準が存在しているし、審査官も分野別にきめ細かく配置されていて、技術分野や産業・業界の特殊性を考慮した審査が行われている。

しかしながら、各種技術や産業・業界の盛衰のスピードが極めて早い一方で、審査官の移動が 頻繁に行われる特許審査の現場においては、ややもすると技術分野や産業・業界の特殊性につい ての考慮を欠いた審査が行われる可能性も否定できない。先行技術調査を全て外部機関に委託していると、審査官が体系立てて特定の技術分野の文献を読む機会も少なくなると思われ、特定の技術分野の開発の歴史や流れを体得しにくい面もあると思われる。

このため、現在は多くの技術分野においてサーチ戦略ファイルが審査官により作成されているが、公表されているものは一部の技術分野であり、またこれは当該分野におけるサーチを的確に行うべく策定されたものに過ぎず、当該分野における審査基準を示すものではない。

したがって、製品や市場の発展段階を考慮して産業競争力強化につながる発明を適切に保護する観点から、従前の産業別審査基準のようにすべての技術分野について、例えば、上記したサーチ戦略ファイルを一歩進めて、一般審査基準を具体的に当該分野に適用した何らかのガイドライン的なものを策定することについて検討すべきである。そのようなガイドラインの策定を通じて技術分野や産業・業界の特殊性に関して特許庁(審査官)と出願人との間に共通理解が生まれ、適切な審査や発明保護に貢献するであろう。

5. 国際標準化

知的財産による競争力強化を考える際に忘れてはならないテーマの一つが、国際標準化である。技術標準と特許を巡る課題については、既に種々論じられている(日本弁理士会中央知的財産研究所編「技術標準と特許権について」等)。我が国の産業にとって、通信、電器製品、自動車等のように国際的な商品、サービス競争を行うとき、これらを規定する戦略的な国際標準活動が重要なことは論を待つまでもない。

技術標準化組織におけるパテントポリシーの基本理念は、「標準化組織が、標準と定めた技術に必須と考えられる技術が特許権で保護されているときは、当該特許権者は、その実施をRAND条件で許諾する」ということである。即ち、RAND(Reasonable And Non-Discriminatory)条件とは、「非差別的」かつ「合理的」でなければならないが、利害関係が交雑している実際の適用では難しい。

また、基本理念の中には、「技術標準化組織が、標準と定めた技術に必須と考えられる技術が特許権で保護されているときは、当該特許権者は、その実施をRAND条件で許諾する」という理念がある。

一方、いかなる産業技術であっても、世界各国で同時に発展するわけではない。各国、又は地域の特性、発達過程等によって、ある技術の発展過程はまだら模様である。従って、過去の洗濯機、テレビ等の家庭電化製品、携帯電話等の通信技術に代表される技術標準は、結果として、特定の国、地域で規格が先行し、これをその他の地域、国が追従するのが一般的であった。

問題は、「必須と考えられる技術」の範囲、「被差別的」、「合理的な条件」等を誰が判断するかである。これを特定の個人、又は特定の国の工業界のレベルで判断されるべきものではない。あくまで、これを判断する者、又は団体は、その他の地域、国から見ても、これらの利害関係者と距離が必要である。

地上波デジタル放送の規格で行われているように、利害関係者ではない日本弁理士会と日本弁護士連合会の共同事業である日本知的財産仲裁センターが、この「必須と考えられる技術」の範囲等を判断しているのは、国際的な公平という観点からも評価できる。我が国としてもこのモデルを推し進めていけば、他の地域、国にもこのような公平な運用を誇示できるものである。

将来的には、日本知的財産仲裁センターの判定員にも海外からの専門家も参加できる組織の検討も必要である。例えば、海外企業が日本で保有する特許が必須かどうかの判断も当然に必要になってくると予想され、海外企業が仲裁センターに対して申請を行うことも十分にあり得よう。そのような場合、外国法弁護士の参画を求めるなど、国際的にも公平な運用を心がける必要がある。そのようにして策定された標準は、海外企業にも受け入れ易くなるものであり、国内標準から国際標準への進化についても大きく後押しすることになるであろう。

上記のことを踏まえて、今後は我が国における技術標準化組織活動の強化と相俟って、これらのパテントポリシーをオープンな組織に改編すべきであり、このことは牽いては我が国の産業競争力の強化にも繋がるであろう。

【第三部 コンテンツ分野「インターネット上の動画投稿サイトに関するルール作り」】 インターネット上の動画投稿サイトに関する著作権問題が取り沙汰されている状況に鑑み、 以下のような自由利用許諾の意思表示制度の整備を行うことを提言する。

特許や意匠といった産業財産権は「発明等を業として実施する権利」であるのに対して、著作権は「著作物を複製・伝達・加工する権利」であり、両者間には次の相違がある。

- ① 産業財産権は「発明の実施」という利用者の直接行為を規制する権利であるのに対して、 著作権は「著作物の鑑賞や使用(プログラムの場合)」という利用者の直接行為を規制する権利ではないこと。
- ②産業財産権は「業として」の行為に限定されるのに対して、著作権は営利・非営利を問わず 全ての上記行為を規制することができる。

過去、著作権は、上記①のように著作物を複製・伝達・加工する者が気にすればよく、その多くは出版社や放送局そしてプロバイダーのような営利を目的として活動する営業者であった。しかしながら、現在の社会状況は、You-Tube、ニコニコ動画といった画像投稿サイトに画像等を投稿し、個人がホームページを開設して表示するなど、著作権法に注意しなければならない者は必ずしも営業者に限られなくなっている。

一方で、個人のホームページや画像投稿サイトは、著作権の創作発表現場となっている。画像投稿サイトであるニコニコ動画は、2007年5月の時点で登録会員数が100万人を超え、アクセス数は毎日3800万PV(Page View)に及んだとの報道があり、この利用者数はまだ増えると考えられる。多くのコンテンツが動画投稿サイトという一箇所に集まり、それを通して拡散する状況は、個人サイトの影響力の比ではなく、コンテンツの伝達経路として無視できないものとなっている。

現在、これだけの規模の視聴回数を確保する画像投稿サイトは、音楽や画像の創作者(実演家含む)にとって、重要な発表の場となっている。投稿数が多いため、当然にジャンルわけや 視聴回数ランキングが常時更新され、評価の場という意味でも機能を果たしている。後述の通り、動画投稿サイトは問題点も多いが、わが国がコンテンツ立国として多くの才能を育て世に出していくシステムとして、これを存続させることが重要である。

また、投稿される画像は、明らかに他人の著作権を侵害するものが数多く存在し、これがアニメーション製作会社、音楽出版社、放送事業者など、著作物を営利の目的物として活動している企業に多大な損害を与えるという問題点が生じている。

画像投稿サイト上での著作権侵害は大きく分類して次の3種類が存在する。

- (A) 放送されたコンテンツを録画・録音し、また市販 C D の音楽をそのまま投稿するもの (複製権・上演権などを侵害)
- (B) 例えば、アニメーション作品では日本語の台詞に翻訳字幕(サブタイトル)を付して 投稿したり、画像や音声を継ぎ合わせて全く別の作品を作って投稿するなど、既存のコ ンテンツを原型が残る程度で加工して投稿するもの(翻案権を侵害)
- (C) 例えば、アニメーション作品のキャラクターを利用した独自のイラストやサイドストーリーなど、オリジナリティの高い創作物を投稿するもの(翻案権を侵害)
- (A)(B)タイプは、明らかに営利企業の経済的損失を招き、現実に営利ベースでの既存の

コンテンツ産業の経済的基盤を揺らがせるものである。(C) タイプは、上述したように創作者 の裾野を広げる意味で、重要な役割を果たす可能性を有している。

しかし、一方で、(A) タイプであっても、コンテンツの正当権利者が既存のコンテンツの情報伝達に利用され話題性を提供する限りにおいて、一部を許容する場合もあり得るであろうし、逆に(C) タイプであってもコンテンツの世界観に反した勝手な続編が作られてしまうなど(ex. ドラえもん最終回事件)、コンテンツの正当権利者がこういったタイプの創作物もコントロールしたいと考える場合もあろう。

すなわち、投稿される作品の創作性の高さで一律に判断できるものではなく、コンテンツの 正当権利者からの意思表示が重要なキーワードとなってくるであろう。

民間の草の根から始まったコンテンツの伝達経路として、インターネット以外には同人誌のコミケットや立体造型物のワンダーフェスティバル他が存在する。これらコミケット(1970年代~)やワンダーフェスティバル(1992年~)などは長い歴史をもち、それぞれの近年の参加者が55万人、4万人を超えるというイベントに成長している。これらのイベントが今日のわが国の、アニメーション作品などのコンテンツ産業隆盛の一端を担っている。

これらのイベントでは、既存のコンテンツを利用した創作物が発表されているが、著作権についてはそれぞれある程度のルールが確立している (ex. 一日版権、当日版権)。印刷媒体や模型など現物を取引する現場とインターネット上で情報が送受信される現場とはもちろんその性質は異なるが、著作権に関して一定のルールが確立しているということが、かかるコンテンツの伝達経路が円滑に運営される上で重要である。

わが国がコンテンツ立国としてその隆盛を保つと同時に、コンテンツの正当権利者が有する 著作権を尊重するために、下記の方針に基づいて、動画投稿サイトにおける新たなルールが確 立することが必要であると考える。

- (1) 投稿者及び視聴者は、他人のコンテンツはその著作権が他人に帰属することを改めて確認する。
- (2) 一方、コンテンツの正当権利者は、画像投稿サイトが創作者の発表・評価の場となっており、わが国の創作者育成の場として機能していることを確認する。
- (3) 上記認識のもと、一定のルールにより、コンテンツの正当権利者から他人の自由利用 許諾の意思表示制度を整備し、創作者はこれを遵守する。

著作物は、それが鑑賞者に評価されて本当の価値を発揮するものである。著作権は上述の通り、著作権の伝達を規制することができる権利であり、その侵害には罰則も適用される。故に、正当権利者及び国家が、この権利行使を厳密に行うこととなれば、動画投稿サイトのほとんどがその機能を停止することになろう。しかしながら、動画投稿サイトはわが国のコンテンツ産業の人材を育成する現場であるとも言える。著作権法を遵守させるだけではわが国のコンテンツ産業は支えられない。そのためにも、両者間で一定のルールが確立することが不可欠である。

【第四部 知的財産推進計画2007の記述の改訂について】

前述した【第二部】とも一部重複するが、推進計画2007の一部の提言については、以下のように改訂することを提案する。

「第1章 知的財産の創造」

- 「1.大学等やTLOの知的財産関連活動を強化する」
 - 1. p.28「(2)イノベーション実現のための知的財産の戦略的取得・活用を促進する」中の『ii.2007年度も引き続き、各大学等が、学内において競争的資金、共同研究による

間接経費等を配分するに当たっては、各大学等の主体的な判断により、知財関連活動にも適切な資源配分を行うことを奨励する。』について

(提案) 上記提言に加え以下の文言を追加することを提案する。

「特許取得等の知財関連活動に必要な費用についても、間接経費ではまかないきれない等の事情がある場合には、例外的に直接経費から支出することを認めるなど、より弾力的な運用を認めることについて検討を始める。」

(理由)

競争的資金を使用した研究成果を知的財産権の取得という形により効果的に結びつけるべく、予算の使用について柔軟性や自由度を高める必要があるため。

2. p.29「(3)知的財産に係る紛争処理の体制整備を支援する」について

(提案) 上記提言の該当箇所に、以下の文言を追加することを提案する。

「大学や中小企業の発明活動支援のために、総合アドバイザー型弁理士※の育成と利用(マッチング)を図る。」

※総合アドバイザー型弁理士とは

- 1. 従来型の弁理士、本来の業務や附帯業務のみを行うのではなく、知的創造サイクルの全般にわたって、また周縁関連領域全般にわたって業務をも行う弁理士をいう。
- 2. とりわけ発明がなされた後に関わりを持つのではなく、発明の創作段階、ビジネスの企画段階から関わり、新たな知的財産を発掘育成しビジネス展開まで、コンサルティング業務等を行う弁理士。
- 3. p.29「(4)大学等の評価において知的財産活動に配慮する」について

(提案) 当該提言の文言を以下のように修正することを提案する。

「各機関の特性に留意しつつ、知財関連活動の成果を特許出願件数、特許取得件数、ライセンス許諾件数等の客観的データで出来る限り公表するよう求める。」

(理由)

研究活動の成果について、知的財産の観点からの評価をよりきめ細かく行えるようにする ため。

- 「3. 大学、研究機関において知的財産を活用し、創造を促進する」
 - 4. p.3 1「(2) 基礎研究の成果を産学官連携を通じてイノベーションにつなげる」中の『i. 大学等の基礎研究で生み出される優れた知財をイノベーションに効果的につなげていくため、 2007年度において、産学官が戦略的・組織的な連携により研究課題の設定段階から対話 を行い、長期的な視点に立って基礎から応用までを見通した共同研究等を推進する。』について

(提案) 上記提言に加えて以下の文言を追加することを提案する。

- (1)「iPS細胞のような国家的な大発明については、オールジャパンの体制で迅速且つ強力に支援を行うことが必要であり、人材の結集など、枠組みづくりを早急に行う」
- (2)「国家的大発明に限らず、数多くの中規模的発明がビジネスの飛躍的発展のためには極めて有益であり、基本発明の実用化技術についても日本の得意分野である。さらには、日本独特の感性を利用しての創作やデザインに基づく創作活動が世界を席巻している場合も多い。このため、国全体としてビジネス的に有益な中規模発明、実用化発明、感性的創作を多数誕生させる国家的土壌作りを推進する。」

(理由)

国家的大発明について国を挙げて支援する枠組みを確立するため。

「第2章 知的財産の保護」

- 「I. 知的財産の保護を強化する」
 - 5. p. 41「2. 知的財産権の安定性を高める」の「(1)特許の判断基準の明確化と質の維持・向上を図る」の「①特許審査・審判の質を維持向上する」について

(提案) 上記提言の該当箇所に以下の文言を追加することを提案する。

「特許侵害訴訟において特許無効とされて権利行使できなるケースの割合が諸外国に比べ て高くなっていることから、その原因について究明し、特許権への信頼性を高める施策につ いて検討する。」

(理由)

特許無効により権利行使できない割合が高くなっている現象は、特許制度そのものの危機 とも言えるため。

「第3章 知的財産の活用」

6. p.77 「II. 国際標準化活動を強化する」の「5. 国際標準人材の育成を図る」の「(3) 大学等における標準教育を促進する」について

(提案)

技術標準については、必須特許か否かの判断に関して日本知的財産仲裁センターの利用が増えており、今後も、国際的な分野も含めて積極的な活動が期待されるため、「国際標準に関して、日本知的財産仲裁センターの利用を促し、また日本知的財産仲裁センターの国際化について自主的な取組を促す。」というような文を置き、この分野における日本知的財産仲裁センターの利用促進を計画に入れるよう要望する。

7. p. 82「3. 中小・ベンチャー企業の知的財産の保護を支援する」の「(1) 現行の支援制度の利用を拡大する」の『i. 2007年度も引き続き、特許庁や「地域知的財産戦略本部」が行う各種説明会や無料相談会、ウェブサイト、メールマガジンを活用することにより、中小・ベンチャー企業に対する現行の先行技術調査支援制度、早期審査制度、料金減免制度等の支援制度について効果的に周知し、それらの利用拡大を図る。特に、中小・ベンチャー企業の行う審査請求に関する費用負担を軽減するため、民間調査事業者による先行技術調査の結果を無料で提供する先行技術調査支援制度について、周知徹底を図るとともにその利用の拡大に努める。』について

(提案)上記提言に加えて以下の文言を追加することを提案する。

「また、現在、出願された発明を対象としている先行技術調査支援制度を、出願前のものも対象とすることについて検討を行う。」

(理由)

出願自体に大きな費用がかかることを鑑みれば、中小・ベンチャー企業の支援には出願前の発明を対象とすることが不可欠と考えられるため。

- 8. p.83「Ⅲ. 中小・ベンチャー企業を支援する」の「3. 中小・ベンチャー企業の知的財産の保護を支援する」の「(2) 特許の取得・維持の負担軽減策を検討する」中の『ii. 2007年度において、日本弁理士会に対し、支援制度の紹介や手数料の延べ払い、成功報酬型払いの提示など、中小企業固有の事情を考慮したサービスが行われるよう促す。』について(提案)
 - (1)中小企業・ベンチャーの倒産により弁理士報酬が貸し倒れになるリスクを考慮すれば、 現状の記載は現実的ではない。述べ払いについては、公的な与信機関創設など、環境整備

が必要と考えられるため、「支援制度の紹介について引き続き促し、手数料の延べ払い、成功報酬型払いの提示など、中小企業固有の事情を考慮したサービスが行われるために必要な環境整備について検討を行う。」というような文に変更するよう要望する。

- (2)審査請求手数料の半額免除制度が不十分なために、中小・ベンチャー企業において特許取得意欲が減退していると思われる。また、行政手続きの簡素化の観点からも新たに項目を追加し、「特許取得に要する特許庁手数料のうち、出願審査請求手数料については特に高額であることから、中小企業に対する半額免除制度をさらに充実することについて検討を行う。具体的には、中小企業について一律半額とし、申請についても宣誓書のようなもので足りように簡素化して、米国並みの制度にすることについて検討を行う。」との文を設けられたい。
- 9. p. 83「Ⅲ. 中小・ベンチャー企業を支援する」の「3. 中小・ベンチャー企業の知的財産の保護を支援する」の「(3) 知的財産権侵害対策を強化する」について

(提案) 上記提言に加えて以下の文言を追加することを提案する。

「中小・ベンチャー企業が知財訴訟を遂行し易い環境づくりに必要な施策について検討を 行う。例えば、日本知的財産仲裁センターを全国組織に改編し、機能を強化することについ て検討する。また、簡易裁判所における知財訴訟の遂行についても検討を行う。」

(理由)

中小・ベンチャー企業は、大企業に比べて訴訟対応力が弱く、中小・ベンチャー企業が知 財訴訟を遂行し易い環境づくりが急務であるため。

10. p.88 「IV. 知的財産を活用して地域を振興する」の「2. 地域の知的財産人材を育成する」の「(2)地域における支援人材を育成・活用する」の「③地域における支援人材を活用する」中の『ii. 地域における弁理士の活用を図るため、2007年度も引き続き、日本弁理士会に対し、地域に設けたアクセスポイントの活用、共同運営支所の設置、知財権制度の周知等を行う「日本弁理士会キャラバン隊」活動の推進を促す。』について

(提案)上記提言に加えて以下の文言を追加することを提案する。

「単なる情報提供だけではなく、知財の創造や活用に、知財総合アドバイザーとしての弁理士等が積極的関与する枠組みについて検討を行う。」

(理由)

セミナー等の情報提供型の支援に偏重している問題があるため、より積極的な支援を計画 に入れるため。

「第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり」

11. p. 89~107「I. 世界最先端のコンテンツ大国を実現する」について (提案)

コンテンツ振興には、産業財産権法による保護の拡大が不可欠と考えられるため、新たに「7.」として、「産業財産権法によるコンテンツ保護を推進する」の項目を加え、以下の3点について具体的に検討することを明記されたい。

- (1) コンテンツ振興を考慮したソフトウェア関連発明の特許保護拡大
- (2) コンテンツ振興を考慮した画面デザインの保護の拡大
- (3) 音響商標、動画商標を新たに商標の保護対象に加える
- 12. p. 112「Ⅱ. ライフスタイルをいかした日本ブランド戦略を進める」の「2. 多様で信頼できる地域ブランドを確立する」の「(5) 地域ブランドの発信を強化する」につい

て

(提案) 上記提言の該当箇所に、以下の文言を追加することを提案する。

「地域ブランドの海外での商標登録を促す施策を緊急に進める。」との文を追加されたい。(理由)

日本の地域産品が海外で人気となるケースが多くなってきており、ただ乗り的な先行商標 登録の危険性が非常に高くなってきているため

「第5章 人材の育成と国民意識の向上:

13. p.124「4. 各分野の知的財産人材を育成する」の「(1)知的財産専門人材を育成する」の「①弁理士の大幅な増員や資質の向上を図る」中の『i. 2007年度も引き続き、弁理士の大幅な増加を図る。また、弁理士の資質の向上を図るため、複雑化する技術や国際化に対応でき、顧客からの信頼を得ることができる弁理士を育成するため日本弁理士会の取組を促すとともに、大学(法科大学院、知財専門職大学院)、工業所有権情報・研修館等を活用するよう促す。』について

(提案) 上記提言を以下の文言に置き換えることを提案する。

「2007年度も引き続き高資質弁理士の大幅な増加を図るため、複雑化する技術や国際 化に対応でき、顧客からの信頼を得ることができる弁理士を育成する日本弁理士会の取組を 促すとともに、大学(法科大学院、知財専門職大学院)、工業所有権情報・研修館等を活用す るよう促す。」

(理由)

弁理士の質の向上の手当てが引き続き必要であるため。

- 14. p. 124同上『ii. 中小・ベンチャー企業、大学、研究機関等の産業技術力強化に向けた総合的支援を行うため、コンサルティングやマーケティング、知財戦略策定等を含めた知的創造サイクルの全般にわたった総合アドバイザー型の弁理士を多数育成するよう日本弁理士会に促す。』について
- (提案) 当計画の継続を要望し、上記提言の該当箇所に以下の文言を追加することを提案する。 「中小・ベンチャー企業、大学、研究機関等の産業技術力強化に向けた総合的支援を行う 総合アドバイザー型の弁理士を多数育成することをさらに積極的に展開するよう日本弁理士 会に促す。」

(理由)

中小・ベンチャー企業、大学、研究機関等の産業技術力強化のためには、引き続き弁理士が総合アドバイザーとして関与することが必要であるため、

15. p. 124同上『iii.「弁理士法の一部を改正する法律案」が2007年通常国会に提出されている。同法案が成立した場合には、弁理士の資質の維持及び向上を図るため、2007年度から弁理士及び弁理士試験に合格した者に対する研修制度を整備する。』について(提案)

弁理士の資質の維持及び向上が謳われているが、国家試験において知的財産についての何らの考査もなく、しかも職業経験的にも知的財産に携わっている保障のない資格者を、知的財産専門家として標榜すべきとの一部の意見があるが、知財立国を目指す我が国及び産業界にとって何ら有益でないので知的財産専門家の表現については、今後も厳選して対応するようお願いしたい。

16.p. 124同上『iv. 新たな制度の運用状況や弁護士・弁理士の活動状況等の実情も踏

まえ、特定侵害訴訟における単独受任等の検討も含めた弁理士の積極的活用等について、2 007年度以降検討を行う。』について

(提案)

知財紛争の迅速且つ実効的な解決のためには、今後とも付記弁理士の制度は必要である。 したがって、「新たな制度の運用状況や弁護士・弁理士の活動状況等の実情も踏まえ、特定侵 害訴訟における単独受任等の検討も含めた弁理士の積極的活用等について引き続き同様の施 策を講ずるべきである。特に、中小企業・ベンチャー企業など、大企業に比べて紛争対応力 の弱い企業における弁理士の積極的活用について、2008年度中に検討を行う。」というよ うな文を置き、特定侵害訴訟代理における弁理士の積極的活用等について継続的に検討する ことを要望する。

17. p. 124同上『v. 紛争処理に関するユーザーの多数のニーズに応えるため、2007年度も引き続き、いわゆる付記弁理士になるための研修や付記弁理士に対するより一層の啓発を行うための研修について、日本弁理士会の取組を促す。』について

(提案)

紛争処理に関するユーザーの多数のニーズに応えるためには、引き続き付記弁理士制度の 充実が必要であるため、引き続き日本弁理士会の取組を促していくべきである。

以上

No.1

Président du Comité de réflexion Emmanuel PRAT c/o: LVMH Japan K.K. Sumitonio Hárizomon Bldg. 3-16 Hayabusa-cho, Chiyoda-ku Tolyo. 102 Tel: (03) 3263-1031

Tel: (03) 3263-1031 Fax: (03) 3234-8561

Relations Presse Atsuko SEKO C/o Nougelle Vision. 2.7.9.301, Sendagaya, Shibuya-ku, Tokyo 151 Tel: (03) 3402-5736; Fax: (03) 3402-5452



平成20年4月1日

内閣官房 知的財産戦略推進事務局 御中

「知的財産推進計画 2007」の見直しに関する意見書

2002 年に知的財産戦略本部が発足して以来、知的財産権に関する認知度の向上、法律・制度の見直しの実現が目覚しく成し遂げられていることは、権利者団体の本委員会(会員企業については添付資料をご参照)としても非常に喜ばしいことであります。

本委員会においても、2002年より数ある機会のなかで様々な要望・意見書を提出させて頂きましたが、特に強く改善の要請を行なっていた5項目、

- 1. 知的財産権侵害物品の輸入者及び海外輸出者に関する情報の開示
- 2. 水際取締りにおいて、権利者の意思により直接に模倣品輸入者と争う民事措置の実現
- 3. 郵送、持込を含む全ての個人使用目的による侵害品輸入禁止
- 4. インターネットによる模倣品売買に関する管轄を超えた取締り
- 5. インターネットによる模倣品販売者に関し、当局から権利者に対する情報開示 につきましても、迅速なご対応により多くが改善されているものと感謝いたしておりま す。

BACCARAT 1764 BERNARDAUD 1863; CHAMEACNE BOLLINGER 1829 BOUCHERON 1858 BREQUET 1775; BUSSIÈRE 1924; CARON 1904 CÉLINE 1946 CHANEL 1912 PARFUMS CHANEL 1921 CHATEAU CHEVAL BLANC 1832 CHATEAU LAFITE ROTHSCHILD 1855; CHATEAU D'YQUEM 1893 CHRISTIAN DIOR 1947; PARFUMS CHRISTIAN DIOR 1948, CHRISTIAN BLANC 1832 CHATEAU LAFITE ROTHSCHILD 1855; CHATEAU D'YQUEM 1893 CHRISTIAN DIOR 1947; PARFUMS GIVENCHY 1952 PARFUMS GIVENCHY 1952; JEAN LOUIS SCHERRER 1871; JEANNE LANVIN 1883 JOHN LOBE 1893; CHAMPAGNE RUIG 1843; LA CHEMISE LACOSTE, 1933; LALIQUE 1910; LANCOME 1935, PARFUMS LANVIN 1853; JOHN LOBE 1893; CHAMPAGNE RUIG 1843; LA CHEMISE LACOSTE, 1933; LALIQUE 1910; LANCOME 1935, PARFUMS LANVIN 1825; CHAMPAGNE LAURENT PERRIER 1812; LENOTTE 1957; LEONARD 1943; CHAMPAGNE LOUIS ROEDERER 1776; LOUIS VUITION 1843; MAUDIOUSSIN 1827; MIELLERIO GIS MELLERI BITS, RESTAURANT HOTELLERIE MICHEL GUERARD 1865; NINA RICCI 1832; PARFUMS NINA RICCI 1945; OUSTAU DE BAUMANIERE 1945; PIERRE ALMAIN 1945; PIERRE ERE 1933; PUFORCAT 1820; REMY MARTIN 1724; REVILLON 1723; ROBERT HAVILAND R. C. FARLON 1944; ROCHAS 1955; CHAMPAGNE RUINART 1724; CRUSTAL SANDTLOUIS 1868; SOULEÍADO 1780; ST. DUPONT 1872; TAILLEVENT 1946; CHAMPAGNE VEUVE CUQUOT PONSARDIN 1772; MEMBRES ASSOCIES; AIR FRANCE 1833; COMEDIE FRANÇAISE 680; LA DEMEURE HISTORIQUE, 1924; MANUFACTURE 18470 (1848); DES VRES 1738; LA MONNAIE DE PARIS 864; L'OPERA NATIONAL DE PARIS 1669; ORCHESTRE NATIONAL DE FRANCE ADEMMA 1835

ASSOCIATION REGIE PAR LA LOI DU 19 JUILLET 1501

今回は、上記内容で未解決の問題への更なる意見と共に、新たに現在問題が深刻化しております以下の4項目について意見を述べさせて頂きたいと思います。

- 1. 模倣品の個人使用目的の購入、所持、輸入の禁止
- 2. 模倣品売買斡旋の法による取締り
- 3. インターネットオークション上の模倣品取引防止対策の強化
- 4. 国民への啓発活動の更なる強化

1. 模倣品の個人使用目的の購入、所持、輸入の禁止

1-1 模倣品購入の禁止

昨年より模倣品購入禁止について意見を提示させて頂いておりますが、本年に於いても「模倣品購入の禁止」については検討すべき事項であることを考慮し、再度要望として申し上げさせて頂きます。

昨年は下記3点の理由より模倣品購入の禁止のご検討をお願い致しました。

ア. 通常、模倣品購入者は価格、購買時の状況等からそれが模倣品であると認識して購入するのであり、その意味では、盗品を盗品と知りつつ購入した者と共通し、かかる盗品購入は盗品譲受罪として刑事処罰の対象となっております(刑法256条2項。10年以下の懲役及び50万円以下の罰金)(ちなみに、同条第1項では盗品の無償譲受でさえ刑事処罰の対象となっております)。又、この盗品譲受は窃盗という犯罪を助長する側面があるが、模倣品購入も模倣品の製造・販売という商標権侵害罪を助長する点で共通するものであります。従って、模倣品を模倣品と知りつつ購入する行為は、個人使用の目的であったとしても、盗品譲受罪と同様の当罰性があると考えるものであります。

イ. 模倣品の製造・販売は組織的犯罪として行われていることが多く、又、国際テロ組 織等の犯罪組織の資金源となっているとの指摘も現在多くされております。従って、模 倣品の購入を禁止することはこれらの資金源を断つ要素の1つとなり得るものであり ます。

ウ、模倣品については、中国、韓国等の製造・輸出国でも、輸入国である我が国でも、 その排除・摘発に国家の多数の人員と多額の国費を消費させられていることは否定できません。このような結果をもたらしている根本的原因の一つは、模倣品を模倣品と知っていてもそれを購入することが自由とされていることにあるものと思慮致します。 更に、海外の状況を見てみると、ご存知の通り、以前より引用しておりますフランス 「ロンゲ法」では、模倣品購入は禁止されております。

また、イタリア法 2005 年 3 月 14 日の法に準ずる政令第 35 号、2005 年 3 月 16 日付ガゼットオフィシェル一般 62 号の第一章「国内市場の拡大と開放」第一条「税関体制の強化、模倣品対策並びに国際化のための生産の支援」の第 7 項において、

「どのような名目であろうとも、商品の品質を鑑みもしくは提供する者や価格から、原料・原産地・知的財産権の規範を犯すと思われる物品を購入した者、もしくは譲渡を受けた者を、その行為が他の犯罪を構成しない場合に於いて、10,000 ユーロ以下の行政的罰金刑に処する」

との行政処分が決定されております。

上記3点に掲げた理由、海外における知的財産権保護の積極的な働きかけの現状を鑑み、日本においても検討するべき課題なのではないかと思慮致します。

1-2 模倣品の個人使用目的による輸入の禁止

個人使用目的による輸入については、専門委員会等様々な場での論議がなされて参りました。また現状を見ると、輸入の点数により個人輸入かどうかの判断はなされるべきではないとされ、日本の各税関では、人員不足も謳われる中、例え1点であろうが差止めの対象として下さっております。この点については、本委員会として心より感謝申し上げる次第であります。

一方、この個人使用を目的とする輸入についての法的な規制は、論議が行なわれているものの何らかの法による規制は未だ確立されてはおりません。その結果、税関で差止めたものの、輸入者より個人使用を目的とした輸入であるとの意見書が提出されることにより通関が認められるケースが増加してきております。

例えば、本委員会会員である3社を見てみると、昨年ほ3社合計で69件の個人使用目的輸入であるとの意見書が輸入者より税関へ提出されております。本年に入ると、まだ3ヶ月との短期間でありますが、その数は73件と既に昨年を上回る件数になっております。もちろんこれらは全て通関されております。これらの中には、数量的に見ても明らかに個人輸入の範囲を超えていると思われるものもありますが、「知人に頼まれた」「家族へのプレゼント」等何らかの言い訳がなされることにより、これらの真偽の立証がなされないまま通関を余儀なくされてしまっているのが現状であります。

実際に個人使用を目的としているケースもあることは否めませんが、模倣品を国内へ流通させる手段として、この「個人使用目的」を有効活用しているケースがあることも事実であります。またこの名目は輸入者のみならず販売する側も利用しており、このままいけば個人使用目的を理由に海外からの模倣品流通はフリーな状態に陥る危険性もあろうかと懸念致します。

今一度、例え個人使用が目的であったとしても、輸入の禁止について再検討して頂く ことを切にお願いする所存であります。

2. 模倣品売買斡旋の法による取締り

経済活動がグローバル化されている現在、模倣品の売買もインターネットの利用により世界各国で取引が行なわれております。

日本の警察の取締りが強化されていく中、模倣品業者もいかに取り締まりの対象とならないかを思索しながら、日本への模倣品流通手段を考案しているようであります。その中で現在問題となっているのが、模倣品売買の斡旋業であります。日本国内で商品を売買すれば警察の取締りの対象となるため、商品は製造国より消費者が購入決定後直接送付し、金銭のやりとりのみ日本にいる仲介人が取り仕切っております。税関で少量の模倣品が輸入されているケースの増加を見てもこの事実を十分にご理解頂けるものと思います。

これらの模倣品売買はインターネットオークションのみならず、堂々と模倣品販売のホームページを作成しているケースも多く見られます。これらホームページ上には、法律での規制が一切ないことをいいことに、堂々と「仲介サービス」、「代行業」と謳って日本での模倣品斡旋を行なっております。

これら「斡旋」「仲介」が法律で取り締まられることがなければ、今後このような事例は増加の一途をたどることは明らかであります。

そこで、本委員会としては、商標法に「仲介」「斡旋」を侵害行為として加えて頂けることを強く希望いたします。

これら「仲介」については、2007年2月7日付け議会で決定がなされたフランスの 模倣品対策法計画の中でも、制裁の可能性を認めることが含まれております。

本計画第 10 条では、知的財産権法 L.615-8 条の見直しとして下記の内容補足がされております。

「裁判所は、仲介業者が提供するサービスが、権利者に授与されている権利を侵害する 目的で模倣品業者に利用された場合、仲介業者に対してこれらを停止すべく全ての処置 を命令できる」

上記内容は今後の国会の検討事項ではありますが、仲介・斡旋の制裁は現在の社会現象を考慮するに非常に進歩的な内容であり、今後の知的財産活動に大いに役立つものであります。

日本においてはぜひ、刑罰の対象となる侵害行為、もしくは侵害みなし行為としてご 検討頂けますよう宜しくお願いいたします。

3. インターネットオークション上の模倣品取引防止対策の 強化

3-1 携帯オークションサイトへの対策強化

インターネットオークションを利用した模倣品の取引は、一部大手オークションサイトにおいては模倣品取引排除のための審査・監視体制の強化等が図られたこともあり、以前に比べて改善傾向にあるといえます。

その一方で、最近では携帯電話上のオークションサイトでの模倣品の取引が急増しております。近年の携帯電話端末機能の高度化、通信速度の高速化に伴い、携帯電話のコンテンツとしてネットショッピングの利用が急速に普及する中、特に若年層の消費者が、その手軽さも相俟って携帯オークションサイトを利用し、「本物」の商品を購入したつもりが実際には模倣品が郵送されてくるという被害が多く見受けられます。携帯電話のオークションサイトの事例の特徴としては、被害者に若年層が多い他に、携帯電話の画面が小さく、消費者の側において、出品されている商品の真偽の確認が困難であることが挙げられ、そうした状況を悪用して模倣品を堂々と販売する悪質な出品者がいると推測されます。

このような悪質な出品者から消費者、特に若年層の消費者を保護する観点からは、携帯オークションサイトのオークション事業者において、模倣品の出品の監視活動を強化して頂き、違法な出品が確認された場合にはかかる違法出品の削除や同出品者のID利用停止等につき迅速な措置が講じられるための対策の強化をして頂きますようお願い申し上げます。

3-2 出品者の正確な本人確認の徹底

インターネットオークション上でいわゆるブランド品を一時点で 20 点以上出品している出品者は、特定商取引法の規制対象となる「販売業者」となり、当該オークションページに氏名・住所・電話番号の表示が義務付けらますが、依然として架空または虚偽の情報が表示されているケースを確認しております。

このような虚偽情報の表示を放置した場合には、仮に、権利者が模倣品の出品を確認し、然るべき手続によってオークション事業者から出品者情報が開示されたとしても権利者は違法出品者に対して適切な法的措置を講じられず、ひいてはこのような悪質な違法出品者をいつまでも排除できない懸念があります。

つきましては、一部の大手オークション事業者では既に実施されているものもありますが、これにとどまらず全オークション事業者に対して特定商取引法の規制対象となる

「販売業者」の本人確認方法として運転免許証やパスポート等公的証明書の提示を求めること、かつ、住所や電話番号についてはそれが実在すること、及び提示された本人確認資料との照合を実施するよう問知徹底をして頂きますようお願い申し上げます。特定商取引法の表示義務に違反した「販売業者」に対しては、然るべき行政処分や罰則の運用の強化を併せてお願い申し上げます。

また、同一の「販売業者」が複数のIDを利用して模倣品を出品するのを防止すべく、同一「販売業者」による複数のID取得を排除するような本人確認情報の管理の徹底をお願い申し上げます。

4. 国民への啓発活動の更なる強化

2007 年知的財産推進計画の中に盛り込まれている内容の1つでありますが、この啓 発活動を更に強化して進めて頂ける事をお願い致します。

一般に、「買う人がいるから売る人がいる」と言われており、これはある意味正しいと考えるものです。

特に、日本においてまだまだ知的財産権に対する意識というものは、商業レベルにおいては高まってきてはいるものの、消費者レベルにおいては希薄であると言わざるを得ません。

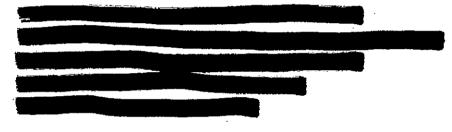
そこで今回ご提案させて頂きたいのが、知的財産権に対する意識向上を図るプランとしまして、教育の現場でしっかりと取り上げて頂きたいと思います。特に、中学・高校の授業の中で年数回でも取り上げることを義務として頂けないでしょうか。教育を行なう側が知的財産権についての認識が薄い場合もあろうかと思います。その場合は、民間企業が協力し、授業の手助け又は講演会といった形等何らかの協力体制を講じ、教育の場でしっかりと学生達に理解を深めてもらうことが、将来の知的財産権に対する意識向上の確実なプランであると思慮致します。

更に、国民への啓発活動として、各省庁がポスターを作成されるなど積極的に進めて 頂いていることは理解しておりますし、この点も深く感謝致しております。ただ、気に なる点をあげさせていただくと、このような啓発活動が、省庁各々が各自で活動してい るということであります。例えばポスターにつきましても、いくつかの省庁で作成し掲 示してくださっておりますが、内容的にはほぼ同様のものであります。国の予算が省庁 ごとに行なわれている等の問題点もあろうかと思いますが、各省庁が一体となり日本政 府として広報活動が行なえれば、訴求力を増したより大きな内容の実現も可能になり、 成果もより効果的になるのではないでしょうか。幸いにも、現在、貴事務局という各関 係省庁が結集し、知的財産権保護を目的として話合う場や機会が設けられております。 そこで、貴事務局がイニシアティブを取り、各省庁をまとめ国民に対する啓発活動を行 なえないものでしょうか。この点のご検討を切にお願いする所存です。

2 cat

コルベール委員会日本代表 エマニュエル・プラット

【コルベール委員会日本事務局連絡先】



コルベール委員会 会員企業リスト

	プランド名	The second control of the second of the seco
or and the	Baccarat	Baccarat Pacific KK.
1	バカラ	TO A CARLON HOUSE
2	TOTAL TO BE TO THE STATE OF THE	バカラハンフィック株式会社。。
	BERLUTI	LVJ GROUP K.K.
	ベルルッティ	LVJグループ株式会社
- 3	BERNARDAUD	G.K.JAPAN AGENCY CO.,LTD.
·	ベルナルド	ジーケージャパンエージェンシー株式会社
4	BOUCHERON	Gucci Group Japan Limited Boucheron Division
	ブシュロン	株式会社グッチ グループ ジャパン ブシュロン ディビジョン
5	BREGUET	THE SWATCH GROUP JAPAN K.K.
	<u> プレゲ </u>	スウォッチグループジャパン株式会社
6	BUSSIERE	
	ビュシエール	
7:	CARTIER	Richemont Japan Limited
	カルティエ	リシュモン・ジャパン株式会社
	CARON	Annual of the second se
8	キャロン	
1 	CELINE	LVJ GROUP K.K.
9	セリーヌ	LVJグループ株式会社
	CHAMPAGNE BOLLINGER	La Languedocienne K.K.
10	シャンパン ボランジェ	ラ・ラングドシェンヌ株式会社
an mix mily	CHANEL	CHANEL K.K.
: 1.4	シャネル	シャネル株式会社
	PARFUMS CHANEL	ファベル休氏会社 CHANEL K.K.
12	パルファン シャネル	
	CHATEAU CHEVAL BLANC	シャネル株式会社
13		
ageen Gigiga	シャトー・シュヴァル・ブラン	
14	CHATEAU LAFITE-ROTHSCHILD	
espili rusus ja	シャトー・ラフィット・ロッシルド	
15	CHATEAU D'YQUEM	
	シャトー・ディケム	1
16	CHRISTIAN DIÓR	CHRISTIAN DIOR K.K.
	クリスチャン。ディオール	クリスチャン。ディオール株式会社
17	PAFUMS CHRISTIAN DIOR	PAFUMS CHRISTIAN DIOR (JAPON) K.K.
	パルファン クリスチャン ディオール	パルファン・クリスチャン・ディオール・ジャポン株式会社
18	CHRISTIAN LIAIGRE	The state of the s
TO.	クリスチャン・リエーグル	Started Margarian That Book Margaria day and the start of
19	CHRISTOFLE	CHRISTOFLE JAPAN Ltd.
	クリストブル	グリストフル ジャパン株式会社
	D. PORTHAULT	TAIDO LIBING FABRICS INC.
20	ロボル	泰道リビング株式会社
21	DALLOYAU	DALLOYAU JAPON S.A.
	9 1013	株式会社ダロワイヨジャポン
22	DELISLE	
	デリール 1	
	for the company of the state of	
23	EDITION DE PARFUMS FREDERIG MALLE	
147 - S. S. C	エディシオン・ドゥ・パルファン・フレデリック・マル	PERFORMED 2 CARACTER AND SETTING FOR A SECTION OF SETTING

	ブランド名	rae (III) P.		会社名。	
24	ERCUIS			radinalis (1997)	* 17.0 P. 20 2.0 V. W.
44	エルキュイ	4Jsr			
25	FAIENCERIES DE GIEN	n ingli	GIEN JAPAN K.K.		
	ジナン	· EL. 11	ジアンジャパン株式会	社	
26	FLAMMARION BEAUX LIVRES	3 8 7	Les Martini (n. 1820) se mod se la la la se establica de la reserva	•	
Z (フラマリオン・ボー・リーヴル			,	
07	GIVENCHY		GIVENCHY JAPON		
27	ジバンシィ		ジバンシィ ジャポン枝	未式会社	
00	PARFUMS GIVENCHY		PARFUMS GIVENCHY		
28	- アルファム ジバンシィ	1	パルファム ジバンシ		
	GUERLAIN		GUERLAIN K.K.		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
29	ゲラン	1	ゲラン株式会社		
00	HEDIARD		Century Trading Co.	Ltd.	
30	エディアール	1.	1.		
n +	HERMES		株式会社センチュリートレーディングカンパニー HERMES JAPON CoLtd		
31	エルメス	i.	エルメスジャポン株式	·	
-	HOTEL PLAZA ATHENEE			LS GROUP % OFFICE	FLORISSANT
33	ホテルプラザ アテネ		オフィス フロリッサン	The second miles of the best programmed	- manager of 3 1
~ .	HOTEL RITZ				
34	ホテル リッツ				
~ ·	PARFUMS JEAN PATOU				
35	ジャン パトウ	•	ブルーベル・ボーテ株	式会社香水事業本部	
36	LANVIN		JEANNE LANVIN	Like the street of the street	Finne
3 0	ランバン	1.	ランバン ジャパン株s	大会社	
37.	JOHN LOBB		JOHN LOBB JAPAN I		
J∤.	ジョン・ロブ	J."	株式会社ジョン・ロブ		
38	CHAMPAGNE KRUG	1	VEUVE CLICQUOT JA	APN K.K.	
သဂ ်	シャンパン クリュッグ	r	ブーヴ・クリコ ジャパン	/株式会社	•
39	LA CHEMISE LACOSTE	F	ABRICANT CO.LTD.	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	."
03	ラコステ		株式会社ファブリカ		
40	LALIQUE	C	AKJAPAN AGENCY	CO.,LTD.	
70	ラリック	. 3	ジーケージャパンエー	ジェンシー株式会社	
41	LANCOME		NIHON L'OREAL K.K.		4.12 4
	ラシコム	1	日本ロレアル株式会社		
42	LE MEURICE	Ē	DORCHESTER HOTELS GROUP %OFFICE FLORISSANT		
	ル・ムーリス	1	ナフィス フロリッサン	to a constant	
43	LENOTRE	S	SEIYO FOOD SYSTEM	AS INC.	
7 U	ルノードル	<u>,</u> †	朱式会社西洋フードシ	ステムズ	
44	LEONARD	S	SANKYO SEIKO K.K.	and the production of the second seco	
्र ग्रे े	レオナール		三共生興ファッションサ	トービス株式会社	
45	LONGCHAMP		ONGCHAMP JAPAN	K.K.	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
70	ロンシャン		コンシャン・ジャパン株	式会社为能力。	
46	LOUIS VUITTON MALLETIER		VJ GROUP K.K.		
40	ルイ・ヴィトン	: (m/2 . #2 . + 1 /	.VJグループ株式会社		
	LA MAISON DU CHOCOLAT			OLAT JAPON K.K.	
	ラ・メゾン・デューショコラ		医环状性 化氯甲基二苯甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基	プジャポン株式会社	
5 1 2 . 5 3 . 5 . 5					
		7.100			<u> </u>

milit intelefilis.	The second of th	APTROPOSITI	THE TRANSPORT REPORT TO THE PROPERTY OF THE PR
2 9	プランド者	applie.	会社名
48	MARTELL		KIRIN BREWERY COMPANY, LIMITED
ş Ç		£10.000	麒麟麦酒株式会社
	MELLERIO DITS MELLER		FUKUI DIAMOND INC.
	メルリオ・ディ メルー	小树	株式会社福井ダイヤモンド貿易
49			
			WAKO CO.LTD
h			株式会社和光
50	OUSTAU DE BAUMANIÈRE		
	ウストー・ドウ・ボーマニエール。	· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
51	PIERRE BALMAIN		
	ピエール・バルマン		東京コーディネイティング・オフィス株式会社
52	PIERRRE FREY		TOMITA TEXTILE GO.,LTD.
	ピエール フレイ		株式会社トミターテキスタイル
- 53	POTEL ET CHABOT		
	ポテル エ シャボ		
54	PUIFORGAT		HERMES JAPON CO.,LTD
	ピュイフォルカ		エルメスジャポン株式会社、商品部
55	PULLMAN ORIENT EXPRESS		
agrant a	プルマン オリエント エキスプレス		
6	REMY MARTIN		Maxxium Japan K.K.
a	レミーマルタン		マキシアム・ジャパン株式会社
57	ROBERT HAVILAND&C PARLON		
	ロベール・アヴィランド&Cパルコン		
-58	ROCHAS		BLUEBELL JAPAN LTD
.e ;aa,≨ai,	ロシャス。		ブルーベル・ジャパン株式会社
59	CHAMPAGNE RUINART		CHAMPAGNE JAPAN LTD
k. 4	ルイ先ール		ルイナール・ジャパン株式会社
60	CHRISTAIL SAINT-LOUIS		HERMES JAPON CO.LTD
	サン・ルイ	.h T	エルメスジャポン株式会社。商品部
61	S.T. DUPONT		S.T. DUPONT JAPON K.K.
	エス・テーデュポン		エス・テー・デュポン・ジャポン株式会社
62	TAILLEVENT		ENOTEKA COLLID TAILLEBENT
	タイユヴァン NAMEO GEE & ADDELO	go ja Vitat saitat pieses	エノテカ株式会社
63	VAN CLEEF & ARPELS		Richemont Japan Limited
# .	ヴァン クリーフ・アンド・アーペル	in and the comp	リシュモン。ジャパン株式会社
	CHAMPAGNE VEUVE CLICQUOT		Veuve Clicquot Japan K.K.
64	PONSARDIN	1	ヴーヴ・クリコージャパン株式会社
ai) Det	ヴーヴ・クリコ・ポンサルダン	urigo y deliburari Alian il deliberari	Service of the servic
65	YVES DECORME	tii kiri Aasi	SANKYO SEIKO K.K.
30	イグ・ドローム語は、		三共生興リビラグ株式会社。
66	YVES SAINT LAURENT (PARFUM)		Gucci Group Japan Limited Yves Saint Laurent Division
	イヴ・サンローラン		株式会社グッチ グループ ジャパン イヴ・サンローラン ディビジョン
67	PARFUM YVES SAINT LAURENT	47 (1474) 313 (145	Yves Saint Laurent Parfum
	バルファシ・イヴ・サンローラン	jývě:	イヴ・サンローラン・パルファン株式会社
李全			

「知的財産推進計画2007」の見直しに関する意見

2008年4月2日

牧野総合法律事務所弁護士法人 社員弁護士 牧 野 二 郎

「知的財産推進計画2007」は、極めて網羅的になっているが、長期戦略として、抽象的方向性を示すに留まるものがあると思われ、以下、基本的視点及び2つの提案に絞り、具体的に検討しましたので、見直しの際、ぜひとも参考にしていただきたく、意見陳述いたします。

基本的視点(知的資産の流動化促進の基礎的視点の確立)

すでに知的財産基本法では、知的財産、研究成果及び知的財産権を区分しているところ、相互の関係、それぞれの移転が考慮されていないと思われる。知的財産は、知的活動によって創造された各種のアイデアやノウハウを含み、大学等による研究成果(同法第13条にのみ規定されている概念)をも含むものと考えられる。知的財産についてはその活用に主眼が置かれ、知的財産そのもの移転に関する規程はなく、他方で「研究成果」に関しては移転を促進するとされる(同条)ものの、その移転方法として想定されているのは、なぜか、権利移転だけである。「研究成果」が、知的財産「権」として権利化されることを前提にして、その後の移転・活用のみを予定しているに過ぎない。権利化しない限り、そもそも移転対象が明確ではなく、移転させられない、権利化すれば移転するはず、といった視点に立っているものと思われる。

しかし、現在、知的財産権の移転・活用を促進すべく各種の特許等流通のためのしくみが実施されているものの、所期の効果を発揮しているとはいい難い。文部科学省の推進する知的クラスター創生事業などにより大学の研究成果が権利化され、さらには産業クラスター事業による自治体や産業界、そしてTLOの活躍により、権利化とその流通対策は進んでいるものの、権利化(特許化)された研究成果の80%が、未だ活用されない権利として放置されるという現実が生まれてきている。一般の特許であっても、休眠するものが過半数とはいえ、80%という異常な数値には至っていない。大学等による知的財産の権利化は、単なる成果発表、評価対象の明確化といった位置づけによってのみ行われているともいえ、残念ながら、研究費の無駄遣いともいえる現実が生まれてきている。

このように、現状は、特許の公開、利用・活用促進対策が重点的に行われているが、その効果は見られていない、というほかない状況にある。

問題は、知的資産を知的財産「権」とすれば、その知的資産が流動し、活用が促進されるはずであるというドグマに拘束されて、権利化の促進こそが、移転・活用の促進であるといった、古い考えに拘束されている点にあると思われる。

最近の権利活用の実態からみれば、「知的財産」「研究成果」は、権利化しない限り移転、 活用されないということではないし、権利化されたからといって移転する性格を持ったり、 活用されたりする性格のものでもない。

開発された技術やコンセプト、仕組みなどの様々な開発成果は、さらに、ビジネスの視点を加味して、実用化のための開発や研究、修正などを繰り返し、改変され、改善され、 実証作業などにより検証され、そして初めて実用性が生まれ、ビジネスに結びついてゆく ことが多い。

権利化は、権利として保護し、権利侵害を防止するため行われているのが実態である。 企業は権利化することで、他の権利を排斥し、同様な事業活動を妨害し、抑圧し、侵害を 摘発しようとする。反対に競争相手は、特許権の内容などを研究して、それを回避する手 法を考案して、出し抜くことを考えるというのが実態となっている。こうして、権利化は、 流動性を極端に押しとどめ、開発技術の発展を阻害するものとなっているのが現実である。

権利化しても流動するものは、実は企業が見捨てた、使い道のない権利であって、遊休 資産の活用程度であることを理解する必要がある。現在の流通システムの中からは、イノ ベーティブな進展の可能性は低いというほかない。こうした問題は、すでにシンガポール の特許公開、特許市場での特性として指摘されているところである。こうした使い道のな い特許の流動を持って、流動化、活用の効果などと見るのは問題があるといえる。

知的財産の外形的な「権利」自体には本来移転、活用という特性はなく、現にそのようには機能していないのであるから、権利の移転といった概念を、知的財産活用の前提に持ち込むべきではない。知的財産には、権利化して新たに生まれた「権利」(特許権)という外形があたえられるものの、その本体である「財産」(技術やノウハウ、アイデアなど実施的な成果を生み出すものの総体)は権利という外形とは別に存在し、両者に不可分一体性は無いというべきである。後者の「財産」という概念を欠いた権利(特許権)単体では実は流動性も、活用可能性も、ほとんど持たないことが理解されるべきである。現実は、知的財産の本体たる技術そのもの、ノウハウなどは急速に移転し、普及し、活用される可能性を持ち、権利移転はこうした技術移転の目途が立った後に、権利保全的に実施されるだけであるということを認識すべきである。従って、権利化する前の財産、権利化された外形とは別の財産にたいする認識と、管理と、移転活用の方向性が重要となるのである。

このことを理解している企業は、権利化される前の管理に重点を置き、研究開発の成果の拘束のために研究者の拘束を行い、研究成果の情報管理を厳しくし、権利化を進め、よ

って権利防衛に意を尽くすことになる。こうして企業の知的財産は、全く流動性がない、 閉塞した環境にどじこめられるのである。結局のところ、「知的財産の活用」は掛け声に留 まり、その実態を持たないものとなっているのである。知的財産が財産といわれることか ら厳格に管理することが企業の使命ともなり、結局流動化も、活用も行われない方向に動 いているのが実態となっている。

このように、外形の「権利」にこだわることは、かえって企業に対し、技術や研究成果に関する情報の流通を躊躇させることになり、知的財産基本法第 1 条にいう「新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出」が図られないことになるのである。

事業者の要請により移転し、活用されるべきものは、外形の権利ごときものなのではなく、その本体である「知的財産」(権利化とは別の次元にあるノウハウなど)そのものなのである。すなわち、知的財産とされる技術、考案、アイデア、ノウハウ、その他の知見などこそが価値ある資産として、活用されており、それを普遍化させ、流動化させることに重点を置くべきである。

そのためには、知的財産「権」ではなく、知的財産自体の評価、客観化、活用制度、情報保護、適正利用の促進といった視点から環境整備を進めなければならない。然るところ、「知的財産推進計画2007年」においては、こうした視点は無く、また、知的財産基本法にも「知的財産」にたいする対応は存在しないのであって、「権利移転」のみにこだわることから、現在の停滞が解消されない状況にあると考える。知的財産」の活用のためには、時代に適合した制度整備を実施すべき現況にあると思われる。

具体的には、① 知的財産を活用するための共同研究、実用化研究、実用化試験の促進をめざした研究活動の自由、研究者の自由保障、実用のための資産活用の自由の保護などを検討すると共に、その活動の中で生まれた知的財産を共有するための制度を整備することが求められ(提言1)、さらには② 生成した実用のための知的財産などを活用するための知的財産仲介事業法(仮称)を制定して、適正な権利活用、権利移転を実現する必要がある(提言2)。

提言 1 研究活動の自由や知的財産共有のための、知的財産基本法の改正を含めた制度整備の実現

特許をいくら保護しても、その背景にある技術、考案を保護しなければ、知的資産の活用は実現しない。しかし、だからといって、研究者や実証実験を行う者に対して、情報管理義務、守秘義務など情報の徹底した保護管理のための義務を課すことで、こうした財産を拘束したのでは、その資産活用や、資産流動化は望めない。こうした情報規制をしたのでは、知的財産をより活用するために必須と思われる共同研究や実証研究、改良開発、実用化のための研究開発、さらにはその基礎となる情報交流などさえも禁止され、知的財産の保護の名の下で、不活用、死蔵が促進されるのみとなる。つまり、現在の状況では、研究者等は、他の研究者等と有用な情報をやりとりして自由に意見交換や研究を行い、新しいものを生み出していくというプロセスをたどることが非常に難しいのである。特に、昨今の科学技術は非常に複雑化しており、一人の研究者が研究開発することは非常に困難になってきている。他の研究者と共同で研究することは、もはや不可欠ともいうべき状況である。

問題は、知的財産を活用し、流動化させるために、もっと共同研究も含めた自由な研究 を促進し、知的財産そのものを活用する方策を検討し、保護することである。

すでに述べたように特許をはじめとする知的財産権は、研究開発の成果そのものではなく、研究成果のある部分のみを切り出して、登録できる形に整えたものであり、研究成果の外套のようなものである。従来の特許制度は、技術の変化の速度が比較的遅い古い時代には整合しており、そのような時代にはこうした特許制度で足りていたといえる。しかし、技術の変化が激しく、スピードが求められる時代になったことから、技術の進歩、成長のスピードと、特許申請という技術の外形を固定化する作業とのあいだのズレ、乖離が強く進んでおり、特許の形骸化も進んでいる。「権利移転の時代から情報移転の時代へ」がすでに現実化しており、権利移転よりも情報移転こそが価値の移転方法として重要性を増しているのである。

そこで、情報の形態をとる知的資産を保護し、活用するためには、何を知的資産というのか、それをどのように保護するのか、保護のための要件はどのようなものかなどを確定させておく必要がある。

強く保護するものと、自由な活用、交流を認める部分を明確化することによって、科学者や技術者、共同開発者の研究の自由や情報交流の自由が強く保護、促進される。曖昧な知的資産の保護は、研究者の自由を制限し、活動を規制し、共同研究、共同開発を萎縮させてしまう危険を有する。

共同開発、共同研究による自由な情報交換、研究活動を保障するためにも、知的資産の 保護に関する包括的、体系的保護、管理の枠組みを明確にする必要がある。

① 知的財産評価のための技術者集団の形成

知的財産、そのノウハウや技術成果を特定し、活用を促進するためには、技術の流動性 を促進するための評価作業が必要となる。

この点、知的財産基本法第19条では、「国は、事業者が知的財産を活用した新たな事業の創出及び当該事業の円滑な実施を図ることができるよう、知的財産の適正な評価方法の確立」を行うべき事を定めているが、具体的方策は提示されていない。

知的財産は日々成長し、変転し、改善されてゆくものである。枯れた技術の評価方法は あるとしても、新しい技術全般について、その評価基準を立てることは困難であるととも に、その基準は常に変転し、成長するものである。

その評価は、知的財産の日々の変転・改善に伴い、連続的、動的なものとならざるを得ないのであり、そのためには評価方法を決めただけでは客観的価値は明らかとならない。 そのため、そのような連続的・動的な技術評価を行う人的資産を、どのように恒常的に確保し続けるか、という問題も生じる。

そこで、単なる評価方法の明確化に止まらず、評価者の選定をはじめ、評価対象の明確化や、連続的な評価、検討の実施を遂行できる技術者集団を確立し、稼動させることが必要となる。この集団が、政府関係の委託研究開発の管理や事業者選定などにおいても重要な役割を果たすことになることは、海外の事例(DARPA, in-Q-tel, QUERO(仏), A*star(シンガポール) など)で実証済みである。

② 研究者自由法(仮称)の制定

研究者の確保、養成、研究設備の整備、資金使用に関しては定めるものの、研究活動が自由に行なえるような制度整備は明文では求められていない(同法第12条)。これでは研究者は管理対象とされるのみであり、他の研究者との交流も制限され、情報交流も乏しくならざるを得ない。このような環境下で、効果的な研究など望むべくもない。

すでにTLOの議論の中でも、研究開発を活用すべき企業の側に、研究成果を評価する 力が無く、またそうした成果を取り入れる体制が無いことが指摘されている。企業サイド の目利きの不存在が問題となるが、これを確保するためには企業に所属する研究者などが、 自由に活動し、自由な情報交流を確保されるべきであり、そのためには1私企業の思惑を 超えた制度として、研究者の自由を保障する必要がある。研究者は、企業の付属物、管理 物なのではなく、自由闊達に思考する人々である。こうした人々を活性化させることは、 結局は企業にとっても大きな利益となるだけでなく、その技術の恩恵にあずかる国民の利 益にもなるものである。

③ 知的財産流動化対策の実施

i 研究者の移動(マントランスファー制度)の制度整備

大学の研究者の移動に関しては、すでに次の決定がなされた。「大学等における政府資金を原始とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」(平成 18 年 5 月 23 日 総合科学技術会議)により、研究者の移転と共に、研究開発成果の移転、実施の可能性に大きな道を広げたものである。

すでに述べたように知的財産は、ドキュメント化して権利として登録できるものではなく、むしろ生成発展し、流動的に変化する性格のものであり、本来的には研究者の頭の中に入っているものである。従って、共同開発や研究成果の実施については、単なる権利外装が外から見えたところで意味は無く、その技術や考案を実施するための思考、イメージ、動き、全体の構造などを頭脳の中に持った技術者自身の移動と、それに伴う実施権許諾といった柔らかな動きが認められる必要がある。

具体的には、共同研究のための研究者移動の自由、さらには研究者移籍の自由、研究成果の実施権の緩やかな実施許諾、共同研究のための出向制度の支援、及び復帰の保障などが整備される必要がある。

ii 「ゆるやかな共有」制度の確立

共同し、移動し、出向している間の研究者同士の議論や研究、共同開発によって得た成果は、関係した研究者の所属する企業や大学、研究機関などが「ゆるやかな共有」(QUE ROにおける実証段階での権利不行使の合意などが参考となる)として、これを共にもち、活用する権利を留保するしくみが必要になる。この点は産業活力再生特別措置法改正による特定通常実施権契約の登録制度における、包括的なクロスライセンスをみとめて、具体的な権利の記載・登録をすることなく、包括的な処理を実現したわけであるが、この企業相互の関係も相互の不可侵と、共同の利用という要請を実現するものとして評価することができる。企業としては、権利を共に利用できること、他のものが侵害を理由として妨害することが無いことが必要であり、単なる独占を求めるだけではないという面もあり、こうした「ゆるやかな共有」が実現する可能性は高いと考える。

提言 2 知的資産仲介事業法(仮称)の制定

2008年3月4日「オープンイノベーションに対応した知財戦略の在り方について」 (知的財産戦略本部知的財産による競争力強化専門調査会)では、米国における「知財仲 介事業者」が多数存在し、活躍していることを評価し、留意事項としている(同書3頁)。

こうした認識の下で提案されているのが、「知的流通市場の活性化」対策であるが、「総合プロデュース機能」の強化が指摘されて、その機能は一朝一夕ではできない、と指摘され、切磋琢磨が必要であるという指摘にとどまっている。総合的な対応機関の形成は極めて困難であり、また、そうした成果の蓄積もなく、今の時代にそぐわないといえる。

こうした視点では抽象的努力に依存するのみであり、飛躍的に発展する可能性は生み出されないというほか無い。

知的資産、特に権利化された特許について、その流動化、活用が求められているところ、

すでに述べたように、我が国の特許の活用は極めて低調である。未使用率が過半数を超えており、また、大学の申請にかかる特許は約8割が活用されていないとの状況にある。新しい技術を創造し、権利申請はするものの、産業には活用されていないことが明らかになっている。

このなかには防衛特許が多く含まれているとも言われているが、他方で、先使用権による技術の保護が広まり、特許法の公開制度の持つ弊害のため、有力な技術は特許申請されない状況も生まれている。

しかし、特許が公開されているにも関わらず、技術や考案を必要とする企業と結び合わない、契約が進まないという状況は、公開促進という手法、データベース化という手法などでは解消していないというのが現実である。

公開されていないものを公開するのであれば多少の流通促進対策としての意味はあるが、 制度として、すでに公開している以上、これ以上の飛躍的発展は見込めない。

この点について他業界に視線を向けてみると、たとえば不動産という「動かない資産」 についてもこれを流通させるのが仲介事業者であり、結婚という極めてプライベートな問 題でも仲介人が活躍し、就職転職などにおいても同様に仲介事業者が重要な役割を果たし ているのが現実である。こうした仲介事業には多くの経験と学ぶべき教訓などがあり、こ れを活用することは重要である。

我が国における仲介業務は、様々な業種に関連し、重要な役割を果たすものであり、技術とビジネスを結ぶには単なる公開を超えた、強力に結びつける力、魅力を引き出して、お互いを引き合わせるという事業活動が必須と言うべきである。

特に、知的財産の分野では、単に技術の外形を公開するに留まらずに、開発された技術の本質や可能性、射程距離などを理解し、それを各企業に説明して歩き、技術の導入を強く推進する役割を果たす事業者、仲介事業者の介在が必要である。技術を必要としてはいるが、他の技術に対し懐疑的な企業に対して、先進的な技術を紹介し、導入の方向性や、可能性、コスト、事業家への段取り、スケジュールなどを示して、開発技術者との共同導入を推進する作業を強力に進めることができる専門家が介在することが求められる。

特許申請した企業、大学では、権利を保全したが、それを宣伝し、売り歩くといった積極策を取るところはほとんど存在しない。また、活用される保証がない中で、膨大な宣伝広告の費用を捻出し、そのための資料作成するのは困難であるといわれる。結局、特許を公開し、その技術を使いたい者を「待つ」という受け身の姿勢以外の、「売る努力」「使わせる努力」がなされていないというほかない。

そもそも、大学も、研究所もビジネス化しなくても生きてゆけるため、その活用を必死 に求める姿勢にはない。また受け側の企業も、現状維持でいいと判断していることが多く、 望んで別の道を選ぶ危険を冒そうとはしない。従って、権利者は権利の上に眠り、利用者は無関心である、という関係の中では、知的財産は活用される動機もなければその環境もない。売り手に売る意思を持たせ、買い手には買う意思を持たせ、現実的な活用による両者のメリットを明示することで初めて知的財産の活用が可能となるのである。

これは不動産の世界を見れば明らかであって、企業が工場用地を欲しいと考えた場合、 専門の仲介事業者に打診し、工場用地を探させ、場合によっては土地を集め、購入するな どして売り物にしてゆく作業が必要になるのである。こうした経験を踏まえれば、命がけ で売り歩く人々、専門事業者が生まれない限り、活用は進まないというべきである。

仮に、知的財産仲介事業法が成立し、知的財産の評価、検討、説明、販売促進ができれば、大きく前進することになるであろう。

知的資産仲介事業者が存在すること、知的資産流動契約が締結されること、その金額から一定の割合の手数料を上げる構造をとることで、安定した事業として成立することになる。

むしろ、知的資産、特許権の流通は、不動産に比べて、自ら見て、触って確認するということができないことから、専門事業者に依存することが多くなる。また、購入側の企業としては、こうした専門家の「物件説明書」「概要説明書」などがあることで、一定の事前審査が行われているため、膨大なデューデリジェンス費用を出す必要がなく、権利流動化に拍車がかかると考えられる。

こうした重責を担う知的資産仲介事業者は、国家が監督する免許制度として発足すべきであり、事業者の監督を行いつつ、産業育成を図る必要がある。

制度整備の一環として、「知的財産仲介事業法(仮称)」の検討が求められる。

「知的財産推進計画2007」の見直しに関する意見

連絡先:日本アイ・ビー・エム(株)知的財産



総論

知的財産推進計画2007の見直しに盛り込むべき政策事項に関し、弊社の考えおよび要望を取りまとめましたので、提出いたします。よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

推進計画の見直しにあたっては、これまでの取り組みの成果を踏まえ、我が国発の技術が国際的に広く 普及し発展してくための基盤形成を推進するための政策については、引き続き維持されるべきと考えます。 一方、社会におけるイノベーションやそれを促進する知的財産制度をめぐる情勢は大きく変化(知識の 増大と拡散、グローバリゼーションの進展、増大する特許出願、オープンな協力によるイノベーションの 台頭、民間のコミュニティにおける知識の活用、知的財産をめぐる新たなプレイヤーの登場など)しつつ あり、このような変化に対応すべく、これまでのプロパテント政策は次の段階へと深化すべきことも、推 進計画の見直しにあたっては考慮されるべきと考えております。

プロパテントからプロイノベーションへの重要なインフラとして、日本の競争力に資する知的財産政策とするため、具体的には以下の諸問題について更に活発な議論がなされるべきと考えます。

各論

1. 特許の質の維持・向上

(1) 特許庁間のワークシェアリングと特許制度に関する国際調和の促進

各国特許庁間のワークシェアリングは、特許の質の向上、各特許庁における審査ワークロード削減メリットのみならず、出願人にとっても各国での権利取得に費やされるワークロード削減が期待されます。また将来的な特許制度の実体面での国際的なハーモナイゼーション実現への第一歩としても、以下の特許庁間の協力的な取り組みが評価され、推進されるべきと考えます。

- ・更なる多国間特許審査ハイウェイ
- ・更なる多国間ニュールート
- ・特許庁間の審査官の交換
- 仮想特許庁:

多数国の特許庁審査官が対象の特許出願についてウェブ2.0ツール等を用いて協力的に同時 に審査する仕組み

(2) 官民のワークシェアリング

オープンソース・ソフトウェア、ウィキペディアなど様々な分野で民間におけるコミュニティの力がその存在感を増しており、その力を特許審査にも活用すべく、以下の取り組みが日本において推進されるべきと考えます。

・コミュニティパテントレビュー:

オープンな特許審査プロセスであり、ウェブベースの技術を用いて、科学・技術コミュニティ と特許審査官とを結びつける

・オープンソース・アズ・プライアー・アート:

オープンソース・ソフトウェアのコードを特許審査の先行技術として利用しやすくする取り組み

3. 社会の変化に応じた知的財産の円滑・公正な活用

(1) 社会の変化に応じた知的財産制度についての検討

高度技術の発展に伴い、特にIT市場の分野などにおいては、その市場構造が差止請求権の行使により深刻な影響を受けやすい特質を有するものとなっています。

かかる特質を奇貨として、権利の有効性が必ずしも明確でない知的財産権を投機的に利用し、その実施者から法外な実施の対価を取得しようとする新たなタイプの権利者が出現しています(自らは製品の製造・供給等を行わない権利者である場合が多く、IP-Centric カンパニーまたはパテントトロール等とも称されます)。

この点、発明等の創作へのインセンティブとして本来付与された権利である差止請求権が、かかる権利 者に対してそのまま認められることが果たして合理的であるのか、又かかる権利の行使が社会のイノベーションの実現に果たして好ましいものといえるのかについて、再検討がなされるべきと考えます。

差止請求権の再検討、権利濫用法理の適用検討:

侵害行為に対する差止の認容判断において、一定の客観的な基準(米国の E-Bay 判決が提示する認容判断に関する四要件など)に基づいて認容の可否を個別に判断していく制度・方策の導入検討

オープンスタンダードの普及・推進:

社会のイノベーションの実現に重要な役割を果たすこととなるオープンな標準 (開かれたプロセスの元で合意された仕様が公開されている標準) の普及・推進

ライセンス・オブ・ライト制度の検討:

特許につき実施許諾の用意がある旨を原簿に記載することにより、第三者からの実施許諾の申 し込みに応ずる義務を負う代わりに、特許維持の料金を減額する制度の導入検討

(2)特許コモンズの推進

特許コモンズ制度とは、権利者が特許権を保持しつつ、一定の条件のもと、広く第三者に無償で特許発明の実施を認める仕組みであり、特許プール等とは異なるアプローチで社会のイノベーションを促進するインフラとなり得るものと考えられます。

米国等を中心として特に以下の分野において、特許コモンズは社会に貢献しつつあります。

- ・オープンスタンダード
- ・ヘルスケア
- 教育
- · 環境

このような特許コモンズをサポートする政策 (コモンズ化された特許の特許料減免措置、ライセンス・オブ・ライト制度のコモンズへの活用など) についても、積極的な検討がなされるべきと考えます。

4. 市場の変化に対応した知的財産権のライセンス保護

技術の高度化複雑化に伴い、グローバル・レベルでの水平分業化の流れが進展し、個別事業の分離・統合による企業間での事業再編が頻繁に生じており、これに付随した知的財産権およびライセンスの譲渡等の取引機会も著しく増加しています。

法が当初想定した水準をはるかに超える規模の知的財産権に係わる取引が繰り返される現在の状況においては、知的財産関連の取引をより柔軟に保護し得る新たな制度枠組みの検討が求められており、ライセンス保護制度の見直しについて更に積極的な検討が進められるべきと考えます。

・権利譲渡後のライセンス保護制度:

個別の登録無しに契約に基づき既存ライセンスが保護される米国型保護制度の導入検討など

以上

平成20年4月2日

「知的財産推進計画2007」の 見直しにあたり盛り込むべき 政策事項についての 意見書



有限責任中間法人 ユニオン・デ・ファブリカン東京 〒102-0093 東京都千代田区平河町1丁目5番5号SKビル3階 電話 81-3-3239-3110 ファックス 81-3-3239-3224

- A) 消費者保護を目的とした商標権侵害物品流通阻止の施策について
- a)消費者保護を目的とした商標権侵害物品流通阻止の為の行政規制について
- b) 商標権侵害物品の個人使用目的所持及び輸入もしくは購入の法による規制
- B) 啓発
- <u>C)特定商取引法</u>
- D) 刑事摘発
- E)銀行口座の凍結ならびに海外に所在するサイトについて
- F) 水際対策
- a) 認定手続き開始の際の輸入者情報開示について
- b) 個人使用目的での輸入について
- c) 航空貨物や船舶貨物の検査に対する強化
- d) 侵害商標削除による輸入許可について
- e) 認定手続きの簡易化
- G) インターネット対策
- H) 民事手続

以下に「知的財産推進計画2007」の見直しにあたり盛り込むべき政策と弊法人会員が思量いたしております事項を記載いたしますので、ご検討をいただきたいと存じます。

A) 消費者保護を目的とした商標権侵害物品流通阻止の施策について

a) 消費者保護を目的とした商標権侵害物品流通阻止の為の行政規制について

商標権侵害物品と判らない商標権侵害物品が多量に流通しています。販売して いる場所もインターネットのショッピングモールやオークションであったり、 国際的に著名なホテル内のテナント・ショップであったり、価格も真正品のそ れよりも僅かに安い程度であったりし、消費者は場所・価格からの区別が困難 な状況に置かれております。インターネットのショッピングモールやオークシ ョンを対象として弊法人が平成17年暮れから同18年初めに行った調査では、 75点の複数ブランドの商品を複数店舗からアトランダムに購入した結果、実 に46点が商標権侵害物品であり汚染率は61.3%との結果を得ています。 現在においても30%を下回らない数値が推測できます。前述した国際的に著 名なホテル内のテナント・ショップは刑事摘発を受けるまでに約16億円の商 標権侵害物品を販売したとされており、その金額そのままが消費者の被害であ り権利者の被害であります。商標権侵害物品と判らない商標権侵害物品販売事 案の件数は上記の件一件のみではなく弊法人が何らかの形で係わる刑事事件数 を上回る件数発生しているのが実態であります。全ての事を民事・刑事の法務 案件として処理するのは不可能であります。 例えば、上記の国際的に著名な ホテル内のテナント・ショップであった会社は、民事で複数回に渡り複数の権 利者が販売停止をするようにとの主旨を記載した代理人弁護士からの内容証明 郵便の警告書を受け取っていましたが、当該社はこれを無視して販売を数年に わたり販売を継続しましたし、刑事事件として千葉県警察が消費者等からの情 報通知を受け「知情の立証問題はさておき消費者の被害を放置できない」と英 断され事件着手をしてくださるまで商標権侵害物品の販売は継続されました。 警察が事件として取り扱うためには情を知っていたとの立証が必要であり且つ 経済事犯の内偵調査には相当の時間が必要であります。又、民事では強制力が

ありません。従って商標権侵害物品は販売され続けるというのが現状であります。

消費者の視点で見れば「商標権侵害物品を販売するやつが悪いが、警察は何を やっているのか、権利者は放置するのか」と言うことになり、権利者は背負い きれない消費者保護という社会的責任を課せられていると感じております。 従って、中間的な方策として刑事より迅速に処理でき民事より強制力のある「行 政規制」を消費者保護の為に導入することをご検討願えればと存じます。 特定の取引類型を対象に行政規制を行う事は可能と思量いたします。この場合 の特定の取引類型は「並行輸入された海外著名ブランド品の販売」となるかと 存じますが、商標権侵害物品の輸入・販売等が明白である場合には業務停止等 の行政処分が執れるよう法令等を整備していただければと存じます。 これにより、年間約2千5百億円と言われるそれと判らない商標権侵害物品に よる消費者被害の大概が阻止できると思量いたしますので是非ご検討いただけ ればと存じます。

b) 商標権侵害物品の個人使用目的所持及び輸入もしくは購入の法による規制

消費者を保護するためには、商標権侵害物品を市場から一掃し健全な市場を形成する必要があるのは明白であります。その為には、商標権侵害物品であると歴然としている物品の流通も阻止すべきであります。しかしながら、インターネットの発展等により本来罰を受けるべき販売者が海外に所在する事例が急増し販売者に取締機関の手が及ばない状況となっています。この状況下で事態を改善するためには国内にいる商標権侵害物品と知りながらそれを購入する消費者の啓発が有効と思われますが、関係省庁が進められている啓発活動もその結果は、内閣府が行われているアンケート結果等を鑑みるに顕著なものではありません。ついては、より実効的な消費者啓発という意味で商標権侵害物品の個人使用目的所持及び輸入もしくは購入の法による規制が望まれると思量を致します。悪意のもしくは商標権侵害物品の弊害に対する認識が不足している消費者により市場が不健全となり善意の消費者が害を被るという現象は早急に解決されるべきだと思われます。少なくとも、税関や警察の機能の一部が商標権侵害物品であると歴然としている物品の流通阻止のため割かれざるを得ないのは、

社会として負担が生じるものでこの負担を軽減することは即ち善意の消費者の利に即するものと考えております。

平成18年の関税法基本通達等の一部改正で「輸入貨物の数量が1個であるか複数であるかは「業として」に当たるのか否かを直ちに決定するものではない」とされ「数量の多寡にかかわらず認定手続きを執る」事としていただき個人使用目的での輸入を厳密に精査し安易にそうと判断しない状況にしていただきましたが、販売をしております中国人が運営すると思われるサイトでは「個人使用目的であると言えば輸入できるし、違法ではない」との意味の掲載が為されておりますし(資料1参照の事)、何処から出たのか承知しておりませんが税関提出用の書類のフォーマットも配布されている様子で、個人使用目的での輸入と言いさえすれば輸入出来るとの情報が周知されつつあり上記の通達改正の実効性が無効化されつつあると認識しております。

上記の現象は税関での現場対応等が誘因となったものではなく、法が商標権侵害物品の個人使用目的の所持や購入を規制していないのが抜本的問題だと思量いたします。

商標権侵害物品の個人使用目的の所持についての商標法改正を以前に検討いた だいた際には、「経済法である商標法で経済活動ではない個人のそれを律する のは問題がある」、「他の知的財産法、著作権法等とのバランスの問題がある」 等の反対意見を有識者の諸先生方から頂戴したと認識しておりますが、昨今で は、権利者に無断でインターネットにアップされている楽曲の私的使用目的で のダウンロードを著作権法に抵触するとの改正が行われるのが濃厚であると聞 き及んでおりますので上記の反対意見の後者については余り意味のないものに なったかと思量しております。又、商標権侵害物品と真正品との区別困難性の 問題と既に所持している物品に関する法的安定性に欠くおそれがあるとして個 人使用目的での所持禁止は行き過ぎとの意見があるのも承知いたしております が、法律の施行日以降の譲渡等で情を知って所持している場合等という条件付 きでも、情を知っての購入の禁止でも、商標法ではない法令による規制でも全 く問題はないと思量いたしますので、消費者の啓発・購買抑止の観点から商標 法もしくは他法令等による個人使用目的での商標権侵害物品所持もしくは購入、 輸入は個人使用目的ではないとの法的推定の条項付加等の規制をご検討願えれ ばと存じます。

B) 啓発

平成19年暮れを中心に、関係省庁が商標権侵害物品を購入させられぬように との注意喚起を伴う啓発活動を積極的に行っていただきました。商標権侵害物 品を承知の上で購入しないようにとの呼びかけにプラスし知らずに商標権侵害 物品を購入させられないようにとの注意を喚起していただいたことは有意義な 事であったと思量し感謝いたしております。

啓発活動で効果的であろうと思量いたしますのは、学生を対象としたものであります。商標権に限らず知的財産全般の重要性や有効性を年少の頃に啓発するのは言うまでもなく将来に向けて非常に有効であろうかと存じます。既に児童に対して配布されている薬物の危険性についてのパンフレットに知財保護の必要性を付記して頂くことや配布教員に対してその指導要領書の配布して頂くことについてご検討を頂ければと存じます。

C) 特定商取引法

特定商取引に関する法律等施行についての通達(平成19年4月12日)や経済産業省が策定されているインターネット・オークションにおける「販売業者」に係るガイドラインでは、特定商取引法の規制対象として、「特定のカテゴリー・商品」で「いわゆるブランド品を一時点において20点以上出品している場合」をあげておられます。「いわゆるブランド品」とは何を指すのかは添付されている表を参照することになりますが、その表の中に「衣服」と記載されていません。正確には、更に別表を参照する事になりますが、参照として別表第1-35の「衣服」は記載されておりません。

衣料品の商標権侵害物品の流通被害は鞄類や時計等のそれと比べても決してすくないと言うこともなく、1個の物品が20万円30万円と言うことも珍しいものではありません。さらには消費者の認識として、スカーフはブランド品だが衣服はブランド品ではない、という認識はあり得ないと思量いたします。消費者が受ける被害も大きいことを鑑みていただき将来されると思われる同法の通達改正もしくはインターネット・オークションにおける「販売業者」に係る

ガイドライン改定の際には「衣服」を「いわゆるブランド品」に加えていただくようにお願いいたします。

又、インターネットによる通信販売を行う事業者が、氏名・名称、住所、電話番号を偽る表示が依然として後を絶ちません。商標権侵害物品を販売目的で展示していることが判明しても、特商法上の表示がデタラメなため、法的措置を講ずることが困難となっています。これらの業者は、当初から自己の取扱商品が商標権侵害物品であることを認識しており、消費者・権利者の追及を避ける目的で虚偽の表示を行っているものと推測されます。特商法11条違反による業務停止命令(15条)、あるいは業務停止命令に違反した場合の罰則(70条)等の運用を強化していただき、かかる業者をインターネットによる通信販売の業界から締め出していただけますようお願いいたします。

D) 刑事摘発

商標権侵害物品と判らない商標権侵害物品が多量に流通しております。商標権 侵害物品を買うつもりのない一般消費者が被害に遭っている実態を鑑みて頂き、 商標権侵害物品を販売しているものが販売していた商品が商標権侵害物品と知 らなかったとの言い訳をすれば刑事摘発等を逃れられる状況を変えて頂ければ と存じます。

現行法では、未必の故意の立証が刑事事件では要件となっておりますが、商標権侵害物品を販売したもので真正品か否かについての必要相当の確認行為を怠った場合は商標法に抵触する趣旨の条文もしくは故意ではないとの立証が為されない限り故意を推定するとの趣旨の条文を加えていたければと存じますのでご検討を頂ければと存じます。

E)銀行口座の凍結ならびに海外に所在するサイトについて

中国人等が運営しサーバーは海外に置かれ海外より個人使用目的としてEMS 等の海外発送小包で日本に商標権侵害物品を販売し、代金は日本の銀行口座に 振込をさせるという事例が急増しております(資料2参照の事)。

販売者は国外にいてサーバーが海外に所在するという状況で日本の警察に取締をしていただきたいとは申しませんが、犯罪に利用されることが主な目的で開設されている銀行口座の凍結や海外の取締当局への通報等を行うことは可能かと存じます。民間が構築するスキームでは限度がありますので、然るべき政府窓口より銀行協会等への働きかけや中国等の取締機関への通知等をしていただければ有り難いと存じますのでご検討をお願いいたします。

尚、このような銀行口座は振り込め詐欺に利用される銀行口座と共通している のではないかとの懸念を有しております。と申しますのは、さるブランドの偽 造品を携帯オークションから調査目的で落札したところ、送り主の住所が、警 察のサイトで振り込め詐欺に利用された住所として公表されていた住所と一致 していた、という事例があったからです。

振り込め詐欺の対策としては、振り込め詐欺に利用された銀行口座を警察が公表して一般市民へ注意を促したり、振り込め詐欺に利用するため銀行口座を開設した者を詐欺罪で摘発したり、といったことが行われていると思いますが、一般市民が害を被るという点では、商標権侵害物品についても同じでありますので、①上記のように、国内に実体が存在せず、明らかに商標権侵害物品を販売することを目的とするサイトの公表②かかるサイトにおいて商標権侵害物品の売買に利用された銀行口座の公表③かかるサイトのため銀行口座を売買した者の処罰④かかる銀行口座の保有者情報について権利者への開示、等の方策を是非検討していただきたくお願いいたします。

F) 水際対策

認定手続きの際に写真電送等の簡易化の施策を実施いただきましたこと等、権利者の負担を軽減するための施策を実施いただきました事を有り難く思ってお

ります。権利者といたしましても差止の申立を細分化し件数を増やす努力を進めていきたいと思量いたしております。

更に以下のことをご検討いただければと存じます。

a) 認定手続き開始の際の輸入者情報開示について

認定手続きを執られた場合に輸入者に係わる情報を権利者側に通知頂いていますが、権利者代理人弁護士が警告状等を発送した結果、輸入者が記載している内容が虚偽である場合が多いことが判明いたしております。輸入者は、税関当局からの連絡は受けたいと考えていると推測できますので、電話番号は正確であろうかと考えております。認定手続きを執られた場合に輸入者に係わる情報を権利者側に通知頂く際には、輸入者電話番号も通知いただけるようにして頂ければと存じます。

b) 個人使用目的での輸入について

中国人等が運営するサイトに記載されていること等が原因と思量いたしますが、個人使用目的の輸入であると申し立てれば偽造品の輸入が可能であるとの認識が輸入者に拡大しつつあると考えております。ついては、個人使用目的での輸入との申し立てが輸入者から為された場合は、その場でなんとでも言いつくろえるような申し分等、例えば、個人で使用する旨を約した誓約書の提出等でなく、過去の事実若しくは未来の事実(衣類であるならば着用使用している写真を1ヶ月毎3ヶ月提出してもらう等)による立証をもって、個人使用目的輸入の要件としていただければ、個人使用目的での商標権侵害物品の実質的輸入禁止が維持できるかと思量いたしますのでご検討いただければと存じます。又、一人が使用するに不相当な数量の侵害品を輸入することは、如何なる立証が為されようとも個人使用目的の輸入ではないと判断いただき、輸入を許可しないという事にしていただければと存じます。

例えば、某ブランドの衣料品の商標権侵害物品12枚が某税関で認定手続きの対象となった際に、輸入者が「中国の祖父母が孫に着させようとして送ってきたもので着た写真を送りたいので輸入を許可してくれ」と申し立てを行い、当該税関は「仕方がない」との判断をされ許可をされましたが、数日後に某大手

オークション・サイトで販売されていたというケースが発生いたしております。 認定手続開始通知記載の輸入者と、インターネットオークションで商標権侵害 物品を出品している出品者が同一人物であるという例は、これに限らず頻繁に 見受けられる事態となっております。

このような事例は、個人使用であるという旨を記載した誓約書の提出ではなく 輸入する以前から存在している個人使用目的であることを証するものの提示等 を求めるなどの方針を採用いただいていれば発生しないものと思量いたします。 実際、いかに具体性を欠く内容であっても、輸入者が個人使用であるとする意 見書さえ提出してしまえば、かかる意見書をもって通関を認めることは認定手 続を形骸化させるものである旨の意見書を権利者がいくら提出しても、権利者 の意見が容れられることはなく疑義貨物が通関してしまうのが実情であります。 輸入者の個人使用であるとする意見書が退けられた例は寡聞にして存じており ません。

個人が自分の所有する物品を海外に忘れ取り寄せるとかその家族からの真実贈り物であると言うであるならば、個人使用目的の輸入で経済行為ではないとの理屈を受け入れざるを得ないと考えますが、商標権侵害物品を販売する商業サイトから送付された物品が純粋に個人に係わるものとの解釈は釈然としないとの感を有しております。例えば、上記のことを行っているサイトの中には税関で商品が没収されたら再度発送する等のことを約しているものもあり(資料2参照の事)、この場合は純粋に輸入者の所有物とは言い難いのではないか、少なくとも、商取引の過程上にあるものであり物品の引き渡しが終了するまで物品は商業行為に係わるものとの解釈は出来ないのかと思量しております。上記の解釈が可能であるならば商業サイトから購入された物品の全てが水際で国内流入阻止される事となり偽造品対策として有効だと思われます。この点についてご検討を賜れればと存じます。

我が国におけるインターネット・オークションに商標権侵害物品を出品していた者に対して、商品の購入先を開示するよう求めた場合、中国を主体とする海外のインターネットによる通信販売サイト、ないしは海外のイーベイなどのインターネットオークションサイトから購入して出品したとする者が大半であり、個人使用であると称する輸入者の中にも、インターネット上での転売を目的とする者が相当割合存在するものと推測されます。よって、個人使用目的の輸入

という抗弁が悪用されることを阻止するため、有効な施策を講じていただきた く是非お願い申し上げます。

c) 航空貨物や船舶貨物の検査に対する強化について

旅客携帯貨物や航空貨物に関する検査については一部の税関で検査強化を頂いているとの実感を得ていますが、船舶貨物の検査に対する強化は権利者として 実感できておりません。差し止め申請を提出させていただいているライセンス 生産若しくは真正品であると称する商標権侵害物品はその多くが船舶貨物とし て国内に流入しております。船舶貨物の場合、一回の輸入で流入する商標権侵 害物品の数は、航空貨物や郵便物の比ではないことは容易に推測されます。実 際、大量の商標権侵害物品の売買で摘発された事例では、海外から船舶貨物で 商標権侵害物品を輸入しておりました。つきましては、検査人員を増強して頂 き、船舶貨物の検査を強化できる体制を作って頂ければと存じます。

d) 侵害商標削除による輸入許可について

侵害する商標部分を削除することによって輸入を許可するということが依然として行われております。商標を削除したら輸入を許可してもかまわないかという問い合わせや、商標の削除方法はこれでよいのかという問い合わせがあり、対応に時間が取られているのが実情です。又、切除について権利者が意見を述べることができる期間がかなり短く、延長も認められず、画像送信も行われないため、事実上税関に判断を委ねざるを得ないのが現状です。

TRIPS協定第46条に「不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることはできない」と定められている事を鑑みていただき、少なくとも単なる除去でよいかとの問い合わせが発生しないようにご配慮を頂ければと存じます。ひどい場合には、使用されている商標を塗料を使用して見えないようにする処置で塗装除去等の処置を行えば容易に販売可能な状態に戻せる状態での通関許可が為され場合もあるとの報告も受けており、「単なる商標の除去」にも至っていない場合があるとの認識を有しております。

上記条文の趣旨に沿った単なる除去ではない処置を輸入者に通知した場合は、 除去しての輸入をしたいと言っている現在の輸入申告者の大多数は申告を取り 下げるものと思量いたします。

e) 認定手続きの簡易化

前記いたしましたように認定手続きの際に写真電送等の簡易化の施策を実施いただきましたこと等、権利者の負担を軽減するための施策を実施賜りました事有り難いと認識を致しておりますが、加えて以下の事をご検討いただければと存じます。

写真電送による鑑定が可能な数量が、現行では5種類5点までとされているが、 色違い等を考慮せず1種類が100点であっても、極論すれば5種類で1種類 が100点合計500点であっても事案の大小や重要性を考慮しない場合は写 真電送による鑑定は可能だと存じます。5種類ぐらいは写真撮影にかかる手間 はよいと言う事でしたら、事案の大小や重要性等を勘案するのは当然として、 5点までという制限を見直して頂き、可能な範囲での写真電送による鑑定の上 限の個数引き上げご検討願えればと存じます。

又、距離的な制限を現行は設けておられますが、これを撤廃していただければ と存じます。遠隔地ではない税関が明らかに写真電送からでも済むものが存在 いたしますし、権利者を税関に来させるための連絡等の手間の方より写真撮影 の手間の方が軽いという場合も税関にとって作業効率の向上につながる場合も あると思量いたします。

又、これも前記いたしましたように差し止め申請をこまめに行うようにとの働きかけを権利者に行っておりますが、発生する全ての商標権侵害物品について申請する事は不可能でありますし、権利者がまだ承知していないような新たに発生した商標権侵害物品も存在しております。つきましては、差し止め申請が提出されていないが商標権侵害物品の疑いが高い物品に対する職権による認定手続きを行う場合を低下させないようにご検討を頂ければと存じます。

G) インターネット対策

インターネット事業者で、オークションに出品する際の出品者の本人確認を出品する際に必要な事項を記入した書類を発送し身分証明書等を目視して確認の上で引き渡す作業を行っているのは某大手1社にすぎません。それ以外のオークションでは確認が行われていなかったりあまかったりで、権利者が物品を購入するなどした場合、オークションの出品者の表示・商品の送り状の表示共に虚偽であることが判明した後、手間をかけて発信者情報開示の手続きを経て得た住所に内容証明を送付すると公園であった等の事例は頻発しており、商標権侵害行為を行ったものが逃げおおせてしまう環境が存在しているのが実態です。某大手1社以外の他のインターネット事業者に対して某大手と同等のレベルの本人確認をするように行政指導等を行うことをご検討いただければと存じます。

又、インターネット事業者は、詐欺・ストーカー被害等の増加を鑑みていわゆるエクスロー・サービスの導入を行っているが、上記犯罪等の抑止には有効である可能性も否定できないが、悪意をもって商標権侵害物品を販売したものがその所在や氏名等を購入したものに匿名に出来てしまうと言う負の面もあるとの認識をしている。権利者の主張に対して、一部のインターネット事業者は商標権侵害物品なら支払いを停止する等で購入者は保護されるとの抗弁を行っているが、消費者がそれと判断できない商標権侵害物品が流通している事や返金・返品だけでは販売者が他の消費者に販売を継続することを停止出来ない事や匿名性は犯罪を安易に行おうとする気持ちを誘う事を理解し、法律に対する抵触行為が明白である場合には販売者の情報開示を迅速に行う事とその旨を当該サービス利用者に予め告知する事が必要だと思量しております。つきましては、内容をご検討いただきインターネット事業者に対して行政指導等を行って頂きたいと存じます。

H)民事手続

商標権侵害物品の取引により莫大な利益を上げた者に対する制裁としては、刑 事摘発により厳罰に処することが最も効果的な施策の一つだと思いますが、現 状では、前述の通り故意の立証という高いハードルのため立件に困難を来して おります。他方、民事手続においては、故意がなくとも過失があれば損害賠償 を請求することができるうえ、過失は商標法上推定されますので、損害賠償請 求権の確立自体は比較的容易となっております。しかしながら、侵害行為者が どのくらいの期間・価格・数量の商標権侵害物品を販売したかは、通常侵害行 為者にしか知り得ない事実であり、商標法上、文書提出命令や損害額の推定と いった損害賠償請求権の行使を容易にする規定は定められておりますが、侵害 行為者は多数の会社を迂回させて複雑な流通経路を構成する等して利益を隠し ておりますので、現実には侵害行為者が正直に申告しない限り損害の実体は掴 みきれないと言わざるを得ません。従いまして、損害の立証における権利者の 負担を軽減し、悪質な侵害行為者に相応の賠償をさせるため、①損害賠償請求 権の最低額を法定する、②悪意の侵害行為について制裁的賠償を認める、③侵 害行為の範囲について虚偽の申告をした侵害行為者に対する法定侮辱罪等の制 裁を設ける、といった施策をご検討いただきたくお願い申し上げます。

又、民事手続においては、判決の現実的執行可能性という問題があります。すなわち、権利者が苦労して何とか侵害行為者の得た利益を立証し、これをもって権利者の被った損害と推定され、侵害行為者に対して損害賠償を命ずる判決が下されても、侵害行為者が任意に履行しない限り、損害賠償金の回収は権利者の費用と責任において行わなければなりません。この点、商標権侵害物品の売買を生業とする侵害行為者においては、実体の不明な法人等であることが多く、損害賠償金は「絵に描いた餅」に終わることも稀ではありません。具体例として、判決前の和解交渉で資力がないことを強調していたにもかかわらず、判決後別の刑事事件の捜査により、実際には資産を隠匿していたと思われる事実が判明したこともあります。民事判決が「絵に描いた餅」に終わることは司法の威信にも関わる問題だと思料いたします。侵害行為者の資産を強制的に調査する方法等、権利実行手続の整備をお願い申し上げます。

2008年4月3日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

東京都渋谷区上原3-6-12 社団法人日本音楽著作権協会

「知的財産推進計画2007」の見直しにあたり盛り込むべき政策事項

標記について、以下のとおり意見を申し述べます。

1 著作物の保護期間の延長

(1) 趣旨

映画以外の著作物に係る保護期間の延長について、現行の「著作者の死後 50年を経過するまでの間」から「著作者の死後70年を経過するまでの 間」とする方向で検討し、今年度中に結論を得ることを政策事項として明確 に盛り込むべきである。

(2) 理由

以下の3つの視点から、著作物の保護期間を著作者の「死後70年まで」とすべきである。また、従来の我が国の立法例においては、一度消滅した著作権はその後保護期間が延長されたとしても復活しないため、まさに死後50年が経過しようとしている著作者も存在する以上、早急に保護期間延長に向けた結論を得るべきである。

ア 文化的視点

文化芸術が発展し、優れた芸術作品を人々が豊かに享受できるようにするためには、著作権保護の充実が必要である。著作権の保護は、創作者の創作意欲を鼓舞し、文化的価値の高い作品を生み出していく上で極めて大きな役割を果たしている。長く人々に愛される貴重な文化資産が少しでも多く生み出され、後世の人々が享受できるこれらの文化資産を少しても豊

かにするためにも、創作者とその作品に対する敬愛の念にふさわしい適正 な保護期間を与え、今を生きる創作者のインセンティブを高めることが大 切である。

イ 知的財産立国推進の視点

著作権保護の充実なくして真の知財立国は実現しない。知的財産を国の文化や産業の基盤とし、魅力ある日本を実現していこうとする中で、その基本となる著作物の保護期間が、欧米諸国など多くの諸外国より短いままということは、国家戦略の放棄を意味するに等しい。知的財産を文化や産業の基盤として豊かで活力のある社会を築こうとするためには、欧米諸国の水準に到達するよう、著作物の保護期間を延長すべきである。

ウ 国際的視点

国際的な調和なくして真の著作権保護も文化交流も実現しない。今日のようにインターネットが発達し、著作物が瞬時に国境を越えて流通する時代においては、一国のみに著作物の流通が留まることはあり得ない。欧米諸国をはじめとして60か国以上が既に「死後70年まで」を採用しており、また、昨今文化交流が盛んに行われている韓国においても「死後70年まで」への延長等を内容とする法改正作業が進められている。このように「死後70年まで」が世界標準であることは疑うまでもなく、国際的調和を図る必要からも、保護期間を延長する必要がある。

2 戦時加算の撤廃

(1) 趣旨

日本にのみ課せられている戦時加算について、官民連携して早期の解消に努めることを政策事項として明確に盛り込むべきである。

(2) 理由

太平洋戦争中に連合国民が有していた著作権の我が国における保護期間を通常約10年延長する戦時加算の義務が、戦後62年を経過した現在においてなお、我が国にのみに課せられていることには、どのような観点からも正当性を見出すことができない。

戦時加算義務により我が国が加算すべき日数は、各国との平和条約批准 日によって国ごとに異なるだけでなく、著作権の発生日や譲渡の有無によ って同一の著作者であっても作品ごとに異なる。このため、これを正確に 特定するには国外の関係先に古い資料の提供を依頼するなどの煩瑣な調査 が必要となり、円滑な利用を阻害する要因となっている。

著作権協会国際連合(CISAC)は、2007年6月の総会において、 戦時加算制度の実質的な解消に向けて当協会などが提案した、各加盟団体 が所属する会員に対して加算を受ける権利を行使しないよう働きかけるこ となどを内容とする決議を全会一致で採択した。

このように民間レベルでの国際的な合意形成が進みつつあることを受け、 政府においても、保護期間についての国際的な調和を図る中で、戦時加算 制度の解消について連合国側の理解を得るよう取り組むべきである。

3 私的録音録画に係る法改正に向けた対応

(1) 趣旨

私的録音録画補償金制度の見直しについて、2008年度中のできるだけ 早い時期に結論を得、関連する法改正を早急に進めることとしていただきた い。

(2) 理由

この制度の見直しに関する検討は、2005年の文化審議会著作権分科会 法制問題小委員会において開始されて以来、既に3年以上も継続されている が、この間にも、私的録音録画補償金の非対象機器等の普及が急速に拡大す る一方、対象機器等の製造・販売が大幅に減少している。このため、現実に 家庭内で行われる私的録音録画は増加しているにもかかわらず、権利者の得 る私的録音録画補償金額は激減している。

結論を得るのに更に時間がかかるようなことになれば、欧州の文化先進国では私的録音録画について権利者への適正な対価の還元を実現している補償金制度が、我が国では制度が存するにも関わらず機能しなくなるという異常事態を招来することとなる。知的財産立国を標榜する我が国としてこのような恥ずべき事態はなんとしても避けなければならない。

こうした事態を回避するためにも、本件について、2008年度中のできるだけ早い時期に、具体的な制度設計までも含めた結論を得、関連する法改正を早急に進めることとしていただきたい。

4 著作権の間接侵害に関する規定の創設

(1) 趣旨

著作権のいわゆる間接侵害行為について、一定の要件の下で差止請求に服 することとするよう立法措置を早期に実現すべきである。

(2) 理由

デジタル化・ネットワーク化の進展により、いわゆる間接侵害行為に対する差止請求を認めなければ、合理的な解決を図ることができない事案が増加している。すなわち、著作権の直接侵害者が多数存在する、又はその特定が事実上困難であるため、直接侵害者に対する差止請求によって著作権侵害を防止し、又は排除することは不可能に近いが、直接侵害行為への関与者(間接侵害者)に対する差止を認めれば、著作権侵害を実効的に防止することができ、かつ、間接侵害者とされた者に過大な負担をかけることもないという類型の著作権侵害行為が問題となる事案である。

こうした事態に対処するため、裁判例は著作物の利用主体(直接侵害者) を規範的に捉えてその範囲を一定程度広く認めることによって、又は利用主 体に準ずる者に対する差止を認めるという解釈論によって、合理的な解決を 図り、著作権保護の国際的水準との調和を図る努力を続けてきた。

しかし、下級審判例の中には、明文の規定がない限り、著作物の利用主体と性格付けることができない者を差止請求に服せしめることは解釈論としては無理であるから、上記のような合理的な解決を図るためには明確な立法を要するとの立場をとるものもある。

このような下級審判例が存在することに鑑みると、著作権者及び著作物利用者の双方がそれぞれのビジネスを進める上での予測可能性を確保するという観点からして、具体的紛争が起きた場合の裁判例の集積に待つというだけでは十分でないのが今日の状況である。

そこで、著作権法第112条において差止請求の対象となる「侵害」には、 自ら行う物理的な利用行為以外であっても、専ら侵害の用に供される物の提 供等により他者に侵害行為をさせる行為等、一定の要件を満たす他者の行為 も該当することを法律上明確にすべきであると考える。

5 ポータルサイトの充実

(1) 趣旨

国内外の利用者が我が国のコンテンツに関する情報に円滑にアクセスできるようにするコンテンツポータルサイトについての支援の対象をより明確にすべきである。

(2) 理由

コンテンツの流通促進を図る上で、作品の権利者情報等に関するデータベースの整備は、必要不可欠である。

現在、当協会を含む創作者団体17団体は、「創作者団体ポータルサイト」の開設に向けて、各加盟団体の持つデータベースの整備等を進めている。 しかしながら、この作業に必要な資金的、人的コストについては各加盟団体がそれぞれ負担しており、すべての団体が十分な対応を取れるとは限らない。

一方で、2007年6月から作品情報のデータベースである「コンテンツ・ポータルサイト」が運営されているが、権利者情報等をより有効に活用するためには、これらデータベース同士の連携が重要である。

こうしたことから、円滑なコンテンツ流通の実現のため、「創作者団体ポータルサイト」の開設及び各加盟団体のデータベース整備や外国語対応等に向けた取組み及び「コンテンツ・ポータルサイト」等、各データベース間の連携強化を支援すべきである。

6 音楽のネット配信に対応した権利処理の効率化

(1) 趣旨

配信事業者が権利者の利用許諾を得て配信事業を行う際に必要な利用報告に係る作業のうち共通のものを集約し、集中的に処理することで、情報処理コストを大幅に削減し、それによってコンテンツの流通を更に促進するための取組みを支援することを政策事項として盛り込むべきである。

(2) 理由

音楽のネット配信市場の拡大に伴い、配信事業者の取り扱う延べ楽曲数は、この4年間で7倍以上増加(2006年度実績で延べ1億8千万曲以上)している。これに伴い、権利処理のために必要とされる配信事業者による楽曲を特定するための権利管理コードの付与作業や、著作権管理事業者による利用報告後の使用料請求作業も膨大なものとなっており、その処理コストは増

大する一方である。

このままこうした処理に必要な負担が増大し続けると、音楽配信事業そのものが衰退してしまうことが危惧される。

この問題を解決するため、現在、ネットワーク音楽著作権連絡協議会では、 楽曲の権利管理コードの付与作業等を集中的に処理するための第三者機関を 設立する方向で検討している。この構想が実現すれば、情報処理コストの大 幅な軽減が期待できる。

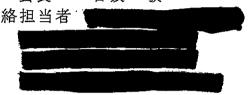
このような情報処理コストの削減を通じてコンテンツ流通を促進させようとする取組みは、今後も成長が期待されるネット配信ビジネスにとって有益なものと考えられることから、この取組みへの支援を行うことを政策事項として盛り込むべきである。

以 上

レ協(法)08-009 号 平成 20 年 4 月 3 日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

〒107-0061 東京都港区北青山2丁目12番16号 北青山吉川ビル11階 社団法人日本レコード協会 会長 石坂 敬一 (連絡担当者



意見書

「知的財産推進計画 2008」に盛り込むべき事項について、以下のとおり当協会 の意見を提出する。

記

1. 音楽産業の基盤整備

(1) モバイル向け違法音楽配信の根絶

デジタル・ネットワーク技術の進展によって、配信向けの音源の制作が促進される等、更に幅広い音楽が多様なメディアを通じてユーザーに提供される環境となっている。2007年の音楽配信売上は755億円(前年比141%、当協会調査)であり、配信技術の進展やカタログの充実、サービスの多様化等に伴うユーザー利便性の更なる向上により、今後も力強い成長が見込まれるが、他方で正規の音楽配信を上回る夥しい量の違法な音楽ファイルがネットワーク上で流通し、権利者に深刻な被害を与えている。特に、音楽配信売上の9割を占めるモバイル向け音楽配信分野においては、違法音楽配信サイトの利用が蔓延しており、モバイル向け違法音楽配信の根絶が急務である。政府は、違法音楽配信の根絶のための技術等の実効的対策に関する権利者団体、通信キャリア事業者等の関係者間協議を奨励、支援すべきである。

(2)「違法録音録画物や違法サイトであることを知りながら行う私的使用のための録音録画」を、著作権法第30条第1項の「私的使用のための複製」から除外する著作権法の改正

拡大する違法な音楽ファイルの流通を防止し、音楽産業の健全な発展を 図るためには、違法録音録画物からの複製や違法な音楽ファイルのダウン ロードを、一定の場合著作権法第30条第1項の適用範囲から除外し、私的 使用目的であっても違法とすることが必要である。 無許諾のアップロードについては、現行著作権法の下でも違法とされているが、違法にアップロードされたものを私的使用のためにダウンロードする行為については、当該ファイルが違法であることを知っている場合であっても、適法とされている。しかし、違法なファイルがダウンロードにより適法なファイルに転化する理由はなく、また、自動公衆送信においてはリクエストによって違法送信が行われ、そのリクエストをするのはダウンロード側であること、権利者の実際の被害はダウンロードにより生じるものであることから、ダウンロードを違法とすることによって違法送信を減少させることができる。

なお、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるとの意見もあるが、違法サイトと承知の上で(「情を知って」)録音録画する場合に限定するなど適用除外の範囲に一定の条件を課すことにより、知らずに違法な利用を行うリスクをユーザーに負わすことのない制度設計とすることができるので、上記の懸念は当たらない。権利者としても適法コンテンツを識別するためのマーク(エルマーク)を制定し広くユーザーへの周知に努めているところである。

(3) 私的録音録画補償金制度の見直し

現行の私的録音録画補償金制度が導入された平成 4 年以降の技術の発達 等による私的録音録画実態の大幅な変化に対し、制度が追いついていない ため、権利者の経済的な不利益がますます拡大している。ついては、私的 録音録画から生じる権利者の不利益がこれ以上拡大することのないよう、 私的録音録画補償金制度の見直しを行い、制度設計を含め具体的な結論を 早急に得ることが必要である。

2. デジタル化・ネットワーク化の下における権利者の適切な保護

(1)「デジタルコンテンツ流通促進法制」などの検討に関する留意点

デジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を検討するに当たっては、 著作権法の目的(著作物並びに実演、レコード等の公正な利用に留意しつ つ、著作者等の権利の保護を図ることにより文化の発展に寄与すること) が損なわれることのないよう、特に次の点に留意すべきである。

- ① コンテンツの流通促進は、権利の切り下げによるのではなく、権利者 自らが行うビジネスの活性化の促進及び権利の集中管理事業の充実に より達成すべきである。
- ② 権利が報酬請求権に切り下げられた場合は、利用者は交渉を成立させなくても利用を継続することができるため、権利者が利用者と対等に使用料を協議することができなくなり、許諾権があることにより得られる利益を大きく下回る使用料とならざるを得ない。このように、権利の切り下げは、権利者が本来享受できる正当な利益を得ることを困難とし、ひいてはコンテンツの再生産を阻害し、日本のコンテンツ制作能力を低下させるおそれがあることに留意すべきである。

(2) 法定賠償制度の創設

インターネットを利用した著作権等の侵害においては、損害額の算定に必要な侵害回数を立証することが困難な場合が多く、権利者の救済が必ずしも適切には図られていない。従って、被害者が権利侵害の事実を立証した場合には、具体的損害額を立証しなくても、一定の法定額を損害賠償額として請求することができる制度(法定賠償制度)を創設すべきである。

(3) インターネット上の著作権侵害に対するプロバイダの責任の在り方の検討 インターネットの普及によって、インターネット上での著作権侵害行為が 急激に増加しており、権利者の収益機会が大きく損なわれている。このよう なインターネット上の著作権侵害を実効的に取り締まるためには、利用者に よって多数の著作権侵害行為が継続的に行われているサイト等の運営者等 に対し、当該運営者が侵害行為の主体とみることができる場合はもちろん、 行為主体と見ることができない場合であっても、侵害行為を減少させる措置 を合理的な範囲で講じることを義務づけ¹²、この義務を履行していない場 合には、プロバイダ責任制限法による免責を受けることができないようにす ることも検討すべきである。

(4)検索エンジンに関する権利制限の創設における留意事項

検索エンジンサービスの中には、主に著作権者等の許諾なくアップロードされた著作物(違法複製物)等を収集し、表示するサービスも存在しており、そのようなサービスを行う事業者までが免責されることのないよう制度設計する必要がある。サービスを行う事業者に対し事後的に権利者からの削除要請に応じる義務を課すだけでは実効性に乏しく、削除要請に要する権利者の負荷も相当なものとなることに留意すべきである。権利制限を認める際は、次の要件を満たすサービスに限定すべきである。

- ① 違法複製物の流通を目的としていないこと
- ② 違法複製物の流通を防止するための合理的な措置を講じていること
- ③ 当該サービスの実態として違法複製物の流通促進が主たる用途の一つ になっていないこと

また、韓国においては、著作権等の侵害予防を目的として、一定のプロバイダにフィルタリング等の技術の搭載を義務付ける法制化が行われており3、またベルギーで著作権侵害の防止措置を講じるようインターネットサービスプロバイダ(ISP)に命じた判決が出ているので4、我が国の立法においても参考とされるべきである。

3. 放送、有線放送および公衆への伝達に対するレコード製作者の権利の見直し

(1) レコード放送権の創設

デジタル技術の発達や規制緩和等を背景とした多様な放送事業者の出現により、著作権法における放送事業者とレコード製作者との関係を見直すべき時期に来ている。特に、語りをはさむこともなく音楽 CD をそのまま

繰り返すような放送形態は、レコード製作者の行う CD 販売や音楽配信ビジネスを阻害するおそれがある。従って、このような商業用レコードを用いた「専ら音楽の提供を目的とする放送又は有線放送」に対しては、レコード製作者の権利を報酬請求権(二次使用料請求権)から許諾権(レコード放送権)に変更し、合理的な許諾条件を付して許諾できるようにすべきである。

(2) 商業用レコードの公衆への伝達に対するレコード製作者の経済的利益の 確保

実演家等保護条約第12条及びWIPO実演・レコード条約第15条は、商業目的のために発行されたレコード又はその複製物が放送又は公衆への伝達のために使用される場合について、レコード製作者に報酬請求権を認めつつ、上記規定の適用範囲等について締約国による制限を認めており、我が国は、レコード製作者の報酬請求権の対象を放送、有線放送における商業用レコードの使用に限定する旨留保宣言した上で条約に加盟している。

しかし、公衆に聴かせるための商業用レコードの使用については、既に世界 124 カ国 (OECD 加盟 30 カ国中、27 カ国) において、レコード製作者に報酬請求権ないし許諾権が付与されており、我が国においても、国際条約上認められたレコード製作者の経済的権利を承認し、権利保護の国際的調和を図るべきである。

4. レコードの保護期間延長

音楽文化の発展は、楽曲創作・実演提供・原盤製作が一体となって成し遂げられるものであり、三者の保護期間も調和的に設定される必要がある。しかるに、現行著作権法の下では、楽曲の著作権が著作者の生存中及び死後50年間保護されるのに対し、レコードの保護期間は発行後50年間で終了するとされており、レコードの保護が十分に図られていない。ついては、著作権との保護水準の格差を解消するために、レコードの保護期間の延長が必要と考える。

国際的には、既に30カ国が50年を超えるレコードの保護期間を採用しており、わが国も、レコード売上第二位の国として、映画著作物の保護期間(公表後70年)ないしレコード売上第一位のアメリカの例(発行後95年)などを参考としながら、レコードの保護期間に関する国際的潮流を主導すべき立場にあると考える。

5. 日本音楽コンテンツの海外展開支援

(1) アジア地域への海外展開の支援

レコード産業では、日本音楽コンテンツのライセンスアウト拡大に向け、 国の支援も受けつつ、主にアジア諸国に向けた取組みを行っている。特に、 アジア最大の潜在的市場である中国について、当協会は、中国国家版権局 より日本のレコードに関する権利認証機関として承認を受け、昨年 4 月に 認証業務を開始し、中国におけるレコードの早期発行への取り組みを進め ている。しかし、中国市場におけるライセンス拡大に向けた課題は依然として存在し、これまで官民一体となって取り組んでいる海賊版対策や音楽文化交流施策等に加え、歌詞検閲制度の改善等を日本政府が中国政府に対して積極的に働きかけていくことが必要である。

(2) アジア地域を越えた海外展開の支援

海外主要国は従来から世界第二位の音楽マーケットである日本に、官民あげて自国の音楽の売り込みを行っており、最近も不振に苦しむ世界のレコード産業にあって堅実な推移を辿る日本市場に注目が集まっている。特に英国、フランス、カナダ、北欧諸国等は、大使館も含め官民一体となって日本へのコンテンツ輸出に精力的に取り組んでいる。

我が国も日本の音楽を世界に展開していくためには、国の強力な支援が可及的速やかに行われる必要がある。我が国のレコード産業は、政府及びJETROと一体となって、世界一のマーケットである米国を初め欧州諸国に向けて、日本のサブカルチャーとして注目を集めるアニメやビジュアル系などの日本音楽コンテンツを売り込む商機を創出すべきである。

6. 歴史的音盤のアーカイブに関する支援

初期のレコード盤(SP盤)は、音楽録音のほか講演等の肉声の記録に利用されていた。しかし、このような時代の世相を伝える録音メディアとして重要な役割を果たした SP盤および金属原盤が、時代の経過とともに、散逸・消失・劣化し始めている。文化的な資産であるこれらの音源を保存し、広く国民に公開、伝承することが我が国音楽文化の発展のために極めて重要であるが、活字(書籍)や映像(映画)の保存に比べ音源の保存が立ち遅れている。政府は、歴史的価値の高いレコード音源の調査、アーカイブ化等を行うレコード製作者と放送事業者の取組みを積極的に支援すべきである。

以上

著作権法第104条(特定の類型のオンラインサービス提供者の義務など)

ユーザー同士の間でコンピュータ等を用いて著作物等の送信を可能にすることを主たる目的とするオンラインサービス提供者は、権利者の要請がある場合、かかる著作物等の違法な送信を遮断する技術的措置等の必要な措置を講じなければならない。

2 文化観光部の長官は第 1 項の規定による特定の類型のオンラインサービス提供者の範囲 を定めて告示することができる。

また、著作権法施行令第46条において、技術的措置等が以下のとおり規定されている。

著作権法施行令第46条(違法な送信を遮断する技術的措置等の必要な措置)

法第 104 条第 1 項の「著作物等の違法な送信を遮断する技術的措置等の必要な措置」とは、 次の各号のすべての措置をいう。

① 著作物等のタイトル名等、特徴の比較等により著作物等を識別することが可能な技術 的措置

^{1 2006}年12月に改正された韓国著作権法第104条は、特定の類型のオンラインサービス提供者の義務等について以下のとおり定めた(以下の条文等は当協会訳)。

- ② 第1号により識別される著作物等の違法な送信を遮断するため検索及び送信を制限する措置
- ③ 著作物等の違法な送信者が特定可能な場合には、かかる送信者に対する著作権等侵害 の警告、停止要請の送付
- 2 第1項第1号及び第2号の措置は権利者が要請した場合にはただちに履行しなければならない。

また、法第 104 条第 1 項の義務が適用されるオンラインサービス提供者の範囲について、文化 観光部告示第 2007-24 号は以下のとおり定めている。

文化観光部告示第 2007-24 号

- ① 個人又は法人(団体を含む)のコンピュータ等に保存された著作物等をアップロード し、それにより当該著作物等を公衆に利用可能ならしめる者に対して、商業的利益又 は便宜を提供するオンラインサービス提供者
- ② 個人又は法人(団体を含む)のコンピュータ等に保存された著作物等を公衆に向けて ダウンロード可能とし、かつ、対価の支払いを得る事業に従事するオンラインサービ ス提供者
- ③ P2P 技術により、個人又は法人(団体を含む)のコンピュータ等に保存された著作物 等をアップロード又はダウンロード可能にする機能を提供することにより商業的利益 を得るオンラインサービス事業者
- 個人又は法人(団体を含む)のコンピュータ等に保存された著作物等の検索及び送信を可能とするプログラムの提供を主たる目的とするオンラインサービス提供者
- ² ベルギーにおいては、2007年6月、著作権管理団体である SABAM が ISP であるスカーレット社(前 Tiscali)を相手どって 2004年にブリュッセル地方裁判所に提起した訴訟(No. 04/8975/A)の判決が下された。これは、同社のネットワーク上における P2P による甚大な権利侵害を解消するため、法廷が同社に対して著作権侵害を防止する措置を講じることを命令するよう SABAM が求めたものである。ブリュッセル地裁は、専門家による第三者グループを設置し、著作権侵害を防止する技術的措置の実現性及び費用について報告を求めた。その結果、ブリュッセル地裁はスカーレット社に対し、同社の利用者が P2P による著作権侵害を行うことを防止する措置を講じるよう命令を下した。法廷は、同社に対して特定手段の採用を命令してはいないが、フィンガープリント技術を用いた違法ファイルの識別によるフィルタリングについて「本件事案の解決において専門家が最も適切と考える手段」と言及している。
- 3 前揭注1参照。
- 4 前掲注2参照。

日行連発第15号 平成20年4月3日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

日本行政書士会連合会会 長 宮 本 達

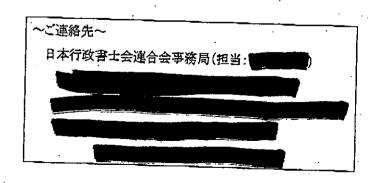


「知的財産推進計画2007」の見直しに関する意見の提出について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、今般貴事務局より公表されました「知的財産推進計画2007」の見 直しに関する意見募集について、意見書を別紙のとおり提出いたします。

以上



平成20年4月3日日本行政書士会連合会

「知的財産推進計画 2007」の見直しに関する意見

「知的財産立国」の推進計画の具現化に向けた関係各位のご尽力に敬意を表します。

さて、行政書士は、隣接法律専門職の国家資格者であり、全国で登録している会員は、39,499 名おり、日本全国 47 都道府県単位で行政書士会が存在しております。知的財産権分野においては、行政書士法第1条の2に規定する業務「官公署に提出する書類の作成(他の法律で制限されているものを除く。)」として、著作権の登録申請(著作権法)業務を行っています。この他にも、プログラムの著作物に係る登録申請(プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律)、半導体集積回路の回路配置利用権登録申請(半導体集積回路の回路配置に関する法律)、種苗法に基づく品種登録申請(種苗法)、輸入差止申立書や輸入差止情報提供書(関税法)の作成等を業務として行っています。

また、同条に規定する業務「権利義務又は事実証明に関する書類の作成(他の法律で制限されているものを除く。)」として、特許、実用新案、意匠、商標、回路配置もしくは著作物に関する権利、または技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約等について、契約書を代理人として作成する業務も行っており、これらの業務を通して知的財産分野における国民の権利利益の保護に寄与しています。

さらに、日本行政書士会連合会(以下「本会」という。)では、著作権の普及・啓発のため、本会中央研修所が主動して各地で行政書士向けの著作権研修会を開催しております。この研修の修了者に対して所定の効果測定を行い、基準を満たした者を「著作権相談員」(平成 20 年 3 月 12 日現在で 3,656 名)とし、その名簿を文化庁、財団法人ソフトウェア情報センター及び社団法人著作権情報センターに提出しております。併せて実務により一層精通するための「著作権実務研修会」を開催して、著作権相談員のレベルアップを図っております。

また、国民に対する知的財産権の普及・啓発活動の一環として、平成 16 年・平成 17 年と東京の読売ホールにて、総務省・文化庁・知的財産推進本部の御後援をえて「著作権フォーラム」を開催いたしました。

このように、行政書士に知的財産権分野における業務を日々行っていること、また、本会が著作権をはじめとする知的財産権の普及・啓発に注力していること等を踏まえ、以下のとおり意見を申し述べます。

1. 全般について

知的財産の創造・保護・活用の観点から国民の利便性を考えた場合、地域的偏在が少なく、知的財産に関する業務に携わっている「行政書士」を活用すべきである。

具体的には、各々の項目に関係する法律専門家について「弁護士及び弁理士」のみではなく、「行政書士」も対象に加えるべきである。

本会としても、これまで以上に著作権をはじめとする知的財産権の普及・啓発に取り組み、本分野における行政書士の資質向上を図ることとしており、国家資格である隣接法律専門職「行政書士」の活用が図られるべきである。

2. ページ数:48

対象項目:(2)裁判外紛争処理を充実する

本会では、ADR 機関で活躍できる行政書士手続実施者の養成を進めております。全国に展開し、地域的偏在も少ない行政書士を知財分野におけるADR機関で活用していただきたい。

また、「かいけつサポート」の積極的な PR に日本行政書士会連合会及び都道府県行政書士会を活用すべきである。

3. ページ数:88

対象項目:(2)地域における支援人材を育成・活用する

「(2)地域における支援人材を育成・活用する」ことについて、知的財産人材のネットワーク化・その他の支援活動に行政書士を加え、全国に渡るきめの細かい支援を実現していただきたい。

また、地域における知的財産の相談体制を強化し、紛争を未然に防ぐとの観点から、日本行政書士会連合会が養成し、全国に設けている「著作権相談員」の活用を図ることを盛り込んでいただきたい。著作権をはじめとする知的財産に関して研修を受けた行政書士である「著作権相談員」は、一定の能力を備えているうえ、全国各地で偏在がないことから、この活用により国民の利便に資することができる。

4. ページ数:124

対象項目:(1)知的財産専門人材を育成する

「(1)知的財産専門人材を育成する」について、「知的財産立国」の実現のための人材として行政書士を加え、専管業務規定等で知的財産を取り扱える全ての法律専門職を取り込んだ質の向上が必要である。

日本行政書士会連合会が開催する著作権関係研修について

1 著作権研修会カリキュラム

科目名	時間数	講義概要
著作権法概論①	90分	「著作権テキスト」に基づく著作権法の概要
著作権法概論②	90分	「著作権テキスト」に基づく著作権法の概要
著作権登録について	90分	「登録の手引き」に基づく著作権登録の概要
プログラム登録について	90分	「プログラム登録の手引き」に基づくプログ ラム登録の概要
効果測定	40分	日行連が作成した問題による効果測定の実施

[※] 著作権研修会の修了者については、所定の効果測定を行い、基準を満たした者を「著作権相談員」とし、その名簿を文化庁、財団法人ソフトウェア情報センター 及び社団法人著作権情報センターに提出しています。

2 著作権実務研修会カリキュラム

科目名	時間数	講義概要
種苗法について	90分	種苗法の概要
		育成者権について
プログラムの著作物等に ついて	90分	プログラム、データベースの創作・流通・利用と 著作権
著作権の間接侵害	90 分	著作権の直接侵害と間接侵害 間接侵害の判例研究
著作権契約について	90分	著作権相談の対応の仕方 著作権契約書の作成の仕方及び留意点
音楽著作権と日本音楽著	90分	音楽著作権の概要
作権協会の業務について	<u> </u>	日本音楽著作権協会の業務の概要と課題
著作権業務に関する意見 交換	90分	特定非営利活動法人著作権推進会議の活動紹介 と著作権相談業務の実例に基づく意見交換

[※] 著作権夷務研修会は著作権相談員を対象としています。

平成20年3月12日現在

著作権相談員分布状況表

著作権相談員数 垳 敋 炻 8 绐 亿 123 40 101 .68 36 32 45 26 44 6 8 61 和歌山県行政書士会 鹿児島県行政書士会 滋賀県行政書士会 大阪府行政套士会 京都府行政書士会 奈良県行政書士会 兵庫県行政舎士会 島根県行政書士会 島取県行政書士会 岡山県行政書士会 広島県行政書土会 山口県行政書士会 香川県行政書士会 佐賀県行政書士会 沖縄県行政者士会 徳島県行政書士会 高知県行政書士会 愛媛県行政書士会 福岡県行政書士会 長崎県行政客士会 熊本県行政書士会 大分県行政書士会 宮崎県行政審土会 単位会名

3,656 名	
著作権相談員終数	

		· r .	7	· ·	· ·	,	,			· .			٠.				_•	. '		ij,				
著作権相談員数	名	柘	ኅ	谷	夲	ХI	允	谷	绐	始	华	ÝП	络	谷	谷	分	87	名	夲	分	श्र	约	名	ኅ
著作	57	45	55	. 37	20	94	.31	575	188	123	119	58	.91	103	.60	35	119	93	207	54	84	26	48	37
単位会名	北海道行政書士会	秋田県行政書士会	岩手県行政書士会	青森県行政書士会	福島県行政審士会	宫城県行政書士会	山形県行政書士会	東京都行政書士会	神奈川県行政魯士会	干葉県行政書士会	茨城県行政魯士会	栃木県行政書士会	埼玉県行政書士会	群馬県行政害士会	長野県行政書上会	山梨県行政書士会	静岡県行政書士会	新潟県行政審土会	愛知県行政警士会	岐阜県行政書士会	三重県行政審土会	福井県行政魯士会	石川県行政魯士会	富山県行政書士会

08日知理第 11 号 2008年4月3日

内閣官房 知的財産戦略推進事務局 御中

日本知的財産協会 理事長 碓氷 裕彦

「知的財産推進計画2007」の見直しについて

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴事務局にて意見募集なされております首題の件に関しまして、「知的財産推進計 画2008」策定の観点から、下記のとおり当協会の意見を申し述べます。

当協会といたしましては、これまでの貴事務局、知的財産戦略本部の活動につきまして 衷心より敬意を表しますと共に、今後とも、国際産業競争力強化の観点から、更にご尽力、 ご指導いただきますようお願い申し上げます。

なお、当協会といたしましては、「知的財産推進計画2008」策定に当たりまして、 積極的に支援させていただく所存でありますので、時宜に応じて、説明、意見交換の機会 を設けていただければ幸甚に存じます。

敬具

記

1. 総 論

我が国における知的財産戦略は、2002年2月の小泉・元首相の施政方針演説以降、 貴事務局を中心に推進され、2008年度は、第1期で進展した改革の実行を上げつつ新 たな課題にも対応することを狙った第2期の3年目を迎えることとなりますが、先ず、「知 的財産推進計画2007」を含め、これまで策定された諸施策について、実施状況をしっ かりとフォローし、その結果、見直すべきところは速やかに見直す(軌道修正する)こと が重要かと考えます。特に、知財サイクルの中でも重要と考えられる知財活用の面からの 成功例をピックアップし、内外に対して公表することが有用ではないかと考えます。

「知的財産推進計画2007」においては、取り組むべき施策のうち特に重要と考えられるものが重点編として取り纏められ、形式的には各施策にメリハリをつけられましたが、「知的財産推進計画2008」策定に当たっては、各取り組みについて実質的なメリハリをつけること、また、これまで策定された施策の中で中長期的な視点からじっくりと取り組まなければならない施策(例:産学官連携)については、個々の施策に応じた評価、フォロー、軌道修正等が必要ではないかと考えます。

次に、新規に「知的財産推進計画2008」に取り込むべき施策については、産業界の 声も十分に反映し、早期に取り組むべき施策、しっかりと議論を行った後に取り組むべき 施策等々、国際的なバランスも考慮し、メリハリのある優先度を付けた立案をすることが 重要と考えます。

更に、知的財産立国に向けて、官が取り組むべき施策、民が取り組むべき施策、官民が協力して取り組むべき施策を区分し、国際産業競争力強化の観点から、専ら民が取り組まなければならない施策については、基本的には、民の自主性に任せることが重要であると考えます。

2. 各論

以下に、当協会として、特に重点的、優先的に取り組んでいただきたい事項を掲げましたので、ご検討の程、よろしくお願いいたします。

_I. 知的財産の創造

(1) 大学における知財戦略

・大学の独立法人化とあいまって大学の知的財産権に関する権利意識は高くなったが、 各大学における知的財産本部と技術移転機構 (TLO) の連携機能強化または必要に応じた一体化は大学における適切な知的財産管理上重要な項目であるので、より積極的に推進されるべきである。また、これら機関の適切な評価システムを構築 (経済学的な視点からの評価を含む) し、レビューされたい。

また、知的創造サイクルの基となる発明を創造する研究者に対する知財意識の高揚 (意識改革)、知財教育の重要性に鑑み、これらについて各大学に対して今後とも適切 な指針を示す一方、各大学での自主的な運用を促していただきたい。本年3月末をもっ て第1期大学知的財産本部整備事業が終わるが、関係大学における現状をレビューし、 各大学における活動がシュリンクすることのないよう、国からの適切な財政基盤整備に ついても考慮願いたい。

一方、企業との関係では、大学は、基礎研究の成果につき産業界にとって有用な権利化を図ると共に、個々の産学連携に当たっては、産学連携の本来のあるべき姿、本質、個別テーマについての研究目的、成果の普及等について相互理解を図ることが重要であることを徹底して欲しい。特に、大学における研究成果についての権利化を図るに当たっては、産業界の意見をより積極的に取り入れる仕組み作り(例えば、該研究成果に関心を持つ企業と守秘契約を交わすことにより事業化を想定した権利化への協力を得る等)の定着化を検討すべきではないか。これにより、優れた研究成果であれば、企業が海外出願の費用を補助するケースも出てくることもあり得、グローバル知財戦略の観点からも望ましいものではないかと考える。事業化の視点を持たない出願は、権利化しても活用されることが少ないばかりか、国際産業競争力強化の観点からも有益であるとは考えられない。

なお、企業との協議結果を踏まえた柔軟な共同・委(受)託研究契約の締結が増えて

きていることは喜ばしいところではあるが、一方で、契約交渉の停滞も散見されるところであり、このような停滞による産学連携の機会損失を回避するため、契約締結について更なる柔軟性確保に向け、大学として共同研究(産学連携)の全体最適を図る視点に立った対応の関係者への徹底を図って欲しい。

(2) イノベーションの創造の基礎となる技術情報のインフラ構築

・全ての技術者・研究者が国内外の特許情報、論文や書籍等の特許情報以外の技術情報、 さらには出願に関する経過情報等をシームレスに検索、参照できるようなインフラの整 備は、1企業ではなしえないものであり、イノベーションの促進、先行技術調査の観点 から、早期の実現に向けて検討をお願いしたい。

産学連携の重要性を鑑みると、大学、国研での科学技術研究において、膨大な量の特許情報の利用を飛躍的に高める必要もあろう。

また、今後ますます増大、拡散する技術情報へのアクセスを補完する試みとして、コミュニティの力をより積極的に活用することも検討すべきである(例えば、コミュニティパテントレビューの他、オープンソースソフトウェアそのものを特許審査の先行技術としてより容易に利用できるような仕組みなど)。

一方、著作権の問題を抱えている特許庁保有の非特許文献 DB の外部への提供等、非特許文献の取り扱いについては、これらの先行技術文献調査結果による無駄な出願の抑制の観点からも、文化庁他の関係当局とも協議・調整し、早期に解決を図って欲しい。

(3)特許情報と科学技術政策との戦略的提携

・特許出願技術動向調査:現在、特許庁においては、重点8分野における特許出願状況 および特許出願技術動向について日本出願のみならず、米国、EU等の主要国、地域に おける特許庁に対する出願も含めた技術動向の調査・分析を行なって公表しており、有 用な情報であると思うが、一部で活用されるに留まっているのでないか。この理由とし ては、調査、分析内容が必ずしも産業界等のニーズに基づいたものとなっていないから ではないかと推察する。このような調査・分析は、日本企業がグローバル事業戦略を立 てる際に大いに参考になるであろうし、各国、地域における知的財産の保護制度の違い による出願構造の差異を分析することにより、グローバル産業競争力を強化するための 我が国の政策立案(法改正を含む)の検討にも役立つものと考えるので、今後は、調査 対象の技術分野、調査の内容、分析の仕方等について、産業界等の意見も十分に取り入 れた形で実施いただきたい。

また、特許のみならず意匠、商標も、海外のグローバル企業がどのような戦略で出願、 権利維持、活用しているかという情報も日本企業にとって有益であろう。

Ⅱ. 知的財産の保護

(1)審査迅速化の一層の推進

・昨今、日本から中国、韓国等英語圏以外の国、地域に出願するケースが増えてきているが、その際に特に問題となるのが非常に限られた時間内に当該国、地域言語への翻訳を行わなければならない点である。特に、中国等では、翻訳ミスが後に判明しても原日本出願を基に補正することが難しく、適正な権利取得の面で苦労している企業が多い。

このため、当協会ではいろんな機会を捉えて、これらの国、地域に対して日本語による出願を認めるよう要望しているが、日本がこれらの国、地域からの出願について当該国、地域言語での出願を認めていない状況では要望もトーンダウンせざるを得ない。一方、海外から日本への出願も年々増加して来ており、グロバリゼーションの観点から、海外の出願人に対しても配慮することが必要であると考える。

従って、「出願時の明細書はいかなる言語で記載されていても構わない」、等について 定めた特許法条約 (PLT) の早期批准または加入についても検討すべきではないかと考 える。

(2) 国際的なワークシェアリングと多様なユーザニーズに応えた審査体制の整備

・各国、地域特許庁間のワークシェアリングは、出願人にとっても各国、地域での権利 取得に費やされるワークロード、費用削減メリットが期待され、将来的な実体面でのハ ーモナイゼーション実現へのステップとして推進されるべきと考える。

一方、各国、地域特許庁間のワークシェアリングには各国、地域特許庁の審査タイミングを調整する必要があるが、発明がどの技術分野に属するか、また研究開発のどの段階で創出されたか等により、個々の発明について、出願人において権利化を図りたい時期が異なることは、従前より当協会が説明してきたところである。

従って、一律に早期の審査を行うという施策ではなくて、出願人が権利を取りたいと 意思表示した時点から審査着手、ファーストアクションまでの期間を短縮するという視 点からの施策についても検討すべきであると考える。

なお、米国においては、継続出願等により出願人の意思により権利化を遅らせることも可能であるが、日本においては分割出願の時期的制約も厳しくなってきており、これらを含めた検討も行う必要があると考える。

・また、審査の迅速・効率化、出願人におけるワークロード軽減の観点から、特許庁における審査部署は異なるが技術的には関連する複数の出願、審査着手リストには掲載されていないが技術的に関連が深い出願についても、関連出願まとめ審査として一括審査の対象とすることが出来るように検討すべきである。

(3) ワークシェアリングの推進 ~ 「仮想的な世界特許庁」の構想に向けて ~

・国際的なワークシェアリング推進の観点から、海外出願の基となる日本出願について2年以内に審査請求するよう出願人への協力要請がなされているが、前項で述べたように、

個々の出願について出願人が権利化を図りたい時期が異なるのが現実であり、出願人からどの程度の協力が得られるか不明であり、また、ユーザーフレンドリーの観点からも 適切な施策とは思えない。

例えば、第1庁が審査結果を発信しない限り第2庁での審査に入らないという仕組み を構築すべく各国、地域と協議・調整する方が、ワークシェアリング推進の観点から、 また、個々の出願について権利化を図りたい時期が異なる出願人の期待に応えるという 観点からベターではないかと考えるので、このような点についても検討願いたい。

- ・また、ワークシェアリングを支えるインフラ整備の一つとして、特許庁が中心となって 機械翻訳の精度をより向上させることも重要であり、また、出願人の権利取得コスト低 減の観点から、これを一般に開放することについても検討願いたい。
- ・さらに、今後の日米欧三極特許庁協力が進展し、持続可能な世界の特許システムの実現 に向けての制度改正がなされることは、ユーザーとしても是非ともお願いしたい。

しかしながら、現在、特許審査ハイウェイの他にも、特許審査についてのワークシェアリングの枠組みが多数提案されており、これらは適用の要件や審査の進め方などがそれぞれ異なり、また効果も異なっている。複数の枠組みが提案されることは、ユーザーたる出願人にとって選択肢が増えることになり歓迎すべきであるが、反面、多くのルートが乱立することになっては却ってユーザーにとって煩雑になる可能性がある。

従って、ワークシェアリングの議論に際しては、今後の「持続可能な世界の特許システムの実現」という目的に沿うことはもちろん、ユーザーにも使い勝手の良い内容となるよう検討いただきたい。

(4) 官民のワークシェアリング

・米国で試行されているコミュニティパテントレビューは、オープンなコミュニティの 英知を特許審査に活用する制度として期待されている。

一方、日本においては第三者の知見を特許審査に活用する制度として情報提供制度があるが、情報提供制度の見直し(例:インターネットを利用した情報提供-この場合、情報の篩いをいかに掛けるかが課題)や、コミュニティパテントレビューと情報提供制度の得失を熟慮した上での両制度併存についても検討すべきではないかと考える。

(5) 制度調和の推進と WIPO と先進国での両面での議論

・各国、地域の産業レベル、政治的な思惑等により、制度調和は容易ではないことは、 過去の歴史が物語っている。従って、基本的には、バイ、日米欧、先進諸国、日米欧中 韓、WIPO等、それぞれのレベルで調和できるところから推進して行くという考えで取 り組むことが重要であると考える。

現に、産業界からの提案に基づいて、特許出願フォーマットの統一に向けての日米欧 三極特許庁の取り組みがなされており、さらに One Search、One Examination の実現 に向けての三極特許庁での取り組みを期待すると共に、産業界からも具体的な提案を行って行きたい。また、これらの制度を他の国、地域に拡大するような積極的な取り組みもお願いしたい。

- ・また、日米欧三極特許庁間で開始された審査実務(進歩性)に関する比較研究を促進し、 各極特許庁による審査のバラツキをなくすると共に、将来的には三極特許庁における進 歩性の判断基準等を統一し、審査結果の相互利用、更には相互承認を実現することをお 願いしたい。
- ・一方、実体的側面での特許制度調和に向け、現在、特許制度調和に関する先進国 (B+) 全体会合にて協議中の特許登録要件を含む実体特許法条約についても、早期締結ができ るよう関係先との調整、協議を促進願いたい。
- ・更に、2007年9月に合意された「特許取得手続におけるAPEC協力イニシアティブ」に基づいて、特許明細書の様式統一、審査結果の相互利用等の早期実現に向けても、 関係先との調整、協議を促進願いたい。

(6) アジア・アフリカ各国への審査協力

・当協会としては、特に ASEAN 諸国に対していろんな機会を捉えて、人的資源の効率的活用、審査効率化等の観点から、欧州における EPO、OHIM のような ASEAN 統一の特許・意匠・商標庁を設立することを従前より要望して来ているが、これらの早期設立に向けて官民ともに強力に支援して行くことも検討するべきである。

そのために、これらの国、地域の知的財産制度の整備、統一化に向けて、日中韓が協力することも重要であろう。

・上記に加え、「日米欧の三極から中韓を加えた五極協力」についても推進すべきと考えるが、特許庁にて進められている「日中韓」等のアジアにおける連携もより推進していただきたい。

日米欧三極のうち、欧州は巨大な市場を形成しており、特許に関しては London Agreement が発効して翻訳の問題が徐々に解消され、さらなる改善の試みもなされており、世界中の企業にとって使い易いものとなりつつある。また、米国も北米市場という巨大市場を持っている。他方、日本は、単独では市場規模として他の二極から見劣りする。東アジア及び東南アジアまで含めた市場となれば、他の二極に匹敵するものの、特許を取得するためには各国ごとの翻訳および審査が必要であり、出願人にとっては使い勝手の良いものとは言えない。

従って、長期的には、東アジア・東南アジアにおける統一特許制度の創設等をも視野 に入れた検討も必要になるのではないか。

(7) 各国の法改正・審査基準等の改正のウォッチ

一昨年、米国においては、特許法ならびに審査基準の改正が提案され、特許法改正案

については昨年来議会にて審議中である。中国においても、特許法の改正作業が進められており、引き続き実施細則、審査指南の改正、商標法、反不正当競争法等の改正も予定されており、法改正・審査基準改正等が、海外からの出願人に対し過大の負荷を及ぼしかねない。また、事案については、わが国固有の知的財産の権利成立を危うくし、企業のグローバル化にブレーキをかける惧れもある。

従って、各国の法改正事項だけではなく審査基準等の改正についても、基本的には国 の費用で、官民で協力してウォッチし、いち早く対応スタディし、意見を発信する体制 の確立が必要である。

(8) 特許制度・運用見直しのあり方

・これまで特許庁、日本弁理士会、当協会等の関係者にて2年間行って来た進歩性検討会での検討、議論を通じて、結果的に出願人サイド、弁理士・弁護士サイド、特許庁サイドにおける判断レベル合わせ、予見可能性を高めることができたものと考える。

従って、今後とも、このような検討会を継続実施することを希望する。また、司法と 特許庁における判断基準が異なるとの声も聞かれるが、裁判所関係者もこのような検討 会に加わることになれば、権利の安定性、予見可能性の観点から、もっと有益であろう と考えるので、前向きの検討をお願いしたい。なお、進歩性についての検討対象となる べき新たな判決が積み上がるまでは、他の特許要件、即ち、サポート要件、新規事項、 単一性等についての検討会を開催することを提案する。

(9) 模倣品・海賊版対策

当協会は国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)の協力会員の一つとして、特に中国対応活動の幹事を務め、中国における知的財産制度および同運用の改善、模倣品・海賊版の取り締まり強化のための活動を政府関係者等とも協力して推進してきており、今後とも継続して協力推進する所存である。

しかしながら、模倣品・海賊版の被害は他の国・地域に拡大しており、各国と連携しつつ、世界税関機構(WCO)、国際刑事警察機構(インターポール)などの国際機関とも協力して、模倣品・海賊版拡散防止条約の早期実現を目指すよう、貴事務局の強力なリーダーシップの下、関係各府省庁にて積極的な活動を推進願いたい。

(10) ライフサイエンス分野における知的財産制度の強化

ライフサイエンス分野においては、産業の対象となる技術が飛躍的に革新されてきており、化学物質やバイオテクノロジーを駆使して生み出された製品などのいわば技術のハートに止まらず、既存物質や基本技術を応用するいわば技術のソフトの研究開発とその活用にも広がりつつある。高度医療技術、医薬品の新たな効果の発現、食品や化粧品の新規用途などは、その典型的な知的生産成果として位置づけられる。

このような傾向は、先端科学技術の発展が著しい国において認められる傾向であり、 科学技術の先進国としてリードするわが国においても、これら技術のソフトの所在を明確にし、その知的財産の保護の在り方を企業とともに検討すべきである。

(11) 営業秘密の保護強化

(11-1) 刑事訴訟時に於ける営業秘密性等の確保

営業秘密は不正競争防止法により保護されているが、平成16年の法改正により、営業秘密に関する民事訴訟における公開停止の要件・手続きが整備されるとともに秘密保持命令制度が導入され、民事救済での保護強化が図られた。

一方、刑事救済についても、刑事罰見直し等、更に営業秘密の保護強化が図られたが、 営業秘密を侵害された企業にとっては刑事告発しても犯人を公開の裁判の場で裁かな ければならないという大きなジレンマ(裁判手続きで公開されることにより営業秘密で はなくなり一挙に財産的価値を失う)を抱えているため、犯人を知ったとしても告訴を 躊躇せざるをえないことが実情である。

したがって、憲法上の問題があり、ハードルは高いとは思われるが、刑事訴訟を経た後もなお実態として当該営業秘密の秘密管理性および非公知性を保たれるよう、何らかの制度的手当てがなされる必要があると考える。

(11-2) 告訴期限

また、告訴期限は刑事訴訟法上「犯人を知った日から6ヶ月」とされており、財産的価値の高い情報が裁判手続きで公開されることになるため、被害企業としては告訴に躊躇せざるを得ないのが実情である。

本来、刑事罰強化は、犯罪の発生を予防するという抑止力をも備えているものであるが、現行制度ではその効果は全く期待できないというべきである。極めて有用な情報が 日本から海外に流出している現状を考えると、せめて告訴期限をなくする立法を検討する等、早期の対策を検討する必要があると考える。

Ⅲ. 知的財産の活用

(1) 知財ビジネスの拡大

・国際産業競争力強化に繋がる有用な知的財産の活用、流通の促進は、今後とも、官民 共に力を入れるべきであると考えるが、パテントトロールなどの参入は逆の効果をもた らすことになり兼ねない。

このため、健全且つ公正な担い手の拡大のための検討が望まれるところである。一例として、英国などにおいて認められている第三者への実施許諾の意思を登録する制度 (License of Right) の導入についても、健全且つ公正な特許の活用や流通を促進する うえで検討がなされるべきである。

・また、知的財産の活用、流通の促進において重要となる知的財産権ライセンスの保護

制度についても、積極的な見直しが図られるべきと考える。昨今、産業構造の変化に伴う活発な事業再編が進んでおり、その結果として知的財産の流通が加速しつつある。しかしながら、かかる状況に柔軟に対応できるライセンス保護制度の実現が期待されているにもかかわらず、登録を前提とする現行の保護制度のみでは十分なライセンシーの保護を図ることは難しい。

従って、登録なしのライセンス保護(契約により対応を認める制度等)も視野に入れた検討をお願いしたい。

(2) ライセンスポリシーの明確化

・特許のライセンス料は、事業独占を目的とした場合とオープンポリシーによる事業へ の活用を目的とした場合では、考え方も異なってくる。また、技術分野でもライセンス 料には差が出る。オープンポリシーを目的とした場合には、ライセンス料の相場観の醸 成については、一般的には望ましいものであると考える。

しかしながら、それ以外の場合もあり、これによりライセンサー、裁判所等が拘束されるものではなく、逆に、技術の進歩、産業の発展に対してマイナスに働くケースもあり得るので、慎重に検討すべきであると考える。

(3)特許権の濫用行為/パテントトロール問題

・昨今、米国において、パテントトロールと呼ばれる特許権者の権利行使が問題となっている。多くの日本企業も米国において、訴訟を起こされ、多額のライセンス料を支払うケースが増加している。一部のパテントトロールは日本国内の特許権に基づいた日本企業に対する権利行使活動も始めており、近いうちには、国内へ波及することが予測される。

彼らは高額なライセンス収入獲得のみを目的とした権利行使を行っており、企業の事業活動に悪影響を及ぼすだけでなく、製品価格の上昇にもつながり、消費者への影響も 懸念される。

パテントトロール問題については、引き続き、対策を検討し、早期に何らかの提案がなされることを要望する。

具体的には、以下の観点も含めて、ご検討いただきたい。

- ・損害賠償額の制限(米国で提案されている改正特許法のような Entire Market Value 適用の制限等)
- ・権利濫用の適用(経済産業省が公表している「電子商取引及び情報財取引等に関する 準則」に提示されている権利濫用法理適用の考え方をソフトウェア以外の技術に係る 特許権についても明確化すること等)
- ・差止めの制限(自らが実施していない場合の差止めの制限等)
- ・侵害に対する責任の限定(ブラックボックス化しているものまで予見義務、結果回避

(4) 中小企業・地域における知財戦略

・昨今、事業のグローバル展開を視野に入れた権利化を図る等、中小企業においても、 グローバル知財戦略を考えることが重要であることは言うまでもない。このため、必要 な国、地域への出願、権利活用に要する費用補助(補助金制度による出世払い等)につ いて、国、地方公共団体でもより積極的に行うべきである。なお、これに関連して、事 業化の観点からの、費用補助のための審査、評価体制の構築も重要であることは言うま でもない。

一方、中小・ベンチャー企業が金銭的、人的な問題により知的財産の創造、活用において苦労していることは理解できるので、中小・ベンチャー企業を支援する方策の一つとして、団塊世代の大量定年を迎え、これらの業務支援に志のある大手企業OBのデータベースを早期に構築し、この人材を活用していくことが有用ではないかと考える。当協会としても、このデータベース作成に積極的に協力する所存である。

また、上記に加えて、企業知財OB, 弁理士、中小企業診断士、弁護士等からなる中 小企業支援ネットワークを早期に構築することも有用化と考えるので、これに対する国、 地方公共団体からの資金面等でのサポートをお願いしたい。ただし、中小・ベンチャー 企業を過度に保護することになると産業界全体のバランスが崩れ不公平になるので、こ の点を配慮した上で、諸施策を推進いただきたい。

(5) オープンイノベーションを促進する特許コモンズ

・特許コモンズは、権利者が特許権を保持しつつ、一定の条件のもと、広く第三者に無償で特許発明の実施を認める仕組みであり、特許プール等とは異なるアプローチでイノベーションを促進するインフラとなりうる。

このような特許コモンズをサポートする政策(例えば、コモンズ化された特許の特許 料減免措置等)についても検討がなされるべきである。

(6) 秘密保持命令制度の拡大

特許権等侵害訴訟においては、営業秘密関連資料等の裁判所への提出に当たり、秘密保持命令制度が創設され、当事者が安心して証拠資料等を提出できるインフラが整備された。しかしながら、特に職務発明訴訟については同制度がないため、当事者が訴訟対象発明への貢献度を証明するための資料、対価算定のための製品コスト等に係わる諸資料、第三者との契約内容等に関する資料を提出することに躊躇せざるを得ず、裁判所において十分且つ事実に基づいた審理が行えないケースもある。

このため、早急に、職務発明訴訟についても秘密保持命令制度を導入することを検討願いたい。

(7) 国際標準化活動の強化

(7-1) 国際標準化について

国際標準総合戦略の下、政府が産業界の自主的活動を促す支援策を強化することが重要であると考える。産業界は日本の技術の国際標準化のために国際会議に人を送るなどしているが、この人財の育成と確保(雇用)は各企業の努力にかかっており、それには自ずと限界がある。

本課題は、官民協調して推進することが重要であり、関連人材の育成等(人材の育成 プログラムの開発、講師の選定、教育の場の提供等)を含めて、中長期的な戦略の下で、 諸施策を強力且つ迅速に推進願いたい。

(7-2) 国際標準化技術に関する知的財産権について

標準化技術が広く活用されるためには、当該技術に係る知的財産権が合理的かつ非差別的条件(RAND条件)で実施許諾されることが重要であるが、国際標準化の前提として、当該標準化技術に係る知的財産権が適切に保護されることが重要であると考える。日本企業が取得した知的財産権が海外において未契約のまま使用される、あるいは契約はしたものの実施料が未払いであったり、過少申告され国益を損なっているという問題がある。

従って、日本企業の取得した知的財産権が海外において適切に保護されるよう、国と して諸外国に強力に働きかけることが、国際標準化の前提と考えるので、この点につい ての施策をお願いしたい。

IV. コンテンツをいかした文化創造国家づくり

- (1) デジタル化・ネットワーク化時代に対応した法制度のあり方の抜本的な検討
- ・デジタル化・ネットワーク化の急速な進展により、コンテンツを利用した様々なビジネスが出現し、その利用態様も多様化しているが、現行著作権法は、これらの変化に必ずしも対応しきれているとは言えない。結果として、時にはコンテンツの創造や利用、流通を阻害するおそれさえ生じている。例えば、デジタル・ネットワーク技術を用いた新たなサービスを企図しても、現行のわが国の著作権制度の下では侵害の懸念が払拭できず、躊躇、断念する場面も少なくない。一方、米国のように、比較的柔軟な著作権制度を有する国では、新しいビジネスも立ち上げやすくなるため、先行を許す要因にもなりうる。また、日本での膠着した法制度に嫌気をさして優秀な人材が海外に流出するとなると、産業の空洞化を招き、わが国の国際競争力の低下にもつながりかねない。

個別具体的には、機器利用時・通信過程における一時的固定や検索エンジンに代表されるネットワークを通じたサービスでのコンテンツ利用時の課題等について、著作権法上の位置づけの明確化や法制度の整備に向けた検討を行っていただきたい。

とりわけ、技術の進展や社会の変化に対応した、よりタイムリーな権利制限規定の見 直しが求められるところ、現行の限定列挙型の権利制限規定だけではもはや対応し切れ なくなってきている。

著作物の通常の利用を妨げず、権利者の利益を不当に害しない範囲での一般的な権利制限規定の導入も含め、デジタル化・ネットワーク化時代に対応した著作権制度のあり方について、より抜本的、総合的な検討を行っていただきたい。

(2) コンテンツ流通促進の観点からのバランスの取れた検討

・コンテンツ創造サイクルの活性化、ひいてはコンテンツビジネスの振興は、創造に対するインセンティブ確保もさることながら、コンテンツ活用の促進がセットになってはじめて実現できるということ、すなわちコンテンツ保護をただ一方的に強化すればよいというものではなく、その活用を図るための方策もあわせて考えるという、バランス感覚が必要になるということを大前提として議論を進めていただきたい。

例えば、音楽等のコンテンツのユーザーにとって安価で便利な利用環境が整備される と、そのコンテンツが広く普及し、結果として権利者もその利用対価の回収が可能にな るビジネスモデルを構築しうる。

コンテンツのデジタル化、コンテンツ流通のネットワーク化およびブロードバンド化、 放送と通信の融合を含むメディアの多様化等を踏まえ、従来の複製禁止を原則とする考 え方から、新しい時代に対応した利用許諾を前提とする著作権制度のあり方も視野に入 れて検討を是非ともお願いする。

(3) コンテンツ流通促進のための法制度や契約ルール、システムの整備

・上記(2)の視点を維持しつつ、また国民、殊に消費者の利益・利便性を十二分に配慮しながら、法制度設計や契約ルール、適正なコンテンツ流通のためのシステム開発について、コンテンツビジネスにかかわる個人・団体を含めたコンテンツ制作者/製作者、流通事業者、メーカー等が一体となって、利益を享受できるWin-Winの仕組みづくりを検討いただくようお願いする。

(4) 産業競争力強化のためのグランドデザインの検討

「コンテンツビジネス振興」というテーマは、知的財産政策のあり方について数多くの施策・検討事項が挙げられている知的財産推進計画の中でも、特に「重要な政策課題」のひとつとして取り上げられているが、短期的視野による目先の利益確保や特定の業界の既得権益保護に走った施策を行うのではなく、コンテンツビジネス分野に国が集中的に政策を施すことの意味を明確に意識した施策、つまり日本の国際的な産業競争力を強化し、日本ブランドの価値を国際的に高め、また雇用促進を含め、長期にわたり国民の利益を確保していくための"グランドデザイン"を描いていただきたく、このことを充

分に意識・認識した施策をお願いしたい。

また、「コンテンツビジネス振興」では、特にデジタルコンテンツとして現在我が国が国際競争力を保有するゲームやアニメーション等の振興を図ることも重要であるが、将来に向けて、グローバルな情報基盤となり得るソフトウェア技術や、次世代の知を育む教育コンテンツ、人生に豊かさを与える教養コンテンツ等、日本文化を高め世界に発信できるコンテンツの創造やビジネス振興にも注力していただきたい。

その意味で、ユーザーの視点に即し、技術の進歩や国際的な視点から、デジタルコン テンツの利用環境や法的環境の整備の必要性に基づく施策をお願いしたい

V. 人材の育成と国民意識の向上

(1) 知財人材育成のための総合戦略

(1-1) 官民挙げての知財人材育成

・本来、人材育成は地道に且つ明確な目標をもって行うものであり、一朝一夕には効果が得られるものではないが、企業、日本弁理士会、当協会等における人材育成の既存ノウハウを、中小・ベンチャー企業、大学等の人材育成に活用していくことについては、異存ないところであり、当協会としても協力を惜しまない。

なお、民間、既存機関で実施できる人材育成についてはこれらに任せ、民間、既存機関では対応不可である人材育成については、国、(独)工業所有権情報・研修館、地方公共団体等において積極的に推進すべきである。

(1-2)企業におけるグローバル知財人材育成への支援

・現在、日本企業は、海外研修、海外実務経験により優秀な知財部門担当者の育成に努めている段階に留まっているが、WIPOでの企業のエグゼキュティブ向けのセミナーには中国、インドが熱心であると言われており、経営レベルで知財戦略を立案、遂行出来る人材の育成に産学官連携して当たるべき時期を迎えている。

われわれ民間企業、当協会としても取り組みを始めるので、国としても支援、協力を お願いしたい。

(1-3) 社会人に対する人材育成への支援等

・働く社会人が学べる夜間の法科大学院や専門職大学院等の増設と環境整備、併せて、理工系出身者でもチャレンジし易い法科大学院入試制度、司法試験制度への改革をお願い したい。

以上

平成 20 年 4 月 3 日

知的財產戦略推進事務局御中

日本製薬工業協会 財団法人バイオインダストリー協会 知的財産合同検討委員会

「知的財産推進計画2007」の見直しに関する要望

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

さて、貴ホームページに掲載の「知的財産推進計画2007」の見直しに関する意見募集 につき、日本製薬工業協会と財団法人バイオインダストリー協会のメンバーで構成される 知的財産合同検討委員会として、下記のとおり要望いたします。よろしくお取り計らいの ほど、お願い申しあげます。

敬具

記

1. 医療関連技術の特許化促進(推進計画 2007 第 2 章 I 5. (1) 関連)

1-1. 医薬の使用方法発明の特許保護

医薬の使用方法に関する発明について、「医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会」で検討され、新審査基準が策定された(2005年4月)ことは一応評価できる。

しかし、医薬の使用方法の発明は、新審査基準では一定の条件を満たせば「物の発明」 として保護できるとされているが、欧米で成立した特許が拒絶となる例が多く、必ずし も期待通りの運用とはなっていない。更に、本来「方法発明」であるこうした発明は、「物 の発明」で表現できない場合には現状では特許保護がなされない。新審査基準策定後、 欧州では、米国と同様に、実質的に「方法発明」による特許保護の審査実務が採用され ており、我が国でも同様の保護の早期実現が望まれる。

なお、欧州で採用された審査実務に関し、報告書においては審査実務の基準としては 未だ採用されているとは認めず、その動向を注視するとしているが、韓国では欧州で審 査実務が採用されたとして既に対応策が講じられている。

1-2. 遺伝子治療・再生医療等の先端医療技術に関する発明の特許保護

(遺伝子治療・再生医療の特許制度の整備)

本課題は、知的財産推進計画の当初より要望し、「医療関連行為の特許保護の在り方に

関する専門調査会」で検討されたが、時期尚早として実現しなかった。その後の推進計画では、先端医療に携わる医師、製薬業界等の要望があるにもかかわらず、毎年、情報収集に努めるなどの記述に留めているだけで、具体的には全く取り組まれていない。

近年の先端医療技術の進捗は目覚しく、山中先生の万能細胞に関しオールジャパンでの研究開発が推進されようとしている折でもあり、日本発の優れたイノベーションの創出・権利化に資する知的財産の保護・活用促進策を早急に講ずるべきである。特に、知財保護の観点で、少なくとも米国と同様の広くかつ強力な保護が早急に得られるようにすべきである。

2. リサーチツール特許の使用の円滑化の具体的な解決策の策定・推進(第1章3.(6)関連)

「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」 (ガイドライン)を世界に先駆けて策定された(2007年3月)ことは高く評価できる。

今後の問題として、リサーチツール特許の使用円滑化を具体的に解決するには、本指針の国内外への普及が不可欠であり、国内大学等や民間企業に広く周知されるとともに、 海外にも積極的に発信し、各国への普及が望まれる。

また、リサーチツール特許及びそれに関連する研究マテリアルの統合データベース化が推進されつつあるが、まず第一歩として、米国 NIH の如く、大学・国公立研究機関のみでも早急なデータベース構築が望まれる。

更に、リサーチツール特許の権利者の多くは欧米のベンチャー企業であり、かつ本指 針が強制力を伴わないため、海外への普及によりコンセンサス形成を図るとともに、法 制化の検討も望まれる。

3. 産業分野別の知的財産政策の立案の推進(第1章3. (1) 関連)

我が国として産業分野毎に知的財産政策を推進していかなければならないとの方針の もと、本年度、「知的財産による競争力強化専門調査会」のプロジェクトチームで4分野 における知的財産戦略が検討されたことは評価できる。

しかし、策定されたライフサイエンス分野の知的財産戦略の項目として、産業界が解決を要望するテーマが一応は羅列的に挙げられてはいるものの、産業界が優先的に解決を要望する課題(上記1、医療関連技術の特許化促進)については解決に向けての具体的な方針が全く示されていない。したがって、産業界が優先的に解決を要望する課題について、具体的な方針を早急に検討するとともに、解決へ向けてのロードマップを策定することを強く要望する。

なお、具体的な対応策の提示された課題は、当面、解決可能性のある、先端技術、DDS などの特許期間延長制度の見直しに限られているが、これらのでさえも、その具体的な取り組みや実行計画が不明瞭であり、実行性が担保されていない。

4. 薬事行政との関連における著作権の権利制限の見直し(第4章I1.(1)⑦関連) 国等に対する申請・報告等に伴う文献等の複製に関する権利制限については、改正法 が成立し、2007年7月から施行されたことは高く評価できる。

一方、医療関係者(医師、薬剤師等)に対する医薬品等の適正使用のための情報提供に伴う文献等の複製については、文部科学省文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の中間まとめでは、未だ解決に至ってない。中間まとめの通り法改正がなされても、管理団体との補償金交渉の困難性の問題が残ること、また著作出版権システムとの契約が法制化の条件である等の委員会中間取りまとめを超える一部意見もあるが、国内文献では半数近くが管理団体への委託がされていない現状等から、現実に薬事法と現行著作権法の両方を遵守することが不可能な状態であることに鑑み、何らかの早急な対応が必要である。昨年11月の本中間まとめに関する意見募集に、日本製薬工業協会からコメントを提出したが、他の関連する団体、日薬連、薬剤師会、医師会、JAPICからも同様のコメントを提出している。中間まとめにおいて懸念となっている事項の早急な再検討と適正な法改正の実施を要望する。

5. 生物遺伝資源問題に関する省庁連携の推進(第2章 17. (2) 関連)

生物遺伝資源の取り扱いは、科学技術政策・産業政策・農業政策とも密接に関係しているので、関係府省庁間の連携を一層密にして生物多様性条約のみならず大局的な見地から総合的に対処されるよう要望する。

生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセスに関しては、締約国会議・作業部会での国際交渉が硬直している中で、経済産業省が関連府省と連携しながら、アクセス促進に向けた地道な活動を継続していることは承知している。しかしながら、推進計画で「知的財産関連の国際公共政策に関する連絡会議」等を通じた連携強化が挙げられているものの、本連絡会議は平成18年12月21日に立ち上げられたが、その後開催されていない。本会議を早急に再開し、関係府省庁間の情報共有と実効力のある政策を推進していただきたい。

6. 医薬品の試験データの保護

TRIPs協定で取り決められた医薬品の試験データを知的財産として保護することを正面からではないが、再審査期間を6年から8年に延長した(2007年4月)ことで、産業界の要望する8年データ保護が実質達成された。

今後は、国際的な整合性を睨みつつ、日本の産業力強化の観点から、産業界の当初の要望である 10年間の保護(欧州では既に 10年 +1年の保護)および Follow on Biologics 法案(米国では 12-14年の保護を提案)などについて早急な検討が望まれる。

7. その他

1) 大学等における基本・基盤技術の創造促進と当該技術の普及化推進

知財推進計画が策定されるようになって以来、国家予算が投入される大学等の研究テーマが産業に直結される傾向が見られるが、産業界が大学等に真に期待する多くは基本技術の創出であり、産業界が出来ないかかる基礎研究にこそ資金投入を更に行っていただきたい。そして、大学や産学連携のアウトプットとして得られた成果は、その重要度を判断した上で、国が積極的に国際的な権利化を支援することが必要である。

更に、生み出された成果の普及・活用については、大学等の枠を越えて国家政策としての検討をより推進すべきである。即ち、特許出願件数ではなく基本特許の質および有用性評価とそれらの活用促進に向けたライセンスシステムの構築が急務である。

2) 利用発明の裁定制度の見直し

特許法の目的として改良発明の促進があり、生まれた改良発明の実施についての権利の調整機能として、特許法 92 条の裁定制度がある。裁定制度の適切な運用は、特許法の根幹に係わる問題であり、知財立国実現のために必須の制度である。

しかし、1994年の日米合意が存在し、実際上、利用関係の裁定実施権が凍結されている我が国の現状では、世界各国が批准しているTRIPs31条よりも後退した運用になっており、国際競争の場において極めて不利な状況に立たされている。本合意の成立経緯の不透明さおよび合意内容の不備(期限、改定方法の欠如)からも、合意の撤廃を強く要望する。

3) 知的財産制度未成熟国への成熟化の推進

例えば、中国においては医薬品の開発による特許期間の侵食が懸念され、日、米、欧と基本的に同等な特許期間延長制度の採用が必要と考えられる。また、インドでは物質特許制度が採用されたが、その的確な運用について注意が必要である。更に、BRICS、アジア諸国における知的財産制度が未成熟であることに起因する弊害が顕在化しつつある。そこで、グローバル化の見地からも知的財産制度未成熟国(BRICS/アジア諸国)に対して、産官が一体となって種々の働きかけを更に強力にかつ積極的に行い得るオールジャパンの組織を早急に立ち上げるべきである。

4)審査請求期間の段階的設定の検討推進

審査請求期間が7年から3年に短縮されたことにより、とりわけ製薬業界では、審査請求件数を増加せざるを得なくなり特許庁における滞貨が増加している。一方、発明の価値確定や製品寿命が産業毎に異なることは明らかであり、ライフサイエンス等の製品開発に時間を要する分野では、事業化の検討には3年では短すぎ、結果として新しい産

業育成の芽を摘むことを招来している場合がある。そこで、審査請求期間を、産業分野の多様性を考慮し、例えば3年、5年、7年と自由に選択できるような制度を検討すべきである。

5) 試験研究の例外の明確化

特許法69条の試験研究の例外適用の範囲が必ずしも明確でない。他者特許技術を研究対象としたり、他者特許技術に改良を加えることは産業の発展に資するものであるが、その際他者特許技術をどの程度使用してよいか不明である。このため、研究が遅延したり、不要な係争対策を行なわなければならない可能性がある。これらの問題が特に顕在化しているライフサイエンス研究分野において、その研究実態に即した形での試験研究の例外の明確化の検討を開始すべきである。

6) 食品・化粧品等消費財の新規用途発明の特許保護

平成 18 年 6 月に改訂された「新規性・進歩性」に関する審査基準では、公知食品・化粧品の用途限定発明の判断基準が明確化され、これら消費財の用途発明の保護は原則として困難となっている。しかし、企業による機能性食品の研究開発には多額の投資が必要であるにもかかわらず、ただ乗りが容易である現状では、特許保護によるインセンティブが得られず、開発意欲を削ぐこととなり、ひいては本分野における我が国の技術力・国際競争力の低下を招くこととなる。一方、権利行使が一般食品にも及ぶとの懸念もあることから、機能性食品等の新規用途発明に関する特許保護の在り方を、権利行使の在り方と共に検討を要望している。

これを受け、特許庁審査基準室では検討を開始した模様であり、検討の継続をお願いしたい。

7) 産学連携諸問題についての専門調査会の設置

産学連携については、徐々に進みつつあるものの、出願すべき特許の質や、契約、実施料の問題をはじめ、秘密保持、大学の知財本部とTLOとの関係、データベースの活用、研究マネージメント、資金の還流、人材の確保や活用等、必ずしもうまく行っているとは限らない。そこで、かかる諸問題について産官学が委員を出し、我が国の産学連携の活性化ならびにイノベーションの創出につなげる目的で、産学連携の推進をテーマとした委員会を立ち上げ、検討すべきことを提案しているが、未だ実現に至っていない。

8)審査の国際的なハーナイゼーション

ライフサイエンス分野では欧米で権利化できても、我が国では審査基準が厳し過ぎて 権利化できないといった事例が多く存在する。具体的には、進歩性と実施可能要件ない しサポート要件に関する基準があげられる。その結果として、我が国で適切な保護が得 られない事態を招来することが懸念される。そこで、この問題を解決するために、また、 研究開発のグローバル化、オープン・イノベーションの推進のためにも、これ等審査基 準に関して、日米欧三極でのハーモナイゼーションの推進を要望する。

以上

『知的財産推進計画 2007』の見直しにあたり盛り込むべき政策事項に関する意見

社団法人音楽出版社協会 会長 朝妻一郎

1. はじめに

『知的財産推進計画 2007』の冒頭、「『知的財産推進計画 2007』の策定に当たって」には、「知の創造活動を活性化し、その成果を知財として適切に保護するとともに有効に活用し、そこから得られた収益を新たな知の創造活動に振り向けていくという知財の創造、保護、活用の好循環をできるだけ早く実現することが必要である」と書かれています。

これはそのまま、われわれ権利者が長年にわたって望んできたことです。しかしながら、その具体的な政策となると以下に記す著作権等の保護期間の延長にしても、また、私的録音録画補償金制度の見直しにしても、毎年この『知財推進計画』に取り上げられていますが、実現には至っておりません。

われわれは「日本の文化力」の発現にしかこれからのわが国の発展の道はないと考えております。具体的政策として、文化力の拡大向上が図られるよう『知財推進計画 2008』が策定されることを要望します。

2. 著作権等保護期間の延長

著作権保護期間の著作者の死後 70 年への延長を早急に実現するべきと考えます。 著作権保護期間については、『知的財産推進計画 2007』に、「著作物全体を通じて の保護期間のバランスに配慮しながら検討を行い、2007 年度中に結論を得る」(P.94) とあります。

また、「デジタル化・ネットワーク化の特質に応じて、著作権等の保護や利用のあり方に関する新たな法制度や契約ルール、国際的枠組みについて 2007 年度中に検討し、最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度を 2 年以内に整備することにより、クリエーターへの還元を進め、創作活動の活性化を図る」(P.19)と「4.コンテンツをいかした文化創造国家づくり」の「I.世界最先端のコンテンツ大国を実現する」に書かれております。

著作権保護期間 70 年は、国際社会での主要な競争相手である米国、EU などと対等な立場に立つための最低限のルールです。南米諸国、ロシア、オーストラリアなど多くの国で 70 年が実現されており、遅れていたアジアにおいても韓国が延長を予定しています。わが国に知財戦略が存在するとすれば、第一に実施が求められるのが保護期間延長であると考えます。

すでにこの問題は、著作権の保護期間を著作者の死後 50 年にするか 70 年にするかというだけにとどまらず、わが国が著作権ビジネスを含む文化産業をわが国の基幹産業と捉えるのか否かを問うものになっていると思われます。

国際間の協調を図り、知財立国を推進するために、2008年度中に著作権等の保護期間の延長のための著作権法改正を行うことを「知的財産推進計画 2008」に盛り込

むことを要望します。

また、著作隣接権についても合わせて延長する必要があります。これは音楽において特に言えることですが、歌手をはじめとする実演家、それを音として固定するレコード製作者の存在を抜きにしては、音楽の普及は考えられません。著作権保護期間延長を効果あるものとするには、著作隣接権の保護期間延長が必要です。著作権と合わせて延長を政策として盛り込むべきと考えます。

3. 実効性ある私的録音録画補償金制度の実現

私的録音補償金制度については、すでに文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会等で検討が行われており、「私的録音録画小委員会中間整理」が 2007 年 10 月に発表されております。

著作権法はその目的として「著作物ならびに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること」と規定していますが、今日、「著作権の制限」によって認められている「私的使用のための複製」が「公正な利用」をはるかに逸脱して「著作者等の権利」を侵害し、「文化の発展」を阻害していることは明らかです。

しかも、これを補償すべき私的録音補償金制度の形骸化は目に余るものがあります。それというのも、現代における私的複製の手段のほとんどが制度の対象外になっているからです。

『知的財産推進計画 2007』は「重点編」の「私的録音録画補償金制度の見直しについて結論を得る」で、「私的録音・録画について見直すとともに、補償金制度については廃止や骨組みの見直し、他の措置の導入も含め抜本的な検討を行い 2007 年度中に結論を得る」(P.91)としています。私的録音録画補償金制度についてはすでに長年にわたり検討が行われておりますが、2007 年度中にも結論は出ておりません。 抜本的な見直しを行う必要があるのは間違いありませんが、解決が長期にわたるということは、「公正な利用」をはるかに逸脱した「私的使用のための複製」による「著作者等の権利」の侵害がそれだけ積み重なるということです。抜本的見直しが、結果として著作権者の犠牲の上に行われるのでは納得できません。

速やかに、

- ① 記録媒体を別にする分離型機器に加え、一体型機器も対象とする
- ② 政令指定方式の廃止
- ③ 製造業者を支払い義務者とする

以上3点を含む私的録音補償金制度の改正のための著作権法改正を2008年度中に行うことを、知財推進計画に盛り込むべきであると考えます。

4. 携帯電話向け違法音楽配信の根絶

市販の音楽 CD 等から作成した携帯電話用の音源を、権利者の許諾なく無料で携帯電話ユーザーに公開するケースは、目に余るものになっています。

日本レコード協会が昨年末に行った調査によれば、携帯ユーザーの37.1%がこの

違法音源を掲載した違法サイトを利用しており、12-15歳の若年層に限れば実に63.9%が利用しているという結果が出ております。一方、アップロード経験者は1年前に比べ特に12-15歳の層では大きく減少していますが、着うたから着うたフルへとダウンロード対象は移行しつつあり、着うたフルの違法ダウンロードは2億1010万曲に上ると推定されています。これは、同協会加盟社が2007年に販売した正規のモバイル向けシングルトラックの2倍に相当します。

わが国の音楽配信ビジネスの主要部分を形成するモバイルにおけるこのような違法行為の蔓延は、知財戦略に大きな障害となるものであり、国を挙げての対策が必要です。ぜひ知財推進計画に盛り込まれるよう要望します。

5. 海外市場開拓に必要な国の支援

「アニメ、マンガ、食文化などわが国が誇る(中略)コンテンツは海外で高い評価を受けており、わが国のイメージを向上させるとともに、文化の振興と産業の発展に寄与している。欧米、韓国、中国等の諸外国はこうしたコンテンツの有する価値にいち早く着目し、財政支援も含む育成策を戦略的に実施している」(P.1)と、『知的財産戦略 2007』のはじめに書かれております。

当協会は、1992年からフランスのカンヌで開かれている世界最大規模の音楽産業 見本市である MIDEM に、音楽関連団体の協力を得て「ジャパン・スタンド」を出 展し、その後、「国際音楽著作権ビジネス・セミナー」、日本アーティストにライブ の場を提供する「ジャパン・ナイト」を開催するなど、わが国音楽文化・産業の海 外市場への紹介、導入に努めてまいりました。

このMIDEMにおける各国の状況をみますと、ヨーロッパ諸国及びアジアの場合、 政府が国策として自国の音楽の海外市場獲得を進めているのがほとんどです。フランスの文化政策は長い歴史を持ち、また成果も上げていることは知られていますが、 中国、韓国、台湾の進出が最近では特に目に付きます。

文化の輸出には、長期にわたる継続的努力が必要です。しかも、国でなければできない部分と、民間でなければできない部分があります。今後の知財戦略を考えるとき、国でなければできない部分について、政府が積極的に、継続的に、財政支援を含めた知財戦略を推進することがいま最も求められていると考えます。

平成 20 年 4 月 3 日

内閣官房知的財產戦略推進事務局 御中

「知的財産推進計画2007」の見直しに関する意見

社団法人 電子情報技術産業協会

平成20年3月13日付で意見募集をされております「知的財産推進計画2007の見直しにあたり盛り込むべき政策事項」につきまして、下記の通り、社団法人 電子情報技術産業協会の意見をご提出申し上げます。

記

<知的財産の創造>

1. 職務発明制度に関する継続的な検討

改正特許法35条に対応して、各企業では、使用者・従業者間の契約等を整備し、運用を開始している。職務発明に対する報償については、企業の経営に大きな影響を及ぼす可能性があり、引続き、その運用や訴訟の状況、国際的に事業活動への影響等を把握しつつ、職務発明制度に関する評価、見直しを行っていくべきである。

2. ソフトウェアに関する日本版バイ・ドール制度

産業活力再生特別措置法の改正(産業技術力強化法への規定の移管)がなされ、「ソフトウェア開発の成果」に係る知的財産についても民間が活用できる制度(いわゆる日本版バイ・ドール規定の適用拡大)が導入されたものの、未だ十分な活用がされているとは言えず、各省庁に対する新制度のさらなる周知徹底と適切な運用がなされることを期待する。また、受託者に帰属することとなった知的財産の活用の促進のために、より使い勝手の良い制度とするよう改善を求める。

<知的財産の保護>

3. 有効な特許審査

特許審査の迅速化、効率化のための諸施策については、今後も官民協力して推進していくべきであり、併せて、権利の安定性およびイノベーション促進の観点から、特許審査の質の向上を図るべきである。また、特許性の判断基準については、進歩性の判断を中心に既に検討がすすめられており、引続き、官民協力の上で議論されるべきである。更に、特許の質の向上に資するという観点から、情報提供制度の活用等、様々な技術や資源の利活用を念頭においた知的財産政策が推進されるべきである。

4. 特許制度・運用の国際的調和

世界特許システムの実現に向けて、日米欧三極が先導して国際的な特許制度調和への 取組みを推進すべきであり、実体特許法条約締結に関するグレース・ピリオドの議論 等の進展や先願主義への移行等の米国特許法改正に向けた働きかけを更にすすめるこ とを要望する。

また、ビジネスのグローバル化に伴い、各企業はBRICs諸国等にも発明拠点を拡げている。中国等では我が国産業界の要望も受けて、知的財産法制度や運用の整備がすすめられ、その環境が改善されているところであるが、特許制度・運用の調和に向けて、各国の特許審査の質の改善等に係る取組みを更に推進されることを要望する。

<知的財産の活用>

5. 知的財産権のライセンスの保護の充実

破産時や権利譲渡時に知的財産権ライセンスを保護する制度を整備するための法改 正が検討、実施されているが、実務上不都合な点も多く残されている。従って、先 般及び今回の法改正に留まることなく、産業界のライセンス契約の実情に即した、 実効性がある制度の導入に関して継続検討されることを要望する。

(1) 特許権ライセンスについては、①産業活力再生特別措置法の改正により「包括ライセンス契約による通常実施権の登録制度」(特定通常実施権登録制度)が創設されたが、この新たな制度の具体的な部分(特に実施行為の特定方法)は更に政省令等で決められることになっており、この新たな登録制度が積極的に活用可能なものとなるように、制度の詳細については引き続き鋭意検討していただきたい。また、②現行の通常実施権の登録制度を充実するための「特許法の一部を改正する法律案」が今通常国会で審議されているが、今回の改正案に反映されなかったサブライセンスに係る授権特約の登録等についても継続検討されるよう強く要望する。

更に、海外におけるライセンス保護制度とのハーモナイゼーションといった観点から、米国・ドイツと同様の「当然保護制度」の導入に関しても、是非とも検討の場を設けていただくよう強く要望する。

(2) 著作権ライセンスについても、実効性があり、かつ新たな負担を強いることのないライセンス保護制度の早期導入を強く要望する。

6. 国際標準化への取組の強化

国際競争力を強化するため、我が国発の技術が標準化されるような戦略的な取り組みを推進されるとともに、特許権をはじめとした知的財産権と国際標準化の連携を強化し、標準化活動に参加しない第三者問題への対応やRAND条件の明確化等の解決方策について国際的な議論を促進すべきである。

また、情報技術分野等では、その技術の進展に対応して、オープン・イノベーション の促進を図ることが必要であり、欧州の「ライセンス・オブ・ライト」のような、 実施許諾の意思を登録することで特許の利用機会を拡大する制度の導入についても 検討をすすめるべきである。

くコンテンツをいかした文化創造国家づくり>

7. 私的録音録画補償金制度の廃止に向けた検討について

計画 2007「私的録音録画補償金制度の見直しについて結論を得る」で掲げられている通り、「私的録音・録画について見直すとともに、補償金制度については廃止や骨組みの見直し、他の措置の導入も含め抜本的な検討を行」うこととして頂きたい。検討で行われる予定の著作権保護技術と補償の要否の関係については、権利と利用のバランスを確保すべく、権利保護に傾斜した現行法を改善するべきである。

8. 技術的保護手段等の回避等に係る法的規制について

デジタルコンテンツの利用においては、技術的保護手段や技術的制限手段によって 権利者の利益の保護が図られている例が増えており、これら技術的手段の回避行為 や回避目的の装置の製造、譲渡等については著作権法および不正競争防止法におい て既に規制されている。

したがって、新たな法的措置の必要性の有無については、慎重な検討を行うべきで ある。

9. 権利者の利益と公共の利益バランスのための権利制限について

オープン・イノベーションの促進に鑑み、以下の利用を可能とするための権利制限規 定が必要である。日本の競争力強化のためにも、積極的な検討がなされるべきと考え る。

- (1) 電子機器等利用時に生じる付随的・不可避的複製
- (2) 新たな技術・機器の研究開発過程において技術・機器の評価・検証に用いるための複製、上映などの利用
- (3) プログラムの研究・開発、性能の検証、バグの発見・修正、相互運用性確保等を目的として行う当該プログラムの複製・翻案
- (4) 店頭での機器のデモ等を目的とする上映・公への伝達
- (5) 障害者・高齢者による著作物の享受を可能とする目的で行う複製等
- (6) 検索エンジン、翻訳ソフト、OCRソフト、要約、サムネイル作成ソフト等の コンテンツを有益に検索、活用するための仕組みを創出し提供するために必要な 複製、翻案、送信

また、上記のように利用を個別的・限定的に規定する方式に加え、上記以外の利用も含め、今後の技術の進歩、コンテンツ利用環境の急速な変化に柔軟に対応出来るよう、下記 (7), (8) のような包括的・一般的な権利制限規定の導入もあわせて検討すべき。

- (7) 著作物としての享受を目的としない利用(例えば、上記の 2,3,などが典型的であるが、技術や市場の変化に応じた対応を可能とするため、2,3 に限定しない条項の必要性は高い。)
- (8) 著作物の通常の利用を妨げず著作権者等の正当な利益を不当に害しない行為一般

以上

知的財産推進計画2008への提言について

1. 従来テーマの発展的展開

(知的財産人材育成総合戦略 13頁 10個の重点施策に基づく分類)

- (1) 知的財産人材育成推進協議会における人材育成活動を強化する。
 - ①知的財産人材育成推進協議会各機関及び政府との連携を深め、我が国の みならずアジア諸国における知的財産専門人材の増加を促すよう、各機 関が積極的に人材育成活動を展開し、相互に情報を共有する。
 - ②民間における知的財産関連人材の増加を促すべく、知的財産人材育成推進協議会各機関が行う知的財産関連人材育成事業を円滑に行えるよう統括して研修情報の発信や周知等を行う共同プラットフォームの構築について検討を開始し、民間の知的財産関連人材の育成に向けたワンストップサービスの実現を目指す。
- ③我が国の知的財産専門人材の育成を加速させるべく、知的財産人材育成 推進協議会各機関の活動内容や各研修機関のもつ知的財産人材育成に関 する有益な情報をイベント事業等を通じて民間に発信する。
- (2)大学等における知的財産教育と研究への支援プログラムを充実させる。
 - ①大学の法科大学院、専門職大学院等において、知的財産に関する科目が 設置されてきているが、これらの法科大学院、専門職大学院等における 知的財産教育の内容をレビューし、より一層知的財産関連人材が深化・ 専門職化されるよう、将来の課題を検討する。
 - ②大学等における知的財産教育がより一層広がるよう、知的財産人材育成 推進協議会各機関と大学関連団体の連携を図り、大学等における教職員 の養成と知的財産教育カリキュラムの充実を図る。
 - ③大学等の専門教育機関等において、産業界における知的財産活動の重要性の実態に即し、知的財産と企業経営の関係など経営系・社会系の人材に対し、知的財産と経済活動の関係など知的財産の活用について学べるカリキュラムや教材等の開発、それらを教える教員養成の充実を図る。
 - ④大学等の専門教育機関においてそれぞれの専門性に加えて産業界における知的財産実務の教育が実践できるよう、産業界の知的財産専門家の派

遣やアドバイスが受けられる環境の整備について検討する。

- ⑤知的財産人材育成推進協議会では、知的財産人材育成総合戦略第1期計画で整備された環境の下、各機関が、より特色を打ち出した活動を展開し、知的財産教育に関し引き続き大学等への支援を継続して人材育成活動をさらに加速させる。
- ⑥小・中学校、高校などの学校教育機関における知的財産教育の実施を促すべく、小・中学校、高校等に対する大学等の専門教育機関の人的支援 や教員養成機関等との連携を図る。
- (3) 先端技術を理解できる人材の知的財産分野への誘引・活用を図る。
 - ①先端技術を理解できる人材の特許庁での任期付き審査官としての経験を活かした民間での活用が図られるよう、弁理士やTLO等での活用のほか、産業界での活用を促す。
 - ②将来にわたって我が国の産業競争力が高められるよう、科学技術重点 4 分野など産業界等の市場が必要とする先端技術を理解できる人材の知的 財産分野への誘引・活用を促進する。
- (4) 我が国の地域において知的財産戦略を支援する人材を育成するととも に、知的財産実務経験者の地域での活用を図る。
 - ①我が国地域における特色ある産業の競争力を高めるため、知的財産戦略が支援できる人材を多数輩出できるよう、知的財産人材育成推進協議会において知的財産戦略支援人材の育成事業を充実するとともに、大企業知的財産部門等のOBの人材データベースを作成するほか、その人材の活用を促す活動に協力する。
- (5) 知的財産関連人材のキャリアパスの確立を促進するため、融合人材を 育成する。
 - ①我が国の産業競争力が知的財産によって高められるよう、知的財産に関連したことのある融合人材を多数輩出できるよう、知的財産人材育成推進協議会において融合人材の育成事業を充実する。また、知的財産関連人材が多くの経験を積めるよう協力する。
- (6) 我が国産業界の国際競争力を高めるべく、海外の知的財産に関係する

研修機関等との交流を促進する。

- ①工業所有権情報・研修館は日中の研修機関間交流をはじめとして各国との交流を進めるとともに、知的財産人材育成推進協議会に情報を提供して我が国産業界の国際競争力を高める。
- ②我が国の産業界がアジア地域で活動がしやすいよう、知的財産人材育成 推進協議会の各機関では、アジア地域の研修機関等と知的財産関連人材 育成に関し、積極的に情報の相互交換を行っていくとともに、海外派遣 のほか、各国からの研修生を受け入れる。
- (7) アジアの科学技術コミュニティーの中で、知的財産に関する様々な問題が議論できる良質のコミュニティー形成を進め、科学技術コミュニティーの交流を活性化させて人材のネットワーク化を図る。
- (8) 日本知的財産学会を活用し、大学等の専門教育機関で利用できる教育 用ツールを整備する。
 - ①知的財産人材育成推進協議会の各機関が協力し、日本知財学会で大学等における知的財産人材育成のための標準的なカリキュラムを設計するほか、講義等に必要な専門的な知的財産実務を習得できる教育用教材を開発する。
- (9) 知的財産人材育成推進協議会は、各機関が行う知的財産に関する研修 の知見とノウハウを活かし、お互いの研修内容をより充実させる検討 を行うとともに、積極的に知的財産教育用の教材や教育ツールの開発 に協力する。

政府は、知的財産人材育成推進協議会や民間における知的財産教育用の教材や教育ツールの開発に協力するとともに、その周知に努める。

- ①知的財産人材育成推進協議会の各機関が実施する研修の内容や教材等について調査分析を連携して行い、系統立てて研修のノウハウを整理してそれぞれの研修をブラッシュアップするとともに、民間に対してはその内容を公開して知的財産教育用の教材や教育ツールの開発に役立てる。
- ②特許庁の審査処理促進及び民間における高度な知的財産関連人材の増加 のために(独)工業所有権情報・研修館を通じて特許庁の持つ審査、審 判、事務処理ノウハウをより一層、民間へ提供する研修等に活かす。

- ③知的財産関連人材の融合化、高度・広域化、分化専門職化を促進するため、例えばサーチャー等に対するインセンティブを高めるため実務能力を評価する制度等の充実を図る。
- ④知的財産教育が学校教育機関等のみならず、様々な場面で学べるよう、 知的財産をテーマとしたゲームやワークブックなど、教育用教材の充実 に努める。
- (10) 我が国の知的財産人材育成において、融合化、高度・広域化、分化 専門職化がより一層進むよう、既存公的資格に配慮しつつ知的財産関 連人材に関する民間資格が専門職種毎に創設されるよう促進する。

2. 新たなテーマ

- I. 中小企業等に対する知的財産関連人材育成の支援について
 - ①知的財産を経営戦略に組み込む中小企業を増やすために、各中小企業に 最低一人は知的財産管理の技能を持つ人材を置くように民間に推奨する とともに、知的財産人材推進協議会は中小企業の人材育成を支援する。
 - ②知的財産人材育成推進協議会は、地域の知財人材育成を図るため、地元 企業や中小企業関係人材との交流を促進する。また、知的財産人材育成 推進協議会の各研修機関は、知的財産を経営戦略に組み込む中小企業を 増やすために、各中小企業の経営者向けのみならず、従業員を対象とし た研修など中小企業における人材育成を目的とした支援の充実について 検討する。
 - ③地域経済の活性化及び中小企業等地場産業の振興のため、中小企業を支援する地域の金融機関の行員等に対する知的財産教育等により、知的財産制度の普及を図り、地場産業への知的財産普及支援を促進する。また、金融機関と知的財産関連の支援機関との連携を一層推進する。
- Ⅱ. 特許審査迅速化と民間人材の能力向上への支援について
 - ①特許庁における特許審査迅速化のため、知的財産人材育成推進協議会が協力し、(独)工業所有権情報・研修館は、事務官、審査官、審判官、調査業務実施者の育成などの知見を活かした民間及び地方行政機関の専門人材を育成するための研修の充実を図る。

- ②(独)工業所有権情報・研修館は、事務官、審査官、審判官、調査業務 実施者の育成などの知見を活かし、弁理士の実務修習に積極的に支援し、 専門人材の育成に協力する。
- Ⅲ. 農林水産分野における知的財産関連人材育成の支援について
 - ①知的財産人材育成推進協議会が協力し、全国の農林水産関係者が知財に 関する知識を修得するための研修等において、知財専門人材を講師等に 派遣するなどの支援を行う。
 - ②知的財産人材育成推進協議会が協力し、農林水産関係者と知的財産専門 人材との交流を促進し、フォローアップ体制を整える。
 - ③知的財産人材育成推進協議会の各機関は、それぞれが行う研修等において、知的財産関連人材が種苗法など農林水産に関係する知的財産の知識、技能の修得を充実させる。また、農林水産に関係する地方自治体関係者と知的財産人材育成推進協議会との協力や連携について検討する。
 - ④知的財産人材育成推進協議会は知的財産分野における農林水産省と経済 産業省の連携に積極的に協力する。また、農林水産省が進めるモデル事 業等(リアルプロジェクト)に協力する。